平成28年

島本町議会12月定例会議会議録

平 成 2 8 年 1 2 月 1 3 日 開 議 平 成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 散 会

平成28年12月13日(第1号)

平成28年12月14日(第2号)

平成28年12月15日(第3号)

平成28年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号(12月13日)

○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○議事日程······	2
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
村上議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
・田中議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
・関 議員·····	2 1
野村議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
外村議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
・川嶋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3
・河野議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
・佐藤議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
・戸田議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
○延会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
第 2 号(12月14日)	
○出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 3
○議事日程······	9 5
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
○一般質問······	9 7
・清水議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
・平野議員····································	0 1
・平井議員····································	
○第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること	
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1 9
·	

○第72号議案	大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて・・・・120	
○第73号議案	島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について・・121	
○第74号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する	
	条例の一部改正について・・・・・・・131	
○第75号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・131	
○第76号議案	島本町税条例等の一部改正について・・・・・・・・・・142	
○第77号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について・・・・・・・・・147	
○第78号議案	島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防	
	サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める	
	条例の一部改正について・・・・・・・157	
○第79号議案	島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者	
	の指定について・・・・・・・158	
○第80号議案	島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について・・・・・・・158	
○延会の宣告・・・		
	第 3 号(12月15日)	
○出席議員····································		
○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175		
○開議の宣告・・・・	1 7 6	
○第79号議案	島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者	
	の指定について・・・・・・176	
○第80号議案	島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について・・・・・・176	
○第81号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・207	
○第82号議案	島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について・・・・・・・207	
○第83号議案	平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)・・・・・・・・207	
○第84号議案	平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)・・207	
○第85号議案	平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)・・・・207	
○第86号議案	平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)・・・・・・207	
○第87号議案	平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)・・・・259	
○第88号議案	平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)260	

○第90号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・262
○散会の宣告・・・	
※付議事件の議決	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

平成28年

島本町議会12月定例会議会議録

第 1 号

平 成28年12月13日 (火)

島本町議会12月定例会議 会議録 (第1号)

年 月 日 平成28年12月13日(火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番 平 井 均 2番 関 重 勝 3番 外村 敏 一 4番 田中 修 5番 村 上 毅 6番 清 水 貞 治 7番 岡田 初惠 8番 川嶋 玲 子 9番 戸田 靖 子 10番 平野 かおる 11番 伊集院 春美 12番 野 村 行 良 13番 河 野 恵 子 14番 佐 藤 和子

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

総合政策 町 長 川口 裕 教育長 岡本 克己 由岐 英 部 長 健康福祉 都市創造 総務部長 岡本 泰三 名越 柴山 則文 誠治 部 長 長 部 教育こども 上下水道 水木 正也 消防長 近藤 治彦 北河 浩紀 部 長 長 部 総合政策部 都市創造部 会計管理者 永 田 暢 吉川 展彦 佐藤 成一 次 長 次 長 総合政策部 人権文化 島村 博之 センター所長

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第1号

平成28年12月13日(火)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

村上議員 日立金属株式会社山崎製造部跡地の動向について

田中議員 1. 町職員の意識改革(働き方改革)と事務改善提案制度について

2.「ふるさと納税」の取組み状況について

関 議員 1. 姉妹都市提携の候補地視察の成果について

2. 島本町の財政はいつまでもつのか

野村議員 1. 財源確保と農地に対する課税について

2. 個性が活かされるまちづくりの実現について

外 村 議 員 1. 子供の貧困問題や幼児虐待事案など本町での現状と対応 について問う

2. 北摂7市3町による図書館の広域利用化の検討と課題について問う

川 嶋 議 員 公共施設の整備・改修計画について

河野議員 1. 重症心身障がい児者の移送支援の拡充を求める

2. 町行事や学校現場での事故、怪我への保険対応、補償を問う

3. 飲酒等にかかわる未成年、町職員指導等対策を問う

佐藤議員 1. 島本町内の農地を守るために

2. 東大寺緊急士砂置き場の安全をはかる取り組みを

戸田議員 1. 障害者が地域で安心して暮らせる町に

2. 市民の暮らしを支える下水道事業 ~マンホールカード発行を提言します~

3. JR島本駅西土地区画整理事業 ~「広報しまもと」に事業進捗の掲載を求める~

清水議員 若山台調整池について

平 野 議 員 1. 新名神高速トンネル工事残土受入れに係る災害防止・環境 保全について

2. 税額通知書に勝手にマイナンバーを記載しないことを求

める

3. 戦争遺跡である「楠公・桜井駅跡」の「日本遺産」申請について

平井議員 マンション建設等の住宅開発が島本町に与える影響について

日程第4 第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 第72号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることに ついて

日程第6 第73号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正 について

日程第7 第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第8 第76号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第9 第77号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について

日程第10 第78号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正について

日程第11 第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管 理者の指定について

第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について

日程第12 第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)

第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第13 第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第14 第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第15 第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご 苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成28年島本町議会12月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付いたしておりますので、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から 12 月 15 日までの 3 日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 田中議員及び10番 平野議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会の調査研修が実施されましたので、委員長よりご報告いただきます。

平井委員長(登壇) 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより総務建設水 道常任委員会所管事務調査の委員長報告を行います。

去る 10 月 13 日に、「空き家及び空き店舗の対策について」をテーマに兵庫県豊岡市へ、翌 14 日には「バイオマス・エネルギー事業について」をテーマに京都府宮津市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、総務建設水道常任委員6名と、随行として議会事務局長の計7名でございます。

初日の10月13日に訪れました豊岡市は、兵庫県の北東部に位置し、平成17年に旧豊岡市を含む六つの市町が合併して誕生した市であります。人口は約8万6千人で、地域の約8割を森林が占めております。

「空き家バンク制度」については、平成21年度から、移住の促進を目的に実施されてきました。この制度は、賃貸や売却を希望する所有者に空き家バンクに登録してもらい、物件の情報を希望する方に提供するものですが、空き家が山間部などの過疎地に集中していたこともあり、実績が増えず、本年9月に廃止されたとのことでした。空き家対策については、現在、市全体として「総合戦略」の中の定住促進の施策として、豊岡市移住ポータルサイトを開設し、不動産業者との連携のもと、空き家物件の情報提供を行う形で進められています。

豊岡駅周辺では、これまで大型店舗等の進出、バイパス道路の接続、駅前再開発ビルの建設など、駅裏側の開発が進んだことから、駅から市役所までの中心商店街の通りは

空き店舗が数多く見られる状況となっており、高齢化により後継者がいないことなども 空き店舗の原因になっています。

豊岡市は全国最大の鞄の生産地ですが、鞄の製造をはじめとする地場産業の交流拠点を設け、鞄の販売や鞄づくりの専門学校の設置、またIT企業の起業・創業の仕組みづくりなど、中心市街地の活性化に向けて、空き店舗を活用した取り組みを進めておられます。また、対策の一つとして、市内の空き店舗や空き家を活用して新しく店舗を開業される方に対し、出店に必要な店舗改修費と販売改修費等の経費に対し、最高額は100万円ですが、2分の1以内で補助する制度を平成27年から設けておられます。

空き家・空き店舗対策については課題も多いとのことですが、豊岡市での地域活性化への取り組みは学ぶところが多くあり、当委員会としても、大変有意義な研修となりました。

次に、翌日の14日は、宮津市において「バイオマス・エネルギー事業について」をテーマに調査研修を実施しました。

宮津市は、京都府の北西部に位置し、人口は約1万8,500人であり、日本三景とされている特別名勝の一つの「天橋立」がある観光地でもあります。

宮津市では、人口が減少したことにより産業活動の停滞及び農林水産業の低迷、財政 状況の悪化、地域力が衰退する状況となり、低迷克服のために、今後のまちづくりの道 筋を示す「みやづビジョン2011」を策定し、地域経済力を高めるため、自立循環型 経済社会構造への転換戦略として、「バイオマスタウン構想」及び「竹資源の有効活用」 の推進に取り組まれました。

宮津市では、総面積の約80%が森林、そのうち約10%が竹林であります。竹は3年から5年で成竹となる、成長サイクルの早い循環資源であり、表皮には抗菌・殺菌・脱臭作用などの効果が期待できる有効成分を含んでいます。

しかし、放置された竹林の荒廃は森林環境の悪化、里山景観の悪化、有害鳥獣の多発、山地災害の危険などを招いており、竹の有効活用、新しい産業を興し雇用を創出することが求められ、その具体化として「宮津バイオマス・エネルギー製造事業所」が国の補助を得て建設され、運営が行われています。事業所では、竹の一次加工で竹チップ・竹粉の製造等が行われており、また竹のガス化発電及び液体燃料化の実証実験が続けられていますが、採算性のことも含め、事業化は難しいとのことでした。

宮津市では「竹資源活用型産業創出アクションプログラム」を作成し、竹を使ったビジネスモデルの確立、竹関連企業の立地促進、竹商品のブランド化などを目指して取り組んでおられます。竹の調達については、市が地権者から同意を得て竹を提供していただく仕組みが取られていますが、今後、事業を進めていくうえで、竹材の安定的な調達や、安価な伐採・搬出方法の確立、商品化したものの販路の拡大など、課題も多いとのことでした。

本町も、竹林の荒廃への対策の課題があり、宮津市の取り組みは本町にとっても非常に参考になる調査研修であったと感じました。

以上が所管事務調査研修結果の概要ですが、詳しい資料等につきましては議会事務局 に保管しておりますので、参考にしていただければ幸いです。

これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の委員長報告を終わります。

伊集院議長 次に、会議規則第 129 条第 1 項ただし書きの規定により、お手元に配付して おりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、村上議員、田中議員、関議員、野村議員、外村議員、川嶋議員、河野議員、佐藤議員、戸田議員、清水議員、平野議員、平井議員の順で行います。 それでは最初に、村上議員の発言を許します。

村上議員(質問者席へ) おはようございます。それでは、「日立金属株式会社山崎製造 部跡地の動向」について、一般質問をいたします。

最近の各自治体の人口動向につきましては、これまでも言われていますように、ほとんどの自治体において減少傾向にあるとのことですが、本町においては関電グラウンド跡地の開発により、1 戸建て住宅 104 戸とマンション 264 戸の建設が進められています。また、国道 171 号線に面したサントリーの跡地には 315 戸のマンション建設も進められており、平成 31 年 4 月には販売予定とのことであります。このように、今後、本町においては大幅な人口増加が見込まれています。

このような大規模開発に伴い、保育所や小学校などの受け入れ体制が大きな問題になってくるものと考えます。行政としては、受け入れ体制について、しっかりと対応していく必要があると考えます。そのためには、今の校区割りについても再編が必要になってくるものと思います。

こういった厳しい状況の中で、去る 10 月に、日立金属株式会社山崎製造部が平成 30 年 10 月頃に撤退をして熊谷市に移転する、という新聞記事を見て驚いたところであります。また問題は、その跡地が一体どうなるか、ということであります。約6万平米とも言われている広大な土地が、今後、どのように開発されるかによって、本町に与える影響は大変厳しいものになると考えます。

そこで、お尋ねをしていきたいと思います。

まず、1点目ですが、本町として、当企業の撤退理由、特に撤退後の跡地について情報収集をする必要があると思いますが、把握されているものがあれば、具体的にお示しください。また、ないのであれば、今後、どのような対応をして行かれるのか、お尋ねします。

総合政策部長 それでは、村上議員の一般質問の「日立金属株式会社山崎製造部の移転」

に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

1点目の、「移転の理由及び跡地にかかる情報について」でございます。

本年 10 月初旬、江川二丁目地内に立地する当該法人から、平成 30 年 10 月頃までに埼 玉県熊谷市に移転する旨の連絡を受け、議長宛て文書にてご報告させていただいたとこ ろでございます。

「移転の理由について」でございますが、当該法人におかれましては生産体制の強化を進めていくため、埼玉県熊谷市にあります磁材工場に新建屋を建設し、新たな生産ラインを導入されるとともに、本町域内にある磁性材料研究所を移転することにより、生産拠点の集約を図られるものと聞き及んでおります。

なお、移転後の跡地の動向につきましては、売却を視野に検討されるとのことでございますが、現時点で具体的な計画は決定していないと伺っております。

以上でございます。

- **村上議員** 今回の件で、誰もが一番気になるのは、移転後の跡地の利用をどのようにされるのか、ということであると思います。先ほどのお話では、売却するものの、現時点では具体的なことは決まっていないということで、ある程度の現状はわかりましたが、その情報は、いつ、どこで、誰との間で確認されたのか、お尋ねします。
- **総合政策部長** 第一報といたしましては、本年の10月3日、町役場におきまして当該法人から私に対して、ご報告がございました。これを受けまして、10月5日付け「町内企業の移転情報について」と題する町議会議長宛ての文書により、ご報告をさせていただいたところでございます。

その後、11月14日には、ふれあいセンターにおきまして、当該法人と本町職員、大阪府の企業立地担当課職員の三者で面談を行っており、その際、本町からは町長、都市創造部の部長及び次長、教育こども部長、そして私の5名が出席をいたしております。以上でございます。

- **村上議員** 本町としては、当企業が納付されていた税収分を少なくとも確保する必要があると思いますが、そのためには、どのような対応が必要になってくるのか、お尋ねしたいと思います。
- **総務部長** それでは、2点目の前段の「企業の撤退に伴う税収の確保」につきまして、ご 答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、企業が撤退した場合は一般的には税収が減収するものでございます。 そのため、町といたしましても税収の確保が課題となってまいります。

今後につきましては、当該企業が撤退した跡地がどのような用途に使用されるかで異なってまいります。かりに当該跡地に企業が転入してきた場合は、土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税・都市計画税と法人町民税を課税することとなります。また、当該跡地に住宅が建てられた場合は、土地・家屋にかかる固定資産税・都市計画税と個人

町民税を課税することとなります。ただし、住宅の場合は、土地にかかる固定資産税・ 都市計画税についての住宅用地特例が適用されることとなります。

いずれにいたしましても、当該跡地がどのような用途に使用されるか、どのようなものが建設されるかで、税収は変動することとなります。

以上でございます。

都市創造部長 次に、2点目の後段につきまして、ご答弁申し上げます。

本町が位置する三島地域につきましては、その地域特性として、大学や研究機関等の知的資源が豊富に集積しており、また交通の要衝として古くから発達してきた地域であり、名所・旧跡・文化財も数多く存在しております。特に、本町には優良企業が立地しており、またJR島本駅の開業を機に、より交通の利便性に恵まれた、大阪、京都のベッドタウンとしての地域特性を有する地域であります。このような状況の中で、本町では、平成23年4月に企業の立地を促進し、経済の活性化を図るため、「島本町企業立地促進条例」を制定いたしました。

今後におきましても、企業立地の促進、JRと阪急電鉄の2ウェイアクセスを有する 交通の利便性を生かした秩序ある人口の増加施策など、本町の「水と緑」など地域特性 や、歴史・文化に恵まれた地域資源を生かしながら、自主財源である税収の一層の確保 に努めてまいりたいと考えております。

- **村上議員** 今の答弁で、平成23年4月に企業立地を促進するために「島本町企業立地促進条例」を制定したとのことでありますが、これまで、この条例をもとに本町に企業立地された企業があるのかないのか、お尋ねします。
- **都市創造部長** 「島本町企業立地促進条例」の適用実績についてでございます。 本条例に基づく補助金制度を活用した事例は、現時点ではございません。
- **村上議員** この条例を活かすために、どのようなことを考えておられるのか、お尋ねしま す
- **都市創造部長** 「島本町企業立地促進条例」に基づく誘致制度の活用につきまして、ご答 弁申し上げます。

制度導入後から現時点に至るまで、ホームページをはじめ様々な媒体において制度の 周知を行っており、引き続き本町の交通利便性等もあわせて、大阪府の企業誘致担当者 等とも随時情報交換等を行いながらPRを行ってまいりたいと考えております。また、 より効果的な制度とするため、制度の見直しについても調査・研究してまいりたいと考 えております。

- **村上議員** それでは3点目ですが、かりにマンションなど土地開発が行われた場合、大幅な人口増加になります。現状でも大変厳しい中、保育所や小学校、中学校の受け入れ体制はどのようになるのか、お尋ねします。
- **教育こども部長** それでは、3点目の「保育所や小学校・中学校の受け入れ体制について」

ご答弁申し上げます。

現時点におきまして開発内容が明らかになっておりませんので、具体の検討までは行っておりませんが、かりに住宅開発がなされた場合には、面積的にも、平成21年に建設されたライオンズガーデン水無瀬グランリバーの約2.5倍の敷地面積であることから、保育所はもとより、校区内にある第四小学校及び第一中学校で教室の不足が危惧されます。このことから、今後の動向に注視するとともに校区内における人口動向を的確に把握するなど、関係部局と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

- **村上議員** それでは、4点目としまして、本町として期待すべきことは、マンション群ではなく優良企業の誘致ではないかと考えますが、いかがですか。
- **都市創造部長** 次に、4点目の「本町として期待すべきこと」につきまして、ご答弁申し 上げます。

全町的かつ長期的な視点におきましては、「第四次島本町総合計画」や「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてお示しいたしておりますとおり、人口増加の施策の推進につきましても、企業立地の促進につきましても、まちの発展を目指した取り組みといたしましては、どちらも積極的な対応が求められているものと考えております。

また、企業の撤退によって跡地が住宅系用途に転用されることにつきましては、それらが町の活性化に繋がることも想定されるため、一概に望ましいものではないとは言えないものであると認識しております。一方で、当該地区は準工業地域であり、「島本町都市計画マスタープラン」において産業系地区と位置付けておりますことから、本計画に示すまちづくりの方針といたしましては、事業所活動を行いやすい環境づくりや、周辺住宅市街地との調和・共存を図ることとしております。

また、ここ数年の大規模開発による短期間の人口増加に伴い、待機児童問題をはじめとする教育・保育施設の配置に関する課題と、それに伴う財政的負担が生じております。 さらに、企業立地によって税収の確保も期待できることから、これらの要因を踏まえる と、当該地区の跡地に関して本町が現時点で期待すべきことといたしましては、企業の 立地がより望ましいものであると考えております。

村上議員 人口の増加や、企業立地のどちらも必要であるとのことですが、それには、いるいろな施策を伴う財政確保が十分されているところではそうだと思いますが、本町の現状を見たとき、それはなかなか難しい現状であると思っています。

優良企業の誘致については、いろいろな面において必要であるとのことですので、ぜ ひとも全庁において、その目標に向かって頑張っていただきたいと思いますが、その点、 いかがですか。

都市創造部長 長期的な視点に基づく人口増加の施策の推進につきましては、今後、積極 的な対応が求められているものと考えておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたと おり、短期間の人口増加に伴う財政的負担等を鑑みますと、現時点におきまして当該地 区については、企業の立地がより望ましいものと考えております。

そのため、企業誘致担当部局のみならず、庁内の関係部局が連携して取り組んでまいる必要があるものと考えております。

村上議員 5点目ですが、その企業誘致を実現させるためには、本町の取るべき行動は自ずと決まってくるかと思いますが、例えば、町長を先頭に日立金属株式会社東京本社に赴き、跡地についてどのような考えを持っておられるのか、確認をする必要があるのではないかと思います。そのうえで、本町として企業誘致を実現するための方策を出して、全力で当たってお願いをしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

都市創造部長 次に、5点目の「企業誘致を実現させるための方策」につきまして、ご答 弁申し上げます。

当該地の跡地に関する企業誘致につきましては、現在、大阪府の企業立地担当課とも 連携を行いながら、対応が可能な範囲において、積極的に取り組んでいるところでござ います。先日も、日立金属株式会社山崎製造部と島本町、大阪府の三者において協議を させていただき、町が抱える重大な課題等もお伝えしたところであり、また、その際に は、今後、町長をはじめ大阪府も含め、東京本社との協議を行いたい旨の打診をさせて いただいたところでございます。

なお、現時点におきましては、今後の具体的な協議内容をお示しできる状況ではございませんが、課題の解決に向け、当該企業との協議を引き続き行ってまいるとともに、 大阪府と連携し、積極的な対応策を検討してまいりたいと考えております。

川口町長 先ほど来、担当部長からご答弁をさせていただいておりますように、11 月 14 日の青葉会の総会の前に、私、そして担当部長、次長、そして大阪府の方とご一緒に、日立金属の方とお話をさせていただいております。

島本町というのは多くの企業の皆さんに育てていただいた、そのことによって島本町は発展してきた、そんな歴史がございます。今、シャルマンコーポにはエースコックがございましたし、メゾン水無瀬の辺りには世界長なんかがあったと思います。企業の入れ替わりはありますけど、企業の皆さんとともに島本町は育ってきた、大きくなってきたというふうな、そんなお話をさせていただいて、その跡地にはぜひとも企業に来ていただけるようにご配慮をお願いしたい、そんなお願いをさせていただきました。

最終的に結論を出されるのは本社のほうの経営企画室的な、そういう部署の方、そして決裁としては役員会の決裁というふうなことにはなるかと思うんですが、本社のほうにお伺いして、そんなお願いをさせていただきたい、そういうお願いを日立金属の方とはさせていただいているところでございまして、今、その調整をしていただいている、そのような段階でございます。

以上でございます。

村上議員 今、町長のほうから非常に前向き的といいますか、そういった答弁があったんですが、ぜひとも、できるだけ早い時期にそういった対応をしていただいて、町民が安心できるような対策を立てていただきたいなと思います。

それでは、5点目ですが、本町との協議について打診をしているということでしたが、 その感触はどのようなものか、また町が抱える重要な課題を伝えたいとのことですが、 具体的にどのような課題を伝えられたのか、現時点での状況をお聞かせ願えますか。

都市創造部長 「本社との協議に関する打診について」でございます。

先般、本町の考えをお伝えさせていただいたところではございますが、本社のご意向をお待ちしている状況でございますことから、現時点におきまして協議の内容につきまして、お示しできるものはございません。

また、相手方にお伝えした本町の重大な課題といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、待機児童問題をはじめとする教育・保育施設の配置に関する課題と、それに伴う財政的負担などに関する内容でございます。

- **村上議員** この6万平米弱の広大な跡地の問題がどのようになるかによって、今後の町政 に大きく影響するものと考えますが、その点、いかがでございますか。
- **総合政策部長** 住宅開発により本町の人口が増加をすることは、持続可能な自治体運営を 推進するうえで、本来的には歓迎をすべきことであると認識をいたしております。

しかしながら、日立金属株式会社山崎製造部の移転後の跡地につきましては、これまで各部長がご答弁申し上げておりますとおり、面積が広大で、子育て世代の方々の転入が一時的に集中することによる保育・教育施設の課題など、町政に対する影響は大きいと認識をいたしており、企業立地に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **村上議員** 先ほど、町長のほうから前向き的なご発言をいただきましたので、これをもちまして質問を終わります。
- 伊集院議長 以上で、村上議員の一般質問を終わります。

引き続き、田中議員の発言を許します。

- **田中議員**(質問者席へ) おはようございます。無所属の田中でございます。それでは、 一般質問をさせていただきます。
 - 一つ目. 「町職員の意識改革(働き方改革)と事務改善提案制度」について。

近年、本格的な地方分権の推進により事務移譲が進められておりますが、限られた職員数の中で、職員の事務量は増加しているものと思われます。そのうえ、さらに住民のニーズは多様化しており、これらにも迅速・的確な対応が必要です。こうした状況を踏まえ、地方自治体においては効率的かつ効果的な行政運営が必要です。それに対応するため、職員の能力向上・意識改革が求められます。

島本町においては、自己啓発をはじめ職員の提案制度による事務改善が提案されていると聞き及んでおります。また、採用された提案に対し表彰制度もあると伺っております。そこで、本町における職員の意識改革の取り組みの現状と、職員提案制度に基づく事務改善の提案状況を、お伺いいたします。

一方、過日、大手民間企業で、将来を嘱望された有能な社員の長時間労働による悲惨な事件のマスコミ報道がありました。本町においても、平成26年6月に都市創造部で月間100時間を超える時間外勤務を強いるなど、庁内で長時間労働が常態化する傾向がありました。

そうした実態が議会で指摘され、同年10月24日には執行部によって、職員の働き方を見直すために「時間外勤務の適正化方針」が策定されました。それにより、民間会社の労使における36協定(時間外勤務時間の上限が月45時間、年360時間)に準ずる月間及び年間の時間外勤務時間の目安等が定められました。そして、職員の健康管理とワーク・ライフ・バランスの観点に沿った指導が行われたと聞いております。

その後、2年が経過いたしましたが、冒頭に申しましたように、地方分権の推進により職員の事務量が増える中、「時間外勤務の適正化方針」がどのように活かされているのか、現状について、お伺いいたします。

総合政策部長 それでは、田中議員の一般質問の1点目、「町職員の意識改革(働き方改革)と事務改善提案制度」についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

職員の能力向上のための取り組みにつきましては、まず、職員研修といたしまして、個々の職員の勤務年数、役職、勤務内容等を勘案したうえで、研修科目を指定し受講させる指定研修や、各職責に応じた能力を養成する管理職研修を実施するなど、「島本町人材育成基本方針」に基づき、職員の能力向上、能力開発に取り組んでいるところでございます。

次に、「事務改善提案制度」につきましては、職員に対し、事務事業の執行に対する 改善意見の提案をする機会を設け、事務の改善及び改革意欲等の高揚を図ることにより、 行政効率の向上に資することを目的といたしまして、平成13年度から実施いたしており ます。

本制度におけます提案状況についてのお尋ねでございますが、過去5年間の実績で申 しあげますと、平成24年度が19件、平成25年度が21件、平成26年度が23件、平成 27年度が16件、平成28年度が19件となっております。

続きまして、「時間外勤務の適正化方針」につきましては、時間外勤務の常態的な発生や、特定の職員にのみ偏ることは好ましいものではないため、職員の健康の維持増進とともに仕事と家庭生活の調和の観点からも、可能な限り抑制していく必要があることから策定をしたものでございます。

これまで、庁議におきまして各部長に対し、所管する課の時間外勤務の実績と前年度

比を配付するとともに、課長会議におきまして、出退勤システムの決裁を行う際に時間外勤務の実績や帰庁時間の確認をあわせて行うよう通知しております。また、課全体の時間外勤務の時間数が多い、課の中で特定の職員に偏りがある、退庁時刻が極端に遅いなどの傾向が見られる場合には、当該課の課長からヒアリングを行うなど実態を確認し、必要に応じて指導、助言を行っているところでございます。

各部、課におきましても時間外勤務の適正化に取り組んでおり、時間外勤務の累計の時間数につきましては、平成27年度と平成26年度を比較いたしますと、約7%の減、平成28年度上半期と平成27年度上半期を比較いたしますと、約10%の減になっております。

住民福祉の維持向上に努める行政職員としては、職務に従事するにあたり、一定の時間外勤務が発生することはやむを得ないものと判断いたしておりますが、引き続き、時間外勤務の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員 ありがとうございました。前半部分については的確なお答えをいただいたと思うんですが、後半の部分、やはり本町だけでなくて、民間のほうにも今、長時間労働の是正ということが課題になっておりまして、これは(新聞を示して)12月8日の日経新聞なんですけども、一面の記事に「残業に事前許可制」とか「19時で退社を強制」とか、こういうタイトルが踊っておるんですけれども、その中で、やはり長時間労働是正に向けた取り組みの中で一番大きいのは――いろいろ項目があるんですけどもね。例えば管理職の意識改革、ノー残業デーの設定、フレックスタイム制度の導入拡充、ITを活用した業務効率化、研修などによる従業員の意識改革、サービス残業の撤廃、残業の事前許可制の導入徹底、こういうことを今、民間では力を入れてやっている。

その中で、やっぱり一番力を入れて取り組んでおるのは管理職の意識改革、これが民間においても一番力を入れられておるところなんですけども、先ほども申しましたように、私ども本町でも、平成26年10月24日の策定で「時間外勤務の適正化方針」というのが作成されました。これは私、文章を読んで、非常に優れた文章で、秀逸な文章だと思いますし、内容も非常にいい。その中で、「管理職の権限と職責の明確化」という冒頭のところがありまして、まさに今、私が申しましたように民間のやろうとしていることと共通な点があるというふうに思いました。

どんなことが書いてあるか、改めて申し上げますと、「管理職である所属長には、役職に応じて権限とともに職責がある。所属長は、労務管理はもとより、これらの職責を全うするとともに管下職員の健康保持・増進及び仕事と家庭生活の調和を図ることが、心身のリフレッシュを促進し、結果として職員の士気を高め、公務能率を向上させることに繋がるという認識に立ち、長時間勤務の縮減に努めなければならない。」、まさに素晴らしい文言だと思うんですけれども、各部長さん、2年間にわたって部下に対して

接しられて、いろいろ努力されていると思いますが、ここで、どのように年間努力され てきたか。各部署の部長さんに披露していただきたい。お願いします。

総合政策部長 まず、総合政策部からご答弁申し上げますが、一答目でご答弁もさせていただきましたように、26 年度に「適正化方針」を定めて以降、27 年度から、庁議におきまして前年と当該年度と対比表を配付させていただき、町長を交えた会議の中で、各部局の超勤の増減について――基本的には「増」ですけれども、増になった部分について指摘をさせていただき、改善に向けた努力をお願いをしてきたところでございます。

また課長会議におきましても、先ほどご答弁申し上げましたように、各所属長、課長が時間外勤務を命令する場合については、適切にその業務内容を把握したうえで命令を行うこと、そして勤務の実績、帰庁時間、そういうものを確認して超過勤務を認めていく。そういうようなことも通知をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

総務部長 総務部の案件では、もちろん、先ほど総合政策部長が申し上げましたように前年度との比較というのをしておりまして、若干、個人によって増えたり減ったりというのはございます。ただ、その辺の原因は業務量という部分がございますので、先ほど田中議員がおっしゃいました、いわゆるIT化、単純な作業というのをできるだけパソコンベース、エクセルとかそういったことでできないか。それと、究極は単純作業で膨大なものであれば、いわゆるコンピュータ化をするというふうな検討をしております。2年ぐらい前に、税務課のほうでも、やはりそういう案件がございまして、予算化をいたしました。

従いまして、やはり業務量を減らすというのはなかなか難しい部分がございます。それでいて、人が増えるかというと、なかなかそれも難しいという形で、総務ではどちらかと言いますとIT化、そういった部分での検討を進めてまいりました。

以上でございます。

健康福祉部長 健康福祉部の取り組みでございますが、やはり時間外勤務が過大に発生するということは、まずもって職員の健康の悪化に繋がる可能性があるということで、職員の健康を管理するという意味では、極力減らしていく必要があると。

ただ、健康福祉部に関しては非常に制度改革が多く、業務量も毎年増大してきている。 その中で、職員数限られた中で、全力で公務に当たっておるわけでございます。まず考えられるのは、やはり仕事のやり方、今までどおりではなくて、前例踏襲ではなく、毎年、仕事のやり方を見直していく。そしてまた先ほども出ましたけど、管理職の意識改革、まず、その仕事のやり方も含めて部内で、課長以上の部内会議というものをできるだけ増やしておりまして、毎月がすべての課が忙しいというわけではありませんので、部内横断して職員で協力するような体制を組んで、違う部署の職員も手伝えるような体制というのは、協力して今、取れておる成果が、平成28年度時間外勤務を縮減してきて いるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 都市創造部でございますが、当初、機構改革もあったということもございまして、業務の混乱があったのは事実だというふうに認識いたしております。ここ、もうその改革から2年半経ちまして、だいぶ落ち着いてきたんではないかというふうに思っております。

あと、取り組みといたしましては、当然、部内各課、4課ございます。それぞれの課が一時に同時に忙しくなるというような状況ではございません。また、イベントも多々 実施している状況の中で、やはり部内各課の応援や連携をきっちりしていくという部分 と、あわせまして課内でも当然1人なり、ごくごく限られた者だけに仕事の比重が重く なるような部分がないように、これについては常時、鋭意見直し等も行う中で、適切な 業務・職務分担を行ってまいっている状況でございます。

以上でございます。

上下水道部長 上下水道部の取り組みといたしましては、上下水道部、工事の管理等がある部署でもございますので、今回も夜間工事等に伴いまして時間外勤務手当等の補正もお願いしておるところもございます。そういう面では職員の健康管理等は、やはり十分に管理をしていくということが必要になってくるかと思いますし、代休、休暇等についても、業務を進める中で、きっちりと取っていただくという体制づくりが必要かなというふうに考えてますし、その取り組みを進めておるところでございます。

今後も、「時間外勤務手当の適正化方針」に則って、適切事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

消防長 消防本部につきましては24時間勤務ということで、特殊な勤務形態になっておりまして、概ね方針に沿った時間内になっております。ただ、災害等が発生した場合、長時間勤務になることがございます。その辺で、増減等がございます。

以上でございます。

教育こども部長 教育委員会につきましては、非常に広範な業務になっております。その中で職務分担というものを的確に見直しをし、管理職が、その日に絶対やらなければならない職務なのかどうかという判断をしたうえでの超過勤務の命令、というようなことを徹底しております。

また、生涯学習課なんかでは各種イベントがあったり、夜の会議というのが非常に多くございます。そこへの出席者につきましても、できるだけ少ない人数で、最少限で出席をしていくというようなことで職員の負担を減らすということで取り組んでまいっております。

以上でございます。

会計管理者 会計課におきまして、4人の少数の部署でございますが、管理職を除きます 担当者が2名の体制でございます。それぞれ歳出・歳入のほうの事務を分担しておりま すが、4月に出納整理期間、これがございまして、どうしても残業が多くなるという時 期がございましたが、課長と相談のうえ、出と入のそれぞれ担当者間の相互の協力関係 を密にすること、また課長においても、それぞれ時間内に納めるようにそれぞれの手助 けなり、私も含めて参加していくということで、なるべく前年度を下回るような工夫を 重ねております。

以上でございます。

- 田中議員 各部長さん、いろいろご努力をいただいていて、非常にありがたいと思います。 それから、この「時間外勤務の適正化方針」の中の7番目に、月間及び年間時間外勤 務時間の目安設定ということで、「労働基準法」36条に基づく協定等については定める 必要はないものの、「職員の健康管理面を考慮すれば一定の目安は必要となることから、 『労働基準法』第36条第1項の協定で定める労働時間の延長、この限度等に関する基準 に準じて、月間限度目安時間を45時間、年間限度目安時間を360時間と定める」という ふうに明快に書いてあるんですけれども、先ほど総合政策部長から平成26年から27年 については7%、それから27年から28年においては10%減というお話がございましたけれども、先ほど私が申しました7番目の、いわゆる36協定に準ずる年間限度目安時間360時間、これを超えている人たちの26年、27年、28年の数というのは把握しておられますかね。
- **総合政策部長** 年間の時間外勤務時間数が 360 時間を超えた職員の人数でございますが、 平成 26 年度の実績におきましては 47 名でございます。27 年度の実績につきましては、 40 人でございます。平成 28 年度の現時点で 360 時間を超えている職員は……、恐れ入 ります、この部分についてはちょっと記憶がございませんで、後ほどご答弁させていた だきます。
- 田中議員 今の数字を見て 47 名、40 名となると、概ね職員の数が 240 名と考えますと、 47 名といいますと 250 で 5 分の 1 ですか、40 名でも 6 分の 1。こんなたくさんの人が 3 6 協定の民間における年間 360 時間を超えているというのは、これは正常なレベルだと いうふうにお考えでしょうか。
- **総合政策部長** 「時間外勤務の適正化方針」に示しております年間基準を超えている職員が、先ほど申し上げたように 40 名を超える職員がいるということについては、見直していく必要があるというふうに考えております。

それから、28 年度の人数でございますが、10 月末現在におきまして 360 時間を超えている職員が1名ございます。

以上でございます。

田中議員 いろいろ努力をしていただいているとは言いながら、2年前に示された「時間

外勤務の適正化方針」、これにはまだ実現にはほど遠いというふうな印象を受けます。これからも、やはり職員の健康面、それから士気の面、そういう面も含めて適切な配慮をしていただきたいと思います。これにつきましては、この質問を終わります。

次に、2番目の質問ですが、「ふるさと納税の取り組みの状況」について。

ふるさと納税につきましては、自治体における有効な財源確保策であることから、全 国の自治体間での競争が激化してきています。お隣の高槻市では、ふるさと納税に重点 的に取り組まれ、一定の成果が出ているとお聞きしておりますが、自治体を取り巻く厳 しい財政状況の中で、重要な課題であると認識しております。

本年9月の会議においても一般質問をし、島本町として取り組みの強化を訴えてきま したが、その後の状況について、お伺いいたします。

一方、「企業版ふるさと納税」についても、お伺いいたします。

これは、企業が地方自治体の地方創生の取り組みに対して寄附をした場合、企業の税負担を軽減するものであり、対象自治体に貢献するとともに、その社会貢献により企業のイメージアップにも繋がるものです。優良企業を多く抱える島本町において、その趣旨を強くPRし、本町の財源確保の一助にしていただきたいと考えますが、その取り組みの状況をお示しください。

都市創造部長 次に、2点目の「ふるさと納税」のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

全国的なふるさと納税ブームの中、一部の自治体が多額の寄附を集める一方で、大都市の自治体などでも、多くの住民が他市町村へ寄付を行った結果、当初の歳入の見込みよりも税収が減少する状況となっております。近隣市町では、茨木市、高槻市が平成27年度から、大山崎町が平成28年度から、返礼品の充実をされております。

このような状況に鑑み、本町におきましても、本年度から返礼品の充実と、新たに発生する様々な業務の効率的な実施を目的に、専門的なノウハウを持つ事業者に委託することといたしました。

なお、実施にあたっての導入コストや返礼品拡充のための対応等を検証いたしました 結果、全国的に事業展開し、他市町村でも実績のある株式会社サイネックスと契約し、 事業を進めております。8月には、商工会を通じて町内の各事業者に対して返礼品の募 集を広く行い、9月には、返礼品としての特典を出品いただく事業者向けの説明会を開 催いたしました。その結果、5事業所から返礼品の応募があり、11月11日から新たな 制度を導入させていただいたところでございます。

なお、現在の寄附件数は、返礼品導入前が5件で405万2千円、返礼品導入後が11 月末現在で6件・13万円、合計11件で418万2千円でございます。

引き続き返礼品の充実を図るため、事業者への周知や協議を継続するとともに、新たな特産品の掘り起こしなどについても積極的に取り組み、本町及び各事業者の知名度向

上を図り、さらなる寄附金の増加を目指してまいりたいと考えております。

総合政策部長 それでは、2点目の後段「企業版ふるさと納税」についてのご質問に、ご 答弁申し上げます。

本件につきましては、本年9月会議の一般質問でも議員からご質問をいただいたところでございますが、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、平成28年度の税制改正により創設された制度でございます。

内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った法人に対して、寄附額の3割に相当する額の税額控除の特例措置がなされるものであり、現行の地方公共団体に対する法人の寄附にかかる損金算入措置による軽減効果とあわせまして、寄附額の約6割に相当する額が軽減される制度でございます。本制度につきましては、企業の創業地への貢献や、地方創生に取り組む地方への貢献を促進する効果などが期待されるもので、企業の寄附にかかる税の軽減効果が従来の2倍に拡大されることから、寄附を受ける自治体はもとより、寄附を行う企業にも一定のメリットがあるものと考えております。

本町におきましては、本年度、町内企業の皆様に制度内容をご説明するとともに、活用に向けたご理解とご協力をお願いしておるところでございますが、引き続き、他団体における先行事例を参考にしながら、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業推進にあたっての財源確保の一方策として、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員 ありがとうございました。前段のふるさと納税の件につきましては、私も 11 月半ばにインターネット、ホームページで公開されました品目を見たんですけれども、 高槻市が 100 点近いものをホームページで掲載されているのに対して、確か島本町は7 点でしたか、非常に少ないですし、いわゆる訴求力がいかにも弱いなというふうに思いました。

始まったばかりなので無理もないことかと思いますけれども、設定する年間 500 万円 という金額に対しても、これは少な過ぎるんじゃないか。平成 27 年においては全国で、その総額が 1,600 億円にもなっておりますので、全国の自治体の数を 1,700 として計算しますと、一つの自治体の平均値が、ふるさと納税に関して約 1 億円という数字になるわけですから、500 万というのは、その何分の 1 ですか、20 分の 1 ですか。一方で、いわゆる他の市町村にふるさと納税をしたために、島本町の町民税が本来いただくべき金額よりも、平成 27 年度において約 2 千万の減収になったということは、前会の会議で聞き及んでおりますので、そういうことを踏まえて、一段と力を入れてやっていただきたいと思います。

とりわけ、町内にはサントリーさんという大きな会社があって、サントリーさんの製

品を返礼品の中に加えるということも大きな力になるんではないかと思いますけれど も、そうしたサントリーさんの製品について、どんなふうに返礼品に加えようとしてい るのか。その辺りの考え方をお聞かせいただけませんでしょうか。

都市創造部長 ふるさと納税の返礼品導入にあわせて、やはり本町の主要な特産品の一つとも言えますサントリー山崎蒸溜所のウイスキーを返礼品にすることについては、非常に重要なことで、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、そのお願いについては、町長も交えましてサントリーに対して行ったところでございます。しかしながら、現在、山崎蒸溜所が製造するウイスキーが相当品薄となっておりますことから、法人として対応することが困難である、との回答をいただいたところでございます。

今後、町としても返礼品の充実を行ってまいりたいと当然考えておりますことから、 ウイスキー、またはそれ以外の特産品の出品の増加を目指すべく、引き続きましてサントリーも含めまして、町内事業所に対しましては協力のお願いを、鋭意、積極的に行って まいりたいと考えております。

以上でございます。

田中議員 それでは、後段の質問について、再質問をいたします。

企業版のふるさと納税につきましてのことですが、サントリーさんをはじめ従来から 寄附をいただいているところは、すでにあるわけです。企業版のふるさと納税の特典を 活かした方法で寄附をいただければ、例えば同じ 300 万円という金額が、600 万円にも 700 万円にも町内に入ってくるということだと思いますので、そういった努力を各企業、 有力な企業、そんなに多くはないと思いますので、青葉会で一般的なお願いをするとい うことではなくて、個々に回って、ぜひ、こういう形で、同じ負担でふるさと納税の企 業版という形を取っていただければ、これだけ島本町に貢献していただくことができま すというようなことをやっていただいたらどうかと思うんですけども、それについて、 どうお考えでしょうか。

総合政策部長 本年5月に、先ほど一答目でご答弁申し上げましたように青葉会の皆様方 にご説明をし、お願いをしたわけでございます。その後、本制度にかかるポスターを商 工会にお渡しをして、この制度の情報提供をさせていただいたところでございます。

サントリーさんに対しましては、今年の10月4日に、町長以下関係職員が工場長等と面談をさせていただきまして、改めて本制度へのご協力をお願いしたところでございます。このことにつきまして、山崎蒸溜所から東京本社にも情報共有をいただいており、現時点の感触としては、これまでも森林整備などで種々ご協力をいただいてきたところでございますけれども、本制度においても、本町と企業側の双方のメリットが見込まれる事業を見出すことができれば、具体的な相談に応じていただけると認識をいたしております。

今後におきましては、サントリーさん以外の町内企業にも順次訪問をするなどして、 改めての協力依頼を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

田中議員 先ほどからいろいろお答えいただきまして、ありがとうございました。

いずれにしても、ふるさと納税、これも島本町における活用の仕方によっては貴重な 財源であり、その財源によって、例えば子どもの医療費の拡大とか、他の福祉の施策と か、そういうものに活用できますので、ぜひ自主財源の確保という意味からも、もっと力 を入れていただきたいと思います。

また、冒頭申しました時間外勤務手当のことについても、概ね1年間で時間外勤務手当を総計すると、約1億円ぐらいというふうに聞いておりますので、その1割、あるいは2割が縮減できれば、1千万、2千万という金額が浮いてくるわけですから、それをさらに有効な施策に活用するという意味からも、今日、申し上げました二つの質問に対して、より一層、力を入れていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

伊集院議長 以上で、田中議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時09分~午前11時20分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、関議員の発言を許します。

関 議員(質問者席へ) 大阪維新の会・関重勝です。私の都合で、ちょっと恐縮なんで すが、1点目の質問と二つ目の質問を入れ違えて質問したいと思います。取り計らいを お願いいたします。

それでは、一般質問させていただきます。

1点目. 「島本町の財政はいつまでもつのか」。

平成28年9月作成の「普通会計収支見通し」では、この先5年間で、平成29年度以外はいずれも経常収支比率が軒並み100を超えており、毎年、3億円から7億円の基金取り崩しがなされております。そのため、平成27年度には42億円ある基金が、平成32年度には16億円まで減少してしまう財政収支見通しでありますが、このような財政状況が続けば、本町の存続に関わる事態になるのではないのでしょうか。

(午前11時20分 河野議員退席)

総務部長 それでは、「島本町の財政はいつまでもつか」について、ご答弁申し上げます。 町財政の今後の見通しにつきましては、平成28年9月定例会議におきまして、「普通 会計中期財政収支見通し」としてお示しさせていただいたところでございます。この「普 通会計中期財政収支見通し」につきましては、その表頭に記載させていただいておりま すとおり、平成27年度決算、平成28年度予算及び毎年国から示される「地方財政計画」 などを加味し、推計したものでございます。従いまして、今後の国等の制度改正や景気 動向などによりまして、自ずと数値は大きく変動することを前提に、お示しさせていた だいておるものでございます。

町の自主財源の多くを占める町税につきましては、平成27年度決算におきまして過去5年間で最高の収入となっておりますが、平成28年度当初予算の町税は、それよりも約3億円低い数値となっております。また平成29年度以降の町税の試算にあたりましては、平成28年度予算ベースで推計をしております。従いまして、町税につきましては、現在お示ししております数値よりも上振れすることも考えられるものでございます。

また、投資的経費につきましては、平成28年9月時点において概ね想定される事業について、5年間の間に全て実施した場合を前提に試算しております。短期的に多くの投資的事業を集中して実施すれば、そのために必要となる一般財源につきましても多額となるため、基金からの繰り入れも多額となり、基金の急激な減少を招くこととなります。従いまして、今後の財政運営につきましては、引き続き事務事業の見直しなどを行うとともに、投資的事業をできるだけ平準化することにより、持続可能な財政運営ができるよう努める必要があるものと考えております。

このようなことから、今後の財政収支につきましては、9月定例会議の決算資料としてお示しさせていただきました「普通会計中期財政収支見通し」からは大きく乖離する可能性もございますので、現時点で、町の存続に関わる判断はできないものと考えております。

以上でございます。

(午前11時21分 河野議員出席)

関 議員 答弁いただきましたが、結論として、必ずしも、この「収支見通し」のとおりに 進むとは限らず、現時点では町の存続に関わる判断はできないとのことです。逆に捉え れば、最悪、この推計した状況にもなり得ることがあると理解いたします。

もし、この「収支見通し」のとおりの財政状況が進むことになれば、平成33年には基金が10億円を下回り、そして平成34年には、残高がほぼなくなってしまうということになりますが、もし、この基金が枯渇することになれば、本町はどのような状態になるのでしょうか。

総務部長 「もし基金が枯渇したら、町はどうなるか」というご質問だと思います。

仮に一般会計の基金が枯渇した状態になり、年度末を迎えた時点で財源不足に陥ることが明らかになれば、この財源不足額を補うため、出納閉鎖までに翌年度の予算を補正して、翌年度の歳入で財源不足額を補うこととなります。その後の年度も同様に、基金の枯渇と財源不足が継続したとすると、毎年度、同様の処理を続けることになり、決算における実質収支額の赤字が累積していくこととなります。

仮に実質収支額の累積赤字が一定額以上となりますと、「地方公共団体の財政の健全

化に関する法律」による健全化判断比率が早期健全化基準以上に、さらに財政再生基準 以上になった場合には、町長は、財政再建のための計画を策定し、議会の議決を経てこれを定め公表するとともに、大阪府知事などに報告することとなります。

仮に、平成27年度決算における標準財政規模等を前提とし、一般会計の実質収支額以外の数値がすべて変わらないという仮定をした場合、一般会計の実質収支額が9億1千万9千円以上の赤字になれば、早期健全化基準に該当することとなります。また、仮に一般会計の実質収支額が12億7,452万2千円以上の赤字となれば、財政再生基準に該当する形になります。

以上でございます。

関議員 本町では、実質収支の赤字額が約12億円以上になれば、財政再生基準に該当することになると理解いたします。財政再建団体と言えば、北海道夕張市をイメージいたしますが、夕張市では職員の人件費の削減、市民税の引き上げ、さらには公共施設利用料を50%、水道料金を1.7倍に引き上げ、ごみ出しの有料化など、住民生活にも大きな負担をかけております。本町では、このような事態になることは絶対に回避しなければなりません。

先ほど、今後の財政運営については「引き続き事務事業を見直しする」と答弁されて おりますが、具体的にはどのようなことを見直しされるんでしょうか。

総合政策部長 これまでも「第5次島本町行財政改革プラン」に基づき、使用料・手数料の見直し、個人給付の見直し、遊休地の売却・貸付、戸籍電算化の完了、人員削減による人件費の抑制など、様々な施策に取り組んでまいりました。しかしながら、歳入の減少、扶助費の増大、公共施設やインフラの老朽化など、厳しい財政状況が見込まれることから、今後も継続して行政サービスを提供していくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進し、安定的な財政基盤を確立する必要があるものと考えております。

今後につきましては、「第5次島本町行財政改革プラン」の効果検証を行うとともに、 次期プランの策定に向けた調査・研究を進めてまいることとしており、プラン案の作成 において、具体的な改革事項等をお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **関 議員** これから調査・研究するということですけども、未だ具体案は何も持っていないということになるんでしょうか。
- **総合政策部長** 次期行財政改革策定のスケジュールでございますけれども、第5次の「行 財政改革プラン」の進捗状況の取りまとめを本年8月に行っております。それを受けま して、来年1月頃から庁内の検討組織であるプロジェクト会議、これは次長級・課長級 職員で構成いたしますけれども、その会議組織で作業開始をしてまいりたいと考えてお ります。その作業を経て、29年度中には素案をお示しできるようにしてまいりたいと考

えております。

以上でございます。

関議員 本町では、経常収支比率が軒並み100を超えている状況にも関わらず、答弁でもありましたように、少子高齢化の影響で、今後、ますます扶助費の支出が膨らみます。 そのためにも、これ以上、義務的経費の中で人件費を増額することはできずに、職員の増員もできないものと考えます。しかしながら、その一方で地方分権により大阪府などから権限委譲が進み、現場職員の仕事量はますます増加していきます。

このままでは職員の方々が疲弊するばかりで、オーバーワークになっているんではないんでしょうか。

総務部長 経常収支が 100%を超過し続け、かつ扶助費が増大し続け、かつ職員を増員せず、かつ職員の仕事量が増加し続けた場合、という想定でございます。

「収支見通し」の 28 年度見込み以降は、経常収支比率は 100 を超えた形で推計をしております。この経常収支比率が 100 を超えるということは、臨時的支出ができないという形で、非常に財政は苦しくなってまいります。

その中で、扶助費の増大傾向につきましては、すでに事務事業成果報告書や「普通会計収支見通し」などの決算資料でもお示しさせていただいておるところでございます。 扶助費は、主に社会保障関係経費でございます。これは全国的な課題で、他の公共団体におきましても、この扶助費の増大というものは同様の課題となっておりますので、その財源として国家レベルで消費税の増額が議論されているところでございます。本町におきましても、消費税は地方消費税交付金として交付されることとなっており、扶助費の増大の財源は、これにより一定まかなわれるものと考えております。

しかしながら、経常収支比率が 100 を超えた状態が継続し、かつ扶助費が増大し続け、 社会保障関係経費をまかなう地方消費税交付金が同様に増額とならない場合において は、町の財政収支に影響を及ぼし、義務的経費である人件費も自ずと増額することは困 難になると考えられます。そのため限られた財源を有効に活用し、住民福祉の維持向上 に努めていくために、正規職員だけではなく臨時的任用職員や非常勤嘱託員、また任期 付き職員など、様々な人員確保策を講じていくことが必要であるものと考えております。

今後も引き続き適正な定員管理に努めるとともに、限られた財源と人員を有効に活用しながら、地方分権の一層の推進や、多様化・専門化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

関 議員 人事を担当されておられます総合政策部は、どのように考えておられるんでしょうか。今の職員数で、本町の業務量を滞りなくこなすことができているんでしょうか。 また、先ほどの他の議員の質問の答弁では、業務量の多さが長時間勤務の原因になっているとのことでしたが、いかがでしょうか。 **総合政策部長** 議員おっしゃいますように、業務量が近年、非常に量が増えてきているというのは事実であろうというふうに考えております。一方で、行財政改革のために職員数も年々削減を、10年前ぐらいからしてきている状況もございます。

今後につきましては、議員ご指摘になられておりますようにオーバーワーク、そういったことにならないような対策を講じていく必要があるというふうに考えておりまして、先ほど総務部長がご答弁申し上げましたように、正職員だけではなく臨時的任用職員、あるいは非常勤嘱託員、また任期付き職員など、様々な人員確保策を講じていくことで、行財政運営を適切にしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

関 議員 財政だけでなく、職員の仕事量も、限界に近いのではないかというふうに考えます。

答弁では、「第5次島本町行財政改革プラン」で遊休地の売却、人員の削減、人件費の抑制など、様々な施策に取り組んだが、今後はさらなる収入の減少、扶助費の増大、公共施設やインフラの老朽化などで、もっと厳しい財政状況が見込まれるとのことでした。これまで売却して基金に充てていた町有地もいよいよ限られてきましたし、これ以上の人件費の削減などもできないものと考えます。

これから、次期プランの策定に向けて調査・研究するとの答弁でしたが、もはや万策 尽きているのではないんでしょうか。

総合政策部長 本町は、これまでも行財政改革を積極的に進めてまいりましたが、議員ご 指摘のとおり、行政サービスが多様化する中で、人員削減による人件費の抑制について も、他の類似団体に比べて少ない人員体制で業務を行っている状況であり、遊休地の売 却についても限界があるものと認識をいたしております。

しかしながら、「地方自治法」が定める基本原則であります、地方公共団体は「その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」との責務を果たすべく、不断に事務事業の見直しを行い、歳出の削減努力等を積み重ねることが必要不可欠であると考えております。 具体的な改革事項等につきましては調査・研究を進め、今後、プラン案としてお示しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **関 議員** このままの財政状況が続くのであれば、本町独自で延命する術としては、増税するか、借金を繰り返して次世代に押しつけるか、行政サービスを低下・縮減して支出を切り詰めるしか方法がないと考えますが、いかがですか。
- **総務部長** 仮に、このままの財政状況が続くと仮定した場合のお尋ねだと思います。

「普通会計中期財政収支見通し」でお示しいたしました財政状況が続くと仮定した場合には、当然のことながら、何の手も打たずに「収支見通し」どおりに財政が悪化する

ことに至らないように、持続可能な財政運営に努めていく必要がございます。従いまして、今まで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため、「第5次島本町行財 政改革プラン」の効果検証を行うとともに、次期プランの作成に向けて調査・研究を進 めてまいります。

以上でございます。

- 関 議員 本町は、大阪府南部と違って、1郡1町であるがゆえに、本町と同じ課題を抱える町村が周辺にありません。そのため、本町は独自で行政基盤を保有せざるを得ないのが現状です。しかし、今後の財政見通しを見る限り、本町独自での保有はすでに限界を超えているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。
- 総務部長 ご指摘のとおり、大阪府南部地域には町村が隣接している地域がございますが、 大阪府北部地域では、豊能郡で2町、三島郡では本町のみでございます。そのため、本 町は現時点で消防・し尿・清掃工場を単独で設置するとともに、府内で唯一、町村であ りながら福祉事務所を設置しており、市並みの行政基盤を保有する自治体でございます。 しかしながら、自治体を取り巻く諸環境が今後ますます厳しくなる中で、各地方公共 団体にとっても、すべての行政需要に単独で対応することは難しくなってきているもの と思われます。大阪府内におきましても、町村のみの広域連携だけでなく、市と町村の 枠組みを超えて広域連携を実施している例も多く、効率的な行政活動を推進していくた めの取り組みがなされております。従いまして、今後におきましても広域的な取り組み は、本町に取りましても重要な課題として認識しているところでございます。 以上です。
- 関 議員 本町では、長年の課題でありましたし尿中間処理施設の問題が、ようやく広域 連携の名のもとに、高槻市への業務委託がなされようとしております。本件に関しては、 未だ高槻市議会本会議での議会承認は得られておりませんが、12月7日に行われました 都市環境委員会では全会一致で賛成可決されたと聞き及んでおります。

本町の財政負担の最も有効な軽減措置として、このようなさらなる広域連携を推し進めることこそが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

総合政策部長 本町のように、小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていく うえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、さらなる 広域連携を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。

以上でございます。

関議員 本年10月5日、大阪府議会本会議の一般質問におきまして、大阪維新の会所属の池下卓府議会議員が、大阪府として、市町村の財政状況と今後の見通しをわかりやすく住民にお知らせするよう指導とともに、市町村が助け合う広域連携や合併議論に関して、大阪府が早い段階から支援すべきであると質問・要望いたしました。そして松井知事から、大阪府として、住民にしっかりと市町村の状況をお知らせするように後押しする

とともに、市町村の要請に基づき、広域連携や合併に関して早い段階から人的支援を行い 支援をしていくと、答弁をいただいております。

大阪府知事は、本町への支援を表明されましたが、本町は、この支援を受け入れるつもりはあるんでしょうか。

総合政策部長 大阪府には、これまでも高槻市・島本町広域行政勉強会にオブザーバーとして参画いただくなど、ご支援をいただいてまいりました。また、本年 11 月には大阪府総務部市町村課から、市町村間の広域連携等の促進に向けての基本的な考え方といたしまして、人口減少、超高齢社会における行政サービスの維持・充実といった観点から、市町村の自主性を尊重しつつ広域連携等の促進に向けたきめ細やかなコーディネートを積極的に実施していく、との方向性が示されたところでございます。

本町といたしましても、大阪府におきます個別施策での緩やかな連携も含め、事例を一つひとつ積み重ね幅広い取り組みに繋げていくとの方針も踏まえまして、広域連携の促進に向けた機運の醸成や、連携を行う事務の内容や連携の規模などに応じて異なるノウハウ等の提供、意見交換等の場の充実及び関係市町・関係市等への働きかけ、仲介など、様々な形でサポートしていただければと考えております。

以上でございます。

関 議員 大阪府知事が島本町の支援を表明したのですから、ぜひとも多方面にわたって、 積極的に大阪府の支援要請をお願いしたいと思います。

そして、これまでの種々答弁を確認して、本町では、未だ全く今後の厳しい財政状況を乗り越えるための施策を持ち合わせていないということがわかりました。まだまだ虎の子の基金を取り崩しての財政運営をしなければならないことになりますが、近い将来、その基金も底をつきます。基金頼みの島本町の財政は、もうすでに立ち行かない状況にあるのではないのでしょうか。

私たち議員も来年4月には改選を迎えます。選挙の公約として、それぞれの議員が住民の方々のより良い生活を思い描いて、様々な公約を掲げることになります。しかし、それらを実現するためにも、議員も要望ばかりを繰り返すのではなく、今の島本町の財政状況から目をそらさずに、しっかりと見据えたうえで、増税やさらなる広域連携・合併など、現実味のある対策を、今こそ考えて決断しなければならないと考えます。

そのことを申し述べまして、次の質問に移ります。

2点目. 「姉妹都市提携の候補地視察の成果」について。

平成28年10月15日から22日にかけて、姉妹都市提携候補地であるアメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市へ職員派遣されましたが、その成果について、お伺いいたします。

総合政策部長 それでは、「姉妹都市提携の候補地視察の成果」について、ご答弁申し上げます。

姉妹都市提携の候補地であるアメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市につきましては、本年 10 月 15 日から 10 月 22 日にかけて職員による視察を行い、本年 12 月 1 日に、議員の皆様への報告会を開催させていただいたところでございます。

今回の視察におきましては、教育分野、経済・観光分野及び将来の人的交流という、 主に三つの視点で、現実的な交流内容などについて調査をいたしました。フランクフォート市長との面会では、本町の身の丈にあった小さな取り組みからスタートし、継続的に交流を積み重ねて、相互の信頼関係を醸成しながら、少しずつ取り組みの範囲を広げていくという本町の姿勢をお伝えし、ご理解をいただいたところでございます。

教育分野では、現地の教育長にあたるスーパーインテンデントとの面会や、学校現場の視察などを行いました。日本の教育に関心を持っている方が多く、インターネットを活用した動画や電子メールなどによる交流や、文通、絵画や書道作品などの交換などを通じ、お互いの文化を学ぶことができ相互理解に資するのではないか、といった意見交換を行ったところでございます。

経済・観光分野では、ケンタッキー州の経済開発省や観光省及び現地の日本企業の関係者などと面会を行い、現地での取り組み状況や、商工・観光分野における相互の交流の可能性などについて、意見交換を行いました。

また、将来の人的交流を想定し、現地の生活環境についても調査を行っております。 治安、気候、交通、食事などの状況のほか、日本人に対する印象にも非常に好意的であ るということなどを、視察を行った職員が直接現地の方々とお話しする中で、確認させ ていただいたところでございます。

このように、今回の視察によりまして、現地の状況や相互の意向を確認することができたとともに、現地の行政機関をはじめ関係団体、企業関係者などとの繋がりができたことなどの成果を得ることができ、当初の視察目的を達成することができたものと認識いたしております。

以上でございます。

関 議員 本町では初めての姉妹都市提携であり、実現されれば、未来の子ども達世代に とっても様々な可能性が出てくるでしょうから、この姉妹都市提携については、私も歓 迎したいと思っております。

今回の視察で派遣された職員の方と現地の方々が意見交換をされたということですが、本件に関しては、今後は具体的にどのような取り組みをされていくのでしょうか。

総合政策部長 先ほども申し上げましたように、フランクフォート市との姉妹都市提携に向けて事務を進めていきたいと考えており、その目的としては、教育の分野の交流、経済・観光分野での交流、これは将来にわたってですが、将来に向けた人的交流、この三つを主に進めていきたいと考えております。今後、フランクフォート市の関係者と協議を進め、早い段階で連携を、姉妹都市を締結できればというふうに考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 報告会では、地元の新聞紙にも取り上げられて、思いのほか手厚い歓迎を受けられたとのことでしたけども、逆にフランクフォート市の方々が来日されるなどの予定はないのでしょうか。
- **総合政策部長** フランクフォート市の関係者、主に地元企業の皆様方が、現時点でまだ未定ではありますが、来年3月にサントリー山崎蒸溜所を訪問することで、今、計画をされているというふうにお聞きをいたしております。

以上でございます。

関 議員 本町の職員の方々がすごい手厚い歓迎を受けられたとのことですから、お返し という意味で、本町もしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

また、最初の答弁では、フランクフォート市は治安、季候、交通、食事、日本人に対する印象など、いいこと尽くしでしたけども、提携に向けてのデメリットと言いますか、 足かせ、差し障りになるような状況は何もないんでしょうか。

総合政策部長 先日、議員の皆様方に報告会をさせていただいたときに、画像でフランクフォート市を見ていただきました。非常にのどかな、いい街であるというふうに考えておりますが、今後、できることから始めていきたいと考えておりますが、もし、将来的に人的交流をしていくということになったときに、若干、飛行機の乗り換え等で 20 時間弱の時間がかかるという部分については、課題の一つであるかなというふうには考えております。

以上でございます。

- 関議員 今、答弁いただきました報告会では、現地までの行程が 19 時間 19 分であるというふうに聞きました。今、部長が答弁されましたけども、今後、姉妹都市提携が進んで、お互いの子ども達を含む人的交流をすることになれば、私も時間的に少々長過ぎるように感じますが、その点については、今回、行かれた職員、実際に行かれた職員の方々の感想はどのようなものだったんでしょうか。
- **総合政策部次長** 実際に視察を行いました職員から聞いております内容といたしましては、事前に調べている段階で、一定の距離があって時間もかかるということを覚悟のうえで行っております。飛行機の乗り継ぎ等も含めて、やはり一定の疲労感はあったけれども、実際にその気になれば行けるものであるというような感触を持って帰ってきたということでございます。

以上でございます。

関 議員 その気になればクリアできる、という答弁です。

そうしましたら、今回、派遣された職員は、どの部署の職員の方が行かれたんでしょ うか。

総合政策部長 現地に赴きました職員は、コミュニティ推進課長、それからにぎわい創造

課長、教育推進課参事の3名が赴いております。

以上でございます。

- 関議員 今回の姉妹都市の提携視察に関しましては、補正予算71万6千円を計上されておりました。この予算については、すでに6月議会でも承認されておりますが、その内訳の説明では、総合政策部長から航空券・鉄道料金など、各2名分だと説明を受けております。今の説明では3人行かれておりますけども、なぜ3名の職員が行けるんですか。
- **総合政策部長** 補正予算におきましては、厳しい財政状況の中、必要最小限での視察とするため、先方の交流の目的に子ども達の文化交流ということがありましたことから、出張者は先方との窓口を担っておりましたコミュニティ推進課、そして子ども達の文化交流という観点で教育推進課の2名分を想定いたしておりました。

6月議会での補正予算審議のおり、商工・産業振興の観点での交流の検討も必要であるというご意見もいただいたところでございます。また、先方と視察時期を調整した結果、10月に行われるバーボンサミットにあわせて視察することが望ましいと判断いたしましたことから、旅費が補正予算額よりも安価であったため、議会でのご意見も踏まえ、3名で出張をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- 関 議員 確認ですけども、職員3名を派遣する必要があったということですか。
- **総合政策部長** 双方の交流の目的を勘案いたしますと、先ほど申し上げました所属の3名 が視察に行くことが望ましいと判断させていただいたものでございます。

以上でございます。

- **関 議員** 前会の議会では、2名派遣すると説明を受けましたけども、3名に変更された のはいつですか。
- **総合政策部長** すいません、3名の出張について決裁を取っておるわけですけれども、ちょっと日程、いつかという部分については、後ほどご答弁申し上げたいと思います。
- **関 議員** わかりました。そうしたら、2名分で積算した費用で3名行けたということに なるんですか。
- **総合政策部長** 補正予算でお願いした折りには、視察時期がまだ未定でございましたことから、8月、お盆時期ですね、航空券が高い時期でございますが、高い時期で2名分を計上させていただき、71万6千円をお願いしたところでございます。先ほど申し上げましたような理由によりまして、3名行くことが望ましいということで、先方とも協議のうえ10月に行かせていただいたんですけれども、10月は補正予算額よりも航空券が安価であったということで、3名の視察が可能となったものでございます。

以上でございます。

関 議員 議会で2名分の積算費用だという説明されていたんですけども、2名分の積算 費用で3名行けたのなら、あまりにもいい加減な視察費用の積算をしていたと言わざる を得ないと思うんですが、いかがですか。

総合政策部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、航空券につきましては、時期によって金額が大きく異なってまいります。補正予算要求時には、渡航時期が決まっていなかったため、8月の盆時期の高い額で積算をさせていただいたところでございます。その後、先方と視察時期を調整した結果、先ほどもご答弁申しあげましたが、10月に行われるバーボンサミットにあわせて視察することが望ましいと判断したことによりまして、旅費が補正予算額よりも安価であったため、議会でのご意見、これも踏まえまして3名で出張をさせていただいたものでございます。

先ほどの、いつ3名に決定したのかというご質問でございますが、先ほど申し上げま した文書を9月1日付けで決裁をいたしております。

以上でございます。

- **関 議員** お盆時期で積算した費用より安くできたということですけども、職員の派遣費 用に余分が出たのであれば、当然に不用額として返金すべきだというふうに考えますけ ども、どう思われますか。
- **総合政策部長** 今回の視察での旅費の実績でございますが、補正予算が 71 万 6 千円お願いいたしておりました。実績といたしましては、58 万 9 千円で済んでおります。今後、議会において補正予算にて減額をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 私は、今のご答弁をお聞きする限り、承認された予算は使い切らなければならないと考えているのではないかというふうな、言い方は悪いんですけど、勘ぐりを持ちます。他にも、このように議会への説明と異なった使い方をしているものがあるんでしょうか。
- **総務部長** ただいまのご質問ですけど、基本的には不用額になりますので、不用額は年度 内に補正予算で落とすようにというふうな、財政としては指示をしております。ただ、 予算の枠内で状況が変わった場合、一定、その予算の枠内で執行する場合もございます。 それは確かに議会のときに、議会において積算という部分でお示しをさせていただいて おりますが、その予算の枠内で、どういう理由で積算が変わったかというのは、財政のほ うも一定お聞きをして、執行する場合というのはございます。

ただ、冒頭に申し上げましたように、不用額は年度内に補正予算で落とすように指示をしております。

以上でございます。

関 議員 今、答弁をいただきましたけども、議会では2名行かすということで承認を得て、積算した結果、時期が変わって3名行けるということで3名行かせたということですけども、2名分、その分、安くなるのですから、余った分は不用額で残すというふうな判断はなかったんでしょうか。

総合政策部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、6月議会におきまして、商工・産業振興の観点での交流も、今後、検討していく必要があるというご指摘を受けております。 そういったご指摘も受けまして、3名で出張させていただいたということでございます ので、ご理解をいただきたい、このように考えております。

以上でございます。

- **関 議員** 原資が住民の税金である以上、予算が余ったから、もう1名増やすんではなく、 余ったのであれば不用額として返金すべきだと私は考えますけども、違いますか。
- **総合政策部長** 当初、必要最小限の視察とするということで、2名分を計上いたしておりました。その内訳は、窓口となっていたコミュニティ推進課と、今後の交流目的である子ども達との国際交流、こういったことから教育推進課の職員、2名を想定いたしておりました。その補正予算の審議の中で、先ほど来申し上げておりますように、将来的に商工・産業振興の観点での交流も必要であるというご指摘も受けましたので、3名で出張させていただいたということでございます。この点については、ご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

(議場外で発言する者あり)

伊集院議長 ご静粛に。

関議員 くどいんですけども、大事なことですので、もう一度お訊きいたします。 島本町の今の財政からしますと、一つ目の質問でもしましたけど、厳しい財政です。 1円でも無駄にすることは許されないと考えます。決して、今回の姉妹都市提携に関しましては水を差すつもりはありませんが、この職員派遣の予算の使い方は、私は間違っていると考えます。町としてはどのように、再度確認します、正当な支出だと考えておられますか。

(議場内外とも、私語多し)

伊集院議長 ご静粛に願います。

総務部長 正当な支出かどうかという部分でございますが、一定、地方公共団体の予算の 執行にあたりましては、その執行がいわゆる経済性とか、あと費用対効果という部分で、 総合的に判断すべきものというふうに考えております。

先ほど総合政策部長が申し上げましたように、当初、考えておりました2名と、それから商工関係の職員という部分で、総合的に効果としてあるというふうな判断をさせていただいて、予算の範囲内で執行させていただいたというふうな経過でございます。ですから、最終的にはその効果も、一定、執行の中で計る必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

関 議員 事後承諾に任せるというのは、良くないというふうに考えます。住民の方々に

は、自分の生活を切り詰めてでも支払っていただいている税金ですから、その使い方に は慎重過ぎるぐらいの配慮をしていただき、誰しもが納得できる支出であることを求め ます。

町長におかれましては、今期、町長の任期まで残り少なくなってまいりましたが、その点、しっかりとした指導・管理を再度徹底してお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川口町長 今、関議員のほうからご指摘いただいているのは、要するに従前の説明と実態が違うじゃないか、ということだと思います。例えば、商工関係の職員をもう1人派遣する必要があれば、時期がお盆の忙しい時期だったら、それこそ補正をしなくちゃいけないわけでございまして、そこら辺のことは少し説明と実態が違うということについては、今後、どういうふうにしていったらいいのか、再度、検討してまいりたいと。議員の皆さんにはしっかりと、その点については説明してまいりたいと思っております。以上でございます。

関 議員 町長から答弁いただきましたように、議会にも、そういう点、重々説明していた だくように申し述べまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊集院議長 以上で、関議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時06分~午後1時05分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員(質問者席へ) それでは、ただいまより一般質問のほう、させていただきます。 2点、大きく質問させていただいているうち、1問目でございます。まず、「財源確保と農地に対する課税」について。

財政状況が厳しさを増していく中、住民のニーズは複雑・多様化しており、事務事業の実施にあたっては、自主財源の根幹をなす町税は重要な財源と考えております。効果的かつ効率的な行財政運営を目指し、積極的に行財政改革を進められていますが、財源の確保とともに事務事業の見直しなどによる徹底した歳出削減も不可欠であると考えております。

一方で、住民の皆様方に納税していただいております町税の課税・徴収については、 言うまでもなく公平負担が原則であります。町税のうち、固定資産税・都市計画税については土地や建物などに対して課税されますが、農地に対しては一般農地と市街化区域 内農地に区分され、課税されております。

なお、田としての収入としては、1反(300 坪)当たり約10万円程度と聞いており、 人件費などの必要経費との比較においては、税負担が大きくなっているのが現状である と考えております。このため、町域内においては田を維持するのが困難な状況も見受け られますことから、宅地に転用し、住宅開発が進んでいる状況であります。

冒頭に申し上げましたが、財源確保は重要な課題であり、都市計画税についても、本町の都市計画事業に充てるための目的税であることは十分認識していますが、長年にわたり納税されています農地所有者の負担も大きくなってきております。

このような中で、営農を希望される方々への税負担を軽減するため、現行の減免制度 を見直すなどの一定の措置が必要ではないかと考えておりますが、まず、見解について、 お伺いいたします。

総務部長 それでは、野村議員の一般質問の「1」点目、「財源確保と農地に対する課税」 につきまして、ご答弁申し上げます。

本町の平成27年度の町税決算額は約47億円で、歳入総額に占める割合は、約41%となっております。また、経常収支比率を計算するうえで分母となる経常一般財源収入は約68億円で、都市計画税を除く町税の決算額は約44億円で、約65%を占めるものとなっております。このように、町税は自主財源の多くを占めており、町が行政活動を行ううえで重要な財源でございます。

ご質問にあります「田としての収入については、1反(300 坪当たり)約10万円程度であり、人件費などの必要経費との比較においては税負担が大きくなっている」とのご指摘でございますが、収入から必要経費を差し引いた所得に応じて課税する税目は、所得税と個人住民税でございます。一方、土地については、その価値に着目した財産税であり、市街化区域内にあっては固定資産税及び都市計画税として課税するものであり、それぞれの課税客体について課税しておるところでございます。

次に、「長年にわたり納税されている農地所有者の負担も大きくなっている」という ご指摘でございますが、市街化区域内農地の課税にあたりましては、「地方税法」に基 づき、原則として評価額の3分の1を乗じた額が課税標準額となっております。また、 課税標準額の負担調整措置により税の負担軽減が図られており、段階的に本来の税額に 近づいているものでございます。

町といたしましても、「地方税法」に基づき、その枠内で町税条例を制定し、課税しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、「都市農業振興基本法」に基づき作成された「都市農業振興基本計画」の中で、「市街化区域内農地について、一定期間の農業経営の継続と農地としての管理・保全が担保されることが明確なものに限り、その保有に係る税負担の在り方について検討する」と示されており、今後、「地方税法」の改正も検討されるものと思われることから、本町におきましても、「地方税法」の枠内で町税条例の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 再質問、順次させていただきます。

まず、農地に対する都市計画税についてなんですけれども、40年以上も前にできております都市計画税ですが、非常に負担が大きい税となっております。農地に対する都市計画の計画実績はないと思いますが、いかがでしたでしょうか。また、農地に対する課税の必然性のほうを、お伺いしたいと思います。

総務部長 都市計画税の農地に対する課税の必然性につきまして、ご答弁申し上げます。 ご指摘のとおり、町税は自主財源の根幹をなすもので、都市計画税についても、本町の 都市計画事業に充てるための重要な財源となっております。この都市計画税の課税客体 につきましては、「地方税法」第702条に規定されており、市街化区域内に所在する土 地及び家屋に対し、「その価格を課税標準額として、当該土地または家屋の所有者に都 市計画税を課することができる」と規定されていることから、市街化区域内に所在する 農地に対しても課税しているものでございます。

以上でございます。

野村議員 今の答弁の中に、農地に対する都市計画の計画実施について、というご答弁が 抜けていたような感じがいたします。

それと、私、一番初めに大きく質問させていただいておるのは、現行の規定の中ですけれども、「特に町長(等)が認める場合……」がありまして、農地所有者の方の負担を少しでも軽減できないかとの趣旨からの質問をさせていただいていることを考えていただきたいと思います。

特に、今の減免の考え方につきましては、各自治体の実情に応じて規定されているものであり、本町の減免のあり方について再度精査を行い、少しでも負担を軽減する措置として見直しができないかなとお尋ねしているものでございます。その点について、再度、ご答弁を求めます。

都市創造部長 失礼いたしました。農地に対する都市計画の実績に関するご質問でございます。都市計画税は、公共下水道整備などの都市計画事業に充当するものでありますことから、これらに該当しない各農地にかかる事業への活用実績はございません。

総務部長 固定資産税の減免についてのご質問でございます。

固定資産税の減免につきましては、「地方税法」第367条の固定資産税の減免規定により、当該市町村の条例で定めるものとなっております。ご指摘の点につきましても、今後、「都市農業振興基本法」に基づき「地方税法」の改正も検討されているものと思われることから、本町におきましても、「地方税法」の枠内で町税条例の見直し等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

以上でございます。

野村議員 はい、よろしくお願いいたします。

昭和40年半ばぐらいだったと思いますけれども、「都市計画法」ができまして、住宅

建設促進のための市街化農地に対する宅地並み評価による課税制度が、昭和51年にスタートしておったと思います。

改めて、本町のスタートした、その時点から現在までの農地面積等の状況を、お伺い したいと思います。

総務部長 ご質問の昭和 51 年から現在、平成 27 年度までの農地面積等の課税状況につきまして、ご答弁申し上げます。

なお、税務課で把握しております面積につきましては、課税の対象となる免税点以上 の農地面積になりますので、よろしくお願いいたします。

平成 27 年度の農地面積につきましては、 $45 \, \pi \, 8 \, + \, m^{2}$ でございます。昭和 $51 \, + \, \epsilon$ 度の農地面積につきましては、 $72 \, \pi \, 7 \, + \, m^{2}$ でございまして、現在まで $26 \, \pi \, 9 \, + \, m^{2}$ の減となっております。

以上でございます。

- 野村議員 いろいろと、またお伺いしたいことがあるんですけれども、本日、次の「農地の課税」について、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、市街化調整区域の農地、市街化区域農地、特定市街化区域農地と、農地の課税、三つあろうかと思うんですけれども、それについて、 ちょっとお伺いしたいと思います。
- **総務部長** 「農地の課税」についてのお尋ねでございます。

まず、「市街化調整区域農地」につきましては、一般農地として農地評価・農地課税を行っております。次に、「市街化区域農地」につきましては宅地並み評価、それから課税につきましては農地に準じた課税を行っております。最後に「特定市街化区域農地」につきましては、3大都市圏の特定市にある市街化区域農地であることから、本町は該当はいたしません。

以上でございます。

- 野村議員 今の答えの中の、3大都市圏を対象云々でございましたけれども、3大都市圏を対象とする固定資産税の減税措置、生産緑地制度ができ、市街化区域農地であっても生産緑地として指定された農地は市街化調整区域農地と同じ減免課税となり、お隣の大山崎町では適用されておりますが、本町では「生産緑地法」適用されておられないということなんですけれども、なぜ適用されないんでしょうか。
- 都市創造部長 「生産緑地地区」に関するご質問でございます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度を示すものでございます。

ご指摘の税制面につきましては、平成3年の税制改正により、3大都市圏の特定市に おいて市街化区域内農地は、宅地並み評価で宅地並み課税がなされる特定市街化区域農 地となりました。これにより当該農地の税額が急激に上昇することから、「生産緑地法」 も大幅に変更され、同時期から生産緑地地区を積極的に指定され、農地と宅地の均衡を 保つよう措置されたものと認識いたしております。

一方、本町は3大都市圏の特定市には該当しないため、本町における市街化区域内農地は宅地並み評価がなされるものの、農地に準じた課税がなされることから、税額の激変は抑えられるものとし、生産緑地地区の導入を見送ってきたところでございます。

しかしながら、近年、市街化区域内農地は都市の中の貴重な緑のオープンスペースであり、災害時などにも有効なものであるとの認識から、大山崎町のように導入された町や、大阪府内においても追加指定される市が見受けられるようになっております。本町といたしましても、生産緑地地区の有用性等については一定認識いたしており、導入の是非にかかる検討を始めているところでございます。

野村議員 検討を始めておるというご答弁をいただきましたので、よろしくお願いしたい と思います。

その中、宅地の場合ですけれども、宅地の場合には住宅用地と非住宅用地と区分されまして、住宅用地の場合は課税標準額が価格の6分の1とする特例措置がございます。また、用途も自由に使えることにより一定の収入が見込まれますが、農地の場合は用途が農地利用に限定されることとなり、自家消費、あるいは販売しても少額の収益しか見込まれません。

このような現状を考慮すると、農地に対する課税については農地所有者の負担が年々増加してきており、農地課税に対する課税のあり方については負担軽減のための減免制度の見直し、あるいは負担軽減のための方策が必要と考えます。先ほどからお伺いしておりますが、再度、町の考えをお伺いしたいと思います。

総務部長 それでは、「土地の課税」について、ご答弁申し上げます。

固定資産税の住宅用地のうち、小規模住宅用地につきましては評価額の6分の1を課税標準額とし、一般住宅用地につきましては評価額の3分の1を課税標準額とする特例措置がございます。一方、市街化区域内農地につきましては評価額の3分の1を課税標準額とする特例があり、一般住宅用地と同等の特例が適用されております。また、市街化区域農地につきましては、宅地や雑種地等に開発することが可能でございますので、その評価も住宅用地並みの価値があることから、住宅用地の評価額から造成費を控除した住宅用地並みの課税となっておるところでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘の点につきましては、今後、「都市農業振興基本法」に基づき「地方税法」の改正も検討されているものと思われることから、本町におきましても、「地方税法」の枠内で、町税条例の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 それでは、市街化区域内農地の対応につきましては検討されているとのことですけれども、ぜひともスピード感を持って、制度の充実に向けて取り組みを進めていただきますよう要望、お願いいたします。そして、1問目の質問のほう、終わらせていただきます。

2問目です。「個性が活かされるまちづくりの実現」について。

年齢や性別に関わらず、すべての人の個性が活かされる社会の実現が、地域における 課題となっていると考えております。現在、国においても「1億総活躍社会」を目指し た政策が進められていますが、全国の共通する課題としては、子育てや介護の問題、働 き方の改革など、多岐にわたっており、これらの解消に向けた取り組みが求められてお ります。

島本町においても、喫緊の課題である待機児童対策、長時間労働の解消など労働環境の改善や、急速な高齢化を迎え、まだまだ元気な高齢者の皆様の能力が活かせる社会環境の整備も必要だと考えます。

高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりのため、シルバー人材センターなどで多くの高齢者の皆さんが活躍されていますが、仕事の内容と個人の能力が合致しない場合があり、うまく雇用に結びつかないケースもあるように伺っております。また若者の就労に対しても、就労意欲はあるものの、希望する職業と就労環境と合致せず就労に結びつかない、などの声もお聞きしておりますが、これらの方の就労相談も積極的に実施されており、結果的に、うまく自分の仕事に繋がるケースや、繋がらないケースもあるとお伺いしております。

このような方に対する行政としての取り組みも積極的に行われてはおりますが、さらに就労率を向上させる取り組みが必要と考えますが、島本町としての、まず、見解をお伺いしたいと思います。

都市創造部長 次に、「2」点目の「個性が活かされるまちづくりの実現」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

年齢や性別に関わらず、すべての人の個性が活かされる社会の実現は、国が示す地方 創生に関する重要なテーマとなっております。本町におきましても、あらゆる世代の住 民の皆様が働きやすい環境づくりを行うため、様々な支援を行っているところでござい ます。

とりわけ、一般社団法人島本町シルバー人材センターにつきましては、運営費の一部 を補助金として交付し、高齢者の雇用創出を目的とした就労支援事業に対しまして、継 続的にサポートをさせていただいております。

シルバー人材センターにおける会員の皆様と仕事のマッチングにつきましては、ワークシェアリングの公平な視点を持って適切な運営を行っておられるものと認識いたしておりますが、業務内容が会員個人のご意向に沿わなかったり、契約のあった業務内容を

遂行するにあたって、どうしても個人の能力に差が生じたりすることから、必ずしも均 等な業務量になるとは限らないものと聞き及んでおります。

また、若者を含む就職困難者の就労支援を担う島本地域人権協会におかれましても、相談員による地域に密着した積極的かつ丁寧な相談業務により、本年度は、一昨年、昨年を上回る相談件数となっており、また就労に繋がったケースも増加していることからも、より効果的な事業運営がなされているものと考えておりますが、相談内容によっては、今後も継続的な支援が必要なケースもございます。

このような状況の中、本町におきましては、あらゆる世代の就労率の向上を目指すために、引き続き効率的かつ効果的な行財政運営の視点を持ちながら、各団体の取り組みに対して支援を継続していくとともに、労働・福祉・教育分野など、庁内関係部局だけでなく、様々な事業主体で構成する連絡会議を開催し、情報の共有や課題の解決に向けた協議を行うなど、各団体との連携をより一層充実させる必要があるものと考えております。

以上でございます。

- 野村議員 毎年、相談件数等々も増えてきて、実績が積み重なっておるという形のものですけれども、またその相談件数、数字がわかればお示ししていただきたいんですが、こういったまちづくり云々のお話のほうは、住民の皆さん方にはどのようにして周知活動されておられますか。また広報活動されているか、お伺いしたいと思います。
- **都市創造部長** 恐れ入ります、件数につきましては、後ほどご答弁させていただきます。

「住民の皆様への周知活動について」でございます。シルバー人材センターにつきましては、仕事の依頼、新規会員募集とも、広報しまもとにおいて掲載させていただくなど、住民の皆様へ広く周知を図っているところでございます。また、就労支援相談につきましても、毎月発行している広報しまもとや、町ホームページなどをはじめ幅広く周知をさせていただいております。

これらの施策をはじめ本町が取り組んでおります様々な就労支援策を、より効果的に 推進するため、今後も広報媒体を活用し、継続的な周知・広報活動に取り組んでまいり たいと考えております。

- 野村議員 本町の取り組み方は一定理解させていただいておるんですけれども、他の近隣 の市町村の取り組みはどのような形でされておられるか、お伺いしたいと思います。
- **都市創造部長** 「近隣の自治体での取り組み状況について」でございます。

まず、大規模自治体におきましては、就労支援センターのような専門的な職員を配置するなど、より多くの行政コストを用いまして事業運営を行っている市町村もございますが、他市町村におきましても、主に相談を中心とした、本町とほぼ同様の取り組みがなされているものと認識いたしております。

また、本町以外においても、ハローワークや大阪府といった広域的な行政機関による

サポート体制が整備されていることから、本町のような小規模自治体においては、これらの関係機関との連携を一層強化するとともに、地域に根ざしたきめ細やかな取り組みを継続することにより就労支援策を推進していくことが、基本的な考え方であるものと認識いたしております。

- 野村議員 また、本町におかれましては大規模行政改革されまして、各部署等々の人員も 大幅に代えられておられると思います。初めのほうのご質問の中に人材の適材適所等々、 いろいろとお伺いしたいんですけれども、お伺いした中の本庁舎の中での、島本町庁内 での適材適所、要するに人事についてお伺いしたいと思うんですが、どういう形で判断 されておられるか、お伺いしたいと思います。
- **総合政策部長** 人事につきましては、本町の「人材育成基本方針」をもとにいたしまして、 自己申告制度も参考にしながら、人事担当者により、各部局長に対しまして意見聴取を行い、職員の希望、各部局の課題あるいは要望をできる限り踏まえまして、最終的な人事 異動計画を決定し、職員を配置しているところでございます。

組織として事務の処理の停滞、あるいは住民福祉の低下を招かないようにしなければならないため、すべての希望を叶えることや、すべての課題、要望を解決することは困難ではありますが、人事異動を通じて人材の発掘や能力開発とともに、一層の適材適所を図り、組織の活性化や機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 就労にかかります相談件数の件でございます。まことに失礼いたしました。 平成 26 年度の実績で申しますと 14 件であったものが、平成 27 年度におきまして 43 件と、大幅に伸びている状況でございます。

以上でございます。

野村議員 町の取り組み方が、また皆さん方、住民の方々にいろいろと浸透していきつつ あろうという形で判断させていただきますので、引き続きまた、ご相談等々にも的確に 受けていただければと思います。

先ほどの総合政策部長のほうから出ましたけれども、事務処理の停滞、住民福祉の低下を招かないような形のものの人材を、という形のものですけれども、限られた人材、要するに人数のほうも、職員の数も減ってこようかと思います。その中で、その能力もあわせた、見極めての適材適所、難しい管理される方だと思いますので、できるだけ上司としては、皆さん方の適材適所のほうを見極めていただき、住民の方々への負担がかからない形で、人事のほうを努めていただきますようお願いしたいと思います。

そしてまた最後に、住民の皆さん方に対する行政の役割のほうも非常に大きくなって こようかと思いますので、重ねて申し上げますが、そこら辺のことを最後に要望して、 もし、お答えがあるものであれば再度答弁していただき、質問のほう終えたいと思いま すので、よろしくお願いしたいと思います。 **総合政策部長** 職員の個々の適材適所を見極めるようにということでの「上司としての役割」というお尋ねでございます。

本年度から人事評価制度、議員ご承知のとおりでございますが、実施いたしておりまして、その中で個々の職員と上司が年間3回、目標設定時、それから中間地点、それと終わりの段階、3回、面談をすることと義務づけておりまして、その中で職員としての資質の向上等、上司とともに図っていければというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 終わります。

伊集院議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

引き続き、外村議員の発言を許します。

外村議員(質問者席へ) それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。 1点目.「子どもの貧困問題や幼児虐待事案など、本町での現状と対応」について問う。

厚労省の2012年国民生活基礎調査によりますと、現在の日本で17歳以下の貧困状態にある子どもの割合――これは相対的貧困率といいますが、これが16.3%で、6人に1人がそういう状況に置かれているとなっています。日本の子どもの貧困率はOECDの公表データでも、加盟国34ヵ国中9番目に悪い順位で、ひとり親世帯では最悪の水準と言われています。

かつては「1億総中流社会」と言われた日本も、今や超格差社会になってしまっています。非正規雇用の拡大や、離婚などによるひとり親世帯の増加なども、その要因の一つと考えられます。親の貧困が原因で給食費が払えないや、就学の機会すら奪われるなどの切実な経済的な問題だけではなく、家庭が社会から孤立しがちで、そのことが子どもの健全な成長を阻害したり、学校での孤立や不登校、学力不足、学校の中退などから就職ができないなどの連鎖を生むとしたら、これは現代の大きな社会問題です。

そこで、本町の現状と対応について、お伺いします。

①点目.本町における子どもの貧困率及びそれに相当する世帯数はどれぐらいか、現 状、把握されている数値がありましたら、お示しください。

健康福祉部長 それでは、外村議員の一般質問の1点目、「子どもの貧困問題や児童虐待 事案での本町の現状と対応」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、①の「本町における子どもの貧困率及び世帯数について」でございます。

「子どもの貧困率」につきましては、厚生労働省が平成25年度に実施した国民生活基礎調査において、全国で16.3%という数値が示されております。この数値は、全国規模で実施された抽出調査に基づき算出されたものでございまして、市町村個別に示された数値はなく、よって、本町における「貧困率」並びに「貧困世帯数」については、把握はいたしておりません。

なお、本調査において示されている「貧困率」につきましては、「貧困線」とされる 一人当たり可処分所得 122 万円を下回った方の割合を示している一つの相対的な統計指標であることから、実際に経済的に困窮しているお子様の現状につきましては、就学援助や生活保護等の実績、生活困窮等に関する相談の状況などを踏まえて、総合的に把握していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

外村議員 把握をされていない。島本町は世帯数も少ないし、ある程度把握できるんではないかということで、学校の担任等で状況を見たらわかるんじゃないかと思って質問したんですけど、次の②番目の質問とまたあわせて訊きます。

昨年の就学援助事業では、小学生 288 人、中学生では 139 人に援助費を支給されていますが、世帯数に換算すると、どれぐらいの数になるのか、お聞かせください。

教育こども部長 それでは、②の「就学援助事業の援助費支給世帯数」について、ご答弁 申し上げます。

昨年度の町立小・中学校の就学援助事業の支給対象世帯につきましては、要保護世帯 6世帯、準要保護世帯 250世帯の合計 256世帯と、支援学級就学奨励費の支給対象世帯 が 35世帯となっております。

以上でございます。

- **外村議員** そうすると、先ほど一番初めに訊きました、この世帯数じゃなくて、小学生 288 人、中学生 139 人、この数を分子として分母を総児童数とすれば、およその貧困率が出ると考えてよろしいんでしょうか。
- **教育こども部長** 就学援助の対象が即貧困ということには繋がらない、というふうに思っています。特に「貧困」という定義について、なかなか統一されたものが全国的にもございませんので、把握というのは非常に難しいんですけども、一定、何らかの援助が必要であるという判断のもとに教育委員会として就学援助事業をやっておりますので、支援が必要な世帯、「貧困」とまではいかないというふうには理解をしてますけども、今、わかる数値で言えば、こういう援助をしている世帯が先ほどご答弁申し上げました 256世帯と、それから支援学級の関係で言えば 35世帯あるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

- 外村議員 昨年度支給された額が、小学校で1,713万7,719円、中学校で139人に699万3,522円となっています。これ、単純に1人当たりに直しますと、小学生で5万9千円、中学生で5万円となっています。この額というのは、要保護世帯と準要保護世帯、支援学級就学奨励費のそれぞれにおいて、少しずつ金額が違うんでしょうか。
- **教育こども部長** 就学援助につきましては、それぞれ小学校、中学校、それから支援学級 の対象世帯については、それぞれ金額が異なってまいります。

以上でございます。

- **外村議員** 就学援助費で、今、申し上げたように1人当たり約5万円から5万9千円。この額というのは、1年間に小学生及び中学生が学校生活するうえで、学用品だとか通学、校外活動などに支出する額のどれぐらいの支援になるとお考えなんでしょうか。アバウトなパーセンテージがわかれば、教えてください。
- **教育こども部長** 就学援助につきましては、子どもさんが学校に通われるすべての経費をまかなっているというものではございません。今、議員からもございましたように、学用品であったり校外活動、それから学年は限られますけども修学旅行費、それと学校給食の給食費という部分。それと、要保護児童に対しては医療費という部分もございます。ですから、パーセント的に、これでどれぐらいまかなえているかというと、なかなかパーセンテージを出すのは難しい状況にはございます。ただ、一定、この支給要件にしております世帯の所得と、国から示されております基準額に基づきました支給となっておりますので、最低限の部分での援助ということですので、これ以上に当然、生活をしていくうえでいろんなものが必要になりますので、それをまかなっていくということになれば相当、倍では済まないような数字になってこようかというふうに思っております。以上でございます。
- 外村議員 この間、『就学援助制度のお知らせ』というのをいただきまして、これを見ますと、大きく援助費目が6項目ありまして、一つは学用品・通学用品・校外活動費が一つ。あと校外活動費が2番目、3番目が新入学児童生徒の学用品費など、4番目が修学旅行費、5番目が学校給食費、6番目が医療費となっているわけですけども、要保護世帯に対しては「修学旅行費と医療費のみの支給となります」ということで、あとの四つは、生活保護費としてカウントされて支給されているということの理解でよろしいんでしょうか。
- **教育こども部長** 議員、ご指摘のとおり、生活保護費のほうから支給をされております。
- **外村議員** ありがとうございました。この『就学援助制度のお知らせ』というのは、「保護者の皆様へ」と、こうなっているわけですけども、これは具体的にはどういう、全家庭に配られているものではないと思うんですけども、どういうふうな届け方というんですか、告知の仕方というふうになっているのか。その辺の『お知らせ』の、非常に大事な資料なんですけども、これの流布の仕方、ちゃんと渡っているかと心配ですけど、その辺についてお聞かせください。
- **教育こども部長** この就学援助制度につきましては、世帯の所得に応じた形で対象になる かならないかということになりますので、これは全世帯に対しまして、学校を通じまし て配布をしております。所得証明等を付けていただいて、提出をいただいて、支給の有 無を判断をしているという制度でございます。

以上でございます。

外村議員 全世帯、毎年、全世帯ということで考えてよろしいでしょうか。それ、確認します。

私が心配するのは、これは申請時に必要なものということで、たくさん項目がありまして、所得証明書だとか。その子が就学援助制度を受けて保護したほうがいいという児童生徒の世帯であるにも関わらず、親がこういう申請に対して疎くて漏れている、そういう家庭があるんではないかということを心配しているわけです。制度があっても、制度が活かされてないというケースがございますので、その点、どういうふうに、いや、きちっと支給されるべき人にはちゃんと行き渡っていますというふうにお考えなのか、そういう心配はなきにしもあらずというのか、その辺はいかがでしょうか。

教育こども部長 この『お知らせ』のほうを議員もお持ちだということでございますので、ここに書いておりますように、当然、申請時に必要なものということで様々な書類を提出をしていただきますので、それについては、提出された書類をもとに教育委員会のほうできっちりと判断をしておりますので、必要な世帯については適正に支給ができているというふうに教育委員会としては認識をしております。

それと、この『就学援助制度のお知らせ』については、毎年度、配布をして決定をしております。

以上でございます。

外村議員 よくやっていただいているということで、感謝します。

私、ちょっと最近の状況わからないですけども、家庭訪問というのは、昔、私らのと きにはあったんですけど、今でもそういうことは、全生徒に対して家庭訪問というのは されているんでしょうか。

教育こども部長 小学校、中学校ともに、家庭訪問というのは実施がされております。

- **外村議員** 先ほどの援助制度の案内ですけども、逆に学校側から、この世帯は援助制度の 対象になると思われるのに提出されてないと。そういうところについては、提出された らどうですか、というようなことはアドバイスされたりするケースはあるんでしょうか。
- **教育こども部長** 学校側から、これは世帯の所得に応じてということになりますので、なかなか、どこで判断するのかというのは難しい部分がございます。ただ、他の制度で、いろんな福祉制度を利用されておりますとか、そういった世帯で申請がない部分については、連携できる範囲で情報共有をしながら、漏れているようであればお声かけをするというようなこともございますけども、学校のほうから、申請したらどうですかというような働きかけというのは、なかなか難しい部分がございますので、その辺についてはございません。

以上でございます。

外村議員 家庭訪問もされているということだし、日頃の児童の状況などをつぶさに見て おられる担任の先生から見たら、そういう状況にあるかないかぐらいは、ある程度わかる と思いますので、制度がありながら制度から漏れる方がいるということがないように、 ぜひ、お願いしたいということで、次の③点目に移ります。

子どもの貧困は、何も小・中学生だけの問題ではありません。貧困問題はネグレクトや虐待などの問題も多く、子どもが産まれた直後から危険にさらされ、現実には幼い命が奪われているケースもたびたび報道されています。

本町では、そのような不幸なケースを生まないためにも、どのような対応をされているのでしょうか。具体的な実践活動があれば、お示しください。

教育こども部長 それでは、③点目の「貧困問題等による不幸なケースを生まないための 具体的な実践活動」について、ご答弁申し上げます。

本町といたしましては、世帯の経済的困窮が児童の育成環境に影響を与えるということにつきまして十分認識しており、国の「虐待対応の方針」においても、妊娠期からの切れ目ない支援により、リスクの高い世帯を早期に把握し、関係機関の連携により適切に支援を行うこととされております。

経済的な側面も含め、妊娠期から支援を必要とする「特定妊婦」の方については、妊娠前から出産後まで一貫して、家庭状況の把握や児童虐待のリスク分析、支援方針の検討等を行う島本町要保護児童対策地域協議会において台帳管理及び検討を行い、吹田子ども家庭センター等関係機関からの総合的な援助等を受けながら、きめ細やかな相談支援を行っております。

また、具体的な出産後のサポートにつきましては、看護師・保健師等が「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施し、その中で産前・産後ヘルパーやファミリー・サポート・センター等、必要な支援の紹介を行うとともに、家庭児童相談員も参加して「こんにちは赤ちゃん訪問検討会」を実施し、支援の必要性を検討したうえで、継続した家庭訪問を行う「養育支援訪問事業」の対象としております。

今後とも、要保護児童対策地域協議会の枠組みを基本に、関係機関の連携のもと、支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 きめ細かにやっていただいているということで結構なんですけども、巷でよく 報道が、ほんとに最近、幼い子どもの居所がわからないだとか、よく調べていったら不 幸なことになっていたというようなケースがたびたび報道されているので、よけい痛ま しい思いをしているわけですけども、本町については、非常にきめ細かくやっていただ いているというんですけども、ちょっと、もう少し具体的にお訊きします。

去年の出生数は 280 人だったというふうにお聞きしたんですけども、出生をされてから幼稚園に行く、保育所に行くぐらいまでの間の、いろんなチェック機関として訪問というのがあるんでしょうけども、これに漏れないようにということできめ細かくやっていただいていると思うんですけど、具体的にどのようなインターバルで、どういうよう

なことをされているか、ザッとお示しください。

- **健康福祉部長** お尋ねでございますけれども、「こんにちは赤ちゃん訪問」としては、まず、生後4ヵ月までの赤ちゃんがいるご家庭に対しまして、看護師や保健師などが、まず訪問させていただく。その後は、定期的に4ヵ月の健診、1歳6ヵ月の健診、そして3歳6ヵ月の健診というふうに健診を実施しておるところでございます。
- **外村議員** ここで生まれたというのは、ちゃんとわかるんでしょうけど、例えば小さな生 後何ヵ月かの子どもさんを抱えて転入されてきたというような世帯もあると思うんです けども、そういう家庭もきちっとフォローできているんでしょうか。

それともう1点は、養育支援訪問事業と先ほどおっしゃいましたけども、この対象の 世帯はどれぐらいあるんでしょうか。

教育こども部長 他の自治体から転入されてきた場合については、当然、年齢がわかっておりますので、それは把握ができております。当然、健診のご案内とかというのは、先ほど健康福祉部長からご説明申し上げましたように、4ヵ月、1歳6ヵ月、3歳6ヵ月ということで案内をしておりますので、その辺については漏れがないということで、ご理解をいただきたいと思います。

養育支援訪問事業の対象でございます。ちょっと人数については、今、手元にはないんですが、昨年で申し上げますと、51回訪問しているという実績がございます。

以上でございます。

以上でございます。

- **外村議員** わかりました。あと、ご回答いただきました要保護児童対策地域協議会、これがあるということで、具体的に昨年度は1回開かれているようですけど、どんなことを協議されて、どういう成果があったのか、もしあったら教えてください。
- **教育こども部長** 要保護児童対策協議会につきましては、大きく 14 の関係する機関で構成 をしております。警察であったり茨木保健所、大阪府吹田子ども家庭センター、それか ら医師会等々ございます。町内の関係施設も含めまして、14 機関で構成しているという ものでございます。

この会議では、代表者会議と実務担当者会議というのがございまして、実務担当者会議につきましてはケースが出てくるたびに集まって、その対応について検討をしております。代表者会議というのは、その集約といいますか、年間を通じてどういうケースがあって、どういう対応をしたかという報告をしていただくような会議を、年1回、やっております。必要に応じて回数は開くわけですけども、特に大きな虐待事案があったり死亡事案が発生したというようなことがあれば緊急に開く場合もございますが、これまでそういった事案は発生しておりませんので、代表者会議については年1回、開催をしているということで。

この会の目的は、関係機関が情報共有をして、支援が必要な世帯に対して同じ情報共

有のもとに支援をしていくというのが目的でございますので、そういった意味では、実 務者会議については、各関係機関が同じ情報を持って支援の必要な世帯を支援していっ ているということで、非常に有意義な会議であるというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 昨年度、その重症事案というのはなかったということで、よろしいでしょうか。 **教育こども部長** はい。よく新聞報道や、警察が関わるような部分での大きな事案はなかったということでございます。

外村議員 じゃ、④点目、行きます。

本町では、一昨年4月の機構改革によって、子育て支援課を教育こども部に統合しました。しかし、子どもが産まれてから中学校を卒業するまでの間を一貫して、子育ての目線で本人や家庭環境をケアするには、まだ体制不十分と思われます。

例えば、児童手当や生活保護は健康福祉部が、就学援助は教育こども部というように 分かれていますが、情報の共有や連携はうまくできているのでしょうか。

教育こども部長 それでは、④点目の「生まれてから中学校を卒業するまでを一貫してケ アするには体制不十分と思われるが、情報の共有や連携はうまくできているのか」とい うご質問でございます。

本町では、機構改革の折りにもるる検討を行い、大きな自治体では、子どもに特化した部署を新たに設けられているところもございますが、本町のような小規模自治体で新たな部署を設けることが困難な中、業務量のバランスや執務スペースの問題を含め、現在の機構で事務執行を行っているものでございます。

なお、前のご質問でもご答弁申し上げましたように、子育て支援は妊娠期からの一貫 した支援が重要であるとの認識のもと、いわゆる福祉六法の一角を占める「児童福祉法」 の所管事務が教育こども部に移ったことにより、従前に増して、教育分野との連携が綿 密に図れるようになったと認識をしております。

以上でございます。

- **外村議員** ありがとうございました。福祉推進課と子育て支援課との繋ぎや連携、個人情報の受け渡しや扱いについて、ちゃんとしたマニュアルでも作成、運用、引き継ぎされているんでしょうか。
- **教育こども部長** マニュアルといいますか、先ほどもご答弁申し上げましたように、要保護児童対策地域協議会などもございます。ここでは情報共有するというようなこと、当然、個人情報という部分でありますので慎重に取り扱う必要はございますけども、連携して支援をしていくということでは、常に情報共有をしているということで、ご理解いただきたいと思います。
- 外村議員 わかりました。

最後の⑤点目、数年前、確か24年だったと思うんですけど、私が一度、この話で訊き

ましたときの就学援助費に関連して質問した際に、本町では、国庫補助の基準単価を超えていた中学校における宿泊を伴う校外活動費について、保護者負担額4万2千円を支給していたが、「第4次行財政改革プラン」の推進計画を踏まえて減額したとの答弁をいただきました。現状ではどうなっているのか、お答えください。

また、特に今回、検討されているアメリカ・ケンタッキー州フランクフォート市との姉妹都市提携によって、近い将来、交換留学などの実施の際には、相当な額の保護者負担が生じますが、その際には何らかの援助を考慮されるお考えがあるのかも、あわせてお聞かせください。

教育こども部長 それでは私のほうから、⑤点目の「中学校の宿泊を伴う校外活動費の保護者負担」の部分について、まず、ご答弁を申し上げます。

現在、本町の中学校における宿泊を伴う校外活動にかかる就学援助の支給額につきましては、要保護児童生徒に対する就学援助の平成 28 年度の国庫補助予算単価である 6,100円を支給しております。

なお、以前にご質問いただいた際にはスキー林間に行っており、費用も高額になっておりましたが、その後、行き先が見直され、現在では滋賀県高島市でのキャンプとなっており、費用も総額で1人当たり1万4千円から1万7千円程度になっております。 以上でございます。

総合政策部長 それでは、後段部分の「姉妹都市提携」に関するご質問に、ご答弁申し上 げます。

アメリカ合衆国ケンタッキー州フランクフォート市との交流につきましては、先日、 職員による視察を実施させていただいたところでございますが、まずは財政及び人的な 負担が少なく、比較的容易に実現できる取り組みから始めたいと考えております。

「交換留学などの保護者負担に対する経済的援助について」でございますが、他団体で実施されている交流事業では、海外の姉妹都市との人的交流において、派遣される方に助成金を交付している自治体もあると聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、具体的な交流内容につきまして現時点において決まったものはございませんが、今後、海外派遣事業などの人的交流を実施する際には、他団体の取り組み内容なども十分参考にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 先ほどもフランクフォート市への交通費については出てましたので、重ねて言いませんけども、いずれにしましても、私は当初から、このフランクフォート市は遠いということで懸念を持っておりました。それは、この交通費がかかるということを大きく考えたことと、直行便などもなしで19時間もかかるということで、非常に懸念しておりました。

いずれにしましても、将来を担う小・中学生が仮に行くとなったときには、家庭の事

情で行けなくなるというようなことが極力ないように計らっていただくことをお願いしまして、1問目を終わります。

2点目. 「北摂7市3町による図書館の広域利用化の検討と課題」について問う。

本件につきましては、昨年の7月に北摂市長会総会において箕面市長から提案があって、検討がスタートした案件にも関わらず、本町議会への公式な説明は今年の8月の議員全員協議会が初めてであったことはまことに遺憾であると、冒頭、申し上げます。

その後は、本町からも担当者が事業連絡会議に参加し、7月までに5回もの検討を重ね、すでに10市町の教育長での連携協議確認書が締結されているものです。私としましては、本広域化がどこまで本町住民の利便性向上に繋がるのか、またどんな課題や、どんなメリットが生じるのかも検討する必要がありますが、だからといって北摂10市町が広域利用しようというものを、島本町だけが参画しないという選択肢はないと思っておりますので賛成としておりますが、そのことについて、以下、質問します。5点ほどございます。時間の関係上、一気に言います。

- ①点目.本広域化を進めるにあたりまして、住民や図書館の利用者の声や意見を聴取 されたのでしょうか。お答えください。
- ②点目.本町にとってのメリットはさておき、どんな課題があるとお考えか。また、 懸念される事柄があるのか。関係者で検討された結果があれば、お示しください。
- ③点目. 読書好きの方にとっては、借りられる対象の蔵書数が増えるわけですから喜ばしいことですが、ほかにも、検討会で議論された広域化によるメリットについて、あれば、お示しください。
- ④点目. 隣の高槻市では図書館が5ヵ所と1分室、二つの駅前図書コーナーがあるとのことですが、具体的に場所を教えてください。また、このすべての箇所から借りられるのかどうかも、お答えください。
- ⑤点目. 住民の中には、ふれあいセンターの駐車場が今以上に満車になる日が多くなるのではと懸念される方もおられます。この点に関しては、どのような見解と対策をお考えか、お聞かせください。

以上です。

教育こども部長 それでは、2点目の「北摂7市3町による図書館の広域利用化の検討と 課題」について、ご答弁を申し上げます。

北摂地区における図書館の広域利用につきましては、行政区域を越えて各市町の公立 図書館の相互利用が、市民及び町民のより一層の文化及び教養の向上、自主的学習機会 の場の充実、公立図書館の相互利用の促進並びに図書館サービスの発展を目的に進めて いるもので、平成27年9月定例会議での一般質問や本年2月定例会議での大綱質疑など でもご質問をいただき、積極的に取り組む旨のご答弁をさせていただいており、議員も ご存じのことと認識しております。 なお、本年8月19日開催の議員全員協議会でご説明させていただいた趣旨は、北摂7市3町による公立図書館広域利用及び広域利用の効果検証について協議することの確認書を交わす運びとなったことを、ご説明させていただいたものであることをご理解いただきたく存じます。

それでは、順次ご答弁を申し上げます。

まず、①の「広域化を進めるにあたり、住民や図書館の利用者の声や意見の聴取について」でございます。

図書館の広域化に特化した形での意見聴取等は行っておりませんが、今後、具体の取り組み内容等につきまして周知に努め、意見をいただく機会を設けてまいりたいと考えております。

次に、②の「広域利用による本町の課題について」でございます。

広域利用による本町の課題につきましては、イベント開催時などにふれあいセンター 駐車場が混雑することが予測されることや、本の返却に関わっては、他の自治体に返却 されたり、返却の延滞、延滞者の追跡、未返却となった図書の督促などの事務の増加が 考えられ、これらが課題であると認識しております。

次に、③の「広域化によるメリットについて」でございます。

図書館の広域利用により、7市3町での蔵書数が約650万冊となることから、図書の選択肢が増えることや、自治体によって図書館の休館日が異なるため利用の幅が広がること、さらには、仕事をされている方などで日中に図書館を利用できない方であっても、開館時間が自治体で異なる場合がありますことから、通勤途中で本を借りることも可能となるなど、多くのメリットがあるものと考えております。

次に、④の「高槻市内にある図書館の場所と広域利用の可否について」でございます。 高槻市内には、図書館が5ヵ所、分室が1ヵ所、駅前図書コーナー等が2ヵ所設けられております。図書館につきましては、高槻市総合センター内・西五百住町・芝生町・奈佐原・浦堂に、分室は白梅町の関西大学高槻ミューズキャンパス内に、駅前図書コーナーとして、総合市民交流センターと上牧駅前に貸出・返却ができる施設がございます。 広域利用につきましては、総合市民交流センターと上牧駅前の施設2ヵ所を除く、図書館5ヵ所と分室1ヵ所の利用ができる予定になってございます。

次に、⑤の「駐車場対策について」でございます。

ふれあいセンターを利用されている方の駐車場につきましては、これまでふれあいセンター内や役場前の駐車場を利用していただいており、その2ヵ所の駐車場が満車の場合には、役場の中庭——旧住民ホール跡地でございますが、このスペースにおいても駐車の許可を可能といたし、対応している状況でございます。従いまして、本町の大きなイベント開催時を除き、3ヵ所の駐車場を利用していただくことで、対応できるものと考えております。

以上でございます。

外村議員 5点にお答えいただきました。

①点目、住民の意見、利用者の意見は聞いたことがない、これから聞くということですけど、まず、すでにもう、決定ではないけども動いているということですから、私はやっぱり、こういう検討をしているというタイムリーな広報というのは要ると思うんですけども、広報がなければ意見もないということですから、この広報は今までされたことがありますでしょうか。

- **教育こども部長** この広域化に特化した形での広報というのは、特に行っておりません。 以上でございます。
- **外村議員** 要するに、広域化に特化してないけども、広域化に関して広報したことがある という意味ですか。ちょっと、今の答えは答えになってないと思うんですけど、してな いということですか。
- **教育こども部長** この北摂7市3町で広域化をやっていくというような広報は、やっておりません。

以上でございます。

- 外村議員 来年の10月ですか、スケジュール表によると、からスタートするということに、 私は説明会でもありましたので、それまでいろいろ準備があるか知りませんけども、広 域化はやるんだということは、もう決定だということで、やはり来年10月から――時期 が明確になってないからか知れませんけども、広域化を検討しているということは、ど こら辺で使えるようになるということは広報すべきだと思いますが、ぜひ、よろしくお 願いします。その点については、どうですか。
- **教育こども部長** 現時点では、広域利用に関する確認書を7市3町で結んだところでございますので、他の自治体でどのように今後広報されていくかということも踏まえて、足並みを揃えて対応していきたいと思っております。

ただ、ご指摘のように、情報としては当然流していくべきものだというふうに考えておりますので、その点については、今後、7市3町、他の自治体を見ながら、足並みを揃えて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 外村議員 いわゆる北摂7市3町における図書館事業連絡会議を何回かやっておられて、第5回のときに、プレス発表原稿を作成したり、ポスターやチラシの作成だとかいうことに関して議論されているわけですけども、このプレス発表というのは、当然、7市3町でやることのプレス発表だと思うんですけども、そしてまたポスター・チラシというのも共通のチラシだと思うんですけども、これについてはどういうような予定になっていますか。
- 教育こども部長 当然、プレス発表もありますし、7市3町の市民、町民の方への周知と

いうことで、統一したポスター、啓発チラシを作ろうということで、検討会議のほうで は進んでおります。それがいつの時点にできるかということですけども、今年度中には、 ちょっと難しいのかなというふうに思っております。

あと、そのポスターを作るにしても、また費用負担の問題も出てまいりますので、その点、明らかになりましたら、今年度のまた補正予算になるのか、来年度予算になるのか、まだはっきりはいたしませんけども、議会のほうでも予算として、またご議論をいただきたいと思っておりますし、それ以外の経費については特段、システムの変更とか、そんなのは考えてはおりませんけども、必要な費用については来年度予算に計上していく必要があるというふうに考えてますので、その点についても、今、検討をしている段階でございます。

以上でございます。

外村議員 統一的なプレス発表、ポスターがまだ先としても、島本町の広報としては、やはり早めに何らかの広報に、こういう計画がありますよ、ということは告知していただきたい。それが歩調を合わさないとできないということになっているのかどうかわかりませんけども、それは島本町の広報は島本町の広報の独自の方針でやるということで、ぜひ来年早々にでも、こういうことを考えてますよというのは、そうするとまたいろんな意見が出てくると思いますので、よろしくお願いします。

最後に、駐車場の件ですけども、今のところ、役場の中庭の駐車場というのは具体的 にどういう場合に、どういう方に開放しますよというのは、明確に広報されたことはない というふうに私は認識しています。

今回、図書館のことで訊いたら、使ってもらえますと言ってますけども、すでに文化祭等で駐車場があふれているケースがございますので、これはどういう場合に皆さんに開放するんですよというのは、ある程度方針が固まっているんであれば広報してもらいたいし、逆にそんな、随時空いていれば、どこでも停めてくださいと。だから、役場の前の駐車場と、ふれあいセンター駐車場と、中庭、住民センター跡地ですね、三つはいつでもできるんですよというのか。その辺、考え方等整理して、やっていただきたい。それについては、いかがですか。

総務部長 駐車場の件でございます。先ほども教育こども部長から申し上げましたように、 ふれあいセンター、それから役場前駐車場、それから役場の中庭の駐車場という形で予 定しております。中庭の駐車場につきましては、あくまでも今のところは臨時対応とし ておりますが、図書館の広域化が進みました折りには、その辺はちょっと整理をして、お 示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議長 残り、30秒でございます。お願いします。

外村議員 だから、今のところ臨時対応。臨時対応というのは、「臨時」というのは、ど

ういうときを臨時対応と言うんですか。

総務部長 役場の中庭の駐車場につきましては、事業原課のほうから依頼があった折りに、 臨時的に貸しておるというふうな状況です。常時、住民対応ということではございませ ん。ただ、今後におきましては、図書館の広域化が進んだ折りには、その辺も含めて整 理をして対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 私が言うのは、やっぱりふれあいセンターで何か大きなイベントがあったら、 結構混んでますし、できれば、役場前の駐車場が空いていても、やっぱりふれあいセンタ ーに近い、特に雨の日やとかはふれあいセンターに近い駐車場が空いているのなら、随 時……。

伊集院議長 5秒、切りました。まとめてください。

外村議員 町民が使えるように柔軟な対応をお願いしまして……(質問時間終了のベル音) ……、質問を終わります。

伊集院議長 以上で、外村議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時23分~午後2時40分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員(質問者席へ) それでは一般質問をさせていただきます。「公共施設の整備・ 改修計画」について。

本年3月に策定された「島本町公共施設総合管理計画」においては、本町の公共施設は昭和50年前後に建築した物が多くあり、老朽化が進んでいることから、「今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎える」とされています。これらの公共施設の建て替え・改修にあたっては多額の費用が必要となることから、「今後における公共施設のあり方についての方向性や、適正かつ計画的な維持・補修が必要である」とされています。

なお、公共施設については、小・中学校や町営住宅、また役場庁舎などの公共建築物と、道路・橋りょう・上下水道管などのインフラ施設がありますが、これらを一斉に改修することは、本町の財政運営上、極めて困難であります。このため、財政の平準化を図り、計画的に公共施設の適正な維持・補修に努めなければならないと考えます。

役場庁舎の耐震化をはじめやまぶき園の移転・建て替えの問題など、本町の公共施設を取り巻く課題は山積しておりますが、とりわけ人権文化センターのバリアフリー化(トイレの改修)、車いすが利用できるよう段差の解消、多目的トイレとするためオストメイト対応やエレベーターの設置などについても、高齢者や障害者の皆さんが多く利用されている施設でもあることから、早期に実施する必要があると考えています。

この点については、過日の議会においても、国・府の補助金を活用して実施する旨の

答弁をされていましたが、結果的に補助採択がされず、バリアフリー化が実施できていないのが現状であります。

なお、平成 29 年度の実施に向けて、改めて申請をされるとのことでお聞きしていたしておりますが、その後の進捗状況はどのようになっておりますか。

「バリアフリー法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、また本年4月から施行されました「障害者差別解消法」の趣旨・目的からしても、早急に実施しなければならない課題であると認識していますが、見解も含めて、お伺いします。

総合政策部長 それでは、川嶋議員の一般質問の「公共施設の整備・改修」、とりわけ「人権文化センターのバリアフリー化」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

人権文化センターには各階に男女別のトイレを各1ヵ所設けておりますが、当該トイレにつきましては、センター開設以来38年が経過し、開館以来改修実績がない給排水管の老朽化が著しく、配管の老朽化による臭いの滞留や、便器の故障、破損が発生している状況でございます。

現在、利用者の約9割が60歳以上を占める状況にある中、便器の洋式化も含めバリアフリー化は喫緊の課題であり、特に車いすのご利用の障害のある方が使用するトイレについては、1階男子トイレの奥に設置されており、女性の人権という視点からも大きな課題がございます。

これらのことから、利用者の皆様に快適に施設をご利用いただくため、平成29年度中の改修工事の実施に向け、大阪府に対し地方改善施設整備補助金にかかる事業計画表を提出し、10月25日に大阪府のヒアリングを受け、現在、大阪府におきまして財政査定が行われているところでございます。大阪府での財政査定において本町の事業計画が採択されましたら、来年1月下旬に国へ申請をし、6月に行われる予定の本補助金の内示後に、工事にかかる事務などを進めていく予定でございます。

いずれにいたしましても、施設利用者、特に高齢者や障害者の皆様に施設を安心して 快適にご利用いただけますよう、本補助金の採択に向けまして、最大限努力してまいり たいと考えております。

以上でございます。

- 川嶋議員 それでは、人権文化センターの耐震化は不要とのことですけれども、トイレの バリアフリー化及びエレベーターの設置にかかる概算費用は、どれぐらい予定されてい るのか。また、平成29年度には、今の現状を踏まえまして予算要求をされる予定なのか。 その点について、お答えください。
- **総合政策部長** トイレの改修工事につきましては、人権文化センター1階・2階、すべてのトイレを対象とし、和式トイレの洋式化を行うとともに、妊婦の方、乳児を連れておられる方、車いすの方、体に機能障害のある方などに対応できる多目的トイレの設置を予定いたしております。工事の概算費用につきましては、配管工事や電気設備工事も含め

まして、約3,400万円となっております。

また、エレベーターの設置工事につきましては、施設内部の部屋等の配置状況から、エレベーター棟を設ける工事となる予定で、工事費は概算でありますが、約3,300万円程度になると聞いております。これにつきましては、今後、設計業務を実施してまいりたいと考えております。

次に、予算要求につきましては、設計業務を終えているトイレ改修費用を予算措置したいと考えておりますが、地方改善施設整備補助金は補助率が4分の3と高い補助率であるため、町の財政状況を勘案いたしますと、大阪府の財政査定において本町の事業計画が採択されることを前提として、事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、エレベーターの設置工事につきましては地方改善施設整備補助金の対象外でございますので、他の補助金等の確保を含め検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。

川嶋議員 それでは、トイレのバリアフリー化は、現在、駅やスーパーなど、ほとんどが整備をされています。住民の皆様もきれいに利用されておられ、大変喜んでおられることだとも思っております。

このような状況の中で、公共施設である人権文化センターのバリアフリー化ができていない現状については、早急に実施しなければならないものと考えます。今後、仮に補助金が採択されなかった場合、町単費で実施されるお考えはあるんでしょうか。

- **総合政策部長** 担当といたしましては、「障害者差別解消法」の趣旨も踏まえ最大限の配慮を行う必要があると考えております。しかしながら、厳しい財政状況の中、町単費での実施は難しい状況であると考えておりますので、できる限り早い時期に地方改善施設整備補助金が採択されるよう、大阪府に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。
- 川嶋議員 現在における段階での今後の改修予定については、一定、理解いたしましたけれども、当初の予定では、人権文化センターの耐震化とともにバリアフリー化をあわせて進めると説明がございましたが、耐震診断の結果、耐震化工事が不要となったとお聞きしています。

このため、人権文化センターのバリアフリー化が優先して進められるということで、 現在、計画を立てられていると、そういうことで認識いたしますが、他の自治体では、 平成28年度におきましては、すでに補助金採択がされたとお聞きしています。島本町が 今回、この補助金採択がされなかった要因については何だったのか、お伺いします。

総合政策部長 地方改善施設整備補助金につきましては、一定の予算枠の中で交付される ものでございますが、昨年度、採択された自治体におかれましては、施設の耐震化工事 などを計画されております。このことから、大阪府に提出された事業計画のうち、緊急 性の高い事業を優先して採択されたものであると考えております。 以上でございます。

川嶋議員 耐震化を優先されたということで、その点が理由なのだろうと、今、理解をさせていただきましたけれども、この人権文化センターでは、先日も男女共同参画のセミナーなども実施されております。ここには多くの若い保護者の皆さんも参加されたとお聞きいたしております。参加者の皆さんからは、トイレの異臭もひどい、でも、子どもがトイレを使用しにくいこともあったということで、この点についても声があがっております。

また、高齢の方でも、やはり、この人権文化センターを定期的に利用されていらっしゃる方も、特に2階の集会室ですね、こちらを定期的に利用されている方がいらっしゃるということも聞いております。その方に関しましても、膝を痛めておられたりとか、そういう状況で2階に上がるのが困難だったり、いつも介助の方に助けられて、手すりを持ちながら、ゆっくりと移動されているということとか、また、これは備品に関してですけれども、スリッパも滑りやすく、その点においても階段も上がりにくいとか、そういうところで併せ持って、そういうところの課題がたくさんあるというのも、お声を伺っているのも今の現状です。

そういう中で、冒頭にもお尋ねをいたしましたけれども、誰もが平等に働き、また安心して暮らせる社会の実現というのは、やっぱり目指すべき点であり、また、そういう文化センターというところの利用も、皆さんがほんとに気持ちよく使っていただけるよう、そしてまた本年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、行政や民間事業者において、障害がある人に対する、障害を理由とする差別をなくすために制定されたものであります。障害者に対する合理的な配慮に積極的に取り組むこと、とされています。

このような中で、特に高齢者や障害者の皆さんが多く利用されている公共施設において、現状においてもバリアフリー化が実施されていないことについてはどうなのか、再度、見解をお伺いします。

総合政策部長 「障害者差別解消法」が施行され、障害者に対する合理的な配慮に取り組むべく、本町では広報誌、ホームページに制度の周知記事を掲載するとともに、啓発パンフレットを作成し、窓口への配架や関係団体・関係機関等へ配布するとともに、障害者団体などを対象に啓発パンフレットを活用した、「障害者差別解消法」に対する研修を実施するなど、でき得る限りの対応を行ってきているところでございます。

人権文化センターにおきましても、地方改善施設整備補助金をはじめ可能な限り特定 財源の確保を目指し、施設のバリアフリー化に向けて対応してまいりたいと考えており ます。

以上でございます。

川嶋議員 また、災害時には避難が長期化することも考えられます。この人権文化センタ

ーは避難所という立場でも捉えられると思うんですけれども、災害時の避難所である人権文化センターが、やはりバリアフリー化されていないことというのは、車いすの方や介助が必要な方にとっては大きな支障となってくるんではないかと思っております。

そこで、住民の皆さんが安全で安心して利用できるように、やはり、そういう点においては、先ほどもありましたエレベーター設置、それとあわせましてトイレ改修に関しまして、バリアフリー化する必要があると考えますが、今後の取り組みについてはどのような見解か、お伺いします。

総合政策部長 議員ご指摘のとおり、災害時における避難所としての人権文化センターは、確かに課題があると認識をいたしております。議員も住民の声のご紹介をいただいたところでございますが、近隣の住民の方々からは、小学校に避難するよりも人権文化センターに避難するほうが近くて安心であるというようなお声も、我々、いただいているところでございます。また、ご利用者の方のお声もたくさんいただいておりますが、その中で、定期的に人権文化センター2階の集会室をご利用されている高齢の方からは、膝を痛めていることから1人で階段の昇降が困難であるため、階段の昇降に常時介助を要しており、バリアフリー化がなされれば気兼ねなく施設の利用ができるのに、というようなお声をいただいているところでございます。

このような高齢者や障害者の皆様に、安心して、快適にご利用いただける施設とするためにも、危険箇所の確認、改善、できる限り早いバリアフリー化に向け、最大限、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 現状について詳細にご答弁もいただいたところでありますが、いずれにいたしましても、現在の島本町の財政状況というのは極めて厳しいのは十分認識いたしております。しかしながら、高齢化が今後ますます進んでいく中で、今現在の島本町だけが、この時代の流れに乗り遅れることがないよう十分に留意していただきたいと思っております。そしてまた、的確に事務執行にも努めていかなければならないと考えているところです。

今後も高齢者や障害者の皆さんの社会参加の促進に向けまして、また子育で中の方々に対しましても、より安心・安全の確保がなされ、より開かれた人権文化センターとしての整備・改善は早期に実施すべきと考えます。

また、他の公共施設の整備・改善についても、引き続き方向性を示していただけるよう、引き続きのご努力をしていただけるよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員(質問者席へ) 日本共産党町会議員の河野恵子です。一般質問を行わせていた

だきます。

1問目です。「重症心身障がい児者の移送支援の充実・拡充」を求めます。

重症心身障がい児者にとって、北摂地域には福祉施設が不足しております。総合的対応を可能とする拠点施設からほとんど支援が受けられず、今議会で問われる町立やまぶき園に関わる保護者、兄弟も含め、島本町に住み続けたいと考えておられる住民の願いを叶える施策が必要だと、私は感じております。

島本町では、過去5年間で、医療行為を必要とする幼児を町立保育所に看護師を配置 してまで受け入れられたこと、介護職員等の喀痰吸引研修への助成制度などが、本年度 予算として手がけられたことについては大いに評価をしております。

しかしながら、就学前における発達保障の課題として、保護者のレスパイト、宿泊を伴う支援は、高槻市内の医療機関や大阪市内南部の福祉施設等しか選択肢がありません。 就学前の療育施設は町内に存在しないため、高槻市、茨木市、大阪市内などへの移送が伴い、車いす仕様の車両が必要になるだけではなく、運転手以外に呼吸や酸素を見守る介助者の同乗も必要となります。

現在の移送に関わる車両購入や、2人がかりでの介護での家族介護の負担は相当なものと推察されますが、島本町としては、実情を把握しておられますか。答弁を求めます。

健康福祉部長 それでは、河野議員の一般質問の1点目、「重症心身障害者の移送支援の 拡充」につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、①の「重症心身障害者の実情の把握について」でございます。

重症心身障害者の皆様の実情等につきましては、障害福祉サービスの利用や、日常生活等について個々にご相談を受ける中で、ご本人やご家族の状況等を把握し、関係機関との情報共有や支援に関する連携等を実施いたしております。

医療的ケアを必要とする就学前のお子様につきましては、必要とする医療的ケアに対応可能な短期入所やレスパイト入院等施設等が町内になく、本町といたしましても、他の自治体の医療機関や福祉施設等を利用される際には、送迎等において、ご家族での対応が必要であることは認識をいたしております。

以上でございます。

- 河野議員 実際には、今、答弁にもありましたように、町内でのそういった重症心身障がい見者の施設整備は、財政上困難であるということは十分に認識をしておりますし、が、 茨木支援学校や医療機関への移送の軽減、町内の教育機関への通所や交流を可能にする ための通学・通所支援、障がい者移送サービスの回数増など、拡充する対応は可能であると私は考えております。また、必要だと考えております。見解を伺います。
- **健康福祉部長** 「他の自治体の医療機関への移送軽減、通学・通所支援の活用、移送サービスの回数増に対する対応について」でございます。

現在、医療機関への通院等につきましては、重症障害者の方を対象として、月3回・

9千円までを上限にタクシー代の助成を行う「移送サービス」を実施しており、また「通 学通所支援者派遣事業」及び「移動支援」として、ヘルパー等の派遣による外出支援も 実施をいたしております。医療的ケアが必要な障害者の方に対しては、これらの既存事 業を十分に活用し、個別ニーズにあわせたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考え ておりますが、そのうえでさらに不足するサービス等の拡充については、他の自治体の 取り組み等も踏まえ、研究・検討を行ってまいります。

また、医療的ケアに対応する事業者等の整備・支援を図ることを目的に、「喀痰吸引等研修費補助」や「日中一時支援事業の医療的ケア対応特別加算」などの町独自事業をすでに実施いたしており、今後も、医療的ケアに対応できる各種サービス事業所の確保ができるよう、事業所に働きかけるなどの取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **河野議員** 参考までにお伺いしますが、町内において重症心身障がい児者へのケアマネージメント、あるいはケースワークを担う相談機関については、現状はどこが担っておられるのか、答弁を求めます。
- **健康福祉部長** 重症心身障害者へのケースワーク等については、現在は、基幹相談支援センターである福祉推進課のケースワーカーと、他の障害者相談支援事業所や関係機関が相互に連携しながら様々なご相談に応じ、必要な支援やサービスの調整を行っておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 島本町が基幹相談支援事業を昨年度から始められ、そのための職員も配置をされておりますし、より困難な課題を抱える障がいを持つ方の事例について、ケースについては、福祉事務所が中心となってやっておられるからこそ、当事者の状況も、ほとんどの方についてはよくわかっておられるということは、町内外の関係機関などから評価をいただいているということは、私もよく知っております。

しかしながら、就学前のお子さん、あるいは小学校低学年のお子さんで、重度の重複の障がいをお持ちになる、あるいは重症心身の障がいをお持ちになる方に対しての、就学前の療育という部分については非常に不足をしております。

また、来年度に向けて、残念ながら高浜学園が広報の募集要項などを見ておりますと、 障がい児保育枠が未だにかなわない。また一時保育の確保から、まだ高浜学園において は遠い道のりであるというふうに私は認識しております。そういった面で、さらに就学 前の障がい児保育の進展も閉ざされているものというふうに考えています。

その分、他市の療育施設に通わなければならない子ども達が増えることは想定されます。療育施設の利用者負担につきましては、2015 年 12 月議会で私自身の一般質問で、「障がい児保育枠の拡充を求める」と題して質疑をしておりまして、このところで執行

部のほうからご答弁をいただいておりますのは、障がい児支援サービスにおける児童の発達支援事業の利用料については、サービスに要する費用の原則1割は自己負担であり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税所得割額の世帯合計額が28万円未満は月額上限額が4,600円、28万円以上の世帯は月額上限額が3万7,200円となっております。多くが月額4,600円までとなっていると。また大阪医科大学におけるLDセンターの利用については、児童の発達の状況により様々なコースがあるが、10回~20回程度のコースで、1コース当たり4万円~6万円程度、その他初期費用が、検査・個別の項目について料金が発生していると。

このような答弁をいただいておりますが、この答弁について、障がい児の家庭における費用負担については、この答弁であっていると、私の認識に間違いはないでしょうか。 健康福祉部長 障害支援サービスの利用者負担、月額上限負担額については、ただいま河 野議員からご紹介いただいたとおりでございます。

以上でございます。

河野議員 今のは障がい児と言われる、程度で言えば重症心身障がいではない方のことも 指しておるわけですけれども、私の手元には、町内の重症心身障がいのある、また医療 行為・医療ケアが必要であるお子さんの家庭から聞き取ったもので、移送に関わる費用 について、お聞きしております。

高槻の療育施設に通うのに――これは介護タクシーを活用されるということですね――片道3,300円、これは月1~2回、利用されているそうですが、本来であれば週に1回程度は、やはり保育に通わせたいと。小学校に上がるまでの間、週1回ぐらい通わせたいという希望を持っておられますが、今、月1~2回でも片道3,300円、帰ってくると6,600円かかる。あとは他の兄弟、また相当な介護による保護者の介護疲れなどを解消するために、医療機関によるレスパイト、リハビリテーション病院などを利用されますが、これは毎月1回利用するのに片道2,400円、往復4,800円かかります。

また、大阪内で言う重症心身障がいの専門施設は南部にしかございません。南大阪小児リハビリテーション病院ぐらいしかないというのが私の認識ですが、これは、さらにお金がかかります。片道1万1千円程度と高速代930円。利用回数にもよりますが、平均1ヵ月1万1,400円は最低かかり、多いときでは4万1,860円かかると。

ここに、町外の療育施設に通うための月額上限額、最低でも4,600円、これは所得税が28万円超えますと、3万7,200円かかるということを換算しますと、月平均1万6千円から最高7万9,060円ということになります。これは、やはり一般の家庭においては、こういった負担はあまりにも過重ではないかというのが私の見解ですが、特別障害者手当などの福祉手当もございますが、そういった手当の支給をもってしても、一般家庭には過重な負担である。

一方で、島本町の「障害者計画」や過去の決算の資料を拝見しておりますと、残念な

がら、前年度の決算は詳細の資料はいただけませんでしたので、平成で言えば 26 年度までしかわかりませんが、概ね、こういった重症心身障がいをお持ちになる、医療行為が必要になるケースというのは、町内で2世帯~3世帯というふうに私は認識しております。計画上でも、そのような件数を想定されておられますので、こういった高額な移送サービスの負担分を助成をするということをしたとしても、島本町の財政上は可能ではないかと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 先ほど来の答弁になるんですが、医療的ケアが必要な障害者の方については、既存事業を十分に活用して、個別のニーズにあわせたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。先ほど申しましたように、医療的ケアに対応する事業者等の整備支援を図ること目的に町独自の事業も実施しておりますので、今後も医療的ケアに対応できる各種サービス事業所の確保ができるように、事業所に働きかけるなどの取り組みを推進することで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 この点については最後になりますけれども、先ほど言いました、町内には、その重症心身障がいのお子さんを受け入れる、過去には保育所で看護師を配置してマンツーマンのケア体制を取られていましたけども、そうは言っても、毎日通うと言うことは相当困難であるということも聞いております。町外の療育施設に通うしかないということが大前提になってまいりますので、しかしながら、この療育施設での保育は、非常に親子ともにわくわくする体験で、子どもも非常に喜ぶし、家族ではなかなかできない、いろんな働きかけができる、保育的な働きかけをしていただけるという意味では、月2回行っているところを、せめて月4回行きたいというのが、こういった人たちのささやかな要求であります。

そういう意味で、今、島本町は第5次行革によって移送サービス、特に高齢者の部分をばっさりとカットして、その点は私たちも大いに批判をしてまいりましたが、例えば高齢者の部分で言いますと、行革による削減効果額としては、当初は600万以上かかっていくだろうとされていたものが、380万円に抑えられると町は見ていたわけですね。しかしながら、現状の決算額は230~40万前後を推移しております。そういうことも考えますと、私自身は島本町の財政の見通し、あるいは町内でおられる、存在される人数、世帯数を鑑みますと、来年度からでも実現可能であるし、島本町も検討しておられるということですから、1日でも1ヵ月でも早く、この点について実現をしていただけるよう最後に求めておきます。

町長、いかがでしょうか。答弁を求めます。

川口町長 ご承知のように来年4月は選挙でございまして、1月ぐらいから骨格予算と肉付け予算の振り分けを行っていく、そういう作業を、やっと来年の1月ぐらいから私どもで始めるという、そういう状況でございますので、今、いただいたご意見については

肉付け予算のほうに入ってくるのではないかなと思っておりますので、ご答弁はしかねます。

以上でございます。

河野議員 もう、これ以上はという、状況も含めましてとは思いますけども、これはあくまで概算要求の段階ですが、2017 年度障害福祉保健部概算要求の概要ということで、厚生労働省障害保健福祉部の資料が手元にあります。重症心身障がい児とされる方々に関わる予算としては、強度行動障害を有する者の支援を行う職員の養成、地域生活支援事業484 億円。新規事業としては医療的ケア児童に対する支援ということで、若干ですが、2,400 万円、概算要求されてますので、そういった情勢もしっかりとキャッチしていただいて、実現に向かっていただきますように求めて、この点は質問を終わります。

次の質問に移ります。

2016年3月、民生教育消防常任委員会で佐藤和子委員が質疑をしたものですが、日本スポーツ振興センターでの申請行為について、養護教諭と学校長の確認のうえで申請書を日常的に提出しておられます。しかし、その内容に、より正確さを期すため、その後の治療や児童生徒の将来への影響も鑑みて、申請前に保護者にも申請内容を確認するという作業が必要であると私は考えております。教育長の見解を伺います。

教育こども部長 それでは、2点目の「町行事や学校現場での事故、怪我への保険対応、 補償」について、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の本町の小中学校における日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度の申請方法」に関する質問についてでございます。

この日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下、いわゆる授業や課外活動及び通学中に発生した災害により怪我をした場合などに、申請に基づき、学校の管理下で発生した災害に起因するものと認められれば、その治療費等が給付されるものでございます。

申請方法につきましては、平成28年3月の民生教育消防常任委員会においてもご答弁させていただきましたが、学校においては災害の発生状況等の詳細を報告する「災害報告書」を作成し、保護者からは受診した医療機関の医師による傷病名や治療にかかる費用等の記載を受けた「医療等の状況」を学校に提出いただきます。この「災害報告書」と「医療等の状況」の二つの書類を、教育委員会を通じて日本スポーツ振興センターに提出し、当該センターにおいて、学校の管理下で発生した災害であるか、または本人に持病があるかなど他の要因が考えられる場合は、それが直接の起因となっていないかなどを判断され、給付の可否が決定されるという手続きの流れとなっております。

この学校で作成する「災害報告書」につきましては、災害が発生した場所や時間、どの教育課程中に発生したものか、そのときの状況と処置を報告するものであり、これと 医師の診断とあわせての判断となることから、仮に医師の診断で本人に何らかの持病が あり、それが今回の災害の直接の原因ではないかと考えられるなどの診断があれば、それにより認められない可能性もあります。

しかしながら、本制度には不服審査請求の制度もあり、保護者・医師・学校とで再度 相談のうえ、本人の持病など、別の要因に起因する災害ではないと考えられる場合には、 再度発生時の状況や医師の診断などで、そうではないという根拠づけを行ったうえで再 申請することができます。

このように、「災害報告書」につきましては事実確認を十分に行う必要はございますが、あくまでも発生時の状況報告のみであり、また災害発生時には必ず保護者にその状況を説明していることからも、書類提出前に改めて保護者の確認を受ける必要はないものと考えております。

以上でございます。

河野議員 今の答弁についても質疑はありますが、引き続いて通告順に質問させていただきます。

2015年の4月、わいわいワールドでの事故発生があり、後遺障害等に関わる島本町の公的責任について保護者から要望書が提出されています。過日の9月の決算議会の請求資料の中で、島教生第204号として、島本町は回答書を出されています。

授業、休み時間、部活動の時間帯での学校管理下での事故等が後遺障害に繋がるなど、 学校現場でも同様の事案は十分に想定されます。学校現場での日本スポーツ振興センター申請行為において、このような、わいわいワールドのようなこと、事案について、過去5年間で類似の事案は発生しておられませんか。答弁を求めます。

- **教育こども部長** 次に、②の「学校における後遺障害の発生事案について」でございます。 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度には後遺障害の見舞金もございます が、過去5年間において、町立小・中学校では発生事案及び申請事案はございません。 以上でございます。
- 河野議員 1問目の答弁に対する再質問にもなりますが、申請書記入内容を、保護者の了解、同意をもとに作成され、提出されることが、児童生徒や保護者の不安を軽減し、早期の補償に繋がるだけでなく、記入を担当する教職員の負担軽減と、より正確な申請事務に繋がり、学校教育への信頼にも繋がると私は考えておりますが、いかがですか。答弁を求めます。
- **教育こども部長** それでは、次に③の「災害共済給付制度の学校が作成する書類の保護者 への事前確認について」でございます。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、事実確認は十分に行う必要がございますが、災害共済給付制度は、学校が作成する災害報告書のみで判断されるものではなく、 医師の診断とあわせて判断されますことをご理解いただきたく存じます。

以上でございます。

河野議員 先ほどの、保護者に申請する前に、学校の現場において申請をするほうがということを申し上げましたが、仮に、この申請が却下されている、あるいはそれの事案に関わる医療費が相当高額になっているにも関わらず、申請が受け付けられず却下をされ、補償に至らなかったために、例えば保護者が不服審査請求をしなければいけません。そのことは、現場にいなかった保護者が、現場にいた学校の教職員が作った書類よりもさらに精度の高いものを出さなくてはいけないということを求められる可能性もあるということですから、私は、そのところを言っております。

このわいわいワールドの事案では、本来、これは保護者の申請による行為でしたが、生涯学習課がこの申請書類の作成を、非常に専門的な、行政的な知識・経験に基づいてアドバイスも行っておられるということにおいて、一定、保護者からの信頼を得るということができたのではないかと。今後のことにはまだまだ不安が残りますが、そういった中で信頼を得るということですし、起こったことについては、もう取り返しがつかないことですが、補償行為において信頼を得るという意味で、例えば、インターネットを使ってでの申請をすることによって、1ヵ月早く受付処理が終わるとかいうことも聞いております。

そのことも含めて、現場では改善など、検討なさる必要があるのではないかと思っておりますが、いかがですか。答弁を求めます。

教育こども部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、事実確認というのは十分やって申請 をするというのが原則でございますし、特に持病をお持ちのお子さんの場合、特に慎重 に対応しなければならないということにつきましては、ご質問にありました事案も含め、 今後に活かしていきたいというふうに考えております。

それから、インターネットによる申請行為でございますが、大阪では非常に遅れておりまして、本町も、実はまだできていない状況にございます。校長会等では説明をしておりますが、まだパソコン等の準備もできていないという状況の中で、まだ改善が図れておりません。これについては早期に改善を図って、早く申請行為を行って、早く給付をされるという手続きを踏むように、今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 一定、答弁をいただいたところですが、事故や怪我、特に大阪は暴力発生件数が、いろいろな環境のもとの影響であろうと思いますが、増えている、非常に全国でもワーストにあるということです。一定の補償するもの、手立てとしてのこの制度については、速やかな事務行為、あるいは教職員と保護者との信頼を、その申請行為を通じて再度構築できるような、そういったものを切望して、私のこの質問は終わります。

続きまして、3点目に移ります。「飲酒等に関わる未成年、町職員指導等対策」を伺います。

①2014年度第6回(2014年9月26日)青少年指導員協議会要点録を見ますと、未成年へ飲酒を勧める店舗の存在と、指導の必要性が問われていますが、その後の経過を伺います。

教育こども部長 続きまして、3点目のうち①について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成26年9月26日に開催された平成26年度第6回青少年指導員協議会における情報交換の場で、「町内に未成年にお酒を提供する店があるとの情報がある。青少年指導員で調査が必要。」との提起がございましたが、その対応につきまして協議したところ、引き続き情報収集に努め、必要に応じて関係機関と連携していくことが確認されました。しかしながら、結果的に新たな情報もなく、事実確認までには至らなかったのが現状でございます。

いずれにいたしましても、青少年の健全育成にかかわる様々な情報につきましては、 青少年指導員はもとより関係機関が連携して取り組むことが大切でありますことから、 複数の情報源をもとに、一定情報の確かさを推し量ったうえで、警察をはじめとする関 係機関に通報するなど、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 続いて、飲酒等に関わる事案について、事案といいますか、質問をさせていた だきます。

島本町の職員と島本町事務事業の受注業者、町内業者が酒席をともにし、入札予定額などを漏洩する事案について、現町長の町政のもとで発生した事案、島本町の指導等の経過及びその後の効果について、答弁を求めます。

教育こども部長 次に、②の「町職員と町内業者の接触に関する事案、町の指導等の経過 及び効果について」でございます。

教育委員会にかかわる事案といたしまして、平成21年度に「町立プール更衣室ロッカー整備工事」入札執行にあたり、町内業者に対して指名通知を行い、仕様書を配付したところ、一部業者から指摘がございました。指摘内容は、設計金額の積算方法に関わるもので、その指摘内容を検証した結果、積算方法を見直すこととし、入札の中止をいたしました。その後、2回目の入札時には、プールのオープンに間に合わせるため工期を通常より短く設定いたしましたところ、物品確保に十分な期間が確保できないとの指摘があり、再度入札を中止いたしました。

これらの経過につきまして、入札を執行できなかったこと、このプール更衣室の改修 工事施工にかかる指名業者ではありませんが、町内業者と宴席を同席したこと、そして 宴席の場で入札が不執行になったことなどを口外したことにより、「地方公務員法」第 29条に基づく懲戒処分に当たらないものの、職員として厳に慎まなければならないこと から、当該担当職員に対して文書訓告を行いました。また当該職員の管理監督の立場に ある職員に対して、口頭訓告を行っております。 なお、当時、すでに入札予定価格は事前公表しているため、入札予定価格の漏えい事 案は制度上発生し得ませんが、訓告の趣旨といたしまして、「公務員は、全体の奉仕者 として職務に精励しなければならず、また常にそのことを心がけなければならない」こ とから、このような指導を行ったものでございます。

教育委員会といたしましては、この事案を厳粛に受け止め、機会あるごとに職員に対しまして、適正な事務の執行とともに、業者との飲食等については絶対に行わないよう、 周知徹底しているところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 ご指摘の酒席には町長部局の職員も同席しておりましたことから、当該職員に対しましては、それぞれの所属部長から厳重注意を行っております。

綱紀の保持につきましては、機会あるごとに依命通達を発しているところでございますが、その中で「常に公私の別を明らかにし、職務上、利害関係のある業者等との接触に当たっては、会食、遊技、その他住民の疑惑を招くような行為は厳に慎むこと」を一つの項目とし、注意喚起を行っているところでございます。

以上でございます。

河野議員 未成年に飲酒を強要する、勧める、あるいは自らが飲酒してしまうような環境にしてしまっている例えば飲食店があるとか、町職員が本人の望まない形で飲酒を強要される、あるいは酒量を強要され、命を縮めるような酒席の場があるとか、官公需の受託業者も頻繁に同席するような酒席の場があるとか、そういうようなことを私自身は実は具体的な事実としては確認し得ておりません。ただ、日々そのような現場を目の当たりにされている住民や職員の方、町内外の職員の方から、相当高度な知識と経験を有するはずの議会で、しっかりとその点は質していただきたいということを、細々と、日々お聞きすることはあります。

では、このような町内業者と宴席を同席すること、町の職員が。また、例えば今現在、 契約を結んでいる業者、出入りをしている業者と宴席を同席するということも、これは 処分の対象になるということでしょうか。答弁を求めます。

総合政策部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、綱紀の保持について、依命通達などにより職員には注意喚起を行っているところでございますが、その中で、先ほど申し上げましたように「職員は常に公私の別を明らかにし、職務上利害関係のある業者等との接触にあたっては、会食、遊戯、その他住民の疑惑を招くような行為は現に慎むこと」ということで、注意喚起をさせていただいております。

本町では、職務上利害関係のある業者の方、特に町内業者の方については、町の審議会等の委員にも多くの方々が就任をいただいているところでございまして、その審議会等の酒席があって、そこに担当としての参加を要請され、参加するということはあることであるというふうに考えておりまして、この「住民に疑惑を招くような行為は厳に慎

むこと」という部分について、現在、他団体で見られるような職員の不祥事の事案、あ あいったことに繋がるような酒席、こういったものについては厳に慎むこととするべき であるというふうに考えております。

先ほど申し上げました町内業者、特に審議会等の委員さんとの接近については、「委員さん」としての方との場であるということで、その中で業務に関わるような情報交換みたいなことがあっては、これはもう駄目だというふうに思っておりますが、本町では、小規模自治体であるがゆえに、そういうこともあるというふうには考えております。 以上でございます。

- **河野議員** 14人の議員が全員聞いているところですからね。先ほど私が質問したのは、処分の対象になりますかと、訊いております、その事実が明らかになった場合です。町内業者と宴席を同席する、あるいは委託業者など出入り業者と宴席をともにすることで、処分の対象になるのですか、ということを訊いております。
- **総合政策部長** 酒席をともにしていたから、すべてが処分の対象になるということは、ちょっと難しいのではないかなと、現時点では思っております。先ほど申し上げたような事例もありますことから、その席上で、どういう会話をし、どういう情報を交換したか。そういったことによって処分の対象になってくるんではないかというふうには、現時点では考えております。

以上でございます。

- 河野議員 今、すごく曖昧な答弁が何度か繰り返されてますので、例えば住民の方から、そういった疑いを持たれるような、こういう宴席が、あるいはそういうものが全くないわけじゃないというか、そういうことを日々目の当たりにされている住民の方からすれば、よからぬことをしているのではないかと疑われても仕方がない、ということですね。町内業者と職員と、あるいは町長とかが宴席をともにすることによって、ということになりますので、その点について一定の基準、規範というものを明確にする必要があると思いますが、今の答弁では、非常に住民に対しても答えにはならない。そういうことが容認されていると言われても仕方がないというふうに思いますが、現状において、人事を預かる総合政策部長においては、島本町職員の今の現状と必要な手立てについて、お考えはありますか。答弁を求めます。
- **総合政策部長** 私、何も容認はいたしておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議員ご指摘のように、住民の疑惑を招くような行為、これについては厳に慎む必要が ございますので、依命通達で職員に周知徹底を図っている、こういう状況でございます。 以上でございます。

伊集院議長 残り1分18秒です。最後の質問をお願いします。

河野議員 現時点で島本町長、人事部においては、町内業者、あるいは出入り業者との公

私混同の飲み会というものが、実際には現実としてあるかどうかということについては、 確認されておられますか。答弁を求めます。

総合政策部長 そのような酒席は把握いたしておりません。

以上でございます。

河野議員 私自身が様々な現場に居合わせたわけではありませんので、これ以上の質疑はいたしませんが、先ほどの言う、やはり、その中で未成年が存在する、あるいは本人が飲めないような量を強要されて、その後、命を縮めるような、そういった酒席の場があるというようなことを、町内の青少年協議会の中でもそういう例えば話があったわけですし、さらにこれが妊婦ということになれば、胎児にも大いに悪影響を及ぼすということになります。

様々、島本町は過去から、飲酒と喫煙に関して言いますと、灰皿を駅前で……。

伊集院議長 最後の質問を……。

河野議員 もう終わりますよ、もう終わりますから、ちょっとやめてくださいよ。

伊集院議長 7秒で言えないじゃないですか。最後の質問、残ってますよ。

河野議員 それはあかんわ、議長……(質問時間終了のベル音)……、ちょっとお願いします。こんなまま放れません。

伊集院議長 最後の質問をしてくださいって、言ってます。1分になってましたから、最 後の質問をしてください。先してから、ご意見を言えばいいでしょう。

河野議員 終わらせてもらいますよ。

伊集院議長 議長としては1分になってましたので、最後の質問を先してください、という忠告をさせていただいております。

河野議員 わかりました。

伊集院議長 最後の質問をしてから、意見を言っていただきたいということを申しました ので、今、時間が終わりましたよ。

(河野議員・質問者席から「町内業者の育成や、地域活性化に向けて……」と発言)

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時36分~午後3時37分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

注意していますので、端的にお願いします。

河野議員 真の町内業者の育成や地域経済活性化に向けては、リフォーム助成やエネファーム助成、公的施設への再生可能エネルギーシステム導入、竹林整備と竹の利活用など、町内業者がより良い、質の高い仕事をする。介護予防、地球温暖化対策を求める住民の思いとが奏功し、生活の質の向上、地域経済活性化や環境対策とが循環する方策、例えば再生可能エネルギー活用を軸としたリフォーム助成制度の実施などが必要であると考えます。町長の見解を伺います。

以上です。

- **伊集院議長** 注意を聞いてくださいね、これから。1分のところで注意させてもらってて も、もう間に合わない状況ですから、注意させていただいているんです。そこを聞いてい ただきますように、よろしくお願いいたします。
- **都市創造部長** 3点目の③、「再生可能エネルギー活用を軸としたリフォーム助成制度の 実施」について、ご答弁申し上げます。

本町では、平成28年3月に「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人を惹きつける定住環境づくり」として、本町の恵まれた自然環境を基礎に、地球環境への配慮や教育の充実など、付加価値を持った特徴的な住環境を創造する取り組みを進めることとしております。

その取り組みの一つとして、太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギーの導入促進を図ることは、 CO_2 などの温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に寄与するとともに、災害時における非常用電源として活用できるなど様々なメリットがあり、本町内のエネルギー自給率向上に繋がるものと考えております。

このことから、「定住環境への新たな魅力の付加」及び「環境保全」を目的とした太陽光発電システム等の補助金制度の導入につきましては、今後、財政面との整合を図りつつ、国や府、近隣市等の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。

川口町長 議員のご質問を聞いておりましたら、職員が頻繁に業者と酒席をともにしているような、そんな感じでございます。私、そういうふうなことは認識はしておりません。ただ、先ほど部長が答弁いたしましたように、島本町、小さな自治体でございますので、例えば何かのイベントがあって、その後の反省会。反省会が、お酒とか食事が伴うこともございますので、そういうところで町内業者の方とご一緒、たまたま一緒になると言うことはあると思います。

私自身に取りましても、例えば商工会の役員の方と、そういう場はございますし、消防団の方と、そういう場もございます。だから、そのあたりは明確に分けるということは難しゅうございますが、住民の方が、そういう嫌疑を持っていらっしゃるということであれば、それはしっかりと検証してまいりたいと思っております。

以上でございます。

伊集院議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時40分~午後4時10分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、佐藤議員の発言を許します。

佐藤議員(質問者席へ) 共産党の佐藤です。一般質問させていただきます。

まずは、「島本町の農地を守るために」ということで、お訊きをいたします。

1点目. 生産緑地の適用――これは「生産緑地法」の適用、かつて3大都市圏の周りのみと言われて、島本町は適用されておりませんでした。今、どういうふうになっておりますでしょうか。

都市創造部長 佐藤議員の1点目、「農地」に関するご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「生産緑地地区の現状」に関するご質問でございます。

生産緑地地区につきましては、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度を示すものでございます。この生産緑地地区を規定する「生産緑地法」につきましては、昭和49年に制定されたもので、平成3年の税制改革にあわせて大幅な改正が行われたものでございます。

その際、ご指摘の3大都市圏の特定市における市街化区域内農地につきましては、宅地並み評価で宅地並み課税がなされる特定市街化区域農地とされ、これにより当該農地の税額が急激に上昇することから、影響を受ける3大都市圏の特定市におかれましては生産緑地地区を積極的に指定され、農地と宅地の均衡を保つように措置されたものと認識いたしております。

一方、本町を含む3大都市圏の特定市以外の市町村におきましては、当時から現時点に至るまで、その対象外となされていたわけではなく、導入に際しては各市町村の判断にゆだねられ、結果として、ほとんどの市町村において導入がなされていなかったものと認識いたしております。

佐藤議員 導入については各市町村にゆだねられていたということですが、島本町はなぜ、 その「生産緑地法」の適用をしておられないのでしょうか。

都市創造部長 続きまして、2点目の「生産緑地地区を適用しない理由について」でございます。

1点目のご質問でもご答弁させていただきましたとおり、3大都市圏の特定市における市街化区域内農地につきましては、宅地並み評価で宅地並み課税がなされる特定市街化区域農地とされ、これにより当該農地における固定資産税等の税額が急激に上昇することから、影響を受ける3大都市圏の特定市におかれましては、生産緑地地区を積極的に指定され、農地と宅地の均衡を保つよう措置されたものでございます。

一方、本町は3大都市圏の特定市には該当しないため、本町における市街化区域内農地は、宅地並み評価がなされるものの農地に準じた課税がなされます。このことから、税額の激変は抑えられるものと考え、生産緑地地区の導入を見送ってきたところでございます。

佐藤議員 後ほど、固定資産税についてお訊きいたしますけれども、この生産緑地地区の 導入を見送ってきたということです。ぜひ「生産緑地法」、これの適用を島本町でして いただきますように、特にお願いをいたしておきます。

3点目ですが、市街化区域内の農地、これは余裕の空間、景観の良さ、それ以外にも 災害時の防災空間に、天然のダムにと、その存在に大きな意味があります。町として、 その保全のためにどのような方策を持っておられますでしょうか。

都市創造部長 3点目の「市街化区域内の農地保全について」でございます。

市街化区域内の農地に対してのみ行っている方策ではございませんが、農業振興施策 といたしまして、町内の各実行組合に対しまして農業経営確立対策補助金を交付してお ります。当該補助金は、農業を発展させるための体制整備や都市農業の確立、農業経営 の安定合理化を目的として交付しているものでございます。

以上でございます。

佐藤議員では、農地の固定資産税について、お訊きをいたします。

市街化区域、市街化調整区域、それぞれにある農地の固定資産税、どのような課税の 方式になっておるでしょうか。

- 総務部長 それでは、4点目の「農地の固定資産税」につきまして、ご答弁申し上げます。 まず、市街化調整区域農地につきましては、一般農地として農地評価・農地課税を行っております。次に、市街化区域農地につきましては宅地等に開発ができることから、 宅地並み評価、課税にあたっては農地に準じた課税を行っております。 以上でございます。
- **佐藤議員** 市街化区域内の農地の課税ですが、「農地に準じた課税」というふうなお話ですが、これは具体的に言えば、どういうふうに毎年なっていくのでしょうか。年々、変わっていくはずなんですけれども。その点は、いかがでしょうか。
- **総務部長** まず、一般農地につきましては農地課税をしているんですが、前年度の課税標準額に負担水準を計りまして、その負担水準にあわせた負担調整率というのがございます。市街化区域農地についても同様の負担水準で負担調整措置が行われるという形で、「準じた」課税というふうな形でございます。

以上でございます。

佐藤議員 聞き及んでいるところでは、その負担水準に応じた課税ということで、年々、10%でしたか、前年の10%以内ということで上がっていくというふうに聞いております。これがずいぶん以前から上がっていっているということなので、現在は、結構な高額になっているというふうにも聞いております。

市街化区域内の農地の面積は、どれだけございますでしょうか。

総務部長 市街化区域農地全体の面積について、ご答弁申し上げます。

税務課が把握しております面積につきましては、課税の対象となる免税点以上の農地

面積でお示しさせていただきたいと思いますが、平成27年度の市街化区域農地の面積につきましては、約14万8千㎡でございます。

以上です。

- 佐藤議員 その固定資産税の課税額というのは、幾らになっておりますでしょうか。
- **総務部長** 固定資産税の中の市街化区域農地全体の税額の集計でございますが、平成 27 年度決算ベースでは約1,700万でございます。

以上です。

佐藤議員 結構な税額だというふうに思います。

今、農地の所有者は高齢化、後継者不足、そして国の大規模農業の促進等の政策で、 家族的な経営農家は農業を続けるのに大変な思いをしておられます。まして市街化区域 内の農地の所有者は、年々上がっていく固定資産税にも困っているということになって おります。

前にも述べた市街化区域内の農地の積極的な町内での存在意義の点からも、農地を保持し続けていただくために、島本町として都市近郊農地を守る、そういう観点から積極的な施策を持つべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 都市農地につきましては、農産物の供給といった農地本来の役割だけではなく、防災空間の確保や良好な景観形成など、多様な機能を有しております。このことからも、「都市農業振興基本法」が制定され、また当該法律に基づき「都市農業振興基本計画」が国において策定されております。

そのような背景を踏まえまして、現時点におきまして、今後、想定される農地における国の税制改正や、新たな都市農業施策の動向等も十分に注視し、対応を検討している 状況でございます。

以上でございます。

- 佐藤議員 この「都市農業振興基本法」、国において作られました、これの島本町における取り組み、今後、具体的にどのようになっていくでしょうか。
- **都市創造部長** 5点目の「『都市農業振興基本法』に基づく島本町の取り組み」について、 ご答弁申し上げます。

本年5月、国は、「都市農業振興基本法」に基づきまして、都市農業の振興を進める ための基本的な方針となる「都市農業振興基本計画」を策定しております。また市町村 は、今後、地方計画を策定することが努力義務とされており、現時点における府内市町 村の状況といたしましては、大阪府の地方計画の内容や、今後想定される国の税制改正 や新たな都市農業施策の動向等も十分に注視し、対応を検討しておられる状況でござい ます。

本町におきましても、地方計画の策定の有無や内容について現時点で具体的な方針は 決定しておらず、大阪府や他市町村の状況を踏まえ、意見交換等を行いながら、引き続 き調査・研究してまいりたいと考えております。

佐藤議員 本町では具体的な方針はまだ決定しておらず、大阪府や他市町村の状況を踏ま えて、意見交換等を行いながら、引き続き調査・研究してまいりたいと、そういうお答え です。

農地の所有者に農業を続けていただく、農地を保全していただく、そのためにどうい うことが具体的に必要だというふうにお考えでしょうか。

都市創造部長 6点目の、「農地保全の方策について」でございます。

農地を所有されている方に継続して農業を行っていただくために、また農地を保全いただくための方策といたしましては、農業者への補助金の交付など様々な取り組みが想定されます。しかしながら、行政側からの支援だけでなく、農地を所有されております方の意欲的な行動も必要であると認識しております。

農地を農地として活用いただくため、また意欲的に農業に取り組んでいただけるよう、 国や府をはじめ他市町村の取り組みも注視しながら、効果的な支援について調査・研究 してまいりたいと考えております。

- 佐藤議員 農業を続けていただく、そのための後継者がいないという農地も増えていくと、これから考えられます。島本町全体の農地を守るためにも、都市の若者で農業をしたいと望む、そのような要求を持った人たちと農地の所有者、こういうものを結びつけ、そのような人の営農を助ける、こういう取り組みも、今後、考えていく必要があると思いますけれども、この点については、いかがでしょうか。
- **都市創造部長** 新規就農者の支援につきましては、農業大学校の生徒募集等について、募 集期間には町ホームページでも案内を行っていたところでございます。また、後継者の いない農地におきましては、当該農地所有者の意向を踏まえ、対応について検討してま いりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 島本町の「水田フル活用ビジョン」にも、担い手の明確化、そして育成の将来 方向ということで、作業受託組織の整備、農業講習会の実施、援農ボランティアや新規 就農者の発掘など、都市住民の労働者の活用と、非常に具体的に農業担い手についての 提起がされております。この提起を実践していただくように、ぜひ、お願いをしていき たいというふうにも思います。

この「水田フル活用ビジョン」、この具体化はどういうふうなものがあるでしょうか。 都市創造部長 「島本町水田フル活用ビジョン」につきましては、平成26年4月1日付け で、島本町地域農業再生協議会において策定しているもので、具体的な施策といたしま しては、ファミリー農園やレンゲ等の景観形成作物がございます。今後におきましても、 必要に応じて支援を行ってまいりたいと考えております。

佐藤議員 レンゲ、あるいはそれ以外にも、「フル活用ビジョン」の中には非常に積極的

な提起がたくさんございます。せっかく議員に、つい先日、この「フル活用ビジョン」というのが示されたところです。この「水田フル活用ビジョン」の中には、担い手の明確化、育成の将来方向、あるいは具体的な目標、そういうものが具体的に出ておりますので、ぜひ、この「フル活用ビジョン」、具体化していっていただきたいというふうに思います。その点、よろしくお願いをいたします。

また、小規模家族経営の農家の営農を守り、後継者のいない農地の就農希望者を見つける、そういう方策を図って、島本町の農地、これを保全し農業を守るために、早急に調査・研究を進め具体策をとっていただけるように、このことを強く求めておきます。

次の「東大寺の緊急土砂置き場」の点について、質問をさせていただきます。

東大寺の緊急土砂置き場、ここに 60 万立米の土砂を置くという、そういう説明を私たちの会派、8月の……、60 万立米の土砂を置くという説明を受けました。60 万立米の土砂をあそこに置いたら、どういう状態になるのでしょうか。

総合政策部長 それでは2点目、「東大寺緊急土砂置き場」についてのご質問に、ご答弁 申し上げます。

1点目の「土砂搬入後、どのような状態になるのか」とのご質問でございます。

本件につきましては、まだ調査検討段階とは伺っておりますが、NEXCO西日本が 実施されます新名神高速道路のトンネル工事において発生する土砂を、国土交通省近畿 地方整備局淀川河川事務所が所管されている本町東大寺地内の緊急土砂置き場に搬入 し、その際の造成工事におきまして、のり面の安全対策等の整備を行うものであると伺っております。

現在、NEXCO西日本において設計業務が実施されており、造成後の具体的な形状等につきましては、この設計の中で検討されるものと認識をいたしております。また、搬入量につきましても設計中でありますことから、現時点では未定であると伺っております。

以上でございます。

佐藤議員 今、この緊急土砂置き場は、降水期前の水路清掃、トン土嚢での土砂流出防止、これについては、この4月に私、国土交通省に出向きまして要請をしたところで、取りあえず降水期前には水路清掃をする、トン土嚢を置いて土砂流出防止を図る、そういうことになりました。そういう状態になっております。

けれど、60 万立米の土砂を積んで、その安全対策、あるいは土砂が流出をして水無瀬川に流れ込む、こういうことになれば、今までの比ではない量の土砂が流出するということが考えられると思うのですが、この点については、いかがでしょうか。

総合政策部長 次に、2点目の「流出防止などの安全対策について」でございます。

過去の降雨時におきまして、当該地から府道柳谷島本線へ土砂や雨水の流出が発生しており、本町といたしましても淀川河川事務所に対し、その防止対策について要望を行

ってきた経過がございます。淀川河川事務所におかれましては、ご質問にもあります大型土嚢の設置など、荒天時においても府道が機能維持できるよう、種々対策を講じていただいてきたところでございます。

現在、NEXCO西日本において設計業務が実施されておりますが、搬入にあたり、 土砂等の流出にかかる安全対策は適切に講じられると伺っております。 以上でございます。

- 佐藤議員 その点、NEXCO西日本は安全に十分留意するという話ですけれど、淀川河 川事務所での確認というのは、どういうふうになっておりますでしょうか。
- 総合政策部長 次に、3点目の「淀川河川事務所での確認について」でございます。

現在、NEXCO西日本において実施されている設計業務の進捗も踏まえ、淀川河川 事務所と必要な打ち合わせが行われると、このように伺っております。

以上でございます。

佐藤議員 国土交通省で、緊急土砂置き場の管理は水管理局というところだそうです。確認 したところでは、ここではまだ土砂の搬入について聞いていないという、そういうお答 えでした。

NEXCO西日本が町の東大寺のほうの自治会に説明にあたっている、このことについては、間違いはないのでしょうか。

総合政策部長 現在は、あくまでも調査検討段階であると伺っており、国土交通省内における情報共有の状況につきましては詳細に把握いたしておりませんが、緊急土砂置き場を所管される国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所におかれましては、この計画について認識をされておられます。

また、周辺の自治会長に対しましては、本年8月下旬に、NEXCO西日本の担当者から計画内容についてお話をされているところでございます。

以上でございます。

- **佐藤議員** では、土砂を運び込む通路、これの安全確認はどのようになっておるでしょうか。
- **総合政策部長** 4点目の、「運搬経路について」でございます。

運搬経路につきましては、現在、NEXCO西日本におきまして、ルートの検討がなされていると伺っております。本町といたしましては、当該地の周辺には教育施設が立地しておりますことから、特に通学路や通園の安全確保につきましては、十分に対策を講じていただくようお願いいたしているところでございます。

以上でございます。

- 佐藤議員 先ほどから出ておりますNEXCO西日本において作られるという土砂置き場・搬入路の設計図、これはいつ頃できる予定になっておりますでしょうか。
- 総合政策部長 先日、NEXCO西日本において設計業務が開始されたと伺っております。

この設計には、約1年を要する見込みであると伺っております。 以上でございます。

佐藤議員 この土砂置き場のこういう影響というのは、地元自治会だけではなく、広く水 無瀬川下流域にも及ぶことです。水無瀬川の河床が土砂で埋まれば、事は島本町全体に も及びます。説明は、島本町民全体に丁寧にされるべきだと考えます。もちろん議会に も、NEXCO西日本からの説明があるべきだと考えますが、この点は、いかがでしょ うか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 本年8月下旬に、NEXCO西日本の担当者から周辺の自治会長に対しまして計画内容の説明がなされており、今後も設計の進捗等に応じまして、必要な説明等を行っていただく予定となっております。議員の皆様に対しましても、一定の整備素案等が示されましたら、情報提供させていただきたいと考えております。

なお、水無瀬川の川床が土砂で埋まるとのご心配につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、今回、計画されております造成工事につきましては、土砂等の流出防止対策が適切に講じられると伺っております。

以上でございます。

佐藤議員 取りあえず安全を考えて設計をされるということですけれども、結果が出てみないと、その点については何とも言えないというふうにも思います。それは鵜呑みにもできないことではないのかと、設計図をしっかりとチェックする必要があるのではないかというふうにも思います。

だから、それが出てから、またものを言いたいというふうにも思いますが、NEXC O西日本は、議会に対して説明をしてくださるように町として依頼をしてくださるということでしょうか。

総合政策部長 どういう形で、議員の皆様方に対して情報提供をさせていただくかという ことについては、現時点では決まっておりません。今後、検討させていただきたいと考 えております。

以上でございます。

佐藤議員 ぜひ、NEXCO西日本から直接、議員に対する説明、自治会に対する説明が 行われた後で結構ですから、議会に対する説明も、よろしくお願いをしたいというふう に思います。

この場所というのは、都市計画マスタープランのスポーツ・レクリエーション拠点、 こういうふうになっておりました。今回の、この土砂置き場の計画で、このマスタープ ランというのは、町としてどういうことになるのでしょうか。

都市創造部長 本町の「都市計画マスタープランにおける位置づけについて」でございます。

当該地における都市計画マスタープランの記載内容につきましては、「島本水の文化 園」構想の趣旨を踏まえ、スポーツ・レクリエーション施設をはじめ施策課題に対応し た様々な活用方法を検討することといたしております。

以上でございます。

佐藤議員 土砂で埋まった場所が、そういうふうにまだマスタープランにあがっているというのは、非常にこのマスタープラン、町の施策のうえで、今回のこういう土砂置き場というところに土砂を受け入れるという、このこと自体が、矛盾があるというふうに思います。

このマスタープランとの整合性、どういうふうに考えればよいのでしょうか。この際、 マスタープランは見直すべき時期を迎えているのではないかというふうに思いますが、 いかがでしょうか。

都市創造部長 あくまで当該地は国有地であり、これまでと同様の土地利用方針であること、また本町において具体的な事業計画もない状況の中、計画の記載内容のみを要因として当該地の計画を町がストップすることは困難であり、また、その理由もないものと考えております。

従いまして、今回の計画により、現行の都市計画マスタープランにおける当該地の記載内容を直ちに修正する予定はございませんが、今後、マスタープラン全体の見直しの際に、当該地区以外の内容も含め、記載内容の変更についても検討してまいりたいと考えております。

- 佐藤議員 今後、見直していくということですが、このスポーツ・レクリエーション拠点の位置づけ、これについては国土交通省に対して無償払い下げ、こういう交渉も今までしてこられておりません。また、この3ヵ月間、安全対策へのさらなる行動も取っておられない。曖昧な財政、非現実的なこの場所の再開発、これを示す都市計画マスタープランの記述、これを削除して安全対策を急ぐ。このことこそが島本町の取るべき今の姿勢であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。
- **都市創造部長** 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、都市計画マスタープランの記述内容につきましては、今後、マスタープラン全体の見直しの際に改めて検討してまいりたいと考えておりますが、安全対策につきましても、これまでと同様、国において適切に管理いただくことを前提として、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。
- 佐藤議員 「引き続き協議を」というお話でしたが、町としてNEXCO西日本、国土交 通省への問い合わせ、申し入れ、これは具体的にどのようになっておるでしょうか。
- 総合政策部長 6点目の、「町としての申し入れ等について」でございます。

今回の計画の説明を受け、本町といたしましては土砂流出の防止等、事業全体の安全 対策はもとより、特に運搬経路について、通学路や通園の安全確保について十分に対策 を講じていただくこと、事前に地元説明を行っていただくことなどをお願いしていると ころでございますが、今後も継続的に、関係機関と必要な協議を行ってまいりたいと考 えております。

以上でございます。

- **佐藤議員** NEXCO西日本が新名神工事で土砂搬入するについて、この監督官庁、それ と緊急土砂置き場の監督官庁、これが別であることを認識されておりますでしょうか。 双方に事実確認はできておりますでしょうか。
- **総合政策部長** 本町といたしましては、緊急土砂置き場を所管する国土交通省淀川河川事務所と情報共有させていただいているところでございます。土砂の運搬にあたりましては、NEXCO西日本において関係法令等に基づき関係機関と必要な協議が行われる、このように認識をいたしております。

以上でございます。

- 佐藤議員 淀川河川事務所とNEXCO西日本と話をしておられるということですが、国土交通省の水管理局、あるいは道路管理局、そういう上部組織においては、一切、こういう話は聞いていないという、そういうことを聞いております。この点で、淀川河川事務所との話が進んでいるという、この点の整合性というのは、島本町としてはどのように掴んでおられるのでしょうか。
- **総合政策部長** 本件につきましては、先ほどから申し上げておりますように、本町といたしましては国土交通省の近畿地方整備局淀川河川事務所と協議をさせていただいているところでございます。

ご指摘の水管理国土保全局のことかと思いますけれども、これにつきましては、国土 交通省の本省の中の組織であると認識をいたしております。現時点で調査検討段階であ るので、本省のほうへは事業実施が決定された段階等で連絡等が行くのではないかなと。 確認したわけではございませんが、現時点ではそのように考えております。

以上でございます。

- 佐藤議員 ということは、下部でNEXCO西日本と淀川河川事務所とでは話が進んでいるけれど、まだ上には行っていない段階だという認識になるわけですね。
 - 9月の決算議会の会派大綱質疑で、緊急土砂置き場の構造的な安全対策ということで、 この話が、私たち会派としては、具体的にこのことについてお訊きをしたわけではない ですけれども、緊急土砂置き場の構造的な安全対策、これを求めたのですけれど、この 後、国土交通省への要望行動、これはございましたでしょうか。
- **都市創造部長** 緊急土砂置き場の構造的な安全対策についての要望につきましては、本町から、管理者である国土交通省淀川河川事務所に対しまして、台風や集中豪雨時の土砂や雨水の流出について、必要に応じ、随時対策を要請しております。これまでにも淀川河川事務所におかれまして、府道柳谷島本線への土砂流出防止策として、大型土嚢の設

置や、当該土砂置き場内の貯留ますの土砂撤去や、水路清掃についても行っていただい ているところでございます。

なお、9月以降についての要望は行っておりませんが、今後も引き続きまして、淀川 河川事務所には必要に応じて要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **佐藤議員** わかりました。そのときに、この淀川河川事務所なり何なりで、緊急土砂置き場に確実に 60 万立米の土砂が運び込まれるのか、あるいはほかの候補地があるのか、そういうふうな話も、結局、出てはおらないということなのでしょうか。それとも、ほかに候補地があるということは聞かれているのでしょうか。
- **総合政策部長** 60 万立米の量につきましても、現時点ではまだ正確には決まっていないということで、ご理解をいただきたいと思います。現段階で、ほかの候補地があるということについては、私はお聞きいたしておりません。

以上でございます。

佐藤議員 他の候補地があるというふうなことは聞かれておらない、ということらしいですけれども、緊急土砂置き場にトンネルの土砂が運び込まれる、このことがかなり高い確率であるということであればなおのこと、例えどのような結末になろうと、その量がどのような量になるのか、60万も決まっていないというお話でしたが、どのような結末になろうと、全く別の候補地になるにせよ、あるいは60万が50万になるにせよ、どのような結末になろうと、土砂置き場に恒久的な安全対策が必要なこと、このことには違いがありません。

町として、国土交通省への恒久的な安全対策の申し入れ、このことは引き続き続けていただけるよう強く求めて、私の質問は終わらせていただきます。

伊集院議長 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員(質問者席へ) 皆様、お疲れ様です。2016 年 12 月定例会、戸田より一般質問を行います。

大きなテーマ、一つ目. 「障害者が地域で安心して暮らせる町に」、「障害者差別解 消法」施行によせて問います。

本年7月、神奈川県の障害者施設で多くの方が命を奪われ、負傷するという痛ましい 事件が起きました。社会の奥底に、今なおあるかも知れない優生思想が顕在化しました。 啓発・啓蒙だけでは決して伝わらない奥深いものと、私たちは向き合っていかなければ ならない、闘っていかなければならないのだと思います。

障害者が地域で普通に暮らせる社会、地域で就労できる社会を目指し、さらなる障害 者施策の充実を求めて質問します。

- 1)神奈川県での事件の後、障害者福祉を担う各事業者に対して、利用者の安全確保について、島本町としてどのような対策をされましたか。
- 2)本年4月、「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別解消の推進、 障害者に対する合理的配慮の必要性が明確化されました。市民並びに事業者が、法律の 趣旨を十分に理解する必要があります。当事者からも、講演会を開いて周知して欲しい との提案・要望をいただいています。市民や事業者の理解を促す積極的な取り組みを求 めるものですが、本町における「障害者差別解消法」の普及啓発について、現状と今後 の予定をお示しください。
- 3)「障害者差別解消法」に基づき、自治体には障害者差別解消支援協議会を立ち上げることが求められています。障害者の地域生活や一般就労は、ある意味、差別との闘いです。課題を明らかにしたり、情報を共有したり、対応策を検討したり、常にそういった取り組みを充実させていかなければならない。障害者をめぐる具体的な差別事象を抽出して、地域の様々な機関が連携し、共同して差別解消に向き合い、解決を図っていく。障害者差別を解消する支援協議会を地域で設置することに意義があると考えます。よって、島本町で組織することを求めるものですが、町の見解を問います。また北摂、近隣自治体における現状と、設置に際しての課題をお示しください。

ご答弁、お願いします。

健康福祉部長 それでは、戸田議員の一般質問の I 点目、「障害者が地域で安心して暮らせる町に」につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、1) 点目の「神奈川県の障害者施設での事件後の本町の安全確保策について」 でございます。

神奈川県相模原市の障害者支援施設において多数の障害者が殺傷されるという痛ましい事件を受け、本年7月26日付けで、国から「社会福祉施設等における入所者等の安全確保について」通知が発出され、改めて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった、入所者や利用者等の安全の確保に努めるよう注意喚起がなされたところでございます。さらに本年9月15日、都道府県民生主管部長に対し、国から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」通知がなされ、外部からの不審者侵入に対する危機管理対策として、社会福祉施設が常日頃からの実施すべき施設整備や、具体的な点検項目が示されました。

これらの国等からの通知内容を踏まえ、本年9月26日、本町からも町内の障害福祉サービス事業所に対しまして、防犯にかかる安全確保について通知を行ったところです。 また国の第2次補正予算において、障害者支援施設等の防犯対策強化のため、非常通報 装置や防犯カメラ等の設置や修繕など、安全対策のための整備補助金が計上されたこと から、当該補助制度の周知も行っております。

町立やまぶき園の防犯対応といたしましては、指定管理者である四天王寺福祉事業団

と協議し、日中、常時開放していた門扉の施錠等を徹底するとともに、危機管理対策と して「不審者対応マニュアル」の見直しを実施いたしております。

次に、2)点目の「障害者差別解消法の普及啓発の現状と今後について」でございます。 「障害者差別解消法」の施行を受け、本町では、広報誌・ホームページに制度の周知 記事を掲載するとともに、啓発パンフレットを作成し、窓口への配架や関係団体・機関 等への配布のみならず、障害者団体、民生委員児童委員協議会等を対象に、本パンフレットを活用して「障害者差別解消法」に対する研修を実施いたしました。

なお、町職員に対しましては、本年4月に策定した「差別解消の推進に関する対応要領」をメール等で周知するとともに、人権担当部局等と連携し、本対応要領を活用した 人権研修を1月に実施する予定でございます。

今後も引き続き、職員をはじめ住民の皆様や事業者、関係団体等に対する各種啓発・ 研修等を行ってまいりたいと考えております。

次に、3)点目の「障害者差別解消支援協議会の設置について」でございます。

障害者差別解消支援地域協議会につきましては、障害者差別解消の取り組みを効果的かつ円滑に進めるため、必要な情報の交換や協議等を行う組織でございます。北摂地域におきましては、本年10月時点で、既存の協議会等を活用している団体も含め、すでに設置している団体は3市のみでございます。

なお、障害者施策やサービス等に関する協議・連携のための機関として、本町では、 当事者・学識経験者・関係団体の参画する「障害者施策推進協議会」と、障害福祉サー ビス事業所と福祉推進課で組織する「自立支援協議会」を設置しておりますが、差別解 消の状況や取り組み等については、これらの既存の組織の活用も含め検討していく必要 があるものと考えております。

今後は、近隣自治体や大阪府の協議会の運用実績等を参考に、協議会設置についての研究・検討を行ってまいりたいと考えております。その際、課題となる参画する関係機関の範囲、協議会の役割・機能などについても、あわせて調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 取り組みについて、また課題についてのご説明は、一定理解しました。

障害者差別解消支援協議会について、3市のみとおっしゃいましたが、具体的にはど こでしょうか。ご答弁をお願いします。

引き続き、事業所の安全策や啓発事業に努めていただきたいと思います。また、私たち自身も、地域での日常の繋がりを大切にしていきたいと考えています。

障害者就労支援を行っておられる方とお話ししていると、せっかく努力して一般就労が実現しても、差別に基づく大小様々なトラブルが日々絶えないのが現状で、本人の心身の健康状態がより悪化したり、これだから障害者は当てにならないと新たな偏見を招

いたり、障害者雇用の後退になったりする。その繰り返しであるとおっしゃいます。不 当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供以前の人権問題です。

小さな差別の芽を見逃すと、それが常となり、当事者の自尊心を砕き苦しめ、やがていじめるという行為や虐待に変化していく。多くの方が自分で声をあげることができずに職場を去ることになり、また別の方が標的になる。障害者が地域で生活し、就労することは差別との闘い、我々の想像を超える厳しい現実があるということがわかりました。質問します。市民や事業者の理解を促すため、市民に向け、事業者対象の講演会開催を丁寧に続けていく必要を感じますが、学習の機会について、どのようにお考えですか。健康福祉部長 障害者差別解消支援地域協議会につきましては、3市は豊中市、高槻市、

また、今後、学習の機会等研修会のご要望でございますが、本年4月1日に施行された「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者による、障害を理由とする差別を禁止することなどを柱としておりますことから、差別をなくしていくことは、民間事業者はもちろんのこと、すべての人に求められる責務であると考えております。このことからも、住民の皆さんにも同法の趣旨を十分理解していただく必要

池田市の3市でございます。

この研修会等、府内の他自治体では、もうすでに実施予定というところがたくさんございます。本町におきましても、広く住民の皆さんや事業者の皆さんに知っていただくための研修会・講演会については、検討していく必要があると考えております。 以上でございます。

戸田議員 その民間事業者を構成しているのは、市民一人ひとりであるということ。市民 への啓発事業を、ぜひお願いしたいと思います。バザー、物品販売、交流イベントを否定 するものではありませんが、市民は、もう一歩踏み込んだ障害者理解を実は求めている。 ニーズが変わっていると私は感じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

障害者差別解消支援協議会の設置については、明石市が「障害者に対する配慮を促進し、誰もが安心して暮らせる行政のまちづくり条例」、通称「障害者配慮条例」を制定し、紛争解決の仕組みを明確にされています。差別解消の必要性に、自治体規模の大小は関係ありません。明石市の事例に学び、続く自治体はこれから増えると思います。島本町でも、いち早くこういった取り組みを行っておく必要があると、私は考えます。

質問します。条例制定については、どのようにお考えですか。

があるものと認識をいたしておるところでございます。

健康福祉部長 条例制定について、明石市において先進的に、「障害者差別解消法」の施行にあわせて条例を施行されたことについては承知いたしておりますが、どのような経緯で条例制定に至られたのか、また内容がどのような内容であるのか、詳細については、まだ把握はいたしておりません。このような条例を制定している自治体は、大阪府内には現時点ではなく、本町においても今現時点では条例制定の予定はございませんが、地

域協議会の設置も含めて、引き続き近隣自治体、先進自治体の取り組み等について、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 地域で、すなわち島本町が地域協議会を作り、斡旋と解決の流れを明確にする こと。障害者差別解消条例を自治体が自ら制定する意義は、ここにあると考えておりま すので、積極的な検討をお願いします。

通告4)点目.「地方公務員法」の欠格条項について、問います。

「地方公務員法」第 16 条第 1 号では、成年被後見人または被保佐人は、採用試験・選考を受けることできない、と定められています。また第 28 条第 4 項では、成年被後見人または被保佐人になった場合は失職する、と定められています。

これによって、知的障害者の職員が被保佐人になったことによって失職するという事例が、府内の自治体、北摂で発生しております。同法に「条例で定める場合を除く」と記されていることから、明石市では、職員の平等な任用機会を確保し、障害者の自立と社会参加を促進する条例を制定することによって、欠格条項の適用を回避されました。

島本町においても、任用機会の平等を担保するため、条例制定を行う必要があると考えます。見解を問います。

総合政策部長 それでは、4)点目の「地方公務員法の欠格条項」につきまして、ご答弁申 し上げます。

「地方公務員法」第 16 条につきましては、同条に該当する者は、条例で定める場合を除いて職員となることができず、競争試験または選考を受けることができない旨を定めたものであり、「国家公務員法」にも同様の規定がございます。明石市におかれましては、障害者の自立と社会参加のさらなる促進を図るために、同条の 1 号から 5 号まで規定されているもののうち、「成年被後見人又は被保佐人」について欠格条項から除くため、条例を制定されたと聞き及んでおります。

本町といたしましては、国や府、他市町村の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 障害がある方を一まとめにして、社会参加をしたいという個人の思いを尊重しないという点で、欠格条項は障害者の人権を侵害していると言えます。また、本来、本人を支援するはずの成年後見制度が、本人の不利益になってしまっています。公務員採用の欠格条項を撤廃し、本人の意欲と技能に合わせた雇用の場を提供しようとすることは、障害者の一般雇用の手本にもなる重要な視点だと私は考えます。

市民に最も近い基礎自治体から、率先して解消していくという姿勢を示していただけませんか。ご答弁を求めます。

総合政策部長 明石市が導入された趣旨である、障害者の自立と社会参加のさらなる促進、

これについては重要な課題であると十分認識をいたしております。ただ、明石市の事例につきましては、全国の自治体で初めての事例であるということからも、先ほど申し上げましたように、国、府、あるいは他市町村の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **戸田議員** 我々議員に貸与されている『自治六法』基本法編の序には、国の法令の規定があっても、その過剰な部分については見直しによる改善が期待される、と書かれています。基礎自治体こそが、市民に最も近い。検討をお願いして、二つ目の質問に移ります。
 - Ⅱ)「市民の暮らしを支える下水道事業~マンホールカード発行」を提言します。

下水道は、暮らしを支える市民の財産、未来へ引き継ぎ、活かして行くためには、利用者である住民一人ひとりに下水道事業への理解を深めてもらう必要があります。本年、国土交通省が主体の「下水道広報プラットホーム(GKP)」が、下水道事業をPRする一環として、デザイン性あふれるマンホールの蓋をコレクションできるマンホールカードを、各自治体と共同して配布する事業を始めました。

- 1)一つのロット 2,000 枚で 3 万 5 千円+消費税と、比較的取り組みやすい価格になっていることもあり、近く全国的に普及すると思われますが、島本町でも、ぜひ発行していただきたい。検討されていますか。
- 2)下水道敷設は、昭和時代、島本町が急速に都市化していく中で非常に重要な役割を果たしてきたもの。広く、多くの方に島本町の近代史・現代史を知っていただくため、マンホールカードを希望者に手渡していくという方法も考えられます。

歴史文化資料館で関連する企画展とあわせて発行し、マスコミにも取り上げられやすい戦略的な内容にしていくことで、来場者増が期待できます。教育委員会が保管している昔の写真を掲示し、町の変容を伝えていただければ、なおさら良いと考えます。生涯学習課の協力が得られると、同カードの発行が生きてくると思います。上下水道部と生涯学習課の双方の協力は可能でしょうか。見解を問います。

上下水道部長 それでは、Ⅱ点目の「下水道事業」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「マンホールカードの発行について」でございます。

国土交通省や日本下水道協会などで作る下水道広報プラットホーム (GKP) については、業界・分野の枠を超えて産学官が連携し、国民の皆様に「下水道の真の価値」について効果的な広報を推進されており、その活動の一環として、自治体と共同でカード型下水道広報パンフレット「マンホールカード」を開発され、本年4月1日から全国各地において無料配布されております。

本町といたしましても、マンホールカードが、下水道事業のPRやイメージアップを 図るうえで非常に有効なツールであると考えております。また全国的にも、マンホール カードを発行する自治体、検討している自治体が拡大しており、普及が進んでいくもの と認識しております。このようなことから、マンホールカードの作成に向け、すでに取 り組みを進めているところでございます。

次に、2)点目の「歴史文化資料館での企画展にあわせた配布など、生涯学習課との連携について」でございます。

マンホールカードの配布目的といたしましては、下水道の広報を行うためのツールであり、カードをきっかけに、より多くの方々に下水道を知っていただくことを目的としております。そのため、配布場所につきましては原則1ヵ所との条件があることから、下水道関係の職員が執務を行う事務所等、としている事例が多いものと認識しております。また、マンホールカードをイベント等で活用する場合は、下水道事業関係のイベントでの配布のみに限定されておりますことから、生涯学習課をはじめ他部局等が主催する各種イベント等での下水道事業のPR方法につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 下水道の敷設は、島本町の都市化の歴史そのものです。マンホールのカラーの 見本を歴史文化資料館に移して展示するとか、様々な工夫ができるのではないかなと思 います。決定すれば、ぜひとも生涯学習課のご協力をお願いしたいと思っているところ です。目的と配布方法の整合性を図り、より効果的な活用を検討していただきたいと思 います。

下水道は、市民の生活環境と地域経済を支えるうえで不可欠な社会基盤であり、施設の老朽化、地震、集中豪雨など、災害対策への投資的経費と維持管理費に膨大な財源を必要とします。これを負担するのは市民。マンホールカードは、市民に下水道を身近に感じてもらう入り口。一方、現在、進めておられる「地方公営企業法」を適用した公企業会計への移行もまた、市民に開かれた下水道事業を目指して行われるべきと私は考えます。

その意味で、公営企業審議会の設置が必要と考えるものです。公営企業会計移行事務 の進捗状況と今後の課題、公営企業審議会設置についての見解を確認します。ご答弁、 お願いします。

上下水道部長 それでは、「公営企業会計への移行」についてのお尋ねでございます。

公営企業会計移行事務につきましては、現在、固定資産調査を実施しており、年度内には調査が終了する見込みとなっております。今後の課題につきましては、公営会計制度移行に伴う各種条例等の整備や、関係課との調整が必要となってまいりますので、円滑な移行に備え、十分に調整を取りながら進めてまいりたいと考えております。

他市における公営企業審議会設置を例にあげての「見解」とのことでございますが、 これからの下水道事業運営等を進めていく中では、使用者である住民の皆様のご理解は 必要不可欠であると認識しており、また学識経験者等の意見を活用することなどは有効な方策の一つであると認識をしております。

以上でございます。

戸田議員 さっき時計が、Ⅲ点目の質問に移るんですけど……。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後5時12分~午後5時12分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 高槻市では、平成28年4月から公企業会計に移行され、それに伴ってマンホールカードも発行され、そして公営企業審議会も設置しておられます。私、この公営企業審議会の設置、非常に重要だと思っておりますので、これは必ず実現していただきたいと思います。

Ⅲ点目の質問です。「JR島本駅西土地区画整理事業進捗の公表を広報しまもとに求める」という質問です。

島本駅周辺を走る電車、稲田と青葉ハイツが写るJR西日本のCMが話題になりました。この夏、駅西側の「農のある風景」を残して欲しいと署名活動が行われ、島本町議会に請願が提出されました。残念ながら、議会は賛成少数で不採択としましたが、住民の関心は高く、市民レベルの議論を生みました。まちづくりへの住民参加を進める、意義ある請願であったと、今、振り返って思います。

- 1)島本町は事務局として、JR島本駅西土地区画整理事業準備組合が業務代行予定者を募集・選定される事務を支援しています。11月18日が届け出と提案の締め切りでした。募集・選定にかかる現状と、今後のスケジュールをお示しください。
- 2)「土地区画整理法」の立法目的は、健全な市街地の造成、公共施設の整備改善であり、土地区画整理事業は官民共同の公共事業です。組合施行であっても、同様です。住民には、事業計画の妥当性について考え、意見を述べる権利があり、当然、責任も伴います。島本駅西側のまちづくりについては、事業の進捗状況を広報しまもとで公表し、島本町の方針を明確に住民に示していただきたい。
- 3) 異論・反論を、合意形成の過程で可能な限り活かしていく、民主主義の重要な手続きを踏まずにJR島本駅西側のまちづくりを進めることは、むしろ事業の進捗、実現の妨げになると私は考えます。

築地から豊洲市場の移転問題に象徴されるように、時代は意思決定のプロセスの透明性を求めています。農地保全を望む住民が少なくない現実ですが、業務代行予定者が選定・承認された折りには、事業の中身についての議論が避けられない課題となります。 選定された事業者が提案する事業内容は、いつ、どのように、住民に公開されるのですか。 ご答弁を求めます。

都市創造部長 それでは、Ⅲ点目の「JR島本駅西土地区画整理事業」にかかるご質問に、

順次ご答弁申し上げます。

まず、1)点目の「業務代行予定者の募集・選定にかかる現状と今後のスケジュール」 についてのご質問でございます。

現在、JR島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、11月18日付けで各事業者からの提案書を締め切られた後、12月5日に審査選定委員会を開催され、慎重な審査のうえ、審査結果にかかる準備組合への答申をまとめられているところでございます。

次に、「今後のスケジュール」につきましては、審査選定委員会からの答申を踏まえ、 準備組合理事会として業務代行予定者を決定され、準備組合総会において業務代行予定 者の決定にかかる議題をあげられる予定とされております。その後、準備組合総会にお いて業務代行予定者の決定にかかる議案が承認された場合、業務代行予定者と業務協定 を締結されるものと認識いたしております。

続きまして、2)点目の「事業の進捗状況等の『広報しまもと』での公表」にかかるご 質問についてでございます。

本事業につきましては、組合施行の土地区画整理事業であることから、事業の実施主体は地権者の皆様であり、かねてからご答弁申し上げておりますとおり、地権者の皆様のご意向を最大限尊重する必要があるものと考えております。

そのため、事業の進捗状況について「広報しまもと」での公表に関しましては、準備組合の皆様と協議をさせていただき、詳細につきましては、今後、検討させていただく必要があるものと考えております。

なお、事業の進捗状況等につきましては、準備組合のご協力のもと、会議の公開や町ホームページへの掲載等の取り組みを行っているところでございます。また、町の方針につきましても、「島本町都市計画マスタープラン」の内容を、過去の「広報しまもと」をはじめ町ホームページにおいてもお示しさせていただいており、これに加えて、都市計画の関連諸法に基づき町全体のまちづくりを見越した協議を行ってまいりました。今後につきましても、この方針を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、3)点目の「選定された事業者からの提案内容の公開」にかかるご質問で ございます。

ご指摘の、今回の業務代行予定者の募集に際して作成された業務代行予定者募集要項の中には、「準備組合は、業務代行予定者に選定された者の提出した事業提案書を、応募者の了承を得て無償にて公表・展示することができるものとする。」とされております。そのため、選定された事業者からの提案書の公開につきましては、当該事業者の了承を得たうえで、時期や方法等について、準備組合の皆様との協議を踏まえて決定される必要があると考えております。

以上でございます。

戸田議員 住民への周知についてはホームページというご答弁もありましたけれども、全

戸配布をしている広報しまもとでしていただきたいというのが、私の質問だったわけです。どれだけの人がパソコンを使われるでしょうか。また、自らアプローチして、この問題を調べられるでしょうか。島本町の方針を明確に住民に示していただくには、やはり広報しまもとであると思います。

そして、業務代行予定者が提案された事業計画案については、事業者の了解を得て公表・展示することができるというふうになっているようですので、ぜひとも事業者の了解を得ていただくようお願いしたい。

審査選考委員会からの答申を受けて、そして理事会が開かれ、準備組合総会での承認を得て、業務代行予定者が決定する。前回は、その段階で文化情報コーナーにて開発計画案が公表されました。しかし、議会にはお示しいただけなかった。今回は、総会承認後、速やかに全員協議会で説明していただくことを求めますが、いかがですか。

都市創造部長 町といたしましては、事業の進捗状況に応じまして、議員全員協議会での報告等を検討しているところでございます。しかしながら、時期や内容については現時点では未定でございますので、今後、準備組合の皆様とも協議のうえ実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 時期や内容については、前回と同様で良いのです。総会での決定後、議員全員 協議会でお示しいただきたいと思います。

通告の4)点目、「次世代が理想とする島本町の未来像を把握する必要があると、なぜ 思われないのか」という、9月定例会での戸田の一般質問での問いに、都市創造部長は 「次世代に誇れるまちづくりを目指して事業に取り組む」「支援をさせていただいてい る」と答弁されました。

「次世代に誇れるまちづくり」とは、具体的にどのようなものですか。また、そう思われる根拠はどこにあるのか。すなわち、どのようにして「次世代が理想とするまち」の未来像を把握されたのか、ご説明ください。

都市創造部長 続きまして、4)点目の「次世代が理想とする町の未来像」にかかるご質問でございます。

ご指摘の「次世代に誇れるまちづくり」につきましては、9月会議の戸田議員のご質問の際に申し上げたものでございます。この「次世代に誇れるまちづくり」の裏付けにつきましては、住民の代表の皆様をはじめとした委員で構成されております島本町都市計画審議会におきましてご議論いただいたうえで策定いたしました、町の中・長期的な都市計画の方針であります「島本町都市計画マスタープラン」であると考えております。

「都市計画マスタープラン」につきましては、「都市計画法」第 18 条の 2 に定められており、市町村がパブリックコメントなどにより住民の意見を踏まえ、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針などを総合的に定

めたものでございます。この中で、JR島本駅西地区につきましても具体的な方針を定めており、この方針と今後のまちづくりの整合性を図りながら、JR島本駅西地区の土地区画整理事業を実施していただきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 反論したいことは、山とあります。9月の請願と請願審査の内容を軽視する、 進展のないご答弁であったと、極めて残念に思います。アンケート調査、されませんで した。パブコメ、それから意見書も反映をされていない。公聴会の意見陳述もありまし た。次世代の若い方達が中心になってやられた請願こそが、住民の思いであると私は考 えています。

事業の主体は組合ですが、まだ準備組合の段階であり、組合は成立していません。法 人化もされていません。土地区画整理事業の府の認可も下りていません、得ていません。 現在は市街化調整区域です。これまでにも、事業協力者を選定した後、事業協力者との 関係を白紙撤回されたという事実もあります。

折しも東京都では、豊洲市場建設後、すでに多くの予算が議会で可決され、条例改正も議決、移転が確定している段階で、立ち止まって考えるとした小池知事が国民の注目を浴びているのです。異論・反論を、合意形成の過程で可能な限り活かしていく民主主義の重要な手続きを踏まず、調査・研究を怠り、根回しと数の論理で進めてきた結果の大混乱だと私は見ております……(「言い過ぎや」と呼ぶ者あり)……。

議会への説明責任を果たし、住民の理解、納得を得て、異論を可能な限り活かしていく という手続きが、駅前という極めて公共的なエリアのまちづくりには不可欠。ここをど うお考えか、最後にもう一度問います……(質問時間終了のベル音)……。

伊集院議長 残り1分あります。よろしいですか。

都市創造部長 町といたしましては、都市計画マスタープランの改定時や、大阪府が作成される都市計画区域マスタープランの策定時の、町都市計画審議会の答申にある付帯意見に基づき、何らかの住民参加の手法を検討のうえ、実施する必要があるかなと思っているところでございますが、現時点では、いつ、どのような方法で、住民の皆様のご意見をお伺いするかは明言することが、今現在はできない状況でございます。

以上でございます。

伊集院議長 1分以内でお願いします。

戸田議員 豊洲市場の移転にも見られるように、あのような事態になるということは本当に残念なことだと思います。情報の共有なくして住民参画なし、議会への説明責任、そして広報での町の見解と進捗状況の説明、これをしっかり果たしていただきたいと思います。「まちづくり基本条例」に則った進め方を求めて、私の一般質問を終わります。以上です。

伊集院議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日 12 月 14 日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日 12 月 14 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後5時27分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

村上議員 日立金属株式会社山崎製造部跡地の動向について

田中議員 1. 町職員の意識改革(働き方改革)と事務改善提案制度について

2.「ふるさと納税」の取組み状況について

関 議員 1. 姉妹都市提携の候補地視察の成果について

2. 島本町の財政はいつまでもつのか

野村議員 1. 財源確保と農地に対する課税について

2. 個性が活かされるまちづくりの実現について

外 村 議 員 1. 子供の貧困問題や幼児虐待事案など本町での現状と対応について問う

2. 北摂7市3町による図書館の広域利用化の検討と課題について問う

川嶋議員 公共施設の整備・改修計画について

河野議員 1. 重症心身障がい児者の移送支援の拡充を求める

2. 町行事や学校現場での事故、怪我への保険対応、補償を問う

3. 飲酒等にかかわる未成年、町職員指導等対策を問う

佐藤議員 1. 島本町内の農地を守るために

2. 東大寺緊急土砂置き場の安全をはかる取り組みを

戸田議員 1. 障害者が地域で安心して暮らせる町に

2. 市民の暮らしを支える下水道事業 ~マンホールカード発行を提言します~

3. JR島本駅西土地区画整理事業

~ 「広報しまもと」に事業進捗の掲載を求める~

-	92	-
---	----	---

平成28年

島本町議会12月定例会議会議録

第 2 号

平成28年12月14日(水)

島本町議会12月定例会議 会議録(第2号)

年 月 日 平成28年12月14日(水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平 井 均	2番	関 重勝	3番	外村	敏 一
4番	田 中 修	5番	村 上 毅	6番	清 水	貞 治
7番	岡田 初惠	8番	川嶋 玲子	9番	戸田	靖 子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野 村	行 良
13番	河 野 恵子	14番	佐藤 和子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	川口	裕	教 育 長	岡本	克己	総合政策 長	由 岐	英
総務部	長	柴山	則文	健 康 福 祉 部 長	岡本	泰三	都市創造部 長	名越	誠治
上下水部	道 長	水木	正也	消防長	近藤	治彦	教育こども 部 長	北河	浩紀
会計管理	目者	永 田	暢	総合政策部 次 長	吉川	展彦	都市創造部 次 長	佐藤	成一
教育こども 次	5部 長	川畑	幸也	総合政策部人 事 課 長	多田	昌人	総務 総務・債権 管理課長	三代	剛
総 務 税 務 課	部長	森	泰昭	健康福祉部 福 祉 推 進 課 長	根本	康也	健康福祉部 保 険 年 金 課 長	杣木	利徳

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第2号

平成28年12月14日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

清水議員 若山台調整池について

- 平野議員 1. 新名神高速トンネル工事残土受入れに係る災害防止・環境 保全について
 - 2. 税額通知書に勝手にマイナンバーを記載しないことを求める
 - 3. 戦争遺跡である「楠公・桜井駅跡」の「日本遺産」申請について

平 井 議 員 マンション建設等の住宅開発が島本町に与える影響について

- 日程第2 第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第3 第72号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることに ついて
- 日程第4 第73号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正 について
- 日程第5 第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 第76号議案 島本町税条例等の一部改正について

日程第7 第77号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について

日程第8 第78号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予 防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の一部改正について

日程第9 第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管 理者の指定について

第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について

日程第10 第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)

第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第11 第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第12 第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第13 第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、清水議員の発言を許します。

清水議員(質問者席へ) おはようございます。それでは、一般質問を行います。

「若山台の調整池について」ということで。

若山台のA・B調整池については、雨水調整機能の検証として、平成23年度調整池の必要性を検証し、道路土工要領に基づく30年確率降雨の場合でも、A調整池の一部残存により必要量を満足すると結論づけられましたが、平成24年8月14日の豪雨を受けて、「町有地活用支援業務」をいったん見送ることとし、平成24年度、改めて検証をされ、「A・B調整池の統合・縮小する場合について望ましいことⅠ~Ⅲ」を踏まえ集中豪雨への備えを図る、今後の行財政運営の観点も踏まえ総合的に検証・判断する、と考察されました。

その後の検討状況について、水路整備を含め伺います。

①として、「雨水水路整備の進捗状況」について、伺います。

上下水道部長 おはようございます。それでは、清水議員の一般質問の「若山台調整池」 に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、①点目の「雨水水路整備の進捗状況」でございますが、平成22年12月に供用開始いたしました淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線と町域内の接続点4ヵ所の接続につきましては、平成26年度に完了しており、若山台調整池から流出する雨水につきましても高川水路を経由し、接続点2-10から雨水幹線に排水していることから、接続点以降の下流域への軽減対策については、一定の効果があるものと認識をしております。

また、高槻市で実施いただいております接続点2-6と上牧新川水路との接続につきましては、11月24日付で協定書を締結しており、早期完成に向け、引き続き高槻市と協議・調整し、事業の進捗に努めてまいります。

これらの接続箇所から上流水路につきまして、本年度は、接続点2-10の上流域になります東大寺三丁目・四丁目地区及び百山地区などを排水区域としております公共下水道五反田雨水幹線の整備工事の着手に向け、実施設計を行うとともに、工事に着手する予定としております。また青葉二丁目、三丁目及び水無瀬二丁目地区などを排水区域としております接続点2-6の上流域の柳川雨水幹線、八幡川雨水幹線及び津梅原雨水幹線の整備に備え、現状の把握や課題の抽出などを行い、基本的な方針について検討して

おります。

しかしながら、これらの水路整備には多額の費用が必要になってまいりますので、引き続き、その財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

- 清水議員 それでは、「雨水水路整備の今後の予定」は、どのようになっていますか。
- **上下水道部長** 「雨水水路整備の今後の予定について」でございます。

先ほどの五反田雨水幹線の整備につきましては、平成31年度の完成を予定いたしております。また、柳川雨水幹線、八幡川雨水幹線及び津梅原雨水幹線の整備につきましては、検討結果に基づき、整備手法や優先順位など、より具体化に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 清水議員 最初の答弁にありました接続点2-6、11 月 26 日付けで協定書を締結と言われてたんですが、いつ頃、完成する予定なんですか。
- **上下水道部長** 接続点 2 6 と上牧新川水路との接続につきましては、本年度、協定書を 巻かせていただいたところでございますが、現在の予定といたしましては、平成 28 年度、 平成 29 年度、2 ヵ年をかけて整備をするという予定になってございます。

以上でございます。

- 清水議員 接続点2-6、五反田雨水幹線の整備については31年ということなんですが、 その他の水路に関しては、大きな新設の工事とかいうのはないですか。
- 上下水道部長 五反田雨水幹線につきましては、新たに幹線水路を整備するということで 予定をしてございますが、他の幹線につきましては、既存の水路を有効活用してという ことで改修をする計画をしてございますけども、現在、検討しております柳川雨水幹線、 八幡川雨水幹線及び津梅原雨水幹線の整備の今後の方針の中で、新たな水路新設に伴う 整備ということも一つの検討ということで、今、進めておるところでございます。 以上でございます。
- 清水議員 それでは、若山台調整池に関わる水路の整備状況、また、時間 50 ミリに対応できるのですか。
- **上下水道部長** 「若山台調整池に関わる水路の整備状況について」でございます。

若山台調整池から高川雨水幹線における接続点2-10までの区間については、1時間当たり48.4ミリの降雨に対応できる断面を有しており、一定の水路整備は完了していると認識しております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。

それでは、②の「若山台調整池について、現状及び維持管理」について、伺います。

都市創造部長 それでは、②の「若山台調整池の現状及び維持管理」について、ご答弁申

し上げます。

当該調整池につきましては、若山台住宅開発の際に、暫定的な調整池として建設されております。現状における当該調整池の機能といたしましては、夏場の台風シーズンや 突発的な集中豪雨など、降雨量が多い際の雨水を一定量貯留し、下流域への雨水流出量 を抑制するものでございます。

このことから、日常的な維持管理といたしましては、本町職員において当該調整池の 確認を行い、土砂の堆積状況やオリフィス桝の点検を実施するとともに、当該調整池敷 地内の除草作業を行うなど、定期的に実施いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、「若山台調整池の規模、面積等」は、どのようなものですか。

都市創造部長 「若山台調整池の規模・面積について」でございます。

若山台調整池Aの可能貯留量は約1万6千㎡であり、池の面積としては約4,480㎡でございます。また、若山台調整池Bの可能貯留量は約3万9,600㎡であり、池の面積としては約1万4,200㎡となっております。

清水議員 維持管理については、どのように行っているのですか。また、維持管理費についてはどうなっていますか。

都市創造部長 「維持管理について」でございます。

日常的な維持管理といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、本町職員において当該調整池の確認を行い、土砂の堆積状況やオリフィス桝の点検を実施するとともに、当該調整池内の除草作業を行っております。

年間の維持管理費につきましては、除草にかかる費用といたしまして、約30万円となっております。

清水議員 それでは除草について、具体的にはどの場所を行っているのですか。全体をやっているんですか。

都市創造部長 調整池の除草についての場所でございます。周辺道路と、当該調整池敷地 境界から敷地の内側へ2m程度、除草作業を実施いたしております。全体についての除 草は行っておりません。

以上でございます。

清水議員 管理上、人は入らないところで何が起こってもおかしくないと思うんですが、 例えば不法投棄、枯れ草の火災等についてはどのようにお考えですか。

都市創造部長 「当該調整池の防犯対策」についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、調整池敷地内におきましては木々や雑草などが混在しており、先ほどご答弁申し上げました維持管理に努めております。現時点におきましては、当該調整池が本町に移管された後、そういった大きな事象は起こってないものと認識いたしており、今後もそのような事象が生じないよう、引き続き適切な維持管理に努めていく必要があると

考えております。

このことから、本町といたしましては、現在、当該調整池の外周に第三者の侵入防止を 目的としたフェンスを設置いたしており、今後も引き続き、当該フェンスの適正な管理 に努めてまいりたいと考えております。

- 清水議員 今、除草については周り2メーター程度ということで、B調整池については、本来の調整池部分以外にも、今、荒れ地と化していると思うんですが、大きな木々も育っています。今後、あれを放置しておくと、どうなると思いますか。
- **都市創造部長** 議員ご指摘のとおり、確かに結構大きな木々も育ってきているような状況でございまして、やはり、調整池と言いますのは雨水を適切に貯留するという目的もございますことから、今後におきましては、どれだけ阻害されているのかという部分についても一定検討を行う中で、財政との整合を図る必要もあるかと思うんですけども、より適切に機能が発揮できるように管理できるよう、一定、検討してまいりたいとというふうに考えております。

以上でございます。

- 清水議員 それでは、最近の大雨、8月14日以降、割に大きな雨が続いたんですが、その ときの調整池の状況はどのようなものだったでしょうか。
- **都市創造部長** 「大雨時の状況について」でございます。

過去の実績で申しますと、大型台風や突発的な集中豪雨の際、調整池の可能貯留量の 概ね半分程度の雨水が流入しているものと認識いたしております。

- 清水議員 そのようなとき、B調整池についてはどのような状況だったんでしょうか。護 岸天端面積6千平米、B調整池の4割程度の本来の調整池なんですけど、その6千平米 内で収まったのでしょうか。
- **都市創造部長** 過去の実績で申し上げますと、収まっていたものと認識いたしております。 清水議員 それでは、次に③として若山台調整池についてですが、平成24年度の検証以降、 下流部の水路も含め全町的に水路整備が進んだ中で、数少ない町有地である「A・B調 整池の必要性」について、今後、どのように考えているのか、伺います。
- **都市創造部長** 「若山台A・B調整池の今後の必要性について」でございます。

当該調整池につきましては、今後、内水解析やハザードマップ等の全町的な治水対策 を踏まえた検討や、国や大阪府などの既存ストック活用の考え方も踏まえ、関係機関と の協議を実施したうえで検討する必要があるものと考えております。

現時点におきましては、具体的な方針などお示しできる状況ではございませんが、安全性の確保はもとより様々な検証や協議を行い、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、 改めて総合的に検討を行ったうえで、適切に判断させていただく必要があるものと認識 いたしております。

清水議員 平成 25 年7月の若山台調整池雨水調整機能検証業務委託の報告から3年5ヵ

月、この間で、「考察 2. 今後整理する項目」 1 、 2 、 3 についての進捗状況は、どのようになっていますか。

都市創造部長 「考察」での今後の進捗状況について、でございます。

若山台調整池雨水調整機能検証業務委託に伴う報告書における考察の進捗状況でございますが、今後、整理する項目についてでございますが、考察にもございますように、高川流域以外も含めた全町的な内水検証とあわせて判断する必要があると認識いたしており、流域下水道高槻島本雨水幹線2-6の接続が未整備であることも含め、高川流域以外も含めた全町的な内水検証には、現在のところ至っておりません。

- 清水議員 今後、ますます財政状況が厳しくなると思われます。町の所有地も少なくなる中、調整池 $A \cdot B$ で約1万8,700 平米の土地があります。調整池として安全・安心を確保できる面積を残し、一般財源化をし、有効活用できるようにと考えるのですが、町としてはどのようなお考えですか。
- **都市創造部長** 現時点におきましては、具体的な方針などお示しできる状況ではございませんが、安全性の確保はもとより様々な検証や協議を行い、今後の行財政運営などの観点も踏まえ、改めて総合的に検討を行ったうえで、適切に判断させていただく必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

- 清水議員 今、いろいろと答弁をいただいたんですが、水路については、2-6については 29年度中、あと五反田雨水幹線の整備についても 31年には整備が整うということなんですが、若山台調整池の下流部については、もう 50ミリ対応は現時点でできていると。 課題は確か三つあると思うんですが、今後、この「検討」というのをいつ始めて、できるだけ早い時期に進めていただきたいと思うんですが、町長はどうお考えですか。
- **川口町長** 今年度は幸いにも大雨には見舞われませんでしたが、全国各地で毎年大雨被害が発生しております。ニュースなんかを見ておりますと、未だかつて経験したことのないような大雨、そういう表現をされる方が大半でございまして、なかなか、どんな大雨が降るかというのは想定することは難しゅうございます。

安全に勝るものはございませんので、ある程度、一定の期間を決めて検討してまいる 必要があると思いますが、慎重に対応していく必要がある、そのように思っております。 以上でございます。

- **清水議員** できるだけ早く、安全が第一なんですが、大事な財源にもなると思いますので、 積極的に検討を進めていただきたいとお願いして、質問を終わります。
- 伊集院議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、平野議員の発言を許します。

平野議員(質問者席へ) おはようございます。一般質問を行いますが、質問の2と3の順番を替えてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目. 「新名神高速トンネル工事残土受け入れに関わる災害防止・環境保全」について。

(1) NEXCO西日本は、新名神高速道路の八幡から高槻第1ジャンクション(仮称)までのルート開通のために、高槻市の成合地区や梶原地区の山間部にトンネルを造る計画です。それに伴い、2020年より2年~3年間にわたり、トンネル掘削工事で発生する土砂、いわゆる残土約60万立米を、東大寺地区の国有地・緊急土砂置き場へ搬入するということです。

8月に執行部から議員に説明がありましたが、その後、全く情報提供はありません。 残土受け入れに関わる本町と国土交通省及びNEXCO西日本との協議状況を、詳しく お聞かせください。

- **総合政策部長** それでは、平野議員の一般質問の1点目、「新名神高速トンネル工事」に 伴うご質問に、ご答弁申し上げます。
 - (1)点目の、「本町と関係機関との協議状況について」でございます。

他の議員の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、本件につきましては、まだ調査検討段階とは伺っておりますが、NEXCO西日本が実施されます新名神高速道路のトンネル工事において発生する土砂を、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が所管されている本町東大寺地内の緊急土砂置き場に搬入し、その際の造成工事におきまして、のり面の安全対策等の整備を行うものであると伺っております。

「関係機関との協議状況について」でございますが、現在、NEXCO西日本において設計業務が実施されており、造成後の具体的な形状等につきましては、この設計の中で検討されるものと認識をいたしております。また、搬入量につきましても設計中でありますことから、現時点では未定であると伺っておりますが、一定の整備素案等が示されましたら、本町といたしまして必要な協議を行うとともに、議員の皆様にも情報提供をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 NEXCO西日本のほうで、この工事についての設計業務が行われているということですけどね。搬入量は未定だということですが、60万立米が6万立米になるとは思えませんので、ほぼ前後なのかなというふうに想定します。

そもそも 60 万立米の土砂というのは、例えば大型の 10 t トラックの何台分に相当するのですか。また、緊急土砂置き場の面積は幾らですか。

総合政策部長 搬入量につきましては、現段階では未定と伺っておりますが、仮に議員の おっしゃる 60 万立米と仮定した場合には、10 t ダンプ 1 台当たりの積載量にもよってま いりますが、およそ 10 万台~15 万台分になろうかと考えております。

それから、緊急土砂置き場の敷地面積でございますが、全体の敷地面積として、約5万7千㎡でございます。

以上でございます。

- **平野議員** 10 t トラックで 10 万台~15 万台ということで、かなりな台数が、この2年~3年間にわたり島本町に搬入されるということですね。
 - (2)点目、質問します。災害防止・環境保全についての対策、法的規制を含めて対策 を講じるべきです。具体的に3点、伺います。
 - ①点目. ダンプが毎日、何台も市街地を通ることになります。粉塵、騒音などの影響を避けるため、土砂運搬ルートはどのように計画されていますか。特に、幼稚園、小学校、中学校が周辺にあり、交通安全対策は考慮されていますでしょうか。
- **総合政策部長** それでは、(2)点目の①「運搬ルート及び交通安全対策について」でございます。

運搬経路につきましては、現在、NEXCO西日本におきましてルートの検討がなされていると伺っております。本町といたしましては、当該地の周辺には教育施設が立地しておりますことから、特に通学路や通園の安全確保につきましては、十分に対策を講じていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

- 平野議員 以前、会派への説明では、この運搬ルートですけど、市街地を通って搬入するルートと、水無瀬川辺りの高速道路から仮設道路を造って搬入するルートも検討されているというふうにお聞きしましたが、町としては、一番影響が少ない方法を採用するよう求めるべきではないかと思います。どちらにしても、どのルートでも、幼稚園前を頻繁に、数分に1台、トラックが通るという状況が出てくると思います。10 t トラックであれば振動、それから騒音、相当なものです。周辺に民家もありますので、この辺の影響の少ない方法を採用するということを求めるべきでありませんか。
- **総合政策部長** 運搬経路につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今現在、NE XCO西日本において検討中であるというふうに伺っております。想定される運搬経路 につきましては、議員のおっしゃいました名神高速道路を主に通行する経路、それから 一般道を通行する経路、これが想定されるところでございますけれども、いずれにいた しましても、現在、NEXCOにおいて設計中ということでございますので、素案が提示された段階で、安全性等について十分協議を行っていく必要がある、このように考えて おります。

以上でございます。

- **平野議員** ②点目です。搬入する土砂は汚染の恐れはないのか、どのように確認するのですか。町の監視体制はできているのでしょうか。
- 総合政策部長 ②の「土砂に汚染の恐れがないことの確認について」でございます。

土砂の運搬につきましては関係法令に基づき実施されることとなりますが、NEXC O西日本におかれましては、これまでも同種の事業に際しまして、地元要望等に対応し、

搬入する土砂に汚染の恐れがないことの確認を実施されており、今回の計画におきましても同様に実施していただくよう、要望させていただきたいと考えております。 以上でございます。

- **平野議員** この点についてはね、住民の方からもご心配の電話もいただいているところで す。しっかりとした監視体制を作ってください。
 - ③点目です。当該地は、大雨が降るたびに土砂を含む大量の雨水が水無瀬川に流入しています。土砂崩れ・流入等の防止策を示してください。水無瀬川の水質悪化も考えられます。定期的な水質検査は行う予定があるのでしょうか。ご答弁をお願いします。
- 総合政策部長 次に、③の「土砂流出等の防止及び水質検査について」でございます。

緊急土砂置き場につきましては、過去の降雨時におきまして土砂や雨水の流出が発生しており、本町といたしましても国に対し、その防止対策について要望を行ってきた経過がございます。淀川河川事務所におかれましては、大型土嚢の設置や貯留ますの土砂撤去、水路清掃等の対策を講じていただいてきたところでございます。現在、NEXC O西日本において実施されている設計業務におきましても、土砂等の流出にかかる安全対策は適切に講じられると伺っております。

なお、水無瀬川の水質測定につきましては、これまでも河川管理者である大阪府が実施されているほか、本町といたしましても独自に水質測定を実施しているところであり、必要に応じ、大阪府と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 大阪府には、「土砂埋立等の規制に関する条例」というのがあります。埋め立てとか、それから盛り土とか堆積とかに関する規制条例です。これは公共工事には適用されるものではありませんが、当然、公共工事ですから、同等、またそれ以上の措置は、それぞれの管理者の責任ですべきだというふうに思っております。

この条例には、例えば災害防止と生活環境の保全のための措置、排水水質検査を行う、 土地所有者の方は埋め立て等、つまり盛り土などの施工状況を定期的に確認する必要が あると定めているわけですから、当該地の、この土砂搬入に関わりましては、管理者が 責任持って行うべきだと思いますけど、どのような形で行われると確認されているので すか。

都市創造部長 議員ご指摘のとおり、確かに大阪府の条例等は適用されないわけではございますが、あくまでも、現在まだ設計中でございますことから、今後、本町と事業内容について協議をする際に、そのような内容等も含めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 この町の緊急土砂置き場のある当該地の前の水無瀬川で、実は市民グループで 毎年3月、水棲生物調査というのをしておりまして、定点の観測地点です。生き物を通 して、水無瀬川の水質を計るという目的で行っているわけですけど、今年の3月にはヘビトンボ、それからアミカという水棲昆虫も見つかっています。これは非常にきれいな川に棲むという生物ですから、土砂が流入すれば、この川の生き物にも影響があるのではないかと心配しております。また、水無瀬川の伏流水は地下水源でもありますので、悪影響にならないように、しっかりと搬入も含めて検討していただきたいと思います。

(3)点目です。「防災対策及び生活環境保全対策等」について、住民の意見反映ができるような手立てを考えるべきです。そのためにも周辺自治会のみならず、住民への説明会を、本町と国土交通省及びNEXCO西日本合同で早期に開催してください。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 それでは、(3) 点目の「住民の皆様へのご説明について」でございます。 本年8月下旬に、NEXCO西日本の担当者から周辺の自治会長に対しまして、計画 内容の説明がなされており、今後も設計の進捗等に応じまして、必要な説明等を行って いただく予定となっております。

いずれにいたしましても、造成後の形状や搬入量、運搬ルートは現段階では未定であ り、今後、計画の具体化する段階におきまして、関係する地域の皆様に対するご説明が 適切に実施されますよう、関係機関と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 先ほどの府条例にも、土砂の埋め立て等の許可を得るためには、事前の周辺地域の住民への説明会の開催が必要です、と定められています。8月下旬には東大寺と東大寺三丁目の自治会長さんにだけ、NEXCOは説明されたものですので、周辺住民は全く知らされていません。今後、整備案を示される段階で説明をするということも、今、おっしゃっておりますけれども、生活環境、自然環境の悪化は、私は避けられないというふうに思いますので、今、設計の段階で住民の意見を反映させる、または住民にしっかり説明するということが必要です。

そして防災対策、それから環境保全対策が万全でないならば、町は、この約 60 万立米を受け入れないというふうに、NEXCOにきっぱり断るということもできる、その姿勢で、この問題には挑んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

総合政策部長 住民の皆様への説明ということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現段階では、計画が具体化をまだされていません。計画が具体的な形になった段階で、その計画に対して意見があれば申し上げていく、そういうことで進めていきたいと考えております。

それから、安全対策が十分に講じられない場合、町として受け入れを行わない姿勢という部分でございますけれども、本事業につきましては、NEXCO西日本において関係法令等に基づいて関係機関と必要な協議が実施され、適切に安全対策等が講じられる

ものと認識をいたしております。本町といたしましても、土砂流出の防止など事業全体の安全対策はもとより、通学路や通園の安全確保についても十分な対策を行っていただくこと等について、NEXCO西日本と十分協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

平野議員 国というか、公共工事だからということで、国などにしっかりものを言っていくということが必要だというふうに思っております。これは継続して、2月会議でも問います。

次の、2点目の質問にまいります。

「戦争遺跡である『楠公・桜井駅跡』の『日本遺産』申請」について。

11月15日の定例庁議要点録に、「楠木正成を日本遺産に」という記載と、別紙として関連記事(新聞を示して)、この関連記事が載った新聞があり、驚きました。

要点録内容は、別紙1のとおり、11月11日のサンケイ新聞に「楠木正成を日本遺産に」という記事が掲載された。河内長野市の報道発表によるものであるが、今後、関係市町村と連携し、申請に向けた取り組みを行うという、教育こども部長の発言要旨です。

これについては議会にも報告がなく、非常に唐突な感じを受けました。楠公及び桜井駅跡については、「楠公六八〇年祭」の補助金をめぐり、戦争の負の歴史を持つことを議会でも相当議論をし、9月の決算討論でも指摘したところです……(「いつの戦争の話や」と呼ぶ者あり)……。

「日本遺産」が文化財保護とは異なる位置づけのものであることも十分な検討が必要ですし、島本町が、楠木正成を日本遺産に申請することに異議があります。

(1)島本町が楠木正成を日本遺産に申請するということについて、教育委員会として どのような議論をし、どのような意思形成過程を経て判断したのですか。『史跡櫻井駅 跡(楠木正成伝説地)』の石碑が表しているように、楠公父子決別については史実では ありませんが、そのことを認識していますか。

島本町史に記述のあるとおり、「楠公・桜井駅跡」が戦時下において、戦争遂行に役割を果たしたことは明らかです。日本遺産とすることで、負の歴史があることを覆い隠すことにならないか、問います。

教育こども部長 それでは、「日本遺産申請」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。 まず、(1)点目の「日本遺産の申請に向けて取り組むに至った意思形成過程について」 でございます。

河内長野市より平成29年度の「日本遺産」認定申請シリアル会議への参画の呼びかけがあり、平成28年10月17日開催の準備会に生涯学習課職員が出席し、参加の是非を問われました。その後、生涯学習課内で検討した結果、日本遺産に認定された場合、国庫補助金が活用できることや、現実に史跡が存在し、「楠公さん」として親しまれて来たことも事実です。

このようなことから、今後、文化財の保護を円滑に行えるとともに文化財の知名度が 上がり、町外からも多くの人が訪れ、町のにぎわいづくりや文化財の普及・啓発に繋が ることが見込めることから、参加していくこととしたものでございます。

楠公父子決別につきましては、『太平記』といった軍記物語に記述されており、真偽が明らかになっていないものであることは認識しておりますが、日本遺産は、楠木正成・正行父子に関する歴史的事実だけではなく、現在の人々にどのように息づいているかを評価するものでございます。負の歴史があったことは事実であり、会議でも、多様な意見があることを考慮して進めていくことは確認されております。

従いまして、趣旨として、現在においても親しまれている楠木正成・正行父子を軸に 認定を目指すものでございますので、負の歴史を覆い隠すものではございません。 以上でございます。

平野議員 (2)点目の質問にまいりますが、「日本遺産」は「世界遺産」とは違い、文化 財の保護ではなく、観光資源の掘り起こしや地域活性化などを狙った観光優先の文化財 整備です。

安易なストーリー(点から面へ)での評価では、各分野の専門性を根底に置くからこ そ担保されてきた文化財指定の信頼性が損なわれます。また、文化財行政の根幹を崩し、 ひいては文化財保護行政が後退するのではと危惧しますが、教育委員会として、どのよ うにお考えですか。

教育こども部長 次に、(2)点目の「日本遺産の指定は、文化財保護行政が後退するのではないか」とのご質問でございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、日本遺産は現在の人々にどのように息づいているかを評価するものでございます。歴史的な事実を重要視するものではなく、日本遺産に認定された場合でも、『太平記』に記述された「桜井の宿」が桜井駅跡の場所であると主張するものではなく、あくまでも伝説地として親しまれている事実を主張するものでございます。

このようなことから、文化財指定や歴史的事実の確認につきましては、今後もこれまでと同様、引き続き慎重に行っていきたいと考えており、文化財行政の後退に繋がるものとは考えておりません。

以上でございます。

(「そのとおりや」と呼ぶ者あり)

- 平野議員 (1)点目のご答弁の中で、楠公父子決別については史実ではない、「楠公・桜井駅跡」は戦争の負の歴史があったことは事実と、教育委員会は認めております。そうであれば、教育子ども部、また町も、そのことを検証し、どう取り組んで来たのですか。
- **教育こども部長** これまで楠木正成に関して、そういった歴史についての取り組みという のは、まだ歴史文化資料館も含めて、特化した形での取り組みというのはできてきていな

いのが事実です。

以前にも、副町長がご答弁をされました。歴史文化資料館も含めてPRについて検討していくというようなご答弁もございましたので、その点については、まだ今の時点でどういったことをするかということは決まってはおりませんけども、人権・平和関係部局と連携して、今後、どういった取り組みができるのか。いろんな考え方もございますので、その辺は慎重に検討していきたいというふうに考えております。

平野議員 負の歴史があったということについてはね、島本町史には、このように書かれております。「第九章第一節 明治から大正の島本村」のところに、「『楠公父子訣別之所 陸軍大将乃木希典』の大碑があらたにたてられた。以後、こうして桜井駅跡は、国家主義的、軍国主義的風潮のつよまるにつれて、ますますそれに利用され、宣伝されていくことになる。」、「第四節 戦時体制下の島本町 国民精神総動員」の箇所には、こういった風潮が強まれば強まるほど、桜井駅跡、楠公父子訣別之所ははなやかにもてはやされ、「昭和十年は、丁度六○○年にあたり、盛大な記念大祭が催された。……当時の精神教育に大阪ではもっとも重要な場所……、桜井駅跡がさらに整備された。……ここは楠公精神鼓舞の拠点」とされたとあります。

ここに『島本小学校百年史』のコピーがありますが、「楠公父子訣別之所」で当時の 小学生が、寒稽古が終わって桜井駅跡で記念撮影しているところ、そして桜井駅跡で勤 労奉仕をしているところが、写真が載っておりました。このように、教育の中でも取り 入れられていたということです。

『水無瀬野』という郷土史があります。第2巻には、「聞き書き 桜井射撃場復元」という題で、上野正博さんが、このように書かれています。「島本町の桜井地区には第二次世界大戦に関連した、一種の戦争遺跡と呼んでいいものが二つあります。一つは桜井駅跡、今ひとつは桜井射撃場跡」と、詳しく戦争遺跡であることを述べられているところです。

ですから、楠公父子が親しまれているということで、このような日本遺産に申請するということについて、私は非常に疑義があるところです。日本遺産申請のシリアル会議、準備会で、河内長野市の市長の発言がありますが、「すでに確立されているヒーローの楠木正成を観光や地域活性化の目玉とすることを目的に日本遺産とする」と。そうすることで、結局は、結果的に負の歴史を覆い隠すことになるのではありませんか……(「考え過ぎ」と呼ぶ者あり)……。

教育こども部長 今、詳しくご紹介をいただきましたけれども、先ほどもご答弁をいたしましたように、今回のこの日本遺産の認定というものにつきましては、あくまで伝説地としての親しまれている事実、そこを主張するということと、関連する自治体と連携して、この認定が地域活性化に繋がるということで、申請に向けて、今、取り組んでいるということでございますので、この申請が歴史的事実を覆い隠すということにはならない

というふうに認識をしております。

以上でございます。

(「そのとおりや」「全然違う」と呼ぶ者あり)

平野議員 1903年の最初の国定教科書から戦争中に至るまでの教科書には、必ず、この天皇への忠君愛国のシンボルとして、楠木正成・正行が登場します。まさにストーリーが政治力となって、ファシズムの時代を形成してきたと私は思っております。

今、この伝説地としての楠公の利用ということですけれど、わたしはそういったことが、まさに海外への自衛隊の派兵ということが現実化している今、非常に危険性を伴うものだというふうに思っております。「核兵器廃絶 平和都市宣言」をしている町として、私は、この楠公・桜井駅跡を日本遺産にすることは非常に責任が重いと思っております。教育長及び町長のお考えをお聞かせください。

岡本教育長 議員ご指摘に先ほどなされておりますけれども、戦時の国家体制、精神高揚というのは、当時の軍部、政権、あるいはメディアも含めて、戦争遂行に向けて進んでいった時代であります。それを一定総括をして、新憲法ができて、戦後の歩みを進めております。楠公さんの遺跡で言えば、国指定の遺跡ということで、しかも伝承遺跡として明確に、碑の中にも、それは明記をされております。

そういうことも含めて、70年経った現在、そういう戦争の反省というのは、もう前提として、現在において町のにぎわいづくり、あるいは、この島本町という小さな町の宣伝、プロパガンダをいかに拡めていくか。そのことが町の行政にとって、あるいは町民全体の文化にとってどういう働きをするかという観点から、同じ関連遺跡を持つ南部の市町村と一緒になって、一つの文化的な展開をしていこうと。そのことが町のにぎわいづくり、あるいは文化行政にとっての財政的な国の補助、そういうものを入れて、特定財源として認められるのであれば、それは一定、町の財政状況にとってプラスになるものでありますし、そういう意味で、河内長野市長の提起を受けて、生涯学習課職員を派遣して、この事業を推進していこうという観点で落ち着いたものでございます。

戦前の戦時体制イコール戦後の状況というような、ストレートな結びつきで物事を考えたわけでありませんので、当然、負の遺産といいますか、そのことにつきましては、例えば平成25年には関西大学の薮田教授に来ていただいて、「楠木正成の伝承遺跡が持つもの」ということで、学問的な視点から講演もいただいております。そういうことも含めて、これから、そこの部分については研究もし、できることをやっていくということを前提として、この事業を推進していくということを受けたものでございます。

以上でございます。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

川口町長 前回もご質問いただきましたけど、時の権力者が国民の戦意高揚、そして戦争 へと国全体が向かっていく、その一つのツールとして「桜井駅跡」が利用されたという

ことでございまして、私、楠木正成・正行親子については、そのお二人自体が悪いといいますか、そういうふうには全く思っておりませんので、実は時の権力者に利用された被害者である、そのような認識でございます。

先日も、「人権の集い」が開催されましたが、戦争は人権侵害の最たるものでございます。人権はすべてに優先される、人権施策については積極的に推進しているところでございます。

以上でございます。

平野議員 町長、それから教育長のお考えをお聞きしたところですけれどね、戦前とは違う、戦時体制での「楠公・桜井駅跡」の利用の仕方と現在は違う、ということをおっしゃいますけれど、ところがね、絡め取られるんですよ、そういうことは。ここ「楠公」を日本遺産にするということで、結果的には忠君愛国ではないですけれど、また新たな、天皇を元首とするというような新たな憲法草案を作っている党もありますのでね。そのことを考えますと、やはり、そういう形で利用されていくということについては、私は慎重であらなければならないというふうに思っております……(「あなたの考えでいいじゃないの」と呼ぶ者あり)……。国庫補助が採用されるとか、そういったことだけでこのシリアル会議に参加するということについては、私はほんとにやめていただきたい……(「なんでや」と呼ぶ者あり)……というふうに思っております。

こういうところで、にぎわいとか地域活性化しないでも、島本町にはたくさんの歴史 資源がありますよ。文化財もあります。もっともっと伝承、民俗行事などもたくさんあ ります。そういうところに力を注ぐ。また歴史検証というんですか、時代考証とかをき っちりと調査できるような人材確保もしていく、予算も付けていく……(「そうだ」と 呼ぶ者あり)……、そんなことのほうが文化財保護の、私は要になるというふうに思っ ております。伝説地だからとか、このストーリーだけをクローズアップした日本遺産申 請、島本町としては、やはりシリアル会議に参加すべきでないというふうに私は思って おります。

そのことを強く訴えまして、次の質問にまいります。

3点目. 「税額通知書に勝手にマイナンバーを記載しないこと」を求める。

企業や団体など、事業所で働く従業員のうち、住民税を天引き・特別徴収されている 全員の個人番号(マイナンバー)が、居住する市区町村から勝手に勤務先に通知される ことが明らかになっています。全国の市区町村は、毎年5月に住民税の税額などを記した 通知書を事業所に送っていますが、個人番号の提示を拒否したり、提示しなかった従業 員の分や、個人番号を収集していない事業所の従業員の分も、市区町村が住基ネットで 調べて記載するとのことです。

本人の知らないところで個人番号が官(行政)から民(事業所など)に渡されることになり、憲法違反との指摘が出ています。そこで、問います。

- (1) 点目. 浦野広明立正大学客員教授――税法がご専門ですが、従業員は勤務先への個人番号の提示を強制されず、本人の承諾を得ないまま個人番号を通知するのは、例え自治体であってもプライバシー権の侵害にあたり、憲法 13 条に違反すると指摘されていますが、町の見解を求めます。
- **総務部長** それでは、3点目の「税額通知に勝手にマイナンバーを記載しないことを求める」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、(1)点目の「個人番号が記載された特別徴収税額の決定通知に対する町の見解 について」でございます。

地方税の課税につきましては、「地方税法」等に基づき運用しておるところでございます。特別徴収税額の決定通知書につきましても、「地方税法」施行規則第2条に規定する第3号様式として定められており、平成29年度分以降、個人番号が記載されることとなります。

さらに、総務省は、市町村が特別徴収義務者に提供する個人番号の取り扱いにおいて「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」第19条第1号の規定に基づき、個人番号利用実施者である市区町村から個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者へ個人番号が提供されること、また特別徴収義務者は「番号法」第9条第3項の規定において「当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる」とされており、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、地方税に関する事務のみに利用することを事務連絡で通知しております。

本町といたしましては、基本的に法令や国の取り扱いに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

平野議員 (2) 点目ですが、総務省は税額通知を従来どおり普通郵便で送ることを認めており、紛失した場合の影響が懸念されます。

税理士の団体が行った東京 23 区の調査では、6 区が簡易書留で送ると回答しています。1 通 310 円が余計にかかり、世田谷区では 2,500 万円の費用がかかりますが、個人情報保護策を取るということです。通知書の個人番号の部分に目隠しシールを貼るという対策をする自治体もあります。マイナンバー制度の目指す行政の効率化には逆行して、自治体の負担増となっているところです。

本町でも、予算措置はやむを得ませんが、通知カードの送付と同様に、簡易書留の送付とすべきです。マイナンバーの安全管理のための通知書の送付について、どのような対応を取りますか。

(3)点目も質問します。東京都内の市区町村の税務課長会は、総務省に対し、当面は税額通知書に個人番号を記載しないことを認めるよう要望しています。本町も住民の個

人情報を守るために、同様に要望してください。

総務部長 次に、(2)点目の「特別徴収税額通知書の送付方法について」でございます。 本町におきましても、現在、特別徴収税額通知書の送付方法について検討していると ころでございますが、他市町村の動向も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考 えております。

次に、(3)点目の「総務省に対する要望について」でございます。 現在のところ、本町におきまして要望する予定はございません。 以上です。

- **平野議員** 個人住民税の納税通知書、これはいわゆる特別徴収ではない部分ですね、これ についは個人番号を記載しないのではないですか。つまり、事業所に通知する税額通知 書にも記載しなくとも、業務に支障はないのではありませんか。
- **総務部長** 特別徴収税の通知書につきましては、先ほど申し上げましたように事業所には 通知をさせていただく、番号を付けて通知をさせていただくというふうな形になります。 ただし、個人の方に対しては、その個人番号は付さないという形になっております。 以上でございます。
- **平野議員** 個人番号を提示をしていないという方にも、事業所には通知されるということになるんですけど、ある税理士さんからお話をお聞きしましたけどね、ブラック企業に働く方から、番号を提供したくない、だけども今回は勝手に提供されるということについて非常に不安だということを、こういう相談が寄せられているそうです。私は、自治体が人権侵害をしてはいけないということを、強くここで指摘しておきたいというふうに思っております。

また、送付方法ですけれど、まだ他市町村の動向を踏まえて検討するということですけどね。もし、簡易書留にすれば、どのくらいの費用がかかるのですか。試算しておられれば、教えてください。

総務部長 特別徴収税額通知の「送付方法について」でございます。

簡易書留というふうな形での試算でございますが、来年度の予算要求の段階でございますので、まだ決定はしておりませんが、試算はしております。簡易書留で送付する場合の費用は、約200万円でございます。現在、普通郵便で送付させていただいておりますが、それは約60万円。つまり、140万円ほど増えるというふうな形で試算はしております。

また、ご質問にありました目隠しシールという部分では、もっと費用がかかるのではないかなというふうに思っております。作業の工程上も非常に難しいかなということで、今現在は普通郵便でいくか、それとも簡易書留でいくか。その二つで検討しておるところでございます。

以上です。

- **平野議員** マイナンバーについてはね、今後、医療情報とか預金口座などにまで利用されるということですので、情報漏洩したら、ほんとに大変な問題になります。だからこそ厳格な安全管理措置が定められているということですので、町は、その安全管理措置が万全にできないならば、私は、この番号記載を税額通知にはしないということを、そういう措置も取るべきだと思いますけど、いかがですか。
- **総務部長** 町といたしましては、先ほどから申し上げてますように法令や国の取り扱いに 基づきまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。 伊集院議長 残り15秒です。

平野議員 3点にわたって質問させていただきました。ご答弁に関しましては、まだまだ納得しない部分がありますけど、また継続して質問したいと思います。終わります。

伊集院議長 以上で、平野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時04分~午前11時15分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員(質問者席へ) それでは、一般質問を行います。

「マンション建設等の住宅開発が島本町に与える影響について」でございます。

島本町内において、サントリー株式会社倉庫の跡地をはじめ関西電力株式会社グラウンド跡地や、駅前のスーパー跡地において、大型マンションの建設が進められています。またJR西側地区の開発、日立金属株式会社山崎製造部が移転後の計画は現段階では未定でございますけども、マンション建設も視野に入れておく必要があるというふうに思っております。

このような大規模開発が、島本町の将来にどのような影響を与えるというふうに考えておられるのか。想定されるメリット、デメリットについて、お伺いをいたします。

総合政策部長 それでは、平井議員の一般質問の「住宅開発が本町に与える影響」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

「島本町人口ビジョン」の将来展望におきましては、平成72年においても人口2万5千人規模を維持するため、社会動態における転出入の均衡などを目指すこととしております。このため島本町の特性を生かし、住宅都市として、安全に安心して暮らせる環境を充実することで転入促進を図ることなど、「島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、積極的な対策を講じることといたしております。

こうした観点からいたしますと、住宅開発により本町の人口が増加することにつきま しては、税収の確保はもとより、持続可能な自治体運営を推進するうえで歓迎すべきこ とであると認識いたしております。一方で、子育て世代の方々の転入が一時的に集中す ることが想定されますことから、保育施設における待機児童対策や、一部の学校における教室不足への対応が大きな課題となってまいります。

特に、ご質問にあります日立金属株式会社山崎製造部の移転後の跡地につきましては、 保育・教育施設への課題や、用途地域が準工業地域であることなども踏まえますと、本 町といたしましては、企業の立地がより望ましいものであると考えております。 以上でございます。

平井議員 住宅開発で人口が増えることによる税収の確保や、自治体運営を推進するうえで歓迎すべきだと。一方で子育て世代の方々の転入が集中することが想定されることから、保育所の待機児童対策や一部の学校における教室不足への対応が大きな課題である、ということでございますが、保育所や学校等の施設整備や子育て支援施策には多額の費用が必要になるというふうに思っております。

そこで、お伺いいたしますが、教育委員会では昨年7月に開発行為等を行う事業主に対し、子育て支援協力金の寄附を求めることにより、開発行為等に伴う保育需要の増加に対応するための保育基盤の整備等の推進を図り、町の子育て環境の充実に寄与することを目的として「子育て支援協力金制度」を創設されましたが、建設が予定されているマンション等の事業者の反応について、お伺いをいたします。

教育こども部長 子育て支援協力金につきましては、近隣自治体では実施をされていない制度でございますが、本町におきましては大型の住宅開発が予測される中で、開発に伴う子育て支援施策への対策にかかる財源確保を目的といたしまして、50 戸以上の大型開発について、事業者に協力金として1 戸当たり 10 万円の寄附をお願いする制度を昨年7月に創設をいたしました。現在、対象となる開発が5ヵ所ございます。現時点で協力いただけるか否か、その結論は出ておりませんけれども、前向きに検討いただいている印象を持っております。

具体的なスケジュールにつきましては、建築確認申請または事業計画の通知を行う段階で寄附証書の提出をいただきまして、事業完了後、速やかに納付していただくスケジュールとなっております。従いまして、寄附いただく場合につきましても、建設事業完了後ですので、2年、3年先ということになってまいります。いずれにいたしましても、開発事業者には引き続き協力金へのご協力を、精力的にお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 ただいま答弁ございましたように、子育て支援協力金の制度については住宅開発、50 戸以上の大型開発について、事業者に対しまして1戸当たり10万円の寄附をお願いする制度ですが、1戸当たり10万円ともなれば、100戸で1千万円、300戸で3千万円というふうな寄附になります。

開発事業者にとっても、これは大きな負担になるというふうに思っておりますが、10

万円も出せないということになれば、どういうふうなことになるのか。その辺、お伺いをいたします。

教育こども部長 この制度につきましては、あくまで「協力金」ということで、寄附行為であります。従いまして、必ず10万円でなければ寄附を受け付けないということではなくて、交渉によりまして、10万円以下しか出せないという場合も当然あろうかと思います。担当としては、あくまでも10万円をお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 平井議員 確かに、あくまでも協力していただく制度のために、全く出していただけないというふうな事業者も出てくるのではないかというふうに危惧をしているわけですけども、いずれにいたしましても、事業者の判断にゆだねていかなければいけない制度でもございますし、最初に開発する事業者が寄附をしていただければ、ほかの事業者に与える影響も大きいというふうに思っておりますが、その辺について、見解をお伺いいたしたいというふうに思います。
- **教育こども部長** 今、議員のご質問のように、最初の事業者が協力をいただけるかどうかということで、後に続く事業者への影響ということで、この制度の運用に大きな影響があるというふうに認識をしております。開発事業者に対しましては、開発の事前協議の段階から、子育て支援協力金の趣旨でありますとか、子育て支援施設の本町の現状などを丁寧に説明をして、協力のお願いをさせていただいております。また、協力をいただいた際には町広報誌や町ホームページなどで、できる限りのPRもさせていただきたいという提案もさせていただいて、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

平井議員 ここ数年、大型開発が進む中で財政負担を少しでも緩和するためにも、やっぱり、いかに大型開発による子育て世代の転入による負担を軽減することにもなろうかというふうに思っておりますので、その辺、最大限の努力をしていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。

また、一方で、大型開発により一時的に増える子育て世代への対応が喫緊の課題というふうに思っておりますが、企業内保育等についても進めていく必要があるかというふうに私は思っておるんですけども、その辺について見解がございましたら、お伺いをしたいと思います。

教育こども部長 子ども・子育て新制度が始まりまして、新たな形態といたしまして、企業主導型の保育事業というのが創設をされております。町内には多くの企業がございますので、企業において企業内に保育所を設置していただくということは、本町に住まれている方も働かれているかもわかりませんけども、他市町村の方も当然おられるかもわか

りません。現在、待機児童がある中で、企業の中でもこういった新しい制度を活用して保育所を設置していっていただきたいということでは、町内の企業で構成されております青葉会のほうにも、この事業趣旨、事業内容などの情報提供もさせていただいてます。一定、認識も持っていただいておりまして、検討はいただいているというふうに理解をしておりますけども、今の時点で保育所を設置するというとこら辺までは至ってません。それと、この事業自身は、町が直接関与する事業ではございませんで、大阪府のほうが関与することになります。基本的には、その企業で働いておられる方のための保育所という位置づけでございますが、その中で「地域枠」という部分で、島本町の住民の方で子育てをされている方、そういった方の枠を設けていただくということも、一つ、大きな課題でございます。この点については、もう少し企業のほうでも検討いただいているところもございますので、地域枠というものを設けていただくように我々としても努力をしていきたいと思いますが、あらゆる形態での保育事業の拡充というのは考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 その辺、よろしくお願いしておきたいというふうに思います。

また、昨日の他の議員の一般質問の中でも答弁ございましたが、島本町の「企業立地 促進条例」、平成23年の4月に、島本町の経済の活性化に資することを目的に制定をさ れておりますが、今日までは実績がないというふうな答弁をされたと思っております。 その要因というのはどういうことなのか、お伺いをしたいと思います。

都市創造部長 本町の、「企業立地促進条例」の「適用実績がない理由」についてのお尋ねでございます。

本町におきましては、他市町村のような大規模な面積を確保して誘致を図る企業団地がございませんで、どちらかというとベッドタウンとしての特徴が強いことから、都市計画上の準工業地域を中心とした企業が立地できる面積はごく限られております。なおかつ売り主のご意向や、土地を探している企業の立地のタイミング等、様々な条件がマッチしなければ、なかなか実現しないものであり、これまでも補助金制度の周知等を継続的に行ってまいりましたが、本町の地理的な要因が、実績に繋がっていない理由ではないかなと考えているところでございます。

平井議員 企業にとっては、一時的な補助金等は一定の決め手にはならないというふうに は思っております。今後、どのような対策を講じて、冒頭の答弁にございましたように、 企業立地を望んでいるというふうな答弁もございましたので、今後、どのような対策を 講じていって、企業立地を誘致していこうと考えているのか。その辺、お伺いしたいと 思います。

都市創造部長 「今後の対策について」でございます。

議員ご指摘のとおり、一時的な補助金や企業への営業活動も効果がないわけではない

ものと認識しておりますが、限られた人員と厳しい財政状況の中、これらに行政コストを際限なくかけることは非効率であると思っております。また、企業の進出の判断基準につきましては、地理的な利便性や土地の取得面積、周辺の環境等が大きな要因であるものと考えております。

従いまして、土地所有者への継続的な協議をはじめ大阪府などへの情報提供による広域的なマッチングなど、様々なネットワークを活用しながら、より効率的かつ効果的な企業立地施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 平井議員 今の答弁では、交通の利便性等、地理的な要因もあるというふうなことだった と思いますが、私は交通の利便性も含めて、申し分のない町であるんだというふうに理 解をしております。 J R の島本駅もできてから、やっぱり住宅開発も進んで、周辺の住 宅なんかも若い世代が転入してきているということから考えたら、ほんとに、そういう のが大きな要因として考えられるのか、改めて見解を伺いたいと思います。
- **都市創造部長** 確かに、議員からご指摘いただきましたとおり、本町にはJRと、あと阪 急電鉄の、鉄道が2路線ございまして、国道も通っており、また高速道路のインターチェンジも比較的近いところにすでにございますし、今後、高槻市内におきましてもイン ターチェンジができるというような地理的状況にございます。

そのような状況の中ではございますが、現在までにおきましては、なかなか私どもも 企業立地に至る積極的な誘致等ができていなかったという部分はあるかと思いますが、 やはり町として、なかなか企業と企業との間を取り持つようなノウハウを持っていなか ったという部分も大きな要因であるかなと思っているところでございます。今年になっ てからではございますが、大阪府の企業誘致・企業立地の担当の方との情報交換等、積 極的に行い出したところでございますので、先ほども申しましたとおり、様々なネット ワークを活用する中で、本町のそのようなプラス的な部分を最大限発揮して、皆様にも 望まれるような企業の立地・誘致については、より積極的に目指してまいりたいと考え ております。

以上でございます。

平井議員 もう一つ、日立金属株式会社山崎製造部の移転後の跡地について、「企業立地 が望ましい」ということで、大阪府とも連携し企業立地に向け努力するということです が、これは相手のいてることでもございますし、企業誘致を求めるタイミングなんかも あるんだろうというふうに思っております。

しかし、もし万が一、企業立地がかなわなかった場合も想定しておく必要があるかというふうに思っております。その場合は、町に与える大きな子育て世代への影響、また 財政的な影響も出てくるんだろうというふうに思いますけども、その辺はどのように考えておられますか。 **教育こども部長** 昨日も、他の議員のご質問でご答弁もさせていただきましたが、日立金属株式会社の部分につきましては、学校で言えば小学校は第四小学校、それから中学校は第一中学校という形になります。仮に住宅開発ということになれば――規模にもよるかと思いますが、今、ありますグランリバーの2.5倍の敷地ということでございますので、同じような開発がされて、マンションになるというようなことになれば、とんでもない数の児童生徒が増える、就学前の子どもさんも増えるだろうということになりますので、保育所、それから小学校の増築、中学校においても増築なりが必要になってくるんではないかなと思っております。

まだ、それにどれぐらいの費用がかかるかというとこら辺まで試算はできませんけれども、その辺は十分動向を注視しながら、早い段階で対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 住宅開発によって、ある一定若い世代と言いますか、子育て世代の転入という のは、今後のまちづくりを進めていくうえで、ある意味、歓迎することではあるという ふうには私も思っておりますけども、やはり昨日も財政問題の、ある議員の質問なんか でも、広域行政のさらなる推進とか、行政効率のさらなる改革なんかもうたっておりますけども、やはり具体的にしっかりと示していかないと、今後、そういう住宅開発による財政負担も影響してくるんだろうというふうに思ってもおります。

そういったところからしますと、ここ数年、かなり公共施設への投資もしてきているんで、財政危機も、基金においてもかなり取り崩しを行い、経常収支比率なんかを見ましても、今後、100パーを超えるような状況が続いてくる状況がございます。

町長の最終年度でもございますんで、就任当初から比べたら、島本町の将来を見たとき、財政的に大きな変化が、そういう意味では生じているんだろうというふうに思っております。今後、島本町はこれからどういうふうな道を進んでいくのがいいのか。その辺、見解がございましたら最後にお伺いして、質問を終わっていきたいというふうに思います。

川口町長 広域行政につきましては、高槻市の濱田市長がご理解をいただいていて、今回、 島本町議会ではご可決をいただきましたが、これから高槻市議会で審議をしていただく、 議決をいただくというふうな状況になっております。議員おっしゃるように広域行政、 小さな自治体というのは、広域行政をしっかり進めていくというのは極めて重要でございます。

ただ、島本町の場合は周辺、隣が京都府で、淀川の向こう側に枚方市があって、横に高槻市、大きな自治体でございますので、なかなか今まで広域行政がうまく進んでいかなかった、そんな歴史がございますが、一つ、今回の広域行政、し尿の事務委託がうまく軌道に乗っていけば、今後、いろんなことで、三島地域全体の発展ということで、高槻

市さん、そして茨木市さんを交えて、いろんなお話ができていくのではないかなと、そ のように思っております。

それと、私、就任いたしまして、少しではございますが、町債を減らしながら、そして基金、これも少しでございますが、増やしていく、そういうふうなことをずっと財政運営に努めておったわけですが、ここ数年、耐震補強という大型事業が目白押しでございましたので、27年度決算では、そういうわけにはいきませんでした。基金が減って、町債が増えていく。27年度決算については、そういうような状況でございましたが、今後も、このままじり貧のままで進んでいくわけにはいきませんので、しっかりと事務、今の仕事を見直して、本来、行政がすべき仕事であるのかも含めて、そして仕事のあり方をしっかり検証していく必要があると、そのように思っております。

以上でございます。

平井議員 いずれにいたしましても、今、若い世代が大型マンション等の建設によって転入をしてきていただいております。そういうことからしますと、やはり、そこらの方々が永住をしていただく、またその子どもさん達が定住をしていただくような、そういう取り組みを積極的にやっていただくことが必要だというふうに思っておりますし、また、そういう方々が定住していただくためには、そういう制度の充実も考えていかなければいけないというふうに思いますし、その反面、先ほど町長の答弁にもございましたけども、やっぱり行政コストの削減、また広域行政の積極的な推進も含めて進めていただきたい。

これもすべて次世代のためであるというふうに思っておりますので、その辺をしっかりと、ここ数年が勝負だというふうに思っておりますので、その辺、よろしくお願い申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

伊集院議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2、第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、現固定資産評価審査委員会委員である森山慎基氏の任期が本年 12 月 22 日をもって満了いたしますが、引き続いて選任をいたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

森山氏におかれましては、税務に対する豊富な知識と経験をお持ちであり、平成 19 年 12 月から本町の固定資産評価審査委員会委員にご就任をいただき、ご活躍いただいております。

新たな任期につきましては、本年 12 月 23 日から平成 31 年 12 月 22 日までの 3 年間でございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審 議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3、第72号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第72号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき、同意 を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の72の1ページをお開きください。

提案理由につきましては、前委員の死亡に伴い、新たに選任をお願いするものでございます。

今回、岩田歌子氏に新たに選任をお願いするものでございます。

選任をお願いする方の住所及び生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご 審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、第73号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長(登壇) それでは、引き続きまして第73号議案 島本町農業委員会の選挙 による委員の定数条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「農業委員会等に関する法律」の一部改正に伴い、所要の 改正を行うものでございます。

「農業委員会等に関する法律」の改正につきましては、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止など、農地利用の最適化を図ることを目的に、平成27年9月4日に公布され、本年4月1日に施行されております。当該法改正により、農業委員会の委員の選出方法が、選挙制及び市町村長の選任制の併用から市町村長の任命制に変更されたことにより、「島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例」について改正するものでございます。

それでは、本条例改正の具体的な内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案参考資料の新旧対照表を、お開きください。

まず、題名でございます。本条例は委員定数を定めたものでございますが、法改正により、委員の選出方法が変更されておりますことから、題名につきましても改正しております。

続きまして、本則でございます。

今まで、選挙による委員の定数は「10名」としておりました。また、選挙による委員のほかに農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区の理事または組合員並びに市町村

の議会が推薦する方の5名を選任し、農業委員会委員は15名としておりましたが、今回 の改正では、農地面積や地域性等を考慮いたしまして、「14名」で上程しております。 続いて、附則でございます。

附則では、本条例の施行期日について規定しております。施行期日につきましては、 法改正の規定により、「公布の日から」としております。

なお、当該規定により、任期満了の日まで現委員の在任が認められておりますことから、任期満了日である平成 29 年 7 月 19 日まで、引き続き在任していただくこととなっております。

議案参考資料の「農業委員会制度の見直しについて」を、お開きください。農業委員の数や選考方法、スケジュール(案)について、でございます。

選考方法につきましては、現在、検討中でございますが、本条例案の議決後、5月までに募集の情報周知、公募状況の報告、応募者の選考等を行い、新しい委員の任命同意は6月に上程させていただく予定としております。

以上、簡単ではございますが、島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部 改正についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜 りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員 第 73 号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について、質問いたします。先ほどの 73 号議案資料の「農業委員会制度の見直しについて」ということなどに基づいて、質問いたします。

農業委員会の制度が、戦後の農業改革を大きく変更するというふうに思っているところです。これまで、この農業委員会が本町の農政に果たしてきた役割と、その権限は、 どのようなものだったのかということを改めてお訊きしたいと思います。

それから、この農業委員の定数を 15 人から 14 人にするということです。また、これまでは 10a 以上の耕作を営む方の中から選挙という公選制でしたけれども、これが、いわゆる首長による任命制になるということですので、その目的は何でしょうか。

最初に2点、お尋ねします。

都市創造部長 ちょっと前後するかもわかりませんが、まず、ご質問の、公選制から任命 制に変更となった理由でございます。

地域の農業をリードする担い手が、透明なプロセスを経て着実に就任するために、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更されたものでございます。また公選制の、選挙によって委員を選出するものでございますが、過去はそのような状況でございましたが、実際、選挙が行われていたのは約1割の農業委員会であったと、全国的にはそのようなデータも出ておると聞き及んでおります。そのような背景からも、選出方法が見直されたものと認識いたしております。

続きまして、「農業委員会等に関する法律」の部分なんですけども、農業の成長産業化を図るため、六次産業化や農地の集積・集約化の政策を活用する経営主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要があることから、農業委員会、農業協同組合、農業生産法人の一体的な見直しを実施するため、内閣の提案によって改正されたものでございます。

また、条例の上程時期については、本町の農業委員の任期が平成29年7月19日までありますことから、新委員の任命同意の上程は6月定例会議と見込みまして、今回と、あと募集や選考等の期間も踏まえて、本12月会議に上程させていただいたものでございます。

あと、農業委員会の果たしてきた役割等についてでございます。農業委員会におきましては、農地転用であったり、あと担い手のマッチング等の変更時に、その内容等について意見を述べる役割を持ってございまして、やはり本町の場合、より地域の特性、地域性を配慮した形で委員の選出がなされておりましたことから、町内の各農地の状況等的確に認識いただいている中で、各種活動を行ってきた状況でございます。

以上でございます。

平野議員 先ほど、これまでの公選制でしたが、実質は無投票だったということ、1割ぐらい、無投票というか、実質選挙は1割ぐらいのところでしか行われてなかったということですけれど、確かにそういう現状はあるかと思いますが、きちんと10a以上の耕作をしている方、その方々が選挙人名簿に登録されて、その中から、地域の農業者から選ばれていると。地域の農業者の代表として、その地域住民の農業者の信頼を得た方が選ばれているということは、非常に私は重要なことだったと思うんですけどね。

政府のほうでアンケートをされたということですけど、そのアンケートの対象者は、かなり大規模な農業者、しかも 200 人ぐらいを対象にした結果が1割だったというようなことを、私は国会審議の議事録を見て確認したところです。ですから、全国の農業者というのは、かなり家族で行われている小規模のところが多いです。特に島本町は小さな面積で、家族で、兼業で行われているところが多いわけですから、そういった方々の意見が十分反映されたかというたら、反映されてないのではないかと思いますし、無投票であったとしても、島本町も無投票という形でされておりますけども、それはやはり、ちゃんと資格を持った人、資格要件がある、地域で農業をやっている、地域の農業のことをよく知っている人であるということが十分理解されているからこそ、無投票だったということも言えるんではないかというふうに思っております。

今後、この公選制になるということと、農業者でなくても推薦や応募ができるわけですから、やっぱり地域の実情が十分わかっている人がほんとに選出されるのか。特に、 農家の財産とか権利を扱う、ほんとに重要な役割を担っておられるわけですから、その ことが十分に権利調整とか関与することができる、そもそも農地を守る視点をしっかり 持った人が選任されるのか。この辺が心配なんですけど、どのようにお考えでしょうか。 都市創造部長 種々、ご指摘を頂戴しておりますが、選考方法については、現在検討中ではございます。また公募、募集を行っていくわけではございますが、その募集記事の内容等についても、現在検討しております。当然、農業委員会につきましては農業者の権利等も守っていく職務もございますことから、今回、法が改正された趣旨の中では、やはり一定、農業従事、経験ある方も入れていく必要があるというようなことも付されておりますので、その辺は重々考慮する形で募集なり選考は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

平野議員 私も2年間でしたかね、農業委員をさせていただきました。農地転用の案件が出てきたときには、各地域の担当者の方が非常に詳細に、その農地の状況、それから農業に従事される、耕作される方々の状況なども十分把握しておられて、その説明のうえで、農業委員会で農地転用を許可するという形に経過が取られているというふうに思います。ですから、地域の農業者から選ばれるということの非常に重要性があるというふうに思っているところです。

ですから、何か新しい方がと言うんですか、農業委員会制度の見直しの中で、今後、例えば農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる人を1人以上登用、それから地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するために、市町村議会の同意を条件とする市町村長の任命制に変更。こういうことを見れば、何か新しい就農者、新規就農者とか、例えば10a以上の耕作をしていない方でも、こういう農業委員会に入って、もっと積極的に農業施策を進めることができるという、そういうメリットというんですか、そういうのはあるかも知れません。

だけど、それは農業委員会制度を変えなくても、私はできると思っているんですよ。すでに、この農業委員会制度、現状のままでも、全国ではいろんな取り組みがなされています。担い手の育成、それから新規就農の促進を図ること、いろいろやっておられますしね。女性や青年の人たちが……(「質問しいや」と呼ぶ者あり)……、農業施策に関わるということもされています。ですから、この制度を変えなくてもできるんではないですか。

都市創造部長 今回は、法律の改正に伴いまして、条例の全部改正について上程をさせていただいているところでございまして、逆に、この条例改正をせずに本町農業委員会、このまま継続させていただくということは困難でございますので、ご理解賜りたく存じます…… (「そうや」と呼ぶ者あり)……。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時00分~午後1時00分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

- 佐藤議員 今回の農業委員会の選挙、この法改正で農地利用適正化推進委員、これをすで に置いている市町村、これから置く予定の市町村はどこか、わかりますでしょうか。島 本町が推進委員を置かない理由、これはなぜでしょうか。
- **都市創造部長** まず、推進委員を置いている市町村についてでございます。大阪府内におきまして現時点で新体制に移行しておりますのは、河内長野市、八尾市、東大阪市、交野市の4市と聞き及んでおり、また、その中で推進委員を委嘱しておりますのは河内長野市、八尾市、交野市の3市でございます。今回の法改正による推進委員につきましては新しい制度ですので、まだ、移行してない市町村においては、今後、設置されるところ、設置されないところが出てくるというふうに認識いたしております。

あと、推進委員の設置に関してですけども、「農業委員会等に関する法律」におきまして、農業委員会の設置を義務づけられていない市町村は「委嘱しないことができる」 と規定されておりますことから、本町においては委嘱を、推進委員は置かないという判 断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 島本町は、推進委員を置かないという判断をされたということです。農業委員は、今、島本町では推進委員を置かないということでありますので、農地パトロール等の仕事、結構たくさんの仕事を農業委員さん、していただいております。いただいた資料によりますと、島本町は他市町村の農業委員会と比べて、農業委員の数、決して多くはありません。今まで15人いた農業委員を14人に減らして、これで仕事が回るのでしょうか。

また、島本町の農業を守る、こういう仕事を一手に引き受けている農業委員さんです。 この農業委員さんの地位向上、このことはぜひお考えいただきたいと思います。いかが でしょうか。

都市創造部長 まず1点目、農業委員会の定数についてでございます。実行組合の数や農業委員の選出方法の変更に伴いまして、今回、14名としております。また推進委員については、およそ100haに1名の委員を委嘱することということが、一つ、基準としてあげられておりますことから、本町においては農地の面積等勘案して、置かないというような判断をさせていただいております。

あと、15 名から 14 名への人数の変更の部分でございますが、今までと担っていただく、ボリューム的な部分については変更があまりないというような認識のもとで、14 名でも十二分に、今までと同様の活動はしていただけるものと認識いたしております。

続きまして、地位向上についての部分でございます。当該法改正に伴って、この規定 については法令からなくなっておりますが、国の見解といたしましては、一定、その目 的が達成されたものであるというふうに聞き及んでおります。しかしながら、私ども農 業委員会事務局も担っておりますので、引き続きまして、これまでと同様、十二分に事務局としての支援は行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 佐藤議員 この資料によりますと、農業委員の選考方法、これを現在検討中ということで ございます。先ほど平野議員からの質問にもありました。この選考方法、非常に重要な ことだというふうに思います。島本の農業の実態、これを反映できるような公正な選考 方法をとって欲しいと、切に願います。そして、ぜひ若者や女性、これを選考できるよう方策を講じていただきたい。そういうふうにも思っております。どのようなものにするか、考えはおありでしょうか。
- **都市創造部長** 選考方法についてでございます。現時点におきましては検討中ではございますが、すでに新しい制度に移行された市等もございますことから、そのような取り組み状況等も勘案するとともに、三島地域、近隣市のそういう状況等、意見交換とかを行う中で、法の趣旨に見合った形で選考できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

あと、性別や年齢という部分についてでございます。「農業委員会等に関する法律」におきましても、年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない旨の規定がございますことから、当該規定を十二分に守れるように、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

外村議員 今、佐藤議員から質問があった、選考方法は検討中ということですけど、誰が選考委員になるのかとか、誰がメンバーで選考するのかというのは、そのことも決まってないのか、そのことはある程度決まっているのか、教えていただきたいのと、この間、ちょっと事前説明で、実行組合が 10 個あって、実行組合長は 10 人おるというふうに聞いたんですけど、14 名のうち 10 人は、もうそこで決まっているのか、残り 4 名を公募するのか。その辺も何も決まってないのか、その辺のことについて、現時点での考えを教えてください。

以上です。

都市創造部長 選考方法にかかります選考委員でございます。現時点で固まっている部分はございませんが、ただ、先行事例での市におかれましては、役場関係部局長級で、そういう委員会的なものを立ち上げられて選定されたという事例もございますことから、今後、そのような状況等も踏まえて、適切に、きっちり選考させていただきました、とご説明できるような選考委員なり委員会というのは、組成してまいりたいと考えております。

あと、実行組合からという部分のご質問でございます。本町には 10 の実行組合がございます。やはり、地域の特性を良くご理解いただいた委員さんになる必要もあるのかな

という思いもありますことから、実行組合長会に対しては、推選のほうの依頼をさせていただこうと思っております。ただ、現時点で10あるから10名の推薦をお願いいただくわけではなくて、あくまでもご推薦いただいた方も公募の中に含んで、その中でトータル的に選考してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 まず1点目、農業委員の任命にあたっては、「認定農業者が委員の過半数を占めなければならない」とされていると認識していますが、島本町においては、認定農業者はいらっしゃらない。このことをどう考えれば良いのですか、というのが1点。

2点目は、もうすでに出ている選考方法の問題です。実行組合長会に推薦を依頼する とのことですが、地域性を考慮するならば、これは非常に重要だと思います。しかし、 公募による応募者と推薦者とで、定数の 14 を超える場合はどのようにするのでしょう か。先ほどトータルで考えるとおっしゃいましたが、ここで調整をされるのか。

農業委員は、委員お一人お一人が集落から、これまでは選挙によって選ばれるということになっておりました。この地域から、集落から、選考によって選ばれるという信頼関係があってこそ成り立つ制度であったと私は思っています。農業委員会は農地行政の担い手、公的機能でありながら、農民の利益代表機関としての団体機能もあわせ持つ組織というふうに思っております。特に後者を考える際、地域性が欠かせない要素になってきます。かといって、公募が多い場合でも実行組合長会からの推選を優先するというのであれば、選考の公平・公正性が保たれない。ここのところをどのように考えておられるのか、お示しいただきたいと思います。選考方法による公正・公平性の担保、そして公募者と、それから推薦者との、トータルが14名を超えてしまった場合の考え方です。この2点は、選考について問います。

次に、大きな視点で、財政的な視点から問います。農業委員会の財政基盤は国の交付金、国庫補助金、府補助金と、町の財源と認識していますが、決算ベースで農業委員会費は幾らになっていて、そのうち町の財源はどれぐらいであったか、お示しいただけますか。そもそも農業委員会は「農業委員会法」第3条によって……。

伊集院議長 委員会の定数条例の全部改正でありますので、よろしくお願いします。

戸田議員 はい、大丈夫です。選定について規定されていて、作らないことができると認識しているわけです。従って、本来は「作らないことができる」とされている農業委員会を、町の財源を使って設置するわけですから……(「定数条例だ」と呼ぶ者あり)……、あるということではなくて、本当に農業政策に寄与するものにしていかなければならないと考えています。従って、この財政の数字をお示しいただいて、次の質問に繋げたいと思います。

都市創造部長 数点、ご質問頂戴いたしました。

まず、「認定農業者」の部分でございます。国におきましては、趣旨といたしまして

は、やはり認定農業者が半数以上という部分については、農業従事者の意見も十二分に 反映される必要があるとの考えのもと、この文言が加えられたというふうに認識してお りまして、本町には認定農業者おられませんが、やはり、この趣旨を鑑みますと、農業 従事者のご意見を聞けるような委員構成が望ましいのではないかと考えております。

続きまして、選考にあたっての透明なプロセスの部分でございます。これについては、「農業委員会等に関する法律」の施行規則に、応募された方の数が定数を超えた場合等には、「公正及び透明性を確保するため必要な措置を講じるよう努めなければならない」旨の規定がございますことから、今後、選考のそういう基準等は考えていくわけではございますが、法律の施行規則の趣旨にそぐう形で、透明性を持ったプロセスをもって選考してまいりたいと考えております。

あと、財政的な部分でございます。平成27年度の農業委員会の委員さんに対する報酬については、196万998円となっております。これが、農業委員さんに対する報酬額の決算額でございます。あと国からの交付金といたしましては、事務局職員の人件費という部分で、国から交付金といたしまして68万9千円、歳入のほうはさせていただいておりますが、この交付金については農業委員さんの報酬に充当されているものではございません。全くの町の単費となっております。

あと、今回、法改正で委員の構成等、選出方法等についても変わるわけではございますが、引き続き、やはり農業委員、設置している意義というものをしっかり見据える中で、委員会としての職務、全うしていただけるよう、事務局としても支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 「農業委員会法」第3条で設置規定があって、「作らないことができる」というのが島本町で、これは面積規模とかによると思うんですけれども、もう一つは認定農業者もいらっしゃらない。それでも農業委員会は設置するべきであるし、私は非常に、今後、都市農業を考えるときに、ますます重要になっていくのが農業委員会の役割だと思っています。そのような中、あるだけのものになってはいけないし、公的機能を代表しながら団体的機能も果たすバランスをあわせ持つものにするためには、この選考がすごく大事、認定がすごく大事だと思っています。

これまでの機能に加えて、新たな視点をというのであれば、それなりの工夫をしないと、応募していただけない可能性がある。それについては、何かお考えをお持ちなのか。例えば、一つに町域内の農地のうちファミリー農園の占める割合は、もうすでに少なくないと思いますから、ファミリー農園での耕作者の参画を促すこと等が可能なのか。公募にしなければ、これまでと何ら変わることがないのではないですか、という質問です。

都市創造部長 公募にあたっての工夫的な部分のご質問でございます。ご意見いただきま したファミリー農園従事者に直接的な訴えかけという分については、現在のところ想定 はしておりませんが、今回の法改正の趣旨等鑑みますと、やはり多くの方に、まず農業委員会の職務、業務的なものも知っていただくとともに、少なくとも定員割れ等生じないような形で応募していただけるように、その辺の工夫については、今後、十二分に考えたうえで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

平野議員 第 73 号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について、反対の討論をいたします。

「農業委員会等に関する法律」の改悪によって、この見直しが行われたというふうに 認識しております。現行の農業委員の役割というのは、農家の財産や権利を扱う重要な 役割を持っておられますし、地域農業者から選ばれた代表としての権限を行使して、農 地を守っていただいているというふうに思っております。農地の権利調整とかに関与し て、地域の農業の実情、農業者の実情を十分把握されているものというふうに思ってい ます。そのうえで、農地転用などの議案に対して賛否を表されてきたところです。

今回の公募制になることによって、そういった地域から信頼された農業者の人が選ばれる、確かに実行組合からの推薦というものを一定担保するというふうにおっしゃっておりますけれども、それもあくまでも公募制でありますので、その中から選任するわけですから、十分、そこが担保されるかどうかは、今の段階ではわかりません。首長による恣意的な任命に繋がる恐れもあります。例えば、開発を非常に優先して進めたいという方がおられれば、農地を守ることより、より開発を進めるということで農地転用を促進させていくということになれば、「農地を守る」という視点が、だんだん弱まるということになるかというふうに思っております。

農業委員会は独立した行政委員会として、やはり地域農業の維持や発展、環境を守る 大切な役割を担ってきておられます。後継者不足とか高齢化などで増えている耕作でき ない農地の対策や農業振興策、または農業委員会に女性、青年がいないということにつ いては、私は今の現行制度でも十分対応できる、そういった方をもっと登用していく、 そして農業委員の定数を増やすという、そういったことで、私はもっと農業というのは 振興できるというふうに思っています。

「都市農業振興基本法」ができました。そういった法律に基づき、現行の農業委員会制度を充実強化させる。そうして農地を守っていく、農業を守っていくという方向が重要だというふうに思っております。

国はTPPの関連法を承認・成立させました。大きな、大規模の農業者、または大きな企業の農業参入、そういったことだけに目を向けて、農業政策が本当に小さな規模で行われている、家族などで担われている、多くの全国の農業者の実態とは、やはりかけ離れているというふうに思っています。

成長戦略から考えられた、この農業委員会制度の改悪に対しては、私は反対するという立場で、この条例全部改正についても反対いたします。

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 73 号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について、戸田より賛成の討論を行います。

改正「農業委員会法」の施行により、農業委員会制度の見直しを行うものです。これ については、委員の選任方法を公選制から町長による選任制、議会の同意を得る任命制 へ移行するものと、また農地利用最適化推進委員の新設が大きな柱になっています。

今回の法改正は、戦後改革の一環として法制化された農業委員会制度の組織と制度の 根幹を、大きく変える改正であると言えます。農民による自治組織として発足した農業 委員会は、本来、農民代表による公的機関、そして地域から選挙で選ばれ、地域農業と 家族経営の維持発展、農民の地位向上に寄与することを目的に設置されたものです。

しかしながら、国の法改正により、新たに女性、若者、「食」の視点を、この農業委員会に入れていくということを可能にしたという点では、一定の改善のメリットがあると認識しています。島本町においては、ここのところを重視して、「農」のある都市、都市農業の振興に努めていくことが可能であると判断するものです。

しかしながら、公選制をやめ任命制に移行し、そして農業委員会の組織のあり方を変えることは、これまで培ってきた、土地と人を軸にした地域農業と、家族農業の安定・発展のための多様性のある取り組みができなくなるという恐れが指摘されているのもまた事実でありますので、この点をしっかりと踏まえて、新たな農業委員会にしていっていただきたいと希望して、賛成の討論といたします。

伊集院議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第 73 号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について、日本共産党町会議員団を代表し反対の討論を行います。

島本町の農業は、今までも農業委員さんを先頭に、地権者、農業者の働きで、遊休農地も少なく、農業経営を守られてきました。その働きには、私たちは信頼を寄せております。

今回の法改正は、2014年5月、政府の規制改革会議農業ワーキンググループが発表した農業改革に関する意見を受け入れ、公選制の廃止、委員数の大幅削減などの見直しが盛り込まれ、その多くが政府の規制改革実施計画に引き継がれ、今回の改正のベースになったと聞き及んでおります。

地域の信頼を得て農業委員となられていた、その選び方を大きく変える。また、法の目的、第1条から「農民の地位の向上」が削除されています。また農地規制や農業委員会の制度を邪魔者扱いにする。その弱体化・解体に繋がる、公選制の廃止に繋がる。また委員数の大幅削減などの見直しがされていて、このことは反対をせざるを得ないと考えております。

島本町の農業の実態を良く知る人たち、そして次世代の若者、女性農業者を農業委員に選考できるよう、間違っても不動産業者や企業役員などが次々に参入することがないような選考方法の透明性・公正性を厳に求めつつ、この条例改正には反対といたします。

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き本案に反対の方の発言 を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

伊集院議長 起立多数であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について並びに第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2件を、一括議題といたします。

なお、本案 2 件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、特別職の職員で非常勤のものの待遇改善として、所要の 改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、本年7月から9月にかけて実施いたしました北摂7市並びに大阪府内町村の臨時職員及び非常勤嘱託員にかかる勤務条件調査の結果を踏まえ、臨時職員の賃金単価との均衡を考慮し、幼稚園長及び学童保育室指導員の2職種の報酬額につきまして、月額1万円の増額改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご 説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、臨時的任用職員の待遇改善として、所要の改正を行うも のでございます。

今回の改正につきましては、本年7月から9月にかけて実施いたしました北摂7市並びに大阪府内町村の臨時職員及び非常勤嘱託員にかかる勤務条件調査の結果を踏まえ、保育士、幼稚園教諭、学童保育室指導員、支援講師、延長保育士の5職種の時間額につきまして、80円の増額改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いた だき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

河野議員 74、75 と、一括して質疑をさせていただきます。いろいろ資料を請求させていただきました。ありがとうございます。日3、4、5に基づいて、質問させていただきます。

74 号議案で言うと、特に学童保育室指導員が、隣接する高槻市との比較が資料として出されております。この基本報酬を見たときに誰でも気がつくと思うんですが、基本報酬が、今回1万円増額するということは非常に大きな額だということは十分認識しておりますが、すぐ隣の高槻市を見ると、基本報酬は19万6,100円だということになっております。では、はたして島本町の学童保育室指導員さんが担っておられる仕事は、高槻市の指導員が担っておられる仕事よりも狭い範囲である、あるいは職責が、例えば室長ではないとか、室長、やっておられますが、高槻市の場合はそれより高い、責任の重い仕事をされているのかということですね。その点について、これは教育子ども部になろうかと思いますが、実情について把握しておられると思いますので、答弁を求めます。

あと、日4には、前回、子ども・子育て新制度導入のときに、一定、現場経験のある 方であれば資格は問わないということを言って、規制緩和が導入されておりますが、島 本町においてはそれまでの間、有資格を求めてきましたので、例えば大山崎や、ほかの 市町村においては、島本町の職員採用試験が受けられない方がほかの市町村に行くとい う話を聞いております。逆に、翻って言えば、それだけ専門性の高い仕事を島本町は求 めてきたということになります。この日4を見ましても、人数22人の方すべてが二つ以 上の資格を持っておられたり、あるいは保育士から養護教諭二種免許など、専門の資格 を取るべく勉強なさって、現場経験も積んでおられるということですが、では、高槻市 では、もっとさらに高い資格を求めておられるのか。その点について、参考までにお答 えください。

それから日 5、75 号議案に関わりますけれども、このことは本当に、1日も早くベースアップをということを求めてきました。一昨年には、高槻市が島本町を 10 円上回るという賃金アップをしておりましたけども、今、ただでさえ保育士、学童保育室指導員が確保できないと言われている中で、質も伴いながら人数を確保するということにおいて、この時間給、今回アップされますけれども、アップしたとしても、吹田市、豊中市などと比べますと、時間給では相当な開きがあります、乖離があって、島本町のほうが遙かに低い。そうであるとすれば、他市の吹田市や豊中市は島本町よりもさらに責任の重い仕事をなさっているのか。そういったことについて、賃金だけでは見えない職責というものについて検討はされたのか。その検討内容について、お示しください。

教育こども部長 まず、高槻市との報酬の差でございます。高槻市と島本町との学童保育室の運営のやり方の違いと申しますと、高槻市については1支援40人ということをされておりますけども、市長が認めた場合は最大60人までという定めがございます。ただ、50人を超えると一人指導員を追加するというような対応もされているようでございます。本町の場合は、1支援に40人程度ですが、2人の職員を配置するということで、今、運営をやっております。それと、児童1人当たりの面積、部屋の面積ですけども、国では1.65平米、「概ね」ということが付いてます。本町の場合は「概ね」というのは付けずに、1.65平米を確保するということが付いてます。本町の場合は「概ね」というのは付けがに、1.65平米を確保するということでやっておりますが、高槻市では現在1㎡と緩和をされて運営をされているということです。従いまして、場所にもよるとは思うんですが、場所によっては非常に過密な状況の中で運営をされておりますので、その分、指導員の負担というのも大きいのではないかなということが推測をされます。

そういった違いもございますし、この賃金に関しましては、島本町もそうですが、それぞれ労働組合がある中で、過去から交渉をされて、積み上げられてきた結果であろうというふうに思っております。

今回も特に大幅な、島本町ではアップですけども、議員ご指摘のように、高槻市と比べるとまだまだ低いという状況についてはあろうかと思いますが、本町の室長クラスで比較をいたしますと、高槻市と比べましても、そんなに遜色ない。一番、責任を持っていただく方については、まだ島本町のほうが若干高いぐらいになってます。ただ、指導員レベルで言いますと、今、言われましたように基本給という部分で全く差が開いてますので、その点については大きな差があるのかなというふうには思ってますけども、これは過去の組合交渉の経過も踏まえての結果だというふうに思っております。

他の自治体、高槻市に限らず、それぞれ金額とか体制とかが異なってまいりますので、 その辺で差が出るという部分については、一定、ご理解をいただきたいというふうに思 っております。 あと、資格の差でございますが、これについては島本町も高槻市も、条例上、同じ資格ということになってますので、変わりはございません。

あと、職責に応じた賃金ということでございますが、臨時職員の賃金の部分につきましても、今回の改定で一定近隣自治体とほぼ同額、あるいは若干上回るような改正内容になってますので、臨時職員の部分については、島本町は、この近隣で言えば上位のほうに行っているんではないかなと思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

河野議員 今、詳しい答弁をいただきましたので、高槻との単純比較でいくと、概ね子どもを取り巻く環境でいくと、1人当たりの指導員さんが対応する児童数、または平米数、面積ですね。そういった意味では島本町のほうが、子どもを取り巻く環境については整っているというか、優れているというか、そういうことはわかりました。

それとまた当事者団体である労働組合との協議の中での一つの結果として、こういった数字が出ているということも、今の答弁で推察したところですが、その点については人事課に対して再度確認をいたしますが、学童保育室においては労働組合もありますので、そういう意味では賃金についてのベースアップといいますか、その点については、一定、この金額が妥当、妥結というんですかね、そういったものであるということでしょうか。再度、確認をいたします。

- **総合政策部長** まず、この月額1万円の増額の根拠でございますが、臨時職員の方々については時間額80円のアップをいたしております。非常勤嘱託員で、学童保育室指導員の方々の年間総労働時間数は週29時間でございまして、年に52週をかけますと1,508時間となります。この1,508時間に臨時職員の時間単価の増額分である80円をかけまして、1万円という形で算出をさせていただいているものでございますが、この額につきましては、学童保育室指導員の多くで構成されている公共サービスユニオンとも十分話をさせてきていただいておりまして、12月1日に協定書を締結していただいております。以上でございます。
- 河野議員 待遇改善ということですので、反対するものでは毛頭ございませんけれども、 やはり、この職種、75 号議案で示されている保育士、幼稚園教諭、学童保育室指導員、 支援講師、延長保育士、こういった仕事を担っている圧倒的多数の方は女性であるとい うことで、そういった意味でも、これに甘んじることなくと言いますか、1人の人間と して、やはり自立ができる、そういった形、あるいは母子家庭であっても安心して暮らし ていける、若い方でも親元を離れて自立ができる。

そういう意味で、今回のベースアップについては認めるものではありますが、やはり その点について十分かと言われると、まだまだ道のりは遠いというふうに思いますし、 他団体との比較においても、子どもを取り巻く環境を整えている、1人当たりの面積が 確保されている、1人の指導員が対応する子どもの数が限られているということではあ りますが、延長時間7時までの仕事をしていただいたり、今後も学童保育室については、 子ども・子育て新制度の導入や保護者の要求・要望、昨今の多様化する働き方に対応し た形で、様々フレキシブルで島本町では対応していただいてます。

それだけ多様なニーズに応えていただく指導員さんとして、最終的には人が確保できなければ、それだけの学童保育、例えば保育所の対応はできないわけですから、一見して、これだけまだ上には上がいるという状況の中で、来年度4月からの指導員数は確保できると、その点については十分な見通しを持っておられるでしょうか。それについて最終的な、最後の質問とさせていただきます。

- **教育こども部長** 来年度、4年生までの拡充ということを考えてますので、当然、指導員の増員というのが必要になってまいります。今回のこの改定も踏まえて、一定処遇改善というものがなされておりますので、これも十分表に出しながら、指導員の確保には努力をしていきたいと思ってますし、4年生を実施するにあたって必ず必要な人材でございますので、それについては最大限努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。
- **総合政策部長** 今回の賃金改定につきましては、例年、2月会議でお願いをいたしているところを12月会議、今回の議会でお願いをいたしました。これにつきましては、例年、臨時職員の登録募集の記事については1月号の広報で掲載をいたしております。来月、1月に同様の広報を掲載する予定をいたしておりますが、その際、ご可決いただきましたら、改定後の単価で募集したいということから、今回の提案をさせていただいたところでございます。

今回、臨時職員の保育士の賃金で言えば 1,260 円ということで改定をお願いしておりますが、調査時点では高槻市、茨木市、そして大山崎町、長岡京市の時間単価と比べて、一番高い額に設定をさせていただいているところでございますので、こういった生活圏を同様にする地域の方々が応募をしていただけるのではないか、というふうに期待をいたしているところでございます。

以上でございます。

田中議員 74 号議案並びに75 号議案、双方について質問します。

74 号議案で、幼稚園長と学童保育室指導員、学童保育室指導員については来年度から 4年生の学童も含めるということだと思いますが、これに1年間にかかる費用は、どれ だけアップするのか。まず、それをお答えいただきたいのと、同じく75 号議案に対して、 保育士から幼稚園教諭以下、ありますね。その現行のものから改正後にした場合、1年 間でどれだけの予算を必要とするのか。その2点について、お答えください。

総合政策部長 まず、74 号議案の改正にかかる影響額でございますが、本年 12 月 1 日現在の非常勤嘱託員で、今回の改正に該当する方々、幼稚園の園長がお 1 人、それから学童保育室指導員が 22 名おられます。来年度でございますが、幼稚園の園長につきまして

は、現在、任期付き職員の採用に向けた事務を行っているところでございますので、非 常勤嘱託員である幼稚園長はおられないようになります。現在の学童保育室指導員が22 名でございますので、1人当たり年間 12万円の増額となりますので、影響額は 264万円 でございます。

それから、75 号議案の影響額でございますが、これにつきましては平成 28 年度の当 初予算作成時での影響額の比較でございますが、年間で約1,500万円でございます。 以上でございます。

平野議員 75 号議案について、お尋ねいたします。

この保育士、幼稚園教諭、学童保育室指導員、支援講師、延長保育士、それぞれの時 給を80円ずつアップするということですので、待遇改善にもなるということで認めるも のですけども、先ほど職責ということをおっしゃってましたけれども、例えば保育士、 それから幼稚園教諭などではクラス担任をされている方がおられると思います。そうい った実態について、それぞれ教えていただきたいと思います。何人ぐらいが幼稚園、そ れから保育所でクラス担任を持っておられるか。つまり、正規職員と同じような職責で 働いておられるか、ということをお訊きしたいと思います。

教育こども部長 職責につきましては、保育所につきましては、1教室の職員というのは 正職員を配置するようにしておりますが、混合保育なんかもやっておりますので、臨時 職員の方も当然配置をしておりますので、責任という意味では、当然、正職員が担うべ きということで、現在、対応をしております。幼稚園につきましては、担任をまかして いるという部分については、産休とか、そういった場合には一時的にはあり得るんです が、基本的には幼稚園教諭については正職員が担任を担うということで、これまで体制 を整えてきております。

学童保育のほうにつきましては、1支援教室単位2名の配置ということで、今、配置 をしておりますので、そこについては臨時職員さんも入っている場合もありますけども、 基本的には非常勤の嘱託職員さんが業務を担っているということで、そこでは嘱託職員 と臨時職員との差があるということで、職責に応じた形になってございます。 以上でございます。

平野議員 保育所などではね、混合クラスとは言えクラス担任も持っておられるというふ

うに、私は今のご答弁で認識したんですけども、そういう意味では、ほぼ正職員と同じ 仕事をされているのではないかというふうに考えているところですけど、臨時職員のフ ルタイムで働いている方の、大体、年収というのはどれくらいでしょうか。わかれば、教 えてください。

伊集院議長 答弁、まだですか。後ほどですか。その間、他の質疑に入りますか。お待ち されますか。皆様にお訊きします……(平野議員・自席から「待ちます」と発言)……。 では、その間に。

- **戸田議員** 75 号議案に関して、1点、質問します。一般職の職員の給与に関して、議案資料でお示しいただいているのですが、保育士が改定後は1,260円、幼稚園教諭も同じく1,260円、学童保育室指導員に関しては1,210円となっております。本町の学童の指導員さんが担っておられる業務、そしてキャリア、責任感と自主性、そのどれを取っても、保育士、幼稚園の教諭のそれに劣っているとは到底思えないのです。この50円の差というのは、今後、段階的に是正をしていくというようなお気持ちはおありなんでしょうか。必ず改善をしていただきたいなと思って問うものです。いかがでしょう。
- **総合政策部長** 本町では非常に多くの非正規の職員の皆さんが在職されており、町行政の 円滑な運営に大変な尽力をいただいていると考えております。こういったことから、可 能な限り、これまでも待遇改善には取り組んで来たところでございまして、これについ ては今後も引き続き待遇改善に取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。 以上でございます。
- **戸田議員** 待遇の改善、ぜひお願いしたいところなんですけれども、日4の共産党さんが 請求された資料を活用させていただきますと、学童指導員の皆さんは、保育士の資格、 幼稚園教諭の資格、小・中・高、あるいは養護教諭の資格を、皆さん、持っていらっし ゃいます。資格を有しておられるのですね。学童保育の指導員をしてくださっていると いうことで、保育士や幼稚園教諭と 50 円の差がある。待遇改善はずっとされているけれ ども、この 50 円の差は埋められない。

学童保育室指導員さんの地位向上という意味でも、私はここを、すぐにとは言いませんが、段階的に同じにしていく必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

総合政策部長 今回の賃金単価の改定につきましては、提案説明でも申し上げましたが、 北摂7市及び町村の勤務条件調査の結果、生活圏が同様と認められる高槻市、茨木市と の賃金単価の差を埋めるため、80 円の増額をさせていただいたところでございます。そ の際に、資格条件が重なる職種、この中には学童保育室指導員の方も含まれております が、その方々も同様に取り扱うこととして、同額の80円をベースアップさせていただい たところでございます。この賃金差を埋めていくという部分につきましては、現段階で は具体的にご答弁しかねるところございますが、今後の検討課題とさせていただきたい と存じます。

以上でございます。

戸田議員 本議案において、80 円の待遇改善をされるということ、そして今のご答弁、理解しますし、疑義はないのですが、学童保育室指導員さんに関しては今後検討されると。まさにご答弁の中でおっしゃったように、北摂、生活圏が同じであると。この保育士さん、それから幼稚園教諭、そして学童保育室指導員さんは、まさに同じ生活圏で生活されている皆さんが島本町に就職されているというふうに認識していますので、再度、今後の検討課題として取り組んでいただくようお願いして、3点目の質問を終わります。

以上です。

伊集院議長 最後のは、要望ですか。質疑ではないんですね。 質疑を、よろしくお願いいたします。

- **総合政策部長** 大変失礼いたしました。保育士の臨時職員の方の年収額でございますが、 勤務時間数等にもよりますけれども、年額約 210 万円から 220 万円になります。 以上でございます。
- 平野議員 臨時職員の方、常勤の方だというふうに認識しておりますが、年収 210 万~220 万ということで、この数字は、やはりワーキングプアの水準というふうに言わざるを得ないと思っております。全国ではね、労働現場というのは非正規労働者が拡大して、全労働者の4割が非正規雇用と言われてて、少なくとも最低賃金 1,500 円にという運動も起こっております。それでもまだ、1,500 円というのは年収で 280 万円にしかならないということです。

職責、先ほどのクラス担任を持って仕事をしておられる保育士の臨時職員さんの業務からすれば、まだまだ、この1,260円というのは引き上げが必要だというふうに思っております。もちろん、ほかの職種もそうですけど、今は例として保育士のことをあげておりますけれども、もっと上げていただかないといけないのではないか。

それと、臨時職員の場合は6ヵ月単位で契約ということですので、やはり雇い止めとかいうことの不安はいつも抱えておられると思います。今は保育士が足りないという状況なので、そういったことはないかも知れませんけど、そういった不安定雇用というのを、やっぱり根本的には解決していかないといけないと思います。継続性の確保、雇用の安定性の確保というのを、どうやって確保していくのかということについても、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

これは何か総務省が 2015 年 7 月にも、いろいろと「臨時非常勤職員及び任期付き職員の任務等について」ということで通知をしていますので、そういった国の通知に基づいて、またご見解があれば、ご答弁をお願いします。

総合政策部長 先ほど、戸田議員にご答弁申し上げた内容と重なる部分がございますけれ ども、本町では職員と同数程度の非正規職員が在職しておられます。これらの方々は、 町行政の円滑な運営に尽力をいただいているところでございますし、その方々の力が不 可欠であるというふうに考えております。これまでも可能な限りの範囲で待遇改善に取 り組んで来たところでございますが、今後におきましても、この待遇改善には十分、積 極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

外村議員 74 号、75 号について、お訊きします。

まず、74 号議案の幼稚園長、学童保育室指導員、これは月給ですよね。この方々が勤務時間って決まってると思うんですけど、時間外になったらどういう時給になるのか。

ちょっと基本的なことで勉強不足で申しわけないけど、教えていただきたいのと、学童保育室指導員については、今度、改正後 16 万円に、基本に対して、あと 6 段階の加算があるというわけですけども、現行においても加算があるわけですが、具体的に 22 人いらっしゃる中で、どういう加算のところに分布されている方が何人かというのは、わかったら教えていただきたいというのと、先ほど 1,508 時間というふうに平均的におっしゃったけど、これは 1 日に直すとどれぐらいになるのか。その辺を教えてください。

それと、先ほど保育士の年収が約 210 万~220 万ぐらいだということですけども、幼稚園長の年収及び学童保育室指導員の年収はどれぐらいか、アバウト、わかったら教えてください。

以上です。

総合政策部長 まず、職務別加算制度の人数でございますが、本年の12月1日現在では、 学童保育室長で14年目の方がお1人、15年目の方が3人となっております。指導員の 方で申し上げますと、1年目から5年目までの方が11人、6年目から8年目の方が2人、 9年目から11年目の方がお1人、12年目から14年目の方がおひとり……(外村議員・ 自席から「何年目は訊いてない、加算額を訊いている」と発言)……。加算額について 訊いてる、ちょっと休憩を……。

伊集院議長 暫時休憩いたします。

(午後2時02分~午後2時03分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部長 失礼いたしました。最初から、もう一度ご答弁申し上げます。

現在の学童保育室指導員にかかる基本報酬の金額別の内訳でございますが、月額 15 万円の方が 11 人、16 万円の方がお 1 人、16 万 6 千円の方がお 2 人、17 万 2 千円の方が お 2 人、17 万 8 千円の方が 6 名でございます。年収額につきましては申しわけございません、後ほどご答弁を申し上げます。

伊集院議長 暫時休憩いたします。

(午後2時03分~午後2時04分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

外村議員 先ほど私が、どういう加算になっているかと訊いたら、1年目とか2年目とおっしゃったけど、これは何年目だから幾らという考え方ではないと私は認識してましたんで、職能に応じてと思ってましたので、職能というか職務内容ですね、その厳しさとか、内容の重要度に応じてだと思っていたので、そう訊いたんですけども、どうも聞くと年数でこの加算をされているようですが、それについては違和感が私はあるんですけど、不満はないんでしょうか。1年目でも優秀な人やったら加算2番目とか3番目になるとか、そういうことにならないのか、ちょっとわからないんで、そこら辺のこと、考え方をもう一度確認したいということと、先ほどの質問で時間外のときにはどういうふ

うな扱いになっているのか、時間外も含めて月給制だから時間外はありませんというのか。 ちょっと、その辺もお答えがなかったと思いますけど。

総合政策部長 職務別加算額につきましては、当初、この改正を起案する当初ですけれど も、10年目の職員と1年目の職員が、勤務内容が大きく異なっているにも関わらず報酬 額が同じである、こういうことを改善することを目的として検討に入っております。

非常勤嘱託員につきましては任用が1年以内と規定がされており、再度任用が可能であるとはいえ、4月から任用して3月まででいったん任期を終えた職員を翌年4月に再度任用する場合、これは新たな職に改めて任用されたという見解に立つ必要があることから、単純に経験年数をもとに金額を設定することが望ましくないという考え方を、顧問弁護士のほうからもお示しがございました。しかしながら、経験年数豊富な方が、新たに任用された方の指導に携わるなどの実態があることから、これらの実態を踏まえた制度の構築が必要であるとの認識から、顧問弁護士との調整の結果を踏まえ、職務内容に応じたという形で改正をさせていただいたところでございます。

それから、先ほどの年収額についてでございますが、幼稚園長で非常勤嘱託員の方については、年収が212万円でございます。学童保育室指導員で非常勤嘱託員の方については、今、申し上げた職務別の加算に応じて変更しますけれども、一番基本額で、年間働いている方については180万円でございます。

以上でございます。

人事課長 時間外勤務手当についてでございます。時間外勤務手当につきましては、学童保育室指導員の場合、1年目の15万円の方であれば、15万円×12ヵ月の年間で180万、それを年間の総労働時間数1,508時間で割りますと、1,193円という単価が出ます。そこに対しまして、時間外の割り増し1.25を掛けた分の時間外手当は支払っている、支給しているような状況でございます。

以上でございます。

- **外村議員** わかりました。ということは、私、先ほど、しつこいようですけども、1年目でも経験豊富な方はランク上にしたりしているということが、実態があるということの理解でよろしいんでしょうか。
- **人事課長** 他の自治体の状況をすべて把握しているわけではございませんけれども、島本町におきましては、最初の5年間につきましては一定の経験を積む期間として位置づけをいたしまして、その後、6年目程度から加算をするというような考え方で、職務内容に応じたというところと結びつけて支給をしているというようなところでございます。以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 74 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

幼稚園長の報酬を17万6千円から18万6千円に、学童保育室指導員の基本報酬を15万から16万円に改正し、それぞれ待遇の改善を行うものです。幼稚園長については、本来、経験を積んだ現場職員が園長となり務めるべきと考えるものですが、報酬の改正については妥当と認めるものです。

学童保育室指導員の基本報酬については、一般職職員の時間給80円の改善を根拠に改正されたという部分があるということです。しかしながら、待遇改善に疑義があるものではありませんが、学童保育室指導員の社会的地位向上という点からの改善も求めて、 賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き本案に賛成の方の発言 を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、今回は子育でに関わる業務に従事しておられる保育士、幼稚園教諭、学童保育室指導員、支援講師、延長保育士を、現行の時給よりも80円アップするという待遇改善の内容であります

ので、認めるものです。

しかしながら、質疑の中で確認しましたとおり、例えば保育士臨時職員の年収であれば、年収210万~220万ということですので、決して、これが待遇改善かと言われると、なかなか難しいものです。ワーキングプアの水準ではないかというふうに思います。主たる生計を担っている方々もおられるということから考えますと、さらなる待遇改善が必要かと思います。

また、臨時任用ということで、継続性の確保、雇用の安定性、その点をどう確保していくかということについては根本的な解決にはなりませんので、この点については、また別途検討していただきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、賛成の討論とします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時13分~午後2時30分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、第76号議案 島本町税条例等の一部改正についてを議題といたします。 執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第76号議案 島本町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の76の1ページでございます。

提案理由でございますが、第 190 回通常国会におきまして、「地方税法等の一部を改正する等の法律」が本年 3 月 29 日に可決成立し、同月 31 日に公布されたことなどに伴いまして、「島本町税条例」等の一部を改正するものでございます。

今回の改正条例につきましては、三つの条を設けております。76 の 3 ページからの第 1 条につきましては、「島本町税条例」について改正するものでございます。76 の 15 ページの第 2 条につきましては、平成 26 年 4 月 臨時会議におきまして専決処分のご報告

をさせていただきました「島本町税条例の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。76の15ページ下段からの第3条につきましては、平成27年6月定例会議におきまして、ご可決いただきました「島本町税条例の一部を改正する条例」について、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、第76号議案参考資料として添付させていただいて おります「島本町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、順次、 ご説明申し上げます。

まず、1ページの「第8条 納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」でございます。これにつきましては、字句の整理を行うものでございます。なお、内容については、変更はございません。

次に、2ページ中段の「第28条 個人の町民税の納期」でございます。これにつきましては、1月1日であってもコンビニエンスストアでの納付が可能であることから、第4期目の納期を改正するものでございます。

次に、2ページ下段から7ページ中段にかけての「第31条 普通徴収に係る個人の町 民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収」「第40条 法人の町民税 の申告納付」「第41条 法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」でございます。こ れらにつきましては、主に国税の延滞税の計算期間の見直しに伴い、改正するものでご ざいます。

具体的には、納税者の期限内納付のあと、課税庁が減額更正をし、その後、納税者の 修正申告や課税庁の増額更正があった場合に、現行の延滞金の計算期間から控除する期間を規定するものでございます。

なお、第31条につきましては個人町民税について、第40条及び第41条につきまして は法人町民税について、規定するものでございます。

次に、7ページ中段の附則「第 12 条 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」でございます。これにつきましては、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調を自分で手当てをする、いわゆるセルフ・メディケーションの推進のため新設されるものでございます。

具体的には、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間でございます――町税は翌年度課税となりますので、町民税においては平成30年度から平成34年度の課税に関してでございます――この、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち1万2千円を超える額を、所得から控除するものでございます。

次に、7ページ下段の附則「第 15 条 読替規定」でございます。これにつきましては、 参照先の地方税の規定が削除されていることから、町税条例においても削除するもので ございます。

次に、8ページの附則「第22条 軽自動車税の税率の特例」でございます。これにつきましては、現行の軽自動車税グリーン化特例を1年間延長するものでございます。

次に、8ページ下段からの附則「第35条の2 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」でございます。これにつきましては、本来、国内法であれば源泉徴収される利子所得が、日本と台湾との間での租税取決めにおきまして免税とされる台湾の中央銀行等を通じて日本の居住者が利子等を得た場合は、現在、源泉徴収されていないことから、申告分離課税により個人町民税を課税するものでございます。

次に、11ページ下段からの附則「第35条の3 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」でございます。これにつきましては、先ほどご説明させていただきました附則第35条の2の追加による、条ズレ及び字句の整理を行うものでございます。内容につきましては、変更はございません。

次に、16ページの第2条関係、「島本町税条例の一部を改正する条例」の一部改正で ございます。これにつきましても字句の整理を行うものでございます。内容については、 変更はございません。

次に、17ページの第3条関係、「島本町税条例の一部を改正する条例」の一部改正で ございます。これにつきましても字句の整理を行うものでございます。内容については、 変更はございません。

以上、簡単ではございますが、島本町税条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。 伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

平野議員 第76号議案の、質疑します。特に、2点目の「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」が新設されたということで、この点について、お尋ねします。

まず、最初にご説明のあった、いわゆるセルフ・メディケーション、自主服薬推進のためということですね。何か健康維持増進及び疾病の予防への取り組みということで、何か良さそうに思いますが、ちょっと私は心配していますので。この自主服薬の推進ですね、こういったことのまず考え方と、自主服薬をすることによる何かデメリットというものもあると思うんですけど、その点、どのようにお考えでしょうか。

それから、これはすべてのお薬に対して対象にしているわけではなくて、スイッチOTC薬ということのようですけど、資料はいただいていますけどね。スイッチOTC薬というのは一体どういうものなのか、ということのご説明もお願いします。

総務部長 1点目の、今回の自主的な服用のメリット・デメリットでございますが、メリットという部分では、今まで認められてなかった部分の新たな減税措置があるということでございます。デメリットという部分では、「地方税法」のほうから言いますと、デ

メリットというのは特にないというふうに考えております。

それと、ちょっと前後になりますが、メリットの部分では、今回の適用におきましては「自主的に自分の健康に責任を持ち」というところでございますので、今回の適用にあたりましては、特定健康診査、それから予防接種、定期健康診断、がん検診とか、そういった部分を受けていただくということが前提でございますので、より健康を重視した取り組みというふうなことで、メリットはあるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

税務課長 スイッチOTC薬について、ご答弁させていただきます。

スイッチOTC薬につきましては、厚生労働省のホームページのほうで掲載しておりまして、約1,500 品目あります。例えばで言いますと、ガスター10 であるとか、コンタック鼻炎 Z、ロキソニンSなどがございます。

以上でございます。

- **平野議員** 一般的にはね、どちらかというと体調が悪かったり何か自覚症状があったりすれば、お医者さんに行って、お医者さんが検査したり診察したりして判断し、それによって何か疾病などがあれば処方していただくと。処方箋を持って薬局でお薬を購入するというふうになっていると思うんですけど、もちろん、市販薬を買っている方もいますけど、このことによって、自己判断で一般のお薬を服用することを何か推進している、推奨しているのかというふうに思わざるを得ないんですけどね。そうなることによって、結局、自己判断でするために副作用とか重篤化ということを招かないかという心配もしておりますけど、その点はどうでしょうか。
- **税務課長** スイッチOTC薬につきましては、要指導医薬品、または一般用医薬品ということで、これらの医薬品は、一般の者が自己判断に基づき薬局・薬店で購入するものというふうに定義されておりますが、ご指摘のようなことがあってはいけませんので、ご購入の際に、少しでも不明な点がありましたら、販売者である薬剤師、登録販売者に相談していただいて、適切に購入していただきたいというふうに考えております。以上でございます。
- 平野議員 もちろん、少しでも医療費控除されたらいいとおっしゃる方もいますし、なかなかお医者さんに行けなくて、普通の薬局で購入している場合には便利だということもあるのかも知れませんけれども、私はちょっと、少し望ましい医療ということから考えると、そこから市民を遠ざけるのではないかなという心配もちょっと持っております。 先ほど、購入した場合に、少しでも不明な点があれば薬剤師さんなどに訊いたらいいということですけど、実態としてはね、コンビニのような薬局で、なかなか、そんな詳しいことをお訊きしたりとか、詳しい説明をしてくださるというお店って、意外とないんではないかと思うんですけど、その点、把握しておられますか。

税の担当者に、そのことを訊くというのはどうかと思うんですけど、すべて税というのはいろんなものに関わってきているわけですから、根本的なことをお訊きしています。 重篤にならない、副作用を引き起こさないということをどう考えておられるでしょうか。

総務部長 今回は、あくまでも国税にあわせまして、「地方税法」上の措置でございます。 一定、ご不安のある方は、やはり自分で尋ねていただくという機会も当然ございます。 そういった部分で、税のほうから、ああしなさい、こうしなさい、というふうな指示と いうのは特にありませんので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

外村議員 スイッチOTCの参考資料いただいているんですけども、これ、33年12月31日までの間という期間限定ですけど、なぜ、こう期間限定がされているのかということと、特例を受けようとすれば、各5項目を受けていることというのは、一つでも受けていればいいのかということがあるのか。それともう1点は、広報にて周知するというふうに聞いてますけども、1月1日からということであれば、本来はもう時間がないので、1月広報に載せられるのか。その点をお聞かせください。以上です。

総務部長 3点のご質問をいただいております。

特例適用を受けるには、先ほど他の議員にも申し上げましたように、特定健診とか予防接種とかいう部分。この辺は、一つ受けておればいいということでございます。

それから、ちょっとご質問が前後になりましたが、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの、その間というのは、国のほうは「推進をするため」というふうなことを、説明をしております。それ以上のことは、特に聞いておりません。

それから、住民の皆さんに対する広報につきましては、2月1日号で周知させていた だきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、第77号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長(登壇) それでは、第77号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本町におきましては、昨今の住宅開発などにより児童が増加していることに加え、学童保育室の部屋の確保が大きな課題となっておりましたが、学童保育室入室対象学年につきましては、平成24年の「児童福祉法」の改正により6年生まで拡充され、地域の実情に応じて実施することとされていることや、平成27年3月に策定いたしました「島本町子ども・子育て支援事業計画」におきましても、平成29年度から学童保育室の受け入れ学年を拡大することを位置づけております。

さらには、保護者からも4年生までの受け入れについて強い要望がございますことから、計画的に学童保育室の整備に努め、今年度中に一定の受け入れ態勢が整いますことから、平成29年度から4年生までの受け入れ学年の拡充を行うものでございます。また、受け入れ学年の拡充にあわせまして、保育料につきましても見直しをさせていただくものでございます。

それでは、議案参考資料の「島本町学童保育室設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、ご説明を申し上げます。

第3条第3号につきましては、入室対象学年を現在の「小学校3年生」までから、「小学校4年生」までに改めるものでございます。

次に、別表第1の保育料表についてでございます。保育料の見直しにつきましては、 保育料の階層を細分化し、また保育料の額を、500円~1,000円引き上げるものでござい ます。

具体的な内容といたしましては、現行のD2階層につきまして、所得税課税額が「3万円以上21万円未満」と幅広くなっておりましたことから、「3万円以上10万円未満」までと「10万円以上21万円未満」とで2階層に細分化し、現行の6階層から7階層とすることで、より所得に応じた負担とするものでございます。また、保育料につきましては、所得税課税世帯は500円引き上げ、所得税10万円以上の世帯は1,000円引き上げとして、最高額を、これまでの7千円から8千円に改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町立学童保育室設置条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

佐藤議員 質疑させていただきます。

まず、4年生まで受け入れを拡げられたこと、このことについては評価をいたします。 ただ、利用者の80%が保育料の値上げになる、このことについては疑問がございます。 値上げをせざるを得ない今回の値上げの理由、それが何か。それをお教えください。

それと、反対意見がございましたら、その保護者の背景や実情、それは十分に調査ができているかどうか、それもお教えください。就学援助の世帯にとっての値上げにはなっていないでしょうか。

それから、値上げの実施にあたり減免制度、これをより実態にあったもの、即応可能なもの、改めて十分に周知することを求めたいが、どうなっているでしょうか。

以上の点について、お願いをいたします。

教育こども部長 今回の条例改正に伴いまして、4年生の受け入れ拡充ということで、これまで非常に保護者の方から要望も強い項目でございました。先ほど提案説明させていただきましたように計画的な施設の整備に努めてまいりまして、何とか開設できるということで進めさせていただいておりますけども、4年生の拡充にあわせまして、保育料の改正ということで、保育料につきましては昭和57年以来、改正がございません。近隣の自治体と比較をいたしましても、低い金額になってございます。

この改正にあたりまして、保護者との懇談、あるいは保護者がアンケートをされた結果もございます。その中では、一定、保育料が上がっても4年生までの拡充というのはやってほしいという声が大きかったというのが、まず一つございます。ただ、保護者がアンケートされた中では、「金額にもよる」という条件もございますけども、その金額も踏まえて500円~1,000円の増額ということで、今回、改定をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

それと、今回の改正では所得税課税世帯以上の方に増額をお願いしておりまして、それ以下の方につきましては変更しておりませんので、これまでと同様ということで、一定の配慮をさせていただいております。

この学童保育料につきましては、特に減免制度というのは設けておりませんので、非 課税世帯については4千円という部分はございますけども、生活保護世帯、それから市 町村民税非課税世帯については無料ということでやらせていただいております。先ほど 減免という部分で、当然、天災であったり、災害という部分で一時的に非常な被害を受 けられたという場合には免除するということはいたしますけども、それ以外の減免制度 というのは設けてないということで、ご理解をいただきたいと思います。 就学援助の対象の方ということでございますけども、所得税3万円以上、非課税世帯の方もいらっしゃるので、一部就学援助の対象の方も中には負担をいただいている部分は当然ございますが、正確に所得を一人ひとり見たわけでございませんので、何人ということはありませんけども、対象については、その大半を占めているということではなくて、一部ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

田中議員 3点、質問ありますが、一つは来年度から、今まで小学校3年生までであったものを4年生までにするということで、何人ぐらい、その要望があるのか。教育子ども部が想定している人数、それが何人か、教えていただきたいと思います。それから、4年生、1学年を拡大することによって、年間の必要額、どれぐらいなのか。つまり、学童保育料を除いて、言ってみれば島本町の持ち出しがどれぐらいになるのか、それを教えてください。それが1点目です。

それから、先ほどお話しがありましたけれども、保育料の階層区分で、ここにはAと Bとは書いておられませんけれど、AからGまでありますけれども、それのいわゆる世帯数のパーセンテージ、Aが 5 %とか、Gが 5 %とか、そういうことをすでに試算されていると思いますので、そのパーセントをお示しください。

それと、現行のものと改正後の保育料の収入増ですね、それがどれだけになるのか。 それと同時に、先ほど申しましたように、その保育料を除いた、島本町の税の中でどれ だけの負担が生じるのか。その点についてもお示しください。

以上です。

教育こども部長 まず、4年生でどれぐらいの方が要望されているかということなんですが、対象者としては、これは保護者のアンケートの中からの数字になりますけども、228 人いらっしゃいまして、そのうちの大半の215人が希望されているということで、9割の方が利用を希望されているということでございます。

年間費用につきましては、4年生をやることによって、全体的な経常経費については 2千万程度増えるだろうというふうに見込んでおります。その中で、保育料で延長保育料も含めて900万ぐらいの収入増が見込めまして、あと国・府の運営補助というのがありますので、そこで700万円。町の一般財源ということで、持ち出しの部分で400万の負担増になるというふうに見込んでおります。

それから、各階層ごとの人数のパーセントですけども、現行のパーセントでいきますと、 $A \cdot B$ 階層、保育料を取ってない世帯ですね、そこが 11.5%ございます。それから、今の金額で4千円取っているのが 8.1%、そこが C階層になります。 D1、そこが 8.6%、それから今回新しく設けました E 階層ですね、そこが 20.7%、それから F 階層が 20.1%。 -番金額が高い <math>G 階層になりますが、 31% という分布になっております。

以上でございます。

(田中議員・自席から「値上げしたことでの保育料が下がる……」と発言)

伊集院議長 先ほど、答弁ありましたよ。

他に質疑ございませんか。

佐藤議員 先ほどの減免の件ですが、条例の中にきちっと規定がされていると思うのですが、「学童保育室設置条例」ですね、ここに減免の規定がございますが、「第7条 各号いずれかに該当するもので保育料を負担することが困難なものに対しては保育料を減免することができる」と。災害等によると、先ほどもおっしゃっていただいた、それの次に(2)で「その他、特に減免することが必要であると認めるもの」、そういうふうにございます。

保育料の減免申請ということで、その次に規定もございますが、この減免はどういう ふうに考えたらよろしいのでしょうか、先ほどのお答えによると。それは今、私はそれを 充実させて欲しいというふうにお訊きをしたわけですけれど、「ない」と答えられてし まったらどうしようもないので、その点はどうなのでしょうか。

それと、次、参考までにお伺いしたいのですが、島本町のおやつ代、これは幾らかかっているか。この点をお答えください。

教育こども部長 減免の点につきましては、先ほどちょっと説明が漏れていたと思います。 先ほど「天災」という言葉を申し上げたと思うんですけども、当然、リストラとか倒産 にあわれて収入が一時的に減ったという方については、適用をさせていただきます。そ れはこれまでと変わっておりませんでして、今回の改正で、特にここを拡大するという ところまでは考えてはございません。

それと、おやつ代でございますが、本町は保育料に含めておやつ代も、徴収していると言ったら変なんですが、保育料に含んでいるということで、大体、月額で言いますと1人当たり1,500円のおやつ代がかかっているということで、ご理解いただきたいと思います。

佐藤議員 減免についてはそういうことで、保育所であるみたいな第2子減免だとか、そういう減免の方法もあると思うので、そういう充実の点を、今回、値上げについては考えていただけないかということで、充実をお願いしたいと申し上げました。

それから、おやつ代ですが、いただいた資料では、おやつ代を保護者会でまかなっている、そういう学童保育室が他市では多いということがあります。島本町はおやつ代を含んだ保育料になっております。毎日のおやつが栄養面でも考えられたものが提供されているという、非常に積極的な面を持っております。こういう積極的な意義、これも資料でいただいた島本の『学保連ニュース』の中には、値上げ反対という方も中におられましたので、だからということではございませんけれども、積極的な意義もぜひ保護者の皆さんには伝えていただきたい、伝えるべきではないのかというふうにも思いますので、その点、いかがでしょうか。

教育こども部長 減免制度につきましては、今回のこの保育料の改定も、低所得者部分については現行どおりということで据え置きをさせていただいてます。その辺、一定配慮をさせていただいてますけども、今後、いろんな社会情勢の変化の中で、どうしても払えないような方が発生するようであれば、それはまた状況に応じて、きっちりと相談にも応じながら、減免制度自体を変えなければならないのであれば、またその時点で、そのことについては適切に対応していきたいと思っております。

それと、おやつ代については、今、議員からございましたように、他市では保護者、あるいは指導員が準備するというようなことをされてます。本町の場合は、子育て支援課に置いております管理栄養士のほうがおやつの準備をしているということで、毎月、『おやつだより』というのも出してまして、原材料も含めて、そういう表を保護者にお渡ししているというような、きめ細かな対応もやっておりますので、その点については、今、議員からございましたように、保護者にもこういうことをやっているということについては、他市とは違うんだということについてのPRについては、引き続きやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

河野議員 すいません、今、佐藤議員が申し上げたとおりのことですが、私も佐藤議員も、かつて学童や保育所で、保育料の値上げ反対とか下げてくれとか、いろいろ保護者会運動もやってきたということですけれども、実際に行政の出しておられる資料だけを見ていると、島本町は値上げして、ほかよりちょっと高くなるとかね。やっぱり保護者も忙しいですから、保育所保育料であれば主食の分も入っているんですよとか、そういうのは役員などをやっている中で、行政と交渉する場所において、保護者としてもいろいろ学習をしてきたという経験があります。

ですので、そういうところに関わらない保護者にとっては、おやつとは言いませんね、 学童保育指導員の方は補食とおっしゃいます。夜7時まで、あるいは5時半まで何もな しに過ごせるはずはないということと、茨木市の資料を見ておりますと、保護者が持参 するということになっておりますが、昨日も子どもの貧困の問題がありましたが、保護 者の持参になれば、保護者の経済状況がおやつにも現れるという意味では、みんなが同 じおやつを一緒に食べられるということと、それが管理栄養士の選定によっておやつを 調達しているということについては、たぶん、この近隣市町村の中では相当高い、そこ は水準を持っているということですね。それは、おっしゃるべきだと思いますし、それ を知ることによって保護者も安心するということですね。そういう安心感と信頼感を得 るという意味でのPRが、非常に不足していたのではないかというふうに思います。

その点については、保育料の値上げということを一定何らかの形で説明をされる場合に、そういったこともわかりやすく、文章及び口頭によって、様々な場所を捉えて相手に伝えていくということが不可欠であると私たちは思っております。

それともう1点は、先ほど佐藤議員も申し上げました保育料の減免条例です。確か2006年に、夜7時までの延長保育を大阪で2番目に手がけられた。当時、由岐(総合政策)部長が課長であったと記憶しておりますけども、当時も、延長保育をするにあたっては延長保育料を徴収するということになりましたので、私たちとしては、延長保育料にも減免要綱を適用せえということを申し上げまして、当時、この延長保育料にも減免要綱を適用するというふうにご回答されて、今でもそれは続けられているものと認識しております。

ですので、今のおやつとか、様々、管理栄養士などが体制を取っている。大山崎町も相当高度な学童保育ということは聞いておりますが、たぶん教育委員会に管理栄養士さんは配置されていないというふうに聞いております。島本町はそういう意味で、目に見えないところで質を図っているんだということが一つと、先ほど佐藤議員が言った年子さんがおられるとか、2人、3人、4人と……。

伊集院議長 質疑をお願いします。

- 河野議員 学童保育を利用される場合の多子減免なども含めて、これは条例改正によらない、島本町としての要綱として検討できる範囲だと考えておりますので、本来のこの条例改正には必要なしと思っております。そういうことは、やはり来年度に保育料値上げにあたり、反対された保護者の生活実態などを良く把握していただいて、この減免規定についても十分に、間違っても、減免は火災や水害にあったときだけしかありません、などということを窓口で言うことのないように、しっかりと減免制度についても周知を図り、充実を図っていただきたい。その点については、まだ検討の余地があるかと思われますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。
- **教育こども部長** 本町の学童保育の中身という部分については、まだまだ保護者は知らない方もいらっしゃると思いますので、その点についてはご指摘いただきましたように、 今後、機会あるごとに、その辺はお伝えするように努力をしていきたいと思っております。

減免制度につきましては、先ほど佐藤議員にもご説明を申し上げましたように、保護者のほうには丁寧に対応していきたいと思っておりますし、必要に応じて、その内容についても改正が必要であれば、今後、他の減免制度との整合性もありますけども、検討はしていきたいと思います。

以上です。

平野議員 人びとの4ということで資料請求させていただきました。保護者会が実施した アンケートというところで、概ね保護者会が、この4年生以降の保育実施について、先 ほどもおっしゃいましたけど、ここには4年生以降の保育実施についてアンケート調査 の数字は、「必要である」という数字は194と出ています。85%の方が希望しておられ るということは理解できましたし、保護者会連絡会として町に対して要望も出ておりま すが、7月14日付けで出ておりますが、要望1の第1番目に、4年生以降の保育の早期 実施をお願いしますということなので、現場からと言うか、保護者からの強い要望であ ったということは理解しますので、受け入れが実現するということについては非常に良 いことだと思っております。

ただ、施設面は一定整備がされるということで、受け入れできるであろうということはおっしゃっていました。ということは低学年、1年生から3年生まで入っている児童の方が、今後、待機になるということはないということですね。4年生が入ることによって、1年生から3年生の児童が待機になるということ、そういった状況は生じないというふうに思ってよろしいですか。

それから、指導員さんの確保というのは非常に問題だということは、先ほどの非常勤職員の報酬や臨時職員の賃金のところでも、ずいぶん現状は厳しいということについてはご答弁いただきましたので、状況はわかるんですけどね。この資料の8月23日保護者会連絡会要望に対する回答懇談ということの記録ですね、要点録の中で、例えば指導員が確保できなかった場合、4年生の受け入れは一時ストップになるのか、それとも全体でストップになるのか、という保護者会からの意見がありました。それに対して子育て支援課は、全体でなく、その学童について待機という形になるということだったんですけれども、ちょっと、このことの意味がよくわからないんですね。どういうことなのか。4年生でご希望された方、当然、入室基準というのがあると思うんですけど、それが優先順位があって、1クラスだけは確保できるけど――4年生は1クラスですよね。これ、意味がよくわからないので、行政のほうの回答の説明をお願いしたいというふうに思っております。

保育料に関しましてですけれど、できるだけ、それは値上げはしないほうがいいし、 負担が少ないほうがいいのは当然ですけれども、この保護者連絡会のご意見を聞いてい ますと、いろいろな要望に対して、実現により保育料が上がってもかまわないか、とい うところで、43%の方が「はい」、「いいえ」は7%、「金額による」が47%というこ とです。「いいえ」の7%を無視してはいけませんけれども、「金額による」と答えた 47%ですけれど、具体的に何か交渉というか協議をなさったのでしょうか。

以上です。

教育こども部長 4年生を実施することによって、今後、1年生から3年生の待機はないのか、ということでございます。今の見込みでは、1年生から3年生の待機なし+4年生の受け入れが可能な施設整備が整ってきたということで実施をさせていただきますので、現時点では、待機なしというふうにご理解いただきたいと思います。

ただ、今後、住宅開発もございますので、児童の増加によって、ちょっとどのようになるかというのは現時点ではなかなか見込めませんけども、今の現状と、今わかっている住宅開発の中では、何とか4年生まで対応していける施設整備が整うということでご

ざいます。

それから、職員の確保ということで、保護者との懇談会の中での質疑の中で、子育て支援課が答えている、指導員の確保ができなかった場合の4年生の受け入れのストップになるのかということですが、これは全体ではなく、その学童について待機ということになるということなので、四つの今、学童保育室がありますけども、すべての学童保育室で4年生ができないということではなくて、当然、努力はするんですけども、指導員が確保できなかった学童保育室については一部できない場合もある、という回答でございます。だから、すべて四つの学童足並みを揃えて、1ヵ所でできないからすべて4ヵ所ともやらないということではないということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、金額につきましては、特に個別に交渉というか協議はしておりません。「金額にもよる」というアンケートがございますけども、その辺、本来ですと、もう少し保育料を上げたいという気持ちは担当としてはございましたけども、そういったご意見もある中で、500円~1,000円ということで、今回、ご提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

平野議員 4年生の受け入れ体制が一定できているということなので、指導員確保には努力していただきたいというふうに思いますが、仮に、例えば第四学童では指導員さんが確保できなかった、だから4年生は受け入れません、そういう事態も出てくるかと思いますけども、そういった場合の対応というのは、やっぱり少し検討してもらっておいたほうがいいかも知れませんね。例えば、よその学童で受け入れるということも一つの方法、もちろん送迎とか移動という、一番心配ですけれど、そこら辺の安全確保ができるのかどうかということもありますので、できるだけ平等機会というんですか、保障してもらわないといけないかなと思いますけど、そういった検討もする必要があるのではないかなと思いますけど、再度、お尋ねします。

それから、保育料に関してですけれど、特に協議はされていないということですね。ですけど、保育料のアップということについては負担ということになりますので、丁寧な説明をされるというのが一番だと思います……(「質問して」と呼ぶ者あり)……。そこのところについて、これまで、議会の提案までにはされたというふうに考えてよろしいのですか。議会提案までには、この保育料の新たな改定案は保護者に示されたのでしたか。確認します。

それから、これは日7という「労働組合との協議の内容がわかるもの」のところですけれど、4年生が入っても、「異年齢ではなくて縦割りのままが良いと思う」というふうにお答えされてます。組合のほうもされていますし、確か、さっきの懇談会の要点録にも縦割りということだったと思うんですけど、4年生となるとね、やっぱり、ちょっと1年生から3年生までとは少し興味、関心だったり、遊びの内容も変わったりするかと

思うんですけど、少し4年生は、ずっと別にじゃなくって、やっぱり工夫して遊びを考えるとか、保育内容を考えるということも私は必要かというふうに思うんですね。やっぱり高学年になると、なかなか学童保育を利用したがらないというのがあると、よその自治体ですよ……(「議案と関係が」と呼ぶ者あり)……、そういったこともありますので、そういった保育プログラム内容も今後、現場と話し合いされる必要があるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

教育こども部長 児童の受け入れについては、そういう待機が発生しないように最大限の 努力をしていきたいと思いますし、万が一、そういう事態になるんであれば、いろんな 方法をまた考えたいというふうに思っております。

保育料につきましては丁寧な説明が要るんではないか、ということです。保護者会の会長のほうにはすでにご連絡をさせていただいてまして、この議案が可決いただきましたら、来年度の募集に向けまして、保護者の皆様には募集案内をまたさせていただきますので、その折りに周知をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、労働組合との協議の中で、確かに高学年になってきますと、これまでとは違う形での対応が必要になるということは、これまでも聞いておりまして、ただ、これまで3年生まで利用している子が引き続きということになると思いますので、その辺は指導員もよくわかった子ども達であるということと、あと学童にいてる子ども達には放課後子ども教室のほうにも参加をして、また学童に戻ってくるというような対応もしておりますし、あるいは放課後学習ということで宿題をしたりということもございますので、いろんな、これまで以上に利用できる、そういった事業もございますので、そういうのと組み合わせながら、保育については、また引き続き指導員のほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について、日本共産党会派を代表して 賛成の討論をいたします。

島本町は、参考資料につけていただいているように、おやつ代を含めての保育料となっています。昔、私の上の子ども達が「留守家庭児童会」と呼ばれていた学童保育室に通っていた頃、島本町は各学校に学童保育室を設置したものの、おやつは必要ないとの判断をしておりました。保護者会は、育ち盛りの子ども達にとっておやつは補食であり、

ぜひ必要なものと訴え、保護者会で購入して子ども達におやつを与えることを認めてもらい、近くのスーパーから毎日おやつを届けてもらい、毎月、保護者会で精算するということ、これをしていた時期がありました。そのことを思うと、今、栄養面も考えたおやつを町で出されている、このことは非常良い状態だというふうに考えております。

また、今回、保護者会から出されていた4年生の入室受け入れを始められる、このことも評価をいたします。

対象者の8割が値上げという今回の保育料値上げについては、しっかりと島本町の積極面も保護者に対して説明をし、丁寧な説明を行うとともに、兄弟入室、あるいは生活の変化に対応できるよう減免制度の充実を図ること、このことを強く求めて、賛成といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表 して賛成の討論を行います。

「子ども・子育て支援計画」の計画に基づいて、平成29年度から受け入れ学年を拡充されるものです。入室対象学年を小4までに拡充されます。それに伴う経常経費の増加が見込まれることにより保育料の見直しを行われますが、低所得者に配慮しつつ、保育料増となる階層も月額500円、あるいは1,000円増に見直しを止められていること。そして昭和57年に改正して以来、初めての見直しであること。さらに保護者から一定の理解を得られていると判断し、賛成するものです。

他市町に比べて、おやつ代が含まれていること。それにより栄養士の管理のもと、町が一括して購入して提供できていることは大変評価すべき点であり、そのことを利用者に周知、理解していただくこともまた重要な視点と考えています。いずれにしても、入室資格の拡充と保育料の見直しを行う本条例の一部改正について、反対するものではありません。

以上です。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員 第77号議案に関しまして、公明党を代表して賛成の討論を行います。

議会までの間、丁寧に議案説明をしていただきました。ありがとうございます。私たち公明党といたしましては、現在まで(昭和)57年以来、一度も値上げをされていなかったということに関しては、少し残念な気持ちは思っております。でも、今回、この議案に関しましては、学童保育室の入室を拡大され、小学校3年生までから小学校4年生まで引き上げられる。また、それに伴いまして保育料の額を一部引き上げる。このことに関しましては、大いに評価するものでございます。

しっかりと、保護者の方に丁寧なる説明をされて、トラブルのないように、しっかり

と、よろしくお願いしたいということを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第77号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時31分~午後3時50分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、第78号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第78号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第78号議案 朗読)

提案理由といたしましては、「介護保険法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うも のでございます。

平成 26 年 6 月に公布されました「改正介護保険法」におきまして、利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行いたしましたが、その地域密着型通所介護についての記録の保存年限につきまして、条例に定めるものでございます。

それでは、改正条文につきまして、第78号議案参考資料として添付させていただいて おります新旧対照表に基づきまして、ご説明申し上げます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を規定する第5条第2項中に、第36条第2項の「指定地域密着型通所介護事業者」及び第40条の15第2項の「指定療養通所介護事業者」を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日といたしております。

以上、簡単ではございますが、島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお

願いを申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について並びに第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定についての2件を、一括議題といたします。

なお、本案 2 件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集 会所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

議案書の79の1ページをお開きください。

提案理由につきましては、指定管理者の候補者として選定した団体を、指定管理者に 指定したいためでございます。

ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の管理運営に関する業務につきましては、 平成20年から指定管理者制度を導入しており、現行の指定期間が平成29年3月31日を もって満了するため、新たに平成29年4月から5年間の指定をするものでございます。 初めに、これまでの経過について、ご説明申し上げます。

まず、指定管理者の申請受付を、公募により本年7月11日から8月25日まで行いました。また申請者向け説明会や管理業務等に関する質問・回答も、この受付期間中に行いました。その結果、議案書の次に添付させていただいております議案参考資料の97

ページの資料7でお示しさせていただいておりますとおり、3社からの申請がありました。その後、10月に開かれた指定管理者選定委員会におきまして審査が行われ、審査結果につきましては、79ページの資料4の集計表において、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の総合得点が最も高かったことから、77ページの資料3の指定管理者選定委員会委員長の選定結果報告書のとおり、候補者として最もふさわしいものとの結果報告を受けました。

これを受けまして、本町では同社を候補者に選定いたしましたので、このたび指定に 関する議案を提出させていただいたものでございます。

次に、候補者に選定いたしましたシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の概要でございます。

同社は昭和 61 年に設立され、資本金は1千万円、従業員数は約 2,500 人、平成 27 年度の売上高は約 208 億円でございます。指定管理者の実績につきましては、本年8月現在で全国 119 施設の実績がございます。また本町におきましては、現在、ふれあいセンター等の指定管理者の共同事業体の構成団体となっております。

次に、指定管理者選定委員会における審査の概要についてでございます。

選定委員会につきましては、資料の83ページからの資料6の選定委員会の要点録に記載のとおり、2回開催されております。1回目は本年10月6日に開催され、今回、申請のあった3社の概要説明が行われました。2回目は10月13日に開催され、申請のあった3社からのプレゼンテーション及び質疑応答が行われ、81ページの資料5の選定基準表及び評価表に基づき、評価が行われました。

なお、審議内容等の詳細につきましては、要点録に記載のとおりでございます。

次に、1ページの資料1の「島本町ふれあいセンター等管理業務に関する基本協定書」 についてでございます。

本協定書は、管理業務の範囲、管理物件、指定管理期間、指定管理料などについて定めております。指定管理者の責務、<u>統括責</u>任者、受任者等からの誓約書の提出など、新たに加えた規定もございますが、現在の内容とおおむね同様でございます。

なお、基本協定書につきましては、第39条第1項に規定しておりますとおり仮協定書であり、本議会におきまして可決された場合には、指定管理者の指定をした日をもって本協定書となるものでございます。

次に、指定管理料についてでございます。基本協定書第20条第2項に規定しておりますとおり、5年間の指定管理料の額を5億8,890万円以内としております。また、主要業務経費の内訳を、資料75ページの資料2に添付させていただいております。

最後に、「ふれあいセンター等の適切な運営に向けた取り組みの方針について」でございます。

指定管理者とは、ふれあいセンターの受付業務及び施設設備の維持管理、また緑地公

園住宅集会所の受付業務について、利用者の皆様にこれまで以上に安全かつ快適にご利用いただけますよう、町と連絡会議を行い、必要に応じて指導を行うなど緊密な連携を図ってまいります。また、利用者の視点に立った運営がなされるよう、指定管理者にふれあいセンター運営協議会に参加していただくなど、利用者の皆様からも、十分にチェックがなされる体制を継続してまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご 審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第80号議案につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、指定管理者の候補者として指定した団体を、指定管理者 に指定したいためでございます。

やまぶき園につきましては、平成4年に公設民営の知的障害者通所施設として開設し、 社会福祉法人四天王寺福祉事業団に委託して運営を開始いたしました。その後、平成18 年度から指定管理者制度を導入し、現在に至っております。現行の指定管理期間が平成 29年3月31日を持って満了するため、新たに平成29年4月から2年間の指定を行うも のでございます。

初めに、本議案の提出に至るまでの概略についてでございます。

まず、指定管理者の申請受付を公募により9月に行ったところ、現指定管理者の1法人から応募がありました。その後、10月に指定管理者選定委員会を開催して審査を行い、同法人が指定管理者の候補としてふさわしいとの結果報告を受け、本町において社会福祉法人四天王寺福祉事業団を候補者に選定し、このたび、指定に関する議案を提出させていただいたものでございます。

次に、指定管理者選定委員会における審査の概要についてでございます。

選定委員会につきましては、参考資料ページ 21、参考資料 5 の選定委員会要点録に記載のとおり、2回、開催をいたしております。1回目は 10月6日に開催し、申請書類等の概要説明が行われました。2回目は 10月24日に開催され、申請法人からのプレゼンテーション及び質疑応答が行われ、参考資料ページ 19~20、参考資料 4 の選定基準及び評価表に基づき、評価が行われました。

なお、審議内容及び審査結果の詳細につきましては、参考資料5の要点録及び参考資料ページ16、参考資料2の審査結果報告、参考資料ページ18の参考資料3の審査集計表に記載のとおりでございます。

次に、資料1の基本協定書についてでございます。

本協定書につきましては、候補者としての選定後、四天王寺福祉事業団と本町との間で締結した次年度からの管理業務にかかる仮協定書であり、本議会におきまして可決された場合には、本協定書となるものでございます。

基本協定書は、管理業務の範囲、管理物件、指定管理期間、指定管理料などについて

定めております。基本的な内容は現行の協定書とほぼ同じとなっておりますが、主な変 更点といたしましては、2点ございます。

まず、第4条において、指定管理期間を平成29年度から30年度までの2年間といたしております。現行の第3期指定管理期間は平成26年度から28年度までの3年間でしたが、やまぶき園につきましては施設老朽化への対応と、障害者の地域生活支援の充実を図るため、やまぶき園の機能と地域生活支援機能をあわせ持つ新たな拠点施設の整備に向けた基本方針を策定し、整備事業を準備中であることから、新施設整備までの期間を踏まえ、2年間の設定としたものでございます。

また第 15 条に規定する管理に要する経費としては、各年度の指定管理委託料の年度当たりの上限額を 2,204 万円としております。現行の指定管理協定に基づく委託料は 2,354 万円でしたが、人件費加算の実績を踏まえ、150 万円を減額いたしております。

なお、当該指定管理委託料は 2,204 万円を上限として、毎年度協議して定め、その金額 及び支払い方法等の詳細については、別に締結する年度協定書に定めることといたして おります。また指定管理委託料については、資料 1 の 14 ページに記載する指定管理委託 料算定基準に基づき、毎年度、精算を行うことといたしております。

以上、簡単ではございますが、島本町立やまぶき園の指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

戸田議員 まず、第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について、幾つかの質問をさせていただきます。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が選定されました。同社が示された5年間の経費、会計見込み額は5億8,890万円でした。その他の2社は、それぞれ、どのような数字を提示されたのですか。ご説明ください。次に、選定審査の集計表において、「効率的運営及び効率化への取り組み」のポイントがシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社さんは108点と、その他の68、40と、大きく差があります。これはどういう要因によるものなのでしょうか。前に問うた経費見込額の差によるものなのですか。以上、選定についての質問です。

次に、公募のあり方について問います。5年前、指定したときの議案審査を振り返ってみますと、課題がいろいろございました。まず、職員待遇を確認するため賃金台帳の提出が必要なのではないか、労働時間や最低賃金の問題。適切な健康診断の実施とその実態の確認。あるいは光熱水費の規定等、年度末精算の課題など、多岐にわたる指摘が、様々な会派の議員からなされておりました。これについて、どのような改善がされたのか。前回の議論を踏まえて、今回の募集に際して改善された点と、その内容をご説明ください。

また、5年間に「地域防災計画」に基づき、避難所を複数回開いておられます。私は前回、防災のことを問うております。ですから、「地域防災計画」に基づいて避難所を開設された折り、その際、どのような連携を取られて協力体制ができたか。できたこと、できなかったこと、今後の課題について整理はできていますか。説明を求めます。

3点目は、期間中の前提条件の変化に関わって問います。募集の際には、やまぶき園がゲートボール場に移設・新設されることは、まだ確定していなかった、想定されていなかったと思われますが、現状の計画では5年間の指定期間となっております。この間に、管理すべきエリアに変更が生じることになると思います。これについては、どのように考えてよいのでしょうか。期間中に指定管理を委託する条件の変更が行われた場合について、その対応について、大きく認識を問いたいと思います。

最後、4点目。障害者雇用について問います。障害者雇用について法定率を満たしていると、しかしながら、ふれあいセンター内で働いておられるわけではない、法人としてクリアしておられると認識していますが、直営で島本町が運営していれば、ここは必ず課題になる点であり、一般雇用の受け入れ先としての積極的な取り組みを求めるものですが、これについて町の見解を問います。

以上です。

総務部長 多岐にわたるご質問をいただいております。順を追って、ご説明させていただきます。

まず1点目で、今回、3社の申し込みがあったということで、今回の候補者のシダックス大新東ヒューマンサービスは、先ほど議案の説明のとおりの金額でございます。それからあと他社でございますが、アクティオという会社、これは今回の候補者よりも、金額で言いますと4,853万5,413円高い金額でございます。それからあと株式会社ビケンテクノにつきましては、今回の候補者よりも1億829万7,542円高い金額でございます。続きまして、今回の選定審査にあたりまして集計表、資料で言いますと資料4になります。そのところで資料4、ページは79ページでございますが、そこの2というところが、業務を効率的に実施し、サービス等を総合的に提供できるものかどうかという部分の、おっしゃっているのは①のところで、「効率的運用及び効率化への取り組み」という部分でございます。

最終的に、金額のこともございますが、いわゆる受付のところで職員の配置、それから、職員の配置でも何時から何時までという部分で、やはりきめ細かく現状認識をして効率的に対応されているということで、高い点がついております。ただ、おっしゃっているのは、たぶん総務省通知のことを言われている部分があろうかとは思いますが、この配点を見ていただきましても、全体が900点、そのうち①、いわゆる「効率的運用及び効率化への取り組み」という部分は120点ということでございます。仮に、この120点のラインを全部0点とした場合でも、シダックス大新東ヒューマンサービスが勝って

いるというふうな、これは結果でございますけども、そういう状況でございます。

それから、5年前の募集の時点から、そのときもいろいろご議論いただいたと思うんですが、そのときとの変更点でございます。

まず、光熱水費と修繕料の経費を、今回、固定化して町が指示した金額を入れていただいております。前回の場合は、それはそれぞれの申請者が見積もってというふうな形になっていたんですが、一定金額の大きい部分もございますし、最終的には精算ということをしますので、その辺は固定化して、他の項目と比較しやすいようにしております。

また、天井や壁に備わっている照明、電球とか安定機、LEDの球とかいうふうな部分は、町負担といたしました。電気料は基本的に町が精算をするという形になるんですが、節電をすれば、毎年、精算をするので町の支出は抑制される形になるんですが、いわゆる球とか、そういった部分は、以前は消耗品というふうな形で業者に負担を願っていたんですが、業者のほうが、いわゆる経費の節減ということが先行しますと、最終的にはLED化、LED球は若干普通の電球よりも高いので、そういったものがなかなか進みにくいというふうなことから、そういう照明球、そういった部分は町が負担をするというふうに改めております。

それとあと、人件費については人件費の内訳表というのを、今回、求めております。 それから、障害者の雇用状況の報告書も、今回、求めております。それから、従業員の 健康診断を適正に実施するための、それをできるよう募集要項にそういうものを実施し なさい、というふうに明記をしております。それから、応募方法を記録に残るよう、郵便 でのみ受け付けをするといった部分の変更点がございます。

それから災害時のことで、指定管理者との協力体制ということのご質問だったと思うんですけども、過去の開設において特に問題となる事例は発生をしていないというふうに考えております。ただ、近年、防災の観点から、自主避難を促進するため、早めに危機管理のほうで避難所として開設している状況でございます。そのときには危機管理室から指定管理者、昼間は窓口、夜間は警備に連絡し、避難所を開設しているという状況で、その際、必要に応じて年長者座敷、一般座敷を避難所として設定をしております。

それから、今回、やまぶき園の――最終的にはどうなるかわかりませんが、やまぶき園がふれあいセンターのほうに来た場合に、その部分を一定占有するという形になるんですが、それにつきましては、もともと指定管理者とは年度協定書を別途締結する予定でございます。ですから、その年度協定書の中で、いわゆる経費の減というものが出てまいります。

それから、障害者の雇用についてでございます。今回、障害者の雇用状況の報告書を求めております。具体的には、法律に定まった内容でクリアをしているか、法定雇用率2%を満たしているかどうかというのを審査をさせていただいて、今回の申請者3社とも、2%を上回っているという状況でございます。

それと、ふれあいセンターそのものに障害者の方の雇用という部分でございますが、 この辺は、募集要項では会社として法定雇用率を満たしているかどうかということでの 書類の提出を求めておるだけでございまして、ご指摘の点につきましては、ふれあいセ ンターでの次期の指定管理者に、こういう要望があったという部分で、お話はさせてい ただきたいというふうには考えております。

私からは、以上です。

戸田議員 ほぼ答弁、漏れることなく、ご説明いただいたと思います。概ね理解しました。 1点だけ、この光熱水費を固定されたことによって、どのような効果が得られるのか。 ここのところを、ちょっと私、理解してたつもりがまたわからなくなったので、もう一 度、ご説明いただけたら、ありがたいです。

それから、もし、やまぶき園がふれあいセンターの敷地内に移ることになった場合、 前提条件が変わりますね、という質問に、健康福祉部長のほうから、もしご答弁があれ ば、いただきたいと思います。

次に、第80号議案 町立やまぶき園の指定管理者の指定について、質問します。

議案資料のページ14、ここに指定管理委託料算定基準というのが示されています。この基準額はどのように定めているか。前回より種別・項目を定めて基準額、すなわち上限を定めて示されたと認識しています。今回の表に示されたのは、町で基準を定めたものとのことだと思いますが、事務員の上限額を350万から200万に変更されたと認識しています。これは、事務費の上限額を実績に応じて200万とされたようですが、言い換えれば、年収200万円であることを上限として規定してしまうことになる。はたして、これが適正なのか、疑問に思うようになりました。実績に応じて、指定管理者制度が生む官製ワーキングプアと呼ばれる低所得での雇用実態を助長することになるのではないかと疑義を持つようになりました。キャリアのある人を正規で雇用すると、指定管理者の負担になるということになりませんか。ここがちょっと見逃せないと思ったので、説明を求めます。

総務部長 先ほどのご質問でございます。光熱水費をなぜ固定化したか、という。5年前は、光熱水費というのはそれぞれの申請者が見積もって、それでトータルを出してきていた。光熱水費というのは最終的には精算方式をとっているんですが、例えば、A社が100というのを入れてきて、B社が50というふうな形で提案してきた。そのトータルの数字というのは、今で言いますと50の差が出てくる。ただ、その50というふうに入れてきても、最終的に年度、年度で、いわゆる光熱水費と修繕料なんですが、それは町と精算をするので、あえて提案の中で低く出してこられると、トータル低くなってしまうので、単純比較ができないということで、光熱水費と修繕料、これは過去5年間の大体データを拾って作った数字なんですけども、それを入れて、後はそれぞれで積算をしていただくというふうなシステムを、今回は取っているということでございます。

以上です。

健康福祉部長 2点のお尋ねでございます。

まず、1点目でございますが、ふれあいセンターの敷地内で、やまぶき園の立て替え 移転の候補地にあがっている。その件についてどうや、ということですけども、その部 分については、あくまでもふれあいセンターの指定管理を所管する総務部で判断いただ けるものと考えております。

また、議案資料でつけております 14 ページの 7番、指定管理委託料算定基準で各種別においての金額を設定しておりますが、この金額の設定につきましては、賃金構造基本統計調査でありましたり町の臨時職員の単価、また町の職員の平均給与などを参考に町で上限額を定めているものでございますが、この額につきましては、あくまでも最終的に精算をさせていただく。前年度までの実績を見る限り、200 万円の範囲の中でも可能であるというふうに考えておりますし、必ず全額を支払うということで設定しているものではございません。

以上でございます。

戸田議員 光熱水費の固定化については、公平化・透明性、それから経費の節減効果を図れるものだということですね。そしてなおかつ節電効果、環境対策もできる。電球を島本町が負担することによって、LEDに替えていくというような努力も島本町側でできる。そういうふうな認識でよろしいですか。確認します。

そして、やまぶき園の年収200万円云々というので質問をしました、この基準の上限については、もう一度、同じご答弁をいただけますか。理解しかねましたので、最後にもう一度、説明をお願いします。

総務部長 電球のことでございますが、最終的には議員おっしゃるとおりでございまして、 経費を抑えるがゆえに業者まかせにしてますと、なかなかLED化も進まないという形 で、そういった部分は、うちでできるだけ推進をしていこうということで、別枠で町で負 担をするという形にしております。

以上です。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございます。指定管理委託料算定基準、事務員についてで ございますが、この額につきましては、あくまでも 200 万上限、そして、この 200 万を もって、全額を島本町でカバーするための額ということで設定したものではございませ ん。

以上でございます。

平井議員 1点だけ、ちょっと確認したいんですけども、島本町ふれあいセンター等指定 管理者選定審査集計表の中の「情報セキュリティ対策への取り組み」、これがほかのA 社、B社と比較しても低い点数であると。もう一つは、島本町立やまぶき園の指定管理 者選定審査集計表を見ましても、その「情報セキュリティ対策への取り組み」が、ほか

の得点に比べたら、やっぱり低い点数になっておるんですけども、やはり最近は民間企業なんかにおいても、大変、情報の漏洩というのは気を使っている部分がございます。

そういった意味で、やはり、この辺は最も重要視をしていく必要があると私は思っているんですけども、どういう基準で、ほかの事業者よりも低い点数になっているのか。 また、やまぶき園においてもほかの配点に比べたら低い点数になっておるんですけども、 ちょっと、その辺の説明いただけますか。

総務部長 まず、ふれあいセンターのほうの候補者の関係、セキュリティの関係でございますが、3社とも基本的にはpマークという、プライバシーのマークを取得されております。この資料の79ページの集計表上は、A社が45点、それからB社が42点、それからシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が40点というふうな開きはございますが、40点というのは「普通」という部分でございまして、ですから、40点の「普通」が特に問題かというふうには思っておりません。

また、シダックス大新東ヒューマンサービスにおきましても、年に1回、定期的に個 人情報に関する研修を受講されておりまして、本町も指導を徹底していく予定でござい ます。

以上です。

健康福祉部長 「情報セキュリティ対策への取り組み」についてでございますが、先ほど 平井議員からおっしゃっていただいてますように、やはり個人情報保護の観点からも非 常に重要な項目であるというふうに考えております。

やまぶき園としても、個人情報保護に関する指針というものを定めておられまして、また今回 41 点ということでございますが、6 人の委員で 41 点ということになりますと、B評価が 7 点、これが優れているという評価でございまして、そこの 6 人のうち 5 委員については「優れている」の評価をされているということなんで、特段低いということではないんですが、ただ、島本町としても指定管理としてお願いする以上は、個人情報の管理については徹底していただくよう、これからも強く求めていきたいと思います。以上でございます。

平井議員 今の答弁でも、両指定管理者も特に問題はないんだと。しかし、やはり、こういう情報セキュリティの問題は社会的にも影響が大きい問題でございますので、しっかりと今後、より向上するように両指定管理者に求めていっていただきたいというふうにお願いだけして、終わっておきたいと思います。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

外村議員 まず、選定委員会ですけども、やまぶき園もふれあいセンターも、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されると判断したから公開しなかった、というふうになってるわけですけど、具体的にどういった部分が「公正、円滑な審議を阻害する」と判断されたのか、回答いただきたい。

それと、ふれあいセンターのほうですけども、先ほど戸田議員が訊かれたときに、A 社、B社、ヒューマンシダックス、3社並べて金額のことを訊かれましたけども、この 資料2にある金額表に従ってA社もB社も出してたはずです。このA社とB社が資料2 に基づいて、シダックスの同じ項目でどういうふうな数字が出されたのか、私はぜひ知 りたい。そして、その中でどの部分がどれだけ違って、1億なんぼの違いとか4,500万と か、さっきありましたけども、どの部分がどれだけ違ってそうなったのか、私は全くわか らない。それをぜひお聞かせいただきたい。

それと採点表の中に、平井議員がおっしゃった3番目って、非常に重要な部分なのに一番低いと。これは私も懸念しておりますが、やはり、こういう業者を選ぶときというのは提示金額というのは大きなファクターになるわけですけども、その金額を評価する項目というのはどこに含まれているのか。これがないので、わからないし。

もう一つは、先ほど「効率的運営及び効率化への取り組み」が非常に際立ってヒューマンさんが高いと。これは今すでにやっているところだからよくわかるし、そういう点数になったんだと私、思いますんで、やはり3社を並べて競争させるということは、新しい業者にするということも、大きな、いわゆる競争させるという意味ですので、どうもこの点が、何かちょっと偏ったような見方になっているなということで、公平な採点がされたというふうに思いにくい部分がありますので、ここら辺、もうちょっと、これだけ差があったのはなぜかというのを、もう一度教えていただきたい。

取りあえず以上、それをお聞かせください。以上です。

総合政策部長 1点目のご質問に、ご答弁申し上げます。

選定委員会の非公開理由でございますが、要点録にも記載のとおり、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないため」という理由で非公開といたしているものでございますが、この選定委員会につきましては、事業提案関係書類として、参加申出書、企画提案書、事業の推進体制であるとか見積書、スケジュール、そして法人の資格に関する書類として会社概要、組織図、財務諸表、事業実績などなど、こういった書類が提出され、それに基づき審査をいたします。

今回、資料4で、ふれあいセンターの指定管理者の選定集計表にも、選定をお願いするシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社については事業者名を公開いたしておりますが、それ以外についてはA社、B社ということで伏せています。審査委員会では、A社、B社も実名で出てくるという部分もございますので、非公開とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

総務部長 ご質問、3点あったと思うんですが、ちょっと前後して、お答えはさせていた だくことになりますので、よろしくお願いいたします。

まず、金額が反映されている項目はどこなのか、という部分のご質問です。79ページ

の資料4で申し上げますと、2の①、そこが金額に反映しているところでございます。 また、その受付業務の配置とか時間とか、そういった人員の効率性とかというのも、こ の①のほうに入っております。

受付業務とか、そういった部分は現行やっている指定管理のほうが有利ではないかというふうなことでございますが、他の2社についても、事前にふれあいセンターを見学しに来て、受付業務の体制、それから時間的な割り振りというのを見ております。それは、私も審査委員会の委員でございますが、いわゆる職員配置、それからシフト制の中身という部分も、若干、私も質問させていただいたときに、あらかじめ見てますという形で、確認をしております。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 2点目のご質問で、3社、今回、応募していただきましたシダック ス大新東ヒューマンサービス株式会社以外2社について、この支出の内訳がどのように なっているか、というふうなお尋ねだったかと思います。

今回、募集にあたりまして、資料2でお示しさせていただいています人件費、需用費等々につきましては、「このような表で作成をしてください」というような募集の仕方はいたしておりません。先ほど来ご答弁させていただいてますとおり、光熱水費・修繕料につきましては固定費を積算していただくよう求めております。また募集要項、そして、その仕様書におきまして、必要な人数等々はお示しさせていただいた中で、ふれあいセンターの今回管理運営に対して履行していただける金額を提案していただいている、そのような状況でございます。

よって、人件費、需用費、役務費等々で差があるんですけども、それぞれ人件費の中で、外部に委託するものは委託のほうに計上されている業者もございまして、トータル金額、先ほど来総務部長がご答弁させていただきましたアクティオ株式会社につきましては総額が約6億3,700万、ビケンテクノにつきましては総額約6億9,700万というような形になっております。

以上でございます。

外村議員 当然、6億にも達する金額ですから、A社もB社も内訳があったと思うんですけども、それをぜひ見せて欲しかったということで、それがわからないと、総額で出されたみたいな回答では納得しないんですけども、もう一度明確にA社が幾らですか、A社、B社、ちゃんと教えてください。そんな、アバウトみたいなこと言わんと。要するに、ヒューマンの1億1,778万に対するA社、B社の総額が幾らだったか、もう一回、明確に教えてください。

それと、人件費がヒューマンさん、4,600 万が 5,200 万に上がっている。この理由は どういうふうに聞かれているのか、聞いておられたら、教えてください。

委託料というのは、これはたぶん、ヒューマンさんが受けて、さらにそこの下請けでい

ろいろ委託されると思うんですけども、具体的に 2,500 万もの、年間あるわけですから、 どんなものを委託するということになっていて、そうなっているのか、その委託料の中 身についてお示しください。

以上。

総務・債権管理課長 3点のご質問だったと思います。

1点目の内訳につきましては、募集段階でいただいております。順にお示しさせていただきますと、人件費につきましては、アクティオ株式会社が約2億3千万、5年間でございます。株式会社ビケンテクノにつきましては、人件費が約2億2千万。シダックスは、記載のとおりでございます。次に需用費につきましては、アクティオ株式会社が約1,200万、株式会社ビケンテクノにつきましては650万。役務費につきまして、アクティオ株式会社が約400万、株式会社ビケンテクノが約1,400万。委託料につきましては、アクティオ株式会社が約1億1,100万、株式会社ビケンテクノが約2億1,100万。使用料及び賃借料につきましては、アクティオ株式会社及び株式会社ビケンテクノにつきましては、0円として計上されております。光熱水費・修繕料につきましては固定費ですので、同額でございます。最終その他経費としましては、アクティオ株式会社が約5,400万、株式会社ビケンテクノが1,200万となっております。合計につきましては、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

次に2点目の、資料2の人件費で、27年度実績が4,600万に対しまして、次期の指定管理、単年度が5,200万の増額の要因でございますけども、この辺りは最低賃金等の上昇、そして今回、指定管理者の統括責任者を正社員――これは引き続き同様でございますが、そういった募集段階の仕様に基づき、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社のほうが積算されている金額でございますので、各社員の方の個々の賃金につきましては把握いたしておりません。

次に3点目の、委託料にどのようなものがあるかについてのご質問でございますが、 委託料につきましては、屋外及びのり面の除草、清掃等。また設備・機器等の保守点検、 またピアノなどの機器等の定期点検、そういった委託業務の積算になっております。 以上でございます。

外村議員 各社、バラツキがあり過ぎて、何がなにやらよくわからんのですけども、これは、やっぱり募集するときにある程度、こういう項目がこういうところに入るとかなかったら、例えば委託料、今見たらビケンテクノは2億1千万、シダックスが1億2,500万、バラツキがあり過ぎて、ほんとに正しい見積もり比較ができたのかなという懸念を持ってしまうわけですけども、これでちゃんとした公正な比較ができて、高額な108点も獲得したというふうになっているのか、ちょっとわからないんですけど、その辺の感触はどうなんでしょうか。

総務・債権管理課長 再度のご質問でございます。今回、先ほど議員のほうが例えを出さ

れました委託料につきまして、大きな差がございます。先ほど、私がご答弁させていただきましたのは各業者の方が提案していただいた金額でございますが、例えば清掃業務につきましては、株式会社ビケンテクノのほうが委託料として計上されておる。一方、アクティオ株式会社及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社におかれましては、清掃業務を人件費のほうに計上されている。そのような違いで、大きな差が生まれております。

いずれにしましても、比較がしにくいというふうなご指摘につきましては、5年後にはなりますけども、課題の一つとして改善すべき点として、させていただきます。

以上でございます。

伊集院議長 暫時休憩いたします。

(午後4時48分~午後4時48分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

田中議員 先ほどの外村議員の質問と関連があるんですけれども、今回、ふれあいセンターの管理者の選定にあたって、決め手は、この表から一目瞭然わかるように、2番目の「業務を効率的に実施し、サービス等を総合的に提供できるもの」であると。この①番目、「効率的運営及び効率化への取り組み」ということで、ほかのいわゆるA社、B社、それからシダックス、そこのところを、ほかの項目いろいろありますけれども、それ以外は大きな差がないんですよね。

選定した決め手というのが、先ほど申しましたように2の①「効率的運営及び効率化への取り組み」ということには誰も異論はないと思うんですけれども、その背景には、やっぱりシダックスが過去に、長年にわたってふれあいセンターを管理していたという有利性があったと思うんですけれども、その有利性を考慮、ほかの2社に対して、もちろん有利性があるんですけれども、可能性として、過去にA社、B社がやっておれば、同じような高い点が得られたかも知れないと思うんですけれども、3社を土俵の上に上げたときに、シダックスの過去の経験の優位さを是正するような、そういう発想はなかったのかどうか。そこの辺りを、ちょっと訊きたいんですけれどもね。

当然、5年間やっておれば、いろいろの勝手知りたる何とかと言いますので、いろんな経費の削減ができると思うんですけれども、そのことによって、勝手知りたるところで安い値段でやれるということで採用されたのか。あとのA社、B社の可能性がなかったのか。その辺りの選定の雰囲気というか決定のプロセスがわかれば、そしてそのことに決定したことによって、我々が納得できるということであればそれでいいとは思うんですけれども。その選定の過程、そこの辺りをちょっと聞かせて欲しいんですよ。我々はブラックボックスに入っておるものだからわからないので、そこを聞かせてください。それだけです。

総務部長 選定の過程ということでございますが、基本的には、現指定管理者の実績という部分を加味する項目はございません。それとあと、79ページの資料の4でございますけども、いわゆる経費の部分というのが配点は高くなってますが、全体が900点という部分で、その中での配点でございますので、先ほど他の議員にも申し上げましたように、この120点の項目が0であったとしても、今回の候補者が上回っているというふうに、結果、なっております。

それと、有利・不利という部分でございますが、アクティオ株式会社につきましては、全国で127施設の指定管理を運営しております。また株式会社ビケンテクノは、これは少ないんですけども、ほとんどビル管理の会社なので、指定管理というのは17施設という形で、どことも経験という部分で、よそでも指定管理を請け負っているという部分の実績がございますので、そういったノウハウというのも蓄積しているというふうには考えておりますので、現在の指定管理者が特に有利であるというふうな、条件的に有利であるという部分ではないというふうに考えております。

以上です。

伊集院議長 お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日 12 月 15 日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日 12 月 15 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後4時54分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

清水議員 若山台調整池について

- 平野議員 1. 新名神高速トンネル工事残士受入れに係る災害防止・環境保全について
 - 2. 税額通知書に勝手にマイナンバーを記載しないことを求める
 - 3. 戦争遺跡である「楠公・桜井駅跡」の「日本遺産」申請について

平 井 議 員 マンション建設等の住宅開発が島本町に与える影響について

- 第71号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第72号議案 大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第73号議案 島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について
- 第74号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について
- 第75号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第76号議案 島本町税条例等の一部改正について
- 第77号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第78号議案 島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 について
- 第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定 について
- 第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について

平成28年

島本町議会12月定例会議会議録

第 3 号

平成28年12月15日(木)

島本町議会12月定例会議 会議録(第3号)

年 月 日 平成28年12月15日(木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平 井	均 2番	: 関	重 勝	3番	外村	敏 一
4番	田中	修 5番	: 村上	毅	6番	清 水	貞 治
7番	岡 田 初	惠 8番	計 川嶋	玲 子	9番	戸田	靖子
10番	平野 かお	る 111	伊集院	春美	12番	野 村	行 良
13番	河 野 恵	子 14番	佐 藤	和 子			

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町	Ť	川口	裕	教 育 長	岡本	克己	総 合 政 策 部 長	由 岐	英
総務部身	Ē	柴山	則文	健康福祉	岡本	泰三	都市創造部 長	名越	誠治
上下水道部	重	水木	正也	消防長	近藤	治彦	教育こども 部 長	北河	浩紀
会計管理者	∠ .∃	永 田	暢	都市創造部 次 長	安藤	鎌吾	教育こども部 次 長	川畑	幸也
総合政策部人 事 課 县		多田	昌人	総務 総務・債権 管理課長	三 代	剛	総務部財政課長	中嶋	友典
健康福祉部 福 祉 推 追 課 - 長	É	根本	康也	健康福祉部 保 険 年 金 課 長	杣木	利徳			

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 妹藤 博美 書 記 村田 健一 書 記 小東 義明

議事日程第3号

平成28年12月15日(木)午前10時開議

日程第1 第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管 理者の指定について

第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について

日程第2 第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)

第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第3 第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

日程第4 第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第5 第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について並びに第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定についての2件を一括議題とし、昨日の議事を継続いたします。

それでは、昨日に引き続き、質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。

佐藤議員 町立やまぶき園の指定管理について、お訊きをいたします。

町立指定管理の知的障がい者の通所授産施設として、この3年間に、前回の3年間の 指定管理の期間に、工夫、拡充されてきた点がございましたでしょうか。

健康福祉部長 それでは、指定管理期間中の拡充についてでございます。

平成26年度から特定相談支援事業を実施するとともに、利用者ニーズの高いプログラムといたしまして、OT指導、プール、ミュージックケアの開催回数を大幅に拡充してまいったところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 四天王寺社会福祉事業団の中での町立やまぶき園、この位置づけはどのようなものでしょうか。多くのノウハウを持った事業団の中でのやまぶき園ということです。この3年間も工夫・拡充された点、今、お聞きをいたしましたが、もう少し島本町立施設として、ほかではできない、2千万を超す加算も入っていることからも、特定相談など、やまぶき園の利用者のみでなく、ほかからの相談にも取り組んでいただけたらというふうにも思います。

民設民営の事業者募集、ここに、2年後のこの民設民営の事業者募集に四天王寺福祉事業団が応募するとすれば、そのときには――これは決まってはおりませんが、もし、そういうことがあるとすれば、そのときには一般相談支援事業、ショートステイ、これをやまぶき園の利用者以外の町の障がい者、これを受け入れて実施をすることになります。あと2年の間に、この事業団にその覚悟があるのでしょうか。また、同じ事業者にやってもらったほうがいいと願っている保護者の方の声もございます。こういう保護者への啓発、理解……(「議案と関係ない」と呼ぶ者あり)……、これを得ることも必要なのではないでしょうか。

伊集院議長 議案内で、よろしくお願いいたします。

健康福祉部長 やまぶき園の、現在、指定管理をしております四天王寺福祉事業団でございますが、特定相談において計画を策定しておりますが、それも全体の4割ぐらいを、

このやまぶき園のほうでやっております。そのようなことからも、知的障害者通所施設として町内最大の資源でありまして、町でも、その機能を果たすべく位置づけ、重度障害者などの受け入れも多数行っております。また一方、相談機能については、先ほど言いました特定相談以外は実施しておりませんが、町内の最大の資源として認知もされておりますので、この2年間も、これまで同様、その使命を持って指定管理を引き受けていただけるものと考えております。

以上でございます。

佐藤議員 このやまぶき園ですが、通われている保護者の方から、慣れた職員が代わって しまって、転勤が多くて困るというような話も聞きます。あるいは、給食に冷凍食品が 出されているというふうなことも聞きました。なぜ、頻繁に転勤が行われるのか。また、 給食に栄養士さんがきちっと位置づけられていないという、こういうことが関係してい るのか。町のほうで掴んでおられますでしょうか。

健康福祉部長 園職員の経験年数でございます。

園職員の経験年数、法人としての経験年数としては、もう10年を超えておられますし、 やまぶき園での勤務年数につきましても5年以上超えておられると。管理者については 20年を超えておられるということで、私どもとしては、当然、大きな法人ですから、島 本町の内部でも異動があるように異動はございますので、その辺は、異動があったとし ても、その中で適切に対応していただいているものと考えております。

そして、昨年度の園のアンケートで、給食についてアンケートを取っておりますが、その中でも、「とてもおいしい」「おいしい」という評価をいただいているのが、約95%ほどいただいている状況でございますので、冷凍食品が出ている・出ていない、その部分については私どもから何ら指定しているものではなく、その中で対応していただいている中で、このような園利用者の声があがっているということは、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます

平野議員 ふれあいセンターの、まず、指定について問います。

5年間の指定期間で選定された、「大新東」という表現にしますけど、大新東の指定管理料については明記されているのでわかりました。ほかの2社の指定管理料について、昨日のご答弁では、大新東の指定管理料に対して幾ら多いとか、幾ら少ないとか、そういう形でのお示しをされたと思いますけど、今回漏れた2社についての指定管理料、提案された指定管理料をお示しください。増減ではなくて、そのままお示しください。それから、それは評価項目の配点と、指定管理料の配分というんですか、どんな扱いにされていたのでしょうか。たまたま評価項目配点が高かったので、大新東が優位にあるということはわかりましたけれども、評価項目と、提案される指定管理料とはどういう評価でのバランスになっていたのでしょうか、ということです。

それから、そもそも、このふれあいセンターは「地方自治法」の第 244 条に定められる公の施設ということになりますけれども、今度の指定される大新東は、これまでの5年間と同じ指定管理者ですので、過去の5年間の実績がどうだったかということも踏まえてお尋ねしますが、この公の施設、「地方自治法」の定めのある目的を、きちんと果たしてこられなかったのかということも、一定、総括しておかなければならないと思います。

具体的には、ふれあいセンター運営協議会要点録の中に、ちょっと気になる点がありまして、28年7月26日という運営協議会の記録ですけれど、2ページのところに質疑応答ということが書かれていて、平成27年度のNo.1——これは要望苦情の書類だと思いますけど、No.1の内容。それに対して委員さんが質疑されていて、「『検閲』の言葉が要望・苦情で使用されることになった原因」「要望・苦情をいただいた当時、ギャラリーでの展示物が公共施設にそぐわないとの意見を、ほかの要望・苦情でいただいた背景があり、できる範囲内で展示物を指定管理者で事前に確認しようとしていた。その際に」、要望・苦情を出された団体がという意味でしょうね、「『検閲』という言葉を使用された。現在は、そのような事前確認を行っていない」ということが書かれていますが、詳細、そのNo.1の内容の詳細をお示しいただきたいと思います。

それから、選定委員会の要点録について読ませていただきました。公募した場合の「情報公開の基準」というのが変えられましたので、ずいぶん、今回の要点録もオープンにはなっていると思いますけど、さらなる内容の、やっぱり選定過程の公開を求めたいと思います。

それについては、門真市の事例を参考にさせていただいたものですが、門真市はいわゆる公民館、文化会館、市民プラザなどの指定管理候補者選定について、これは第1回の会議録を入手しましたところ、非常に詳細に会議録が公開されています。ホームページで、私もプリントアウトしました。そこには、どのような形で評価するかということについても、きちんと委員さんで議論しておられます。それから、それぞれの業者名もすべてオープンに書かれています。かなり詳細な、提出書類も例えば賃金台帳に代わるようなもの、それから就業規則や給与規定等の写し、契約書の案、特に働いている人たちの労働条件に関わるということですけれど、そういった書類もすべて出していただいているということです。ですから、こういった内容もきちんと書類としては出されていたのでしょうか。要点録ではわかりません。要点録も、この門真市のレベルぐらいの会議録、全文記録にして、もっと詳細に公開をされるという必要があるかと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、エレベーターの事故というか、故障ですね、あったということですね。これについて記録が載っていました、これは報告書ですかね。業者が出している報告書、10月の報告書の中に、10月27日にふれあいセンターの指定管理者統括責任者が町に提

出されている書類の中に、「10月11日にエレベーターが故障し、6名の利用者が閉じ込められる状況となりました」ということが書かれているのですけれども、当然、指定管理者としては保守点検を万全にやっておられるとは思いますが、その点はどうだったのでしょうか、ということをお聞かせいただきたいと思います。

また、統括管理者について資料を提出していただきましたところ、非常に交代が多かったですね。6名ぐらいの方でしたか、従事されてきたと思います、この間。なぜ、こういう統括責任者がこのように交代が多いのかということについて、お聞かせください。それから、「やまぶき園の指定管理者の指定について」ですけれど、ずいぶん議論がありましたので、あまり多くは問うことはないんですけれど、やはり今回も公募されましたけど、1社であったということですけどね。前回の募集の要項と今回の募集要項と、何か工夫はされましたでしょうか。つまり、多くの法人が応募していただけるような工夫はされましたでしょうか。

それから、人件費内訳表というのを提出いただきました。これは請求としては「四天 王寺福祉事業団の就業規則及び給与規定、職員の労働条件を確認するための書類と賃金 台帳」というのを、私たち人びとの歩みは請求しましたけども、こういうものとしては 存在しないのでということで、人件費内訳表の提出をしていただいたところです。

これは現在の指定管理者ですから、実態と乖離があるのかないのかということについては、ちょっと、よくわからないのですけれど、選定委員会ですね、10月6日のやまぶき園の指定管理者選定委員会の26ページのところに、委員さんが「資料5の人件費内訳表には――先ほどの人件費内訳表ですね――雇用人数20人と書いてありますが、資料18の組織体制図の人数と合致しない理由を教えていただけますでしょうか」という質問をされてますので、この資料18というのが私たちはわからないので、どういった質問だったのか、何か乖離があるのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

総務部長 多岐にわたるご質問いただいておりますので、答弁が前後になるかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

まず、今回の申請者 3 社の指定管理料でございますが、大新東のほうにつきましては、もう、すでにご答弁させていただいているところでございます。それからアクティオ株式会社でございますが、5 年間で 6 億 3, 743 万 5, 413 円でございます。大新東よりも、4, 853 万 5, 413 円高いという形です。それから続きまして、株式会社ビケンテクノでございますが、5 年間の総額で 6 億 9, 719 万 7, 542 円でございます。大新東と比べて 1 億 829 万 7, 542 円高い、という見積もり提示額でございます。

それから、選定審査にあたっての集計表を導くうえで、この価格の比較といいますか、こういうものがどこで評価されているかという部分では、議案参考資料でお付けさせていただいております81ページの資料5の「島本町ふれあいセンター等指定管理者選定基準表」というところの2の①の前段、「評価の視点」というところの前段、施設管理方

針と管理にかかる収支計画から、「経費の削減が効果的に行われ」というふうな部分、そういうところに該当いたします。ただ後段で、効率的な運営が可能かどうかというのを評価するという部分で、この項目では価格だけではなくて、金額に導くときに職員配置とか、いわゆる直で職員を配置するか委託をするか、そういった効率性も加味しておりますので、そういうところから言いますと、この金額だけに着目して、その数字だけに着目して、必ずしも評価をしているわけではございません。ただ、結果としては数字に現れてくるというものでございます。

それから、現指定管理者でございますが、そちらのほうの統括責任者が過去に短期間で代わったということでございますが、具体的な理由というのは、個人的な理由というふうに聞いております。ただ、本町といたしましても、施設の最高責任者として短期間で代わることというのは必ずしも良いとは思いません。施設の運営上、継続してあたっていただく必要がございますので、その辺も十分に、今回、指定の議案にご可決いただきましたら、業者のほうに改めて指導していきたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

総務・債権管理課長 平野議員の3点目の、ふれあいセンター運営協議会の「検閲」という言葉に関するご質問でございます。

この件につきましては、平成27年度に、ふれあいセンター4階ギャラリーコーナーでの展示物の問題におきまして、当事者の方とお話をさせていただいております。この要望・苦情の中身でいただいた日付としては、28年3月1日でございますけども、当時、当事者のほうと話し合いをしている最中ということもございまして、その他に、今度、1階の青少年コーナーのほうの利用の申請が、その際にございました。その内容について、本町のほうでは当初、基準のほう、何かしらを設けて運営をしていくというふうな考えのもと進めておりましたけども、その間に、ふれあいセンターの指定管理者のほうでそういった内容、どういった展示物をされるかという内容を教えていただけるか、というふうな問い合わせをさせていただいた。そのことに対して当事者のほうが、現在、島本町の役場のほうとお話をさせていただいておる中では、基準を設けようと思っておりますけども、その後、条例、規則等に則って管理していくんだという話を受けていると。多少食い違いがあるというふうなことから、事前に展示内容を確認するということは検閲にならないように気をつけてください、というふうなお声をいただいております。

ふれあいセンターの運営協議会の中で、この要望・苦情等については、すべて委員の 方々にお示しをさせていただいておりまして、その中で、普段見られない「検閲」とい う言葉を見られまして、どういった内容であったのかというのは説明を求められました。 私、今、ご答弁させていただいた内容をご説明させていただきまして、運営協議会のと きには、先ほど申し上げた条例・規則等に則って、これまでどおり適切に運営していく というふうな趣旨と、その条例と規則の該当箇所を委員の方にお示しをさせていただい た、そのようなものでございます。

次に、5点目でございます。エレベーターの件でございます。

10月11日、お昼の13時15分頃にエレベーターが故障し、停止いたしました。6名の利用者の方が中に閉じ込められる、というふうな状況でございました。すぐに指定管理者のほうがメンテのほうの会社に連絡しまして、13時50分頃に利用者の方をエレベーターの中から出していただいております。幸い怪我人等もなく、事故等もなかったんですけれども、このエレベーターにつきましては、その数週間前、9月23日に定期点検、これは月1点検をしておるわけでございますが、その際については、運行良好ということで報告を受けております。

しかしながら、今回、原因と思われる箇所については、すぐさま、その日に修理のほうをしていただいたわけでございますが、平成8年から建っているふれあいセンターの施設の大きな設備、エレベーターの一つですから、今後、こういうようなことが起こりえる可能性はございます。ですので、これまで同様、適切な月1回の定期点検に加えまして、監視のほうは引き続き強化してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

総合政策部長 選定委員会の審査会会議録など、情報公開に関わるお尋ねでございますが、 門真市の事例をお示しいただきました。

審査会の情報公開につきましては、これまで議会の議論も踏まえまして、本年6月に「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」というものを設けさせていただきまして、審査過程の透明性や信頼性が高められたと考えております。門真市の事例も含みまして、今後も他団体の状況については調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 やまぶき園の指定管理について、2点、ご質問いただきました。

まず、1点目でございます。今回の募集については、9月1日から広報・ホームページで募集要項を配布、ホームページにアップして募集をかけまして、申請受付としては9月15日・27日というやり方のもとで、今回は広報とホームページで募集をさせていただいたところでございます。

私どもといたしましても、できる限り多くの事業者に参入いただいて、その中での選考という希望はございますが、ただ、福祉施設の管理業務は豊富な専門知識に加え、利用者との関係性の構築、支援のノウハウの蓄積等が大変重要でございます。また、それらを備えたマンパワーを多数確保する必要があり、規模の大きな法人であっても、新たな参入が難しいという状況がございます。この状況は、本町に限らず、他自治体でも同様でございます。

また、今回の指定管理協定については、町が新たに整備する拠点施設までの間という

ことで、これまでの3年より短い、2年という期間にいたしましたことも、応募事業者が1者になった理由になったのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。もう1点は、担当課長のほうからご答弁させていただきます。

福祉推進課長 先ほどお尋ねの、選定委員会要点録におきまして、人件費内訳表と組織体制図の人数が合致しない理由というのが、要点録に記載されていた件についてでございます。

こちら、要点録にも記載されていますように、人件費内訳表といいますものは、新たな指定管理期間、2年間の予定という形で法人のほうから出されたものでございます。一方、組織体制図につきましては現時点、ということは平成28年度の状況を表したものでございます。その差異が、まずございますことと、あと具体的には人数の差異は1人多い、組織体制図の現時点のほうが多い。人件費内訳表が20人、一方組織体制図、現時点のほうが21人ということでございますけども、こちらの違う部分といいますのが、作業療法士でございまして、組織体制図、現時点におきましては、作業療法士は2人という形で書かれております。ただ、こちらのほうは2人が担当として登録というか、おるんですけれども、実際の作業療法士プログラムにおいては1人が行うということで、交代で行っているという状況がございます。

そうしたことも踏まえて、新たな指定管理期間の人件費内訳表においては1人分、1 人ということで記載されたものと理解しております。

以上でございます。

平野議員 やまぶき園の人件費内訳表の点から再質問しますが、そうしましたら、今後の 2年間の人件費の中で作業療法士は、実質は2人で行われる。ですが、賃金としては交代 だから1人分というふうに計上されていると考える、ということですか。

それから、公募が1者しかなかったということの理由は理解できないわけではありませんので、それは特に再質問はいたしません。

それから、ふれあいセンターのほうの指定ですけれど、もちろん、私も指定管理料だけを見て、この指定管理者の指定をするという、そこにだけ、いわゆる効率的運営だけにあんまり目が行くと良くないなと思っているんです。というのは、結局、指定管理料が低いということは人件費に関わってきますから――大きく関わると思っているんですね。ですから、あんまり低賃金の職員を配置するというようなことに、ひいてはならないようにというふうに思いますので。ただ、どんなバランスになっているのかということを少し確認しておきたかったということですので、この点は再質問はしません。

それから、統括責任者ですけれどね。実質は6回、代わっておられる。人数としては 5人ということですけれど、わりあい、この指定管理者を指定してすぐに、数ヵ月で代 わられたということを非常に記憶しております。やっぱり一定の目的を持った施設です から、住民福祉の向上ということの目的を持った施設です。年間14万人も利用するとい うところですので、統括責任者の方にはほんとに責任持って、この施設を管理していただきたい。また、指導監督をしていただきたいというふうに思っているところです。この点については、ちゃんと指定管理者のほうには伝えるということですけれども、何かきちんと明記したものが必要ではないでしょうか。明文化する必要はないのでしょうか、協定の中に。

それから、ふれあいセンター運営協議会の要点録の「検閲」という表現のところで、詳しい内容について、ご説明いただいたところです。昨年も問題になった4階のギャラリーの使用の件と関わるかも知れませんけれど、指定管理者が事前に展示を見せてくれというのは、明らかに憲法の検閲に関わるということで、これは団体が指摘されたものだと思います。私もほんとにそういうふうに思うんですけどね。同様のことが2件ぐらい起こっているわけですから、町としては、そのことをきっちりと総括しておられますけど、指定管理者としては、この問題、昨年のギャラリーの展示の問題、それから、この新たな青少年コーナーの展示の検閲の問題について、指定管理者はちゃんと、そのことの問題の認識とかを持っておられるのか、総括されているのか。それはどういう形で、何か明文化されたものがあるのかどうか、確認されたものがあるのかということをお示しください。

それから、門真市の事例をあげました。非常に詳細な内容の選定委員会の会議録です。あらゆる、経理の面とか、労働者の労働条件に関わることで、それぞれ公認会計士、社会保険労務士とかね、それからまた大学の先生とかが関わっておられるようですけれども、そういったこともきちんと名前を出して、肩書きと名前を出して記録されています。この要点録を見てもね、どういう方が選定しているのかというのが全くわかりません。いわゆる姓だけが書かれていますよね、難波委員、山内委員、この方々がどういった方かというのは、町内の方はわかるんですけれども、やっぱりきちんと明記して、肩書きですかね、どんなことに精通しておられるのかがわかるような形で記録は書くという必要があります。だからこそ専門的に、公平に公正に審議したんだということがわかるのではないかと思っているんですね。少なくともそういうことは、次の選定のときは、ほかの施設も関わるかも知れませんけれど、明記していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

それから、今回のふれあいセンターの指定管理者に応募されたアクティオ、それから ビケンテクノというところも、この門真市には入っておられて、あらゆる施設の応募を されているのかなというふうに思ったりしたんですけどね。非常に、この記録を見ても細 かく財務の状況なども記録されているんですね。例えば、「ビケンテクノは様々な事業 に参入され、借り入れも多いです。その大半は不動産やグルーブ会社への出資、貸付金 に支出されています」……。

伊集院議長 質疑をお願いします。

平野議員 はい。そのような表現とか、「アクティオは借り入れがほとんどなく地道に経営されている。有価証券がただ多いです。取引の株式を買われているのか運用されているのかといった印象を受けます。」、こういう形で、財務状況でも非常に細かく見ていただいているわけですよ。しかしながら、今回のふれあいセンターの選定委員会の記録を見ると、申しわけないけど、そういった記録は全くありませんよね。ちゃんと財務状況なども見ていただいたんでしょうか。その辺り、お聞かせください。財務状況なども意見があったりとか審査も十分されたけれども、記録にないのか。その辺がよくわからないのですけれど、それとも財務の視点でちゃんと審査されたのかということも、比較して思いましたので、お訊きします。

健康福祉部長 作業療法士についての再度のお尋ねでございます。

人件費内訳表につきましては未来に向かって、平成29年度以降、29年、30年の指定管理期間での人件費の内訳表ということでございまして、ここで1人と書いておりますのは、1人で行い得る業務という意味合いでの1人と規定されているものでございます。その業務を現状では2人で分割して業務にあたられているということで、2人と記載されているものでございまして、平成29年度以降、ここで1人で行い得る業務をどのように分割されるかというのは、また29年度以降に指定管理者のほうで決定されるものと考えております。

以上でございます。

総務・債権管理課長 1点目のご質問でございます。統括責任者の方が、これまでの間、何度か代わられております。その点について、我々としましても統括責任者のポジションについては重要なポジションであるというふうに認識いたしております。

協定書の中で、資料1で付けさせていただいておりますが、協定書の第7条としまして、統括責任者の事項を定めております。その中で7条の3項としまして「統括責任者は管理業務を統括し、所属職員を指揮監督する」と、この規定を、今回、新たに設けさせていただいております。設けた理由としましては、先ほど申し上げましたポジション、ふれあいセンターの指定管理のトップとして指揮監督していただくというふうな意味を込めて、このように記載をいたしております……(平野議員・自席から「何条に」と発言)……。7条で……。

伊集院議長 個別でのやりとりは、やめてくださいね。

総務・債権管理課長 続きまして、2点目のギャラリーの件でございます。

書面で、指定管理者とこの件について何かやりとりを、というふうなことでございましたが、書面でのやりとりはいたしておりません。しかしながら、本件につきましては何度も当事者とお話をさせていただき、指定管理者も同席をさせていただいたというふうな経過もございます。その中で、先ほどご答弁させていただきましたとおり、ふれあいセンターにおける展示につきましては、ふれあいセンターの条例・規則に基づいて適

切に運営していくというふうな共通認識は強く持っております。

平野議員ご指摘のとおり、ふれあいセンターにつきましては公共施設でありますので、これまで以上に、公共施設であるという意識、また連携等を密にして、適切な管理運営に努めてまいりたい。そしてまた、そのあたり、必要に応じて適切に指導監督もしていきたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 審査過程の資料等の情報公開についての、再度のお尋ねでございます。

先ほども申し上げましたとおり、資料の情報公開につきましては、先進事例を今後も 調査・研究してまいりたいと考えております。

それから、難波委員と山内委員の肩書きということでございました。山内委員につきましては大学教授の方でございまして、難波委員につきましては税理士、行政書士、そして社会保険労務士の資格をお持ちの方でございます。

以上でございます。

平野議員 選定委員の肩書きというか、おっしゃったけど、「大学教授」と言われてもね、何に精通している大学教授かわからないんですよ。ですから、正式名称、どこどこの大学の教授で何が専門かということを、きちんとお示しください。

今回は、やまぶき園とふれあいセンターが同じ選定委員になっているということについてね、私は実を言うと少し、疑問とまで言いませんけれど、やはり、それぞれ施設目的が違うわけですから、それぞれの施設に精通した委員を置くべきではないかというふうに思っているんです。それはちょっと、やまぶき園にも関わるかも知れません。障がい者福祉ということに精通した方を入れるという必要があったのではないかというふうに思っております。

それから、選定委員会の審査の仕方、それから要点録の、会議録の作成の方法、それから公開の方法ということについては他市の事例をということですので、ぜひ、これは、また十分な調査・研究をして改善していただきたいと思います。これは要望に止めます。 ふれあいセンターの、いわゆる正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないというような「自治法」の規定や、憲法の表現の自由など、または検閲に関わる規定とか、条例・規則にもちろん沿って行っていただくということもそうですけど、上位法の「地方自治法」、それからまたその上位法である憲法というものを十分認識していただいて、この公の施設の管理にあたっていただきたい。これは重々、指定管理者に伝えていただきたいというふうに思っています。一応、見解をお訊きいたします。

以上、よろしくお願いします。

総合政策部長 山内委員の肩書きについての、再度のお尋ねでございます。大阪商業大学 の経済学部の教授をされておりまして、地方財政論や社会保障論が専門分野でございま す。かつ福祉経済論などを担当科目とされておられます。こういうことから、経済学と 福祉分野の双方の知識をお持ちであり、委員としては適任であるというふうに判断をい たしております。

以上でございます。

総務部長 今回のふれあいセンター等の指定管理にあたりましては、今回のご指摘の点、いわゆる法令遵守ということでございますが、法令遵守も含めまして、また今回、種々ご議論の中で個人情報の取り扱い、障害者雇用、そういった部分も含めまして、新たな指定管理者と、しっかりと協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

河野議員 79号、80号、二つにわたって質問させていただきます。

もう、かなりたくさん質問が出ておりますので、重複している部分は避けますが、まず、「島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定について」ということで、昨日、戸田議員のほうからも指摘がありました。指定管理の期間内において、やまぶき園が、民営化するかどうかは別として拠点施設としての移転、ふれあいセンターの敷地内での建設ということが一定見えてきている中で、その点について問われておりました。

私も、その点について、特に基本協定書の中での警備の点ですね。9時に正面駐車場の閉門や施錠をするとか、そういった業務においては詳細について説明がなされているのかという点が1点と、この点は健康福祉部に関わりますが、たぶん10月31日、私たちは「やまぶき園の移転建替え及び地域生活支援拠点の整備に関する基本方針(素案)」というのを、すべての議員、会派に10月末、11月にわたって説明が行われ、その後、障害者施策推進協議会での議論を経て、方針(案)ではなく、すでに方針として決定されているのではないかというふうに思いますが、その点の行政事務的な手続き的には、今、どういうことになっているのか。そのことが方針として決定なさっているのであれば、これも早晩、指定管理者にその旨を説明して協定書を巻くという作業が急がれるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。説明を求めます。

それから、今の駐車場、警備の問題ですが、やまぶき園では、この指定管理期間の2年間の間に、相当、100%近い可能性としてショートステイを実施されるということで、私も現職にいるときに、やはりショートステイというのは緊急一時保護の要素もありますから、急に保護者が倒れたり、いろんな事故があって、障がい者が一人きりになるということで、関係する職員、あるいは町の職員が駆けつけて、その人をタクシーに乗せて、夜中の2時であっても早朝であっても、その施設へ送り届けるというような業務が発生することがあります。それは、往々にしてあります。そういうことについて、このやまぶき園がふれあいセンターの敷地内に存在することになるということについては、駐車場、車両の進入については想定されたうえで……。

伊集院議長 指定管理者の指定についての質問で、よろしくお願いいたします。

河野議員 されておられるのでしょうか。指定管理の期間内の、この契約内容として問うております。

それから、利用者の視点から、2点の質問です。

ケリヤホールは、今、住民ホールが廃止されたことによって相当な利用が増えている、取り合いになっているということは聞いておりますが、一方で機能回復訓練室など、まだまだ備品もほとんど使われていないデッドゾーンが存在すると。これが民間活力の導入、指定管理者制度導入によって改善されているかというと、なかなか、それも改善されていない。昨日、田中議員のほうからも新たな法人の参入の可能性を拡大するために、従前から指定管理を受けている業者のほうが当然情報も持っているし、スキルも持っているから、高い点を得るという可能性はあるので、こういうデッドゾーンも活かすとか、あるいはもっと貸し館業務だけではなく、ケリヤホールや貸室を利用した優良の事業を行うとか、そういう提案事業、新規参入する際に提案事業というものも付加して募集をして選定をする。そういう意味で、このふれあいセンターを最大限に、最少の経費で最大の効果をあげるというようなことを求めるということが必要ではないのかと思います。その点について、今回はこういうことは行われておりませんが、次期以降の指定管理者の指定においては、やはり新規参入、競争性の原理、それを推奨する立場ではありませんが、やるのであれば、そういうことをしっかりやるべきではないかと思いますが、いかがですか。

あとは、大新東の職員体制です。先ほど平野議員もおっしゃいましたし、人8の資料を拝見しておりますと、残念ながら、男性の統括責任者が最大2年しか続いていない。5年間の契約であるにも関わらず、2年か2ヵ月ということしかないというのはね、正直申し上げて人事の面からも、指定管理料の有効活用という点からも、これだけトップがコロコロ代わるということは、結局は配置された後、現場の職員から仕事の説明を受け、本人もそのことを熟知してするのに費やされて、すぐ辞めていくということでは、実質的には統括管理者の存在というものはどういうことになるのか。先ほどまでの答弁では、私はちょっと納得ができません。

「ふれあいセンター条例」でも、「所長他職員を置く」としか書いておりません。しかし、所長というのは絶対に要るというものですから、必ず大事な職員ですが、実質的には統括管理者としての体をなさないというね。この女性の場合も、私が把握している範囲では、統括管理者が辞めてしまったために代行的な役割を果たしておられて、むしろ統括代行、統括管理者としては最大2年しか続いていないということは、本来であれば、これはチェックされるべきテーマであります。

人事の面からも、大新東としての課題としてどのように議論され、解決を図られよう としているのか答弁を求めます…… (「具体的にどんな問題が起きてるねん」と呼ぶ者 あり) ……。おかしいでしょって、言っている。人がコロコロ辞めてたらおかしいですよ、不採算ですよ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 答弁を。

河野議員 今、村上議員から「どんな問題が起きてるねん」という不規則発言がありましたけどね。議員としてあるまじき発言ですよ。統括責任者が5年間続けられないということが……。

伊集院議長 すいません、河野議員……。

河野議員 議長、注意する人を間違ってます。注意する相手が間違ってます。

伊集院議長 質問をしてください。

河野議員 公正に注意してください。

伊集院議長 周りの不規則発言に意見に反応しないで、質疑を続行してください。

河野議員 違います、不規則発言がなってない。

伊集院議長 質疑を続行なのか、答弁を待つのか、どちらかでお願いいたします。

河野議員 それで何の問題があったか、そういう不規則発言がね……。

伊集院議長 暫時休憩いたします。

(午前10時51分~午前11時01分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

皆様、ご静粛に、よろしくお願いいたします。

質疑の続行をさせていただきます。

河野議員 1問目ですね、1問目の質問を続行いたします。

統括管理者の問題は、何か問題が起こったからといって質問しているわけではなく、トップになる、これだけの高額な指定管理料を払う、14万人利用する施設の長である人が最大2年しか続かないという、このことについて、当然組織的な、あるいは町の委託内容についての課題があろうと考えておりますので、その点は、やはり、この指定管理期間の中でこれだけを繰り返してきたということでは、大新東のほうとしても人選の課題があると思われますが、その点について、十分に検証や協議はなさっておられるのでしょうか。内容をお示しください。

やまぶき園の指定管理者の指定について、質疑をいたします。

前回の指定管理者の指定について私たち会派は賛成をしており、当時、「障害者自立 支援法」の移行を国が骨格提言をまだ遂行していない中で、圧倒的多くの障がい者施設 が運営に困難を余儀なくされているということがあるということで言えば、やまぶき園 の抱えている問題は、四天王寺福祉事業団だけの問題ではないということも申し上げて おります。

しかしながら、先ほど申し上げました拠点施設として変容を遂げていくということが、

もう視野に入ってきております。そういう意味で言うと、今後の2年間は非常に重要になってくると。先ほど特定相談事業について他の団体、他の法人よりも実績をお持ちであるということは、請求した資料、日本共産党の「特定相談について実績のわかるもの」、13番についても確認をしておりますし、町内のほかの福祉法人との件数の比較においても群を抜いているということは十分に認めております。その点の努力は認めるものですが、そこにはやはり町の独自の、町立施設としての約2,300万の加算金という、そういった財源手当があるということを加味して評価をしなければいけません。

さらに、3年後には拠点施設になるということを考えますと、本来は、この特定相談事業は、自分の施設に通ってきている対象者を相手にするものではありません。その施設以外の利用者に視野を向けて、その人達の福祉のために働くための事業であると聞いております。ただ、1件当たりの単価が十分ではないということも様々な法人から聞いておりますので、特定相談事業の任務を全うするのも困難であると。しかしながら、やまぶき園は加算金をもらっている法人が運営しているということと、2年後以降、拠点施設としていよいよ一般相談支援事業などを担うということを考えますと、今後の2年間の指定管理の期間に、特定相談事業の中でしっかりと、通所している人以外の人たちを視野に入れた仕事をしていただかなければ、これは利用している保護者の中にも、まだまだ誤解があるように私は思っています。例えば、ショートステイをやるということになって、一般相談支援をやるという話があるという話をしますと、今でも職員の人数は足りていない、そんな手があるなら40人の利用者のために手を回して欲しい、これが利用する保護者の正直な気持ちです。

しかし、本来は拠点施設としては、それではいけません。そういう意味では、今後の2年間、利用者だけを視野に入れた仕事で終えられてもらうと、拠点施設への移行がスムーズにいかなくなるという危険があります。移行した後いなや、保護者からは苦情が殺到する……(「質問しいや」と呼ぶ者あり)……ということになりますので、この指定管理期間2年間において、四天王寺福祉事業団とは、その点について厳しい話し合いというか、厳しい使命を持っていただくということが必要だと思われますが、その点については認識しておられ、実行しておられますか。答弁を求めます。

また、この加算金について、町立であり基幹施設であるという名目において許されてきた加算金であります。また、他市町村においては非常にこの点は、厳しい障害者施策の中で、島本町は非常に手厚くやっているという評価も得られていますが、これはあくまで町立施設であるということが前提であります。この点について、加算金についての評価、今後、民営化する、あるいは拠点化するにあたって、四天王寺福祉事業団から何らかの要望や意見が出されておられますでしょうか。残念ながら、障害者施策推進協議会では、やまぶき園の関係者から、保護者以外からは一切発言が聞かれませんので、その点についてが非常に懸念しております。答弁を求めます。

それから、賃金台帳の点ですが、今の賃金の一覧表を、人びとの新しい歩みの会派の請求によって拝見をいたしました。もちろん、施設長が23年も、この施設で勤めておられるということは非常に貴重な経験であり、保護者からの安心も得ておられるということは十分にわかっておりますが、はたして、これが、賃金の支払い行為が正当に行われているのか、労働条件、あるいは時間外労働などに不当性がないのかということについて、島本町は大阪府の監査のときに同行していると聞いておりますので、大阪府の監査に同行されている範囲内において、賃金支払いや不当な労働行為、あるいは障がい者に対応する内容について問題はなかったのか。把握している内容をお示しください。答弁を求めます。

総務部長 それでは、順次、ご答弁をさせていただきます。

まず、ふれあいセンターのほうのことでございますが、やまぶき園が今後、ふれあいセンターのほうの敷地、ブロックは分かれますけども、敷地に入ってくることについて指定管理者に、今回の申請者に事前に話をしているかという部分については、しておりません。今後、指定をいただけましたら年度協定を結びますので、その年度協定の中で協議をしていく、というふうな流れになってまいります。

それから、新たな指定にあたって新規参入の業者がというふうなお話もありますけども、それぞれの今回の3社でも、自主的な事業というのをする意思は、ある程度は見受けられます。ただ、本町におきましては、今回の募集要項に定めた項目だけしか求めておりません。

これまでも、今回の募集にあたって調査・研究をしてきてたんですけども、例えば〇〇ホールというふうなところであれば、自主的なコンサートとか、そういったものはやりやすいです。ただ、本町の場合は複合施設でございますので、そういった部分での余地というのは非常に少ないようで、次の5年後にかけての部分については、引き続き、ちょっと調査・研究をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、統括責任者のことでございますが、確かに現在の指定管理者の過去5年間を見る限り、短期間で代わっている部分も見られます。最長でも41ヵ月というふうなことで、最短では2ヵ月。2ヵ月は、その前任者が辞められた関係で、次の方が来られるまでの間2ヵ月、暫定的におられたという形で、そういった過渡期の部分がございます。 先ほど申し上げましたように、本町といたしましても、短期間に代わられるというのは良いとは決して思っておりません。継続的な運営をしていただくうえでは、やはり、できるだけ長く在籍していただくというのが良いというふうに、当然、思っております。

今回の募集にあたりましては、統括責任者を1名、それから副統括責任者を1名以上、それから運営スタッフ責任者を2名以上、それぞれ正社員として配置すること、という形で要綱のほうには定めておりますが、何年間継続して配置しなさい、というふうなことまではうたっておりません。最終的には、ご指定をいただけた折りには、再度、新た

な指定管理者と協議もしてまいりたいとともに、毎月、指定管理者と町とは連絡会議を 開催しております。そのときには総務・債権管理課と、それから現場の職員、それから 指定管理者の三者が集まりまして問題点の共有なりをしておりますので、そういったと ころで、そういう事象がないような形で、いろんな協議をやっていきたいというふうに は考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 それでは、やまぶき園指定管理について、河野議員から数点のお尋ねでご ざいます。

まず1点目、ショートステイ利用時の緊急搬送が生じた際の対応等につきましては、 今現在、今後の拠点施設については別敷地として整備を予定しておりますので、拠点施 設側での対応となると考えております。

また、もう1点は特定相談として、今現在、やまぶき園が利用者のみの対応ということでございますが、これは町内に特定相談事業所5ヵ所ございますが、今現時点では、その5ヵ所ともプランについては利用者のみの対応となっております。ただ、利用者以外の計画も策定していっていただかなければなりませんので、やまぶき園については、この28年10月現在で、ほぼ利用者はすべて計画策定終わられてますので、当然のことながら、他の利用者についても策定していただけるように、こちらからも働きかけていきたいと考えております。

また、加算金について四天王寺等からの要望ということですが、直接はお聞きしておりません。

また、労働条件等の大阪府の実地指導についてでございますが、島本町、ここ数年は 実地指導ございません。実地指導があったのが、おそらくですが、4~5年前になろう かなというふうに考えておりますが、その際には町職員が同行いたしまして行っており ますが、その際、労働条件等については法令に基づいて実施がなされていると確認をい たしております。

以上でございます。

河野議員 2問目の質問をさせていただきます。

やまぶき園のほうから再質問いたしますけれども、やはり町立施設でありますので、 それと町立施設であり基幹的な役割を果たすと。そういう意味では、先ほど部長も答弁 なさったように、近年、重度重複、あるいは身体障がいをお持ちになる方の利用を積極 的に受け入れて、作業療法、PT、理学療法なども回数を重ねて、在宅生活を可能にす るような支援をされているということはね、過去にも評価をしております。

ただ、特定相談事業の実績において、ほかの作業所と比較するのはいかがなものかと。 財政基盤が全く違います。ここに町がやはり基幹施設として高度な、また困難な障がい 者を受け入れることをしていただくために、2,300 万という名目で加算をしてるわけで すから、やはり、ほかの法人の施設よりも先を行っていただかなくてはいけない。それと2年後には、この加算金は廃止されるというのが前提ですから、民営化されれば、やまぶき園だけ特別に加算金を出すということにはいきません。それはやはり、ほかの法人にも同様の加算金制度を設けるということがなければ、その点は民営化した意味もなくなるということにもなりますので、その点は現場では皆さん、ご存じのことですが、そういう意味で今後2年間の間に、特定相談事業でしっかりと拠点になるべく、通っている人たち以外の、あるいは過去に通っていたけども、通えなくなって在宅になっておられる40代、50代の方はたくさんおられますので、そういった方にも巡回をするとか、自立に向かってケアをするとか、あるいは精神疾患、身体障がいのみの方にもケースワークをするということを手がけていかなければ、3年後の民営化というのは現実的ではありません。

まず、保護者の方にも、そういう施設になるのはどういうことなのかということを知っていただく必要があると思います。通っている人たちだけのほうを向いている施設ではなく、町全体の障がい者の拠点となるべき施設としての、保護者会としては、そこを行政も、施設指導員にも啓発をしていただいて、そのうえで必要であれば町としての加算制度を作るというような議論もしていかなければ、今の保護者会の要望の段階を見ておりますと、民営化にしても職員は1人増やして欲しいという要望が出ているわけですから、そういう意味で、拠点施設、基幹施設としての認識を現法人にも持っていただいて、実践として形で見せていただかなくては、移行は難しいと思っております。町立として存在するのであれば、まだ大丈夫ですけども、その点を私は大変懸念しております。よろしくお願いいたします。その点、いかがでしょうか。

そういう意味では、民間活力の導入ということの鳴り物入りで指定管理をしているわけですから、そこはやはり厳しくやっていただきたいですし、四天王寺福祉事業団は、ほかの島本町以外の施設では実績をお持ちであるわけですから、島本町だけできないということはないと思います。その点が、過去から島本がやってこなかった指導であると。加算金は大きいけれども、内容についての指導が不十分であったと。近年は、そこを改善をされていると思いますけども、いよいよ拠点施設となるべく、向こう2年間について町としての覚悟については、そして四天王寺についても、その点の覚悟はあるんでしょうか。答弁を求めます。今までどおりでいいということは絶対にありません。

あとは、ふれあいセンターですけども、今、部長が、統括管理者は正規職員であるというふうに位置づけているにも関わらず、何年勤めて欲しいというとこまで規定していないとおっしゃいましたが、それで正規職員と言えるのでしょうか。もちろん、半年契約の臨時職員でも一生懸命頑張ってくださってます、正規と変わらず。ただ、島本町としての人事の問題、公務員としての水準ですね。やはり、これだけ代わるということは働く条件、あるいは大新東としての人員配置、あるいは職員養成、募集のあり方という

ことですね。先ほど3年半のことをおっしゃいましたけど、これはあくまで、今も続けておられる職員の方が一時的に統括管理者を担われただけであって、今もそれは現場で、一線で働いていただいております。ですので、その3年余りというのは実績にはならないと私は思っています。本来の統括管理者として任命された方が、やはり指定管理期間を全うできるような環境整備等、大新東の認識をやはり変えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。やっぱり島本町がぶれていては、民間活力の導入どころか、非正規雇用とか不安定雇用を助長させるというようなことになりかねません。答弁を求めます。

健康福祉部長 やまぶき園の指定管理について、再度のお尋ねでございます。

基本方針は策定いたしまして、基本方針について四天王寺、やまぶき園のほうには説明に行っておりますので、本町の拠点施設という考えについては十分お伝えをしておりますので、ご理解いただいているものと考えております。

また指定管理料、今現在 2,354 万円ですかね、を上限として支出をしております。お金は出すけれども、指導が島本町はできてへんのと違うか、というお言葉をいただきましたが、私どもはそうとは考えておりません。当然、いろんな面で重度の受け入れをお願いして、重度も受け入れていただいてますし、先ほどご質問ありましたようにプログラムの拡充についても、この指定管理期間中に相当拡充をしていただいてます。また特定相談についても、今後は園外にも拡充していくように指示もしておりますし、そのことを十分認識いただいて、やっていただけるものと思っております。

また、今後、拠点整備に向けて四天王寺に覚悟はあるのかということでございますが、 これはあくまでも、次、四天王寺が受けるとは限っておりません。あくまでも広く公募 をするということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターのほうのご質問でございます。

統括責任者が正職であるということでございますが、ふれあいセンターで雇用しているわけではございません。正職員というのは、指定管理者のほうの正職員ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、何回か代わられた部分の2ヵ月ほど、運営スタッフの責任者が統括責任者となっていたと。これは先ほど申し上げましたように、前任者が短期間で辞められた関係で、暫定的に2ヵ月、運営スタッフ責任者が統括になっております。その運営スタッフ責任者も指定管理者のほうの正職員という形でございまして、本町におきましては、統括責任者1名を正職員で置く、というふうなことで指示をしております。

いずれにいたしましても、ご指摘のとおり、何回も申し上げますが、短期間に代わっていくというのは決していいことではないというふうには思っております。その辺も含めまして、できるだけ住民福祉に支障がないように、新たな指定管理者にも留意してい

ただくよう申し入れていきたいというふうに考えております。 以上でございます。

河野議員 もう同じことになりますけれども、やっぱり、やまぶき園がこういった資料にも出されています加算金制度、ほかの市町村にはない、国や府では担保してもらえない、そういう加算金を設けたうえで、過去、この3年間やってこられたということで言うと、諸手をあげて評価するということにはね、そうなると、今後の見通しが立たなくなるわけですね。

その点を、たぶん保護者とか、あるいはやまぶき園以外の福祉関係者、皆さん、よくご存じで、はたして民営化した場合に、加算金というのは当然なくなると。今までと同等、それ以上の業務ができるのかということは、関係者、皆さん、ほとんどの方々が心配はされておられます。もちろん利用している保護者も、その点はわかっておられると思いますが、しかしながら、もう1名、職員を増員して欲しいという要望を出されているということのうえで、残念ながら四天王寺福祉事業団のほうからそういう要望が全く出ないということがね、今後、この島本町の拠点施設、基幹施設として、長い期間、島本町の障がい者福祉を守っていくという、そういう気概を持っておられるのかという点ではね、応募されるかわからないなんてことをおっしゃいましたけども、本来は、やはり経験の蓄積によって、より深い、高い仕事ができると私は思っておりますので、あるいは加算金などがなくてもやっていけるという能力をお持ちであると、やっていけるのだということが四天王寺において検証されているのか、ということですね。

この加算金制度がなくても、PTやOTを採用したり、重度重複の人を入所させたり、特定相談事業も基幹施設として利用者以外にも対応できるんだということが四天王寺において確信がない場合は、これはできないということになりますね。その辺が、島本町の障がい者福祉の水準としてどうなのかということが、今後のこの2年間の指定期間の間の仕事に関わってくると私は思っております。今までできなかったこと、急に2年間でできるものではありませんけれども、そういうことを目指すのかということと目指さないのは大違いであるということです。答弁を求めます。

その点については、これは部長なのか町長なのか。やはり長年、町立と言いながら民間委託をしてきた施設として抜け落ちてきた点があったと。過去にも言いましたが、基幹的な施設の役割を果たすということとか、あるいは通所、就労支援B、生活介護事業以外の付帯事業を一切、やまぶき園はしてこなかった。ほかの小さい小規模事業所ではやっておられるにも関わらずやってこなかったということが、今後、2年間、3年間の間に大きな仇になりかねないと私は思っております。で、加算金もなくなると。2,300万というのは相当な金額ですので、その点は民営化するという方向を出されるのであれば、そこはしっかりと、今の担っておられる四天王寺さんの実際の声とか、正直な思いとかね、聞いておく必要があるのではないでしょうか。その点が、今、議会には全く見えま

せんので、意思が見えない、四天王寺さんの意思も見えない。保護者会の意見は聞いて おりますが。

やはり平成の4年からやっておられる法人が、そういうことについて意見がないというのは、非常に不安を感じております。その点について、町はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

あとは、ふれあいセンターについては、統括管理者が短期間で交代されるからって、 先ほどヤジも飛びましたが、何か問題があったのか、ということです。私自身の目から 行くと、問題が起こらないように統括管理者以外の職員さんが奔走されているのと同時 に、総務・債権管理課の職員が、課長以下が月次報告書をチェックし、避難所の設営や、 あるいは土日・夜間の対応については、きっと時間外の対応などもされておられること というふうに思います。そういうことがあって大きな事故に至っていないということで 言いますと、やはり総務・債権管理課としての職員体制のあり方、管理体制のあり方で すね、ふれあいセンターに対しての。その点は、やはり今まで以上に強化をし、質を高 めていくということが求められるのではないかと思っております。その点は部長は掌握 され、認識されておられますか。答弁を求めます。

健康福祉部長 やまぶき園についての再度のお尋ねでございます。

知的障害者の通所施設として町内最大の資源であり、町でも、その機能を果たすべく 位置づけて、先ほど申しました重度障害者の受け入れなども多数行っていただいており ます。当然、次の2年間も、これまでの使命を持って今後やっていただけるものと考え ております。

ただ、指定管理料はなくなりますが、当然、新しい施設になる、また新たなサービスメニューも追加されるということで、それを補うものも十分あるのではないかなという ふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターについてのお尋ねでございます。

先ほど、ご説明をさせていただきましたように、毎月、指定管理者、それから現場の方と、それから総務・債権管理課の職員というのは事務連絡会議をしております。それに対して、総務・債権管理課の職員が大幅に残業してるとか、そういった事実はございません。また、総務部の中に危機管理室がございますので、私の配下の中で一定、いわゆる危機管理的な部分、それからあとふれあいセンターの施設管理の部分というのは一定掌握しておりますので、今のところ、特に問題はないというふうに考えております。以上です。

田中議員 先ほど来、ふれあいセンターの統括責任者が短期間にコロコロ代わるということで、それが支障だということで議論があるんですけれども、例えば、統括能力がなくて業務に支障が出た場合、早く辞めてもらうためにシダックス本社のほうに、統括管理

者を島本町は交代するように勧告することはできますか。

総務部長 指定管理者のほうの人事にまで、直接、申し上げる立場にはございません。ただ、そういう部分に至る事象、そういう原因、それに対する改善策という部分で、指定管理者と協議をする場は出てくるかもわかりません。

以上でございます。

- 田中議員 そもそも組織というものは、いわゆる統括管理者、例えば警察署長であれ税務署の署長であれ、短期間でコロコロ代わってますよ。中学校においたって小学校においたって、校長、代わっているじゃないですか。また、この島本町の部長さん達かて、5年間も同じ部長を続けるなんて稀なケースじゃないですか……(「そのとおり」「問題が違う」と呼ぶ者あり)……。それを、ふれあいセンターの統括責任者がコロコロ代わるから問題だというのは、組織として成り立ってないということだと思うんです、その組織体が。そういう目からして、短期間にコロコロ代わっても、実際にその組織がしっかり機能していれば問題はないと思うんですけども、その点についての見解はいかがでしょうか。
- 総務部長 おっしゃるとおり、統括責任者1人でふれあいセンターを動かしているわけではありません。その下には副統括責任者1名、それから運営スタッフ責任者2名、それからパートの職員が4名という形で、今現在、8名体制で実施しております。それぞれローテーション――健康管理の関係もありますからローテーションを組んでやっておる。ですから、議員ご指摘のとおり1人で回しているわけではありませんので、そういった意味からも、短期間でということだけで判断はできないというふうには思っております。ただ、冒頭に申し上げましたように複合施設、大きな施設でございますので、やはり、それぞれの職員さんにおかれましては、継続的に仕事をしていただくというのが望ましいというふうには考えております。

以上でございます。

岡田議員 ちょっと質問させていただきます。

ふれあいセンターの指定管理者に関することなんですが、5年前の募集要項と変わっている点というのを数点、これはお聞きいたしております。その数点の中で、人件費の内訳を今回は表して欲しいということを言われてますが、これは人件費の内訳表を今までは出されてなかったから、今回、この募集要項の中に入れられたということになると思うんですがね。なぜ、今まで人件費の内訳を島本町のほうに提出されていらっしゃらなかったんですか。また、島本町がそれに関してきちんと大新東のほうに要求されてなかったというのはね、やはり私は、これはおかしいことじゃないかと思っておりますので、これが1点ですね。

今、多々意見が出ておりますが、私たち公明党といたしましても、短期間の間に統括 責任者の方が代わられるというのは、やはり納得しておりません。それで、この要点録の 中を見させていただいて、交代するということに関しまして、大新東さんのほうが「ご家庭の事情や体調不良」というふうにお答えになっているところがあるんですが、この後、誰一人として、これに対して深く追求する人、誰もいらっしゃらなかったんですか。「他に質疑ありませんか。特になし」で終わっているんですよ。こんなことを要点録の中では、ほんとに島本町にとっても中心になるメンバーばっかりが入っているじゃないですか。そういうメンバーがいながらね、この席で大新東の方が、ご家庭の事情とか体調不良っていうのは誰でも言える言葉ですよ、言ってみれば。逃げ言葉になっても十分通用する言葉ですよ。この言葉に対してね、誰もこれを深く追求する人がなかったということに関しては、私はやっぱり、大変疑問に思っております。

この議案を議会で通していただきたいんであれば、やっぱり私たちとしましては、しっかりと、今後、代わらないという何らかの担保を取っていただきたい。このことをしっかりと、この議会で答えていただかない限り、これは賛成できる議案ではないと、このように申し上げまして、お答えをよろしくお願いします。

総務・債権管理課長 ふれあいセンターに関するご質問でございます。

1点目の人件費内訳表でございますが、議員ご指摘のとおり、5年前の募集段階では、 募集要項の段階で求めておりませんでした。なぜ求めていないかという点につきまして は、提案していただく料金というのは、当然、提示していただいてます。その中で人件 費というふうなことは統括責任者が1名、その他パートの方が何名というふうな形での 積算という部分は、ほかの委託料や光熱水費などとの一つの表として提示をいただいて おりました。

しかしながら、5年前の本会議の議論の中でも、そういった人件費の賃金台帳という ふうな言葉がございましたけども、そういった点で種々ご指摘をいただきましたので、 今回の募集にあたりましては、まず、統括責任者をはじめ各パートの職員の方々の最低 賃金でありますとか、そういった部分について確認をしていく必要がある、そのように 判断いたしましたので、今回の募集から人件費内訳表という表を作成しまして、募集段 階で各応募業者の方にご提出をいただいた、そのようなことでございます。

私からは、以上でございます。

総務部長 ふれあいセンターの再度のお尋ねでございますが、担保ということでございますが、今現在、担保のものを持ち合わせてはおりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、最終的には、ふれあいセンターというのは島本町の住民福祉の向上のための複合施設でございますが、その福祉の複合施設が継続的に運営できるように、指定管理者のほうには留意をしていただくことは、強く求めてまいりたいというふうに考えております。

統括責任者は24時間いてるわけではございません。昼間の時間、具体的には8時頃で 退館するというふうな仕組みになっております。ですから、そのシフトという部分では 他の職員、先ほど他の議員にも申し上げましたように、トータルでは8人体制のシフトで動いているということでございます。ただ何度も申し上げますように、本町といたしましても、短期間に代わられるというのは好ましい状況ではないというふうには強く認識しておりますので、その点も踏まえて新たな指定管理者との協議、それと今回、種々ご指摘をいただきましたことも踏まえて、新たな指定管理者のほうに十分留意するように努めていただくことを、改めて申し上げてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

岡田議員 人件費の件に関しましては、理解できました。

部長もね、短期で交代するということは良くないというのは十分おわかりになっていらっしゃるかと思うんですね。そうしますと、この話し合いの中で、部長、もっともっと突っ込んでも良かったんじゃないですかね。大新東さんが、こういうふうに答えられてますよね。そうしますと、ほんとにこのまんまで終わってしまってますよね。ここでもう一言、やっぱりきちんと歯止めをかけてもらうとか、こういう言葉が一言欲しかったんじゃないかなというふうには私は思っているんですけどね。調査の責任者としても必要だったんではないかと、ちょっと残念だなというふうには思いますが、部長の立場としてどうですか。これでもうサラッと流してしまうという。そこは、私はちょっと理解できませんね。わかっていらっしゃいながら言葉を発信しないというのは、やっぱり私は良くないことではないかと思っております。意見があれば、お答えいただきたいと思います。

担保ということに関して、今言って、今すぐですので、難しいかとは思いますがね。でも、やっぱりこれは議員一人ひとりに納得をしていただかなかったら難しいかなというふうに思いますので、私たちは難しいと思っていただいたら結構ですけれども、ちょっと、このままで通して欲しいというのは確かに難しい議案ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総務部長 選定委員会でのやりとりの中で、私のほうもいろいろ申し上げているんですが、 確かに議員ご指摘のとおり、この統括責任者の件については特に何も申し上げておりま せん。ただ、これまでの経過というのは聞いております。それに対して、好ましくない という部分も現指定管理者にも申し上げております。

ですから、この選定委員会の中で申し上げてないですけども、それ以外のところでは 申し上げているという形で、確かにここには入っておりませんが、ご指摘のとおり、そ ういう質問も改めてしたほうが良かったというふうに、ちょっと反省をしております。 以上でございます。

関 議員 種々、ふれあいセンターの指定管理者についてはお話が出てますけども、町の 人事の考え方について確認したいんですけども、総括責任者の件については種々、短期 間で代わるということは確かに良くないことです。ただ、会社組織である以上、その部 署のトップが長く携わるのも良くないというふうに、ある意味、思います。 5年間代わらないというのは、これもまた問題かなというふうに思うんですけども、適正な任期というのは、どういうふうに考えておられるんですか。

総務部長 統括責任者の任期と言いますか、どれぐらいが好ましいかという部分でございますが、指定管理につきましては5年間、債務負担行為を設定して5年間の期間をお願いするという部分が前提でございます。その間に体調を崩されたりということも当然出てまいりますので、適正な期間という部分では特に町では定めておりませんし、そういう目安を持っておりませんが、ただ、数ヵ月で辞められるとかいうことは、やはり事業の継続性から言うと、若干、好ましくないなというふうなことを思います。

以上でございます。

- **関 議員** 今、答弁いただきましても、そういうイレギュラーのことを聞いているんじゃなしに、基本的に、そしたら5年間、業務委託する以上は5年間、統括責任者を1人の方にお願いするという基本的な考えがあるということでよろしいんですか。
- **総務部長** 最終的には、人事については指定管理者のほうの権限でございます。ふれあい センターを運営していく中で、いろんな課題とか、そういったことを解決していくものの 中で、そういうった人事的な話も出てくるかとは思いますけども、本町におきましては、 特に直接、指定管理者のほうにその期限と言いますか、任期というのを強制をするとい うことでは特にはございません。

ですから、5年間継続していいのかという部分と、それはそれぞれの統括責任者がどういった能力の方で、円滑に進めていけるのであれば、5年間でもいいかなというふうには思います。その辺はちょっと、場合によって想定がなかなかしにくいので一概には言えませんが、最終的には指定管理者、会社の人事のほうで決めることになろうと思います。

以上です。

- 関 議員 指定管理者のほうで決められるということです。確かにそのとおりなんですけ ども、ある程度の町としての要望というのも伝えておかなければならないんじゃないで すか。基本的に5年間、統括責任者1名の方でお願いします、なりの基本的な方針とい うのは申し伝えておくべきだと思いますけども、いかがですか。
- **総務部長** 5年間の指定管理期間でございますので、新たな指定管理者には5年間継続してしていただく、その人事についてもしていただくというのが望ましいという形で、お伝えをさせていただいております。

以上でございます。

(「答弁になってない」と呼ぶ者あり)

清水議員 1点だけ伺いたいんですけど、募集要項の中の業務体制、その中に「職員を変更する場合は事前に町と協議する」とあるんですが、これはどういう協議をするんです

か。

総務・債権管理課長 募集要項の業務体制に関するご質問でございます。

先ほど来、議論いただいてます統括責任者等が代わられるときには、当然、まず、ご連絡をいただいて、書面のほうでもやりとりをしております。次の方がどういった方なのかというふうなこと、そして何月何日から次の方に代わられるというふうなことは、事前に確認を取らせていただいてます。その際、「協議」ということで、どういった方か、どういった経験があられる方か、というふうなことは確認をさせていただいております。以上でございます。

- 清水議員 大新東のほうから、今回、代わるという通知を受けて、次の人を確認するとい うような話だったと思うんですけど、協議の中で、要は今後続けて欲しいとかね、「協 議」というのは私の感覚ではそうなんですけど、そういうことは一切ないんですかね。
- **総務・債権管理課長** 当然、この問題につきましては、5年前からもご議論いただいております。統括責任者のほうが代わられるというふうなことについては、その都度、その都度、お話をさせていただいてます。特に、先ほど来ご議論いただいている数ヵ月で代わられるというふうなときについては、次の方については、できるだけ長く統括責任者の席についていただくというふうなことは求めております。

また、他の副統括責任者、受付のスタッフ、パートの方も種々おられますけども、先ほど来ご議論いただいているとおりに、8名で回しておりますので、そのあたり、各スタッフとの連携というものも、そのときに協議をさせていただいております。 以上でございます。

- 清水議員 協議ということで、統括責任者以外も職員全体の話になるとは思うんですが、 企業さんの事情というのはわかるんですけど、代わられる理由というのは、やっぱりち ゃんと聞いていて、こちらに瑕疵があって代わられるのか、向こうの中の単なる異動な のか、その点なんかもチェックされているんですかね。
- **総務・債権管理課長** この場で、個々の代わられる内容というのは説明しにくい点がありますけども、確認はいたしております。例えば、家庭の事情というふうな要点録ございますけども、体調不良でありますとか、そういった点については報告を受けております。 先ほどご答弁させていただいたとおり、次の方がどういった方でありますとか、性別、年齢はもちろんのこと、これまでどういった場所で、どういった業務をされてきたのか、そういったことは確認させていただいて、できるだけ長く、コロコロ代わることがないように努めていっていただくというふうなことは、その協議の場で必ずお話をさせていただいております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 79 号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者 の指定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

議案資料として、基本協定書など充実した参考資料の添付がなされたことを、まず評価したいと思います。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とし、指定期間 2017 年4月1日から2022年3月31日、指定管理料5億8,890万円で、貸館業務、施設整備、警備、美化清掃、敷地内緑地帯の維持管理等、各種管理業務を委託するものです。事実上、引き続き同じ業者に委託することになります。

住民が求めるサービスが、量的・物質的なものから質的なものに変化しています。経済的効率性を過度に追求すると、本来必要な公益性、政策の目的が果たせなくなります。公益性をどのように担保するかが施設の使命。今回、選定審査において「効率的運営及び効率化への取り組み」のポイントが、他の2社に比べて突出してポイントが高いことを質疑で指摘しましたが、これについては、経験と実績に基づいた柔軟な人員配置と経費算定によるものであること、なおかつ、この点を除いた他の集計においても同社に優位性があったことから、選定については妥当と判断するものです。

公共サービス関連労働者の処遇改善に自治体として責任を果たすため、指定管理者における雇用・労働条件の適切な配慮が求められています。その意味で、人件費内訳表、障害者雇用状況報告書の写しの提示を今回求めての募集等されたこと。前回、5年前の議論を踏まえた見直しと改善をされていることは、一定評価するものです。

障害者雇用について報告を求め、法人が法定率2%を満たしていることも確認されています。今後は、ふれあいセンター内での雇用によって、地域における障害者の一般就労の受け皿となっていただけるよう努めていただきたいと考えます。申請書類の提出方法を郵送のみにしたこと、光熱水費の積算を固定して提示したことにより、評価段階での公平・公正性の向上に努めた点も評価できる点です。

今後の課題として、候補者選定委員会の会議録の作成です。統括責任者の問題についても、審議の内容が指摘されもしました。また、アクティオ株式会社、株式会社ビケンテクノさんが同様に公募されている門真市文化会館・門真市立門真市民プラザの指定管理者候補者選定委員会の選定とその内容の公表、この現状を参考にしていただき、審査

と公開のあり方を再考していただくよう強く求めておきます。

また、私たち会派は同センターを大変よく利用しております。統括責任者が頻繁に入れ替わり、定着していないということを目の当たりにしてまいりました。このことにより、現場で働く人の労働環境が決して望ましくないものであるということを拝察してきたわけです。苦労がわかっているつもりです。組織のあり方として、大変問題があったと認識して問うたものです。

最後になります。民間事業者のノウハウを活かし、島本町の責任において計画的な保 守点検業務と修繕・改修を行っていただき、住民の財産であり、島本町のランドマーク となっているふれあいセンターの長寿命化を図っていただくよう求めます。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

- **伊集院議長** 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。
- 河野議員 第 79 号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者 の指定について、日本共産党島本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

過去5年間の間に、大きな変更点としては、住民ホールの廃止による条例改正などがございました。評価としては、ケリヤホールの音響・舞台設備・備品貸出方法の改善によって照明備品の利用が拡大され、利用料の軽減が図られたこと。超デッドゾーンと私たちは思っておりますが、音響室の再生に着手をされたこと。気分が悪くなった人へのトイレのブザー設置、冷暖房の使用期間の弾力化、コピー機使用対象団体の拡大など、議会や住民に問われた細かな住民の要望に即応され、設備や使用面で変更が頻繁にありました。外壁の大規模修繕などの時期も重なり、その点では窓口職員等、即応されていたと思われますが、住民へのこの点の変更点の説明は、さらに丁寧に、島本町も広報を通じて周知に努めるべき点はあったと思われます。

貸室の利用時間の30分刻みの使用については、さらに複数団体から要望が寄せられております。特に、最終の21時の閉館までの使用時間帯は不公平感が強いので、さらなる検討を求めておきます。

今後の指定管理については、質疑を通じ、指定管理者の選定経過・内容は概ね妥当なものとして認め、賛成するものでありますが、年間約14万人近い来館者がある、また図書館、健康福祉部所管の複合施設として、町民の教育・文化・健康福祉を担う重要な拠点であります。東北大震災以来、大新東のベテランの設備担当職員の手仕事によるLED電球の交換などで節電効果を早くからあげられてこられたことは、この議場で何度も紹介しております。その点では、むしろ相当遅れを生じている役場庁舎や公共施設において、住民や職員に暖房を5時に切るとか電気を消すとかいう、直接、負担のあたるようなものではない節電対策を、役場庁舎には求めてきております。そういった点を、また費用負担のあり方を、今回、改められているというふうに認識しております。むしろ、

この点では「民間活力の導入」と島本町が推奨するのであれば、ふれあいセンターの節 電の取り組みを役場庁舎や公共施設が見習うべきであったと考えております。

健康教育指導室、健診ゾーンや2階の健康ゾーン、エレベーターホールの足下などは、 高齢者にやさしい必要な明るさを保つなど、過度な節電にならないよう、安全優先を求め ておきます。

また最後に、島本町、そして大新東、双方の職員体制においては相当な議論がありました。この施設の正規職員である統括責任者が、過去の経過の中で最大で2年であったということと、大新東という会社としての人事異動ということではなく、あくまで自己都合、私的な理由で、委嘱期間の途中で、ふれあいセンターの現場そのものから去られているということについては大いに懸念をし、前の会派の討論にもありました労働条件やその背景については再度厳しく、町においても、また大新東においてもチェックをされることを求めておきます。

また、一方では島本町において、日常の連絡調整、月次報告書では課長決裁で事なきを得てきております。近年、連続する災害での避難所対応や、土日・夜間の開館、社会福祉協議会の福祉機能もあわせて、事実上 24 時間の連絡調整にあたるという職責が求められているものと考えております。

今後さらに、障がい者施設やまぶき園移設方針でショートステイの導入、また図書館 広域連携においても駐車場が無料であるということから、他市からの来館者増も想定さ れ、ますます多機能化、そして利用者の多様化が見込まれるエリアとなることから、役 場前や庁舎中庭の臨時駐車場対応などが求められてまいります。健康福祉部、教育こど も部との連携や情報共有、職員体制・連携強化がさらに必要です。

次期の選定に向けては、機能回復訓練室などのデッドゾーンと思われる部屋や、老朽 化備品の再利用や管理について、貸室機能に止まらず健康増進や収入増を図る、そうい った新規提案も受けるような指定管理者の選定の方法の検討を求めまして、賛成の討論 といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第79号議案について、賛成の討論します。

財政状況が厳しいという中、本町の中核施設であるふれあいセンターの維持管理・運営費には、毎年、通常の指定管理料以外にも修繕料など約2千万円以上がかかっており、 昨年は住民ホールの解体など、ほかの理由もあり、2億3,500万円を超す巨額の費用がかかっておりました。

今回は、次の5年間の指定管理者をどこにするか、応募者が3社の中から選定委員会で 選定された結果を、我々は提示された資料に基づいて判断するしかありませんでした。 示された資料は、選定委員会の要点録と審査集計表、各社の内訳がわからない総額だけ でした。ほかの議員からも出てましたけども、この示された選定委員会の要点録、集計 表を見る限り、ほんとに納得感は全く得られておりません。しかし、結果として応募3 社の中で一番安かったシダックス大新東が、しかも、過去ずっとやってきているという ことを踏まえて、ここが一番安かったということで、反対する理由はございません。賛成 せざるを得ません。

しかしながら、ほぼ昨年度と同額の1億1,780万、5年間で5倍の5億8,890万ということは少し不満でございます。それで本来なら、昨年以上の予算削減に繋がることを期待しておりましたが、あまり効果がなかったことは残念であります。

また、たった2回、3時間半の審査会で、ほんとに公平な競争、評価ができたのかも 疑問に思っています。新規参入に意欲を持って応募された業者には、勝手がわからない ゆえに少しリスクを加算しなければならないなど、特に金額面でハンディがあったとい うことは想像に難くありません。その意味では、勝手知ったる業者と新規参入業者を競 争させるうえでは、できるだけ公平な競争となるよう、例えば発注者指定の内訳明細書 を統一して提出させるなどの、細心の注意と工夫が必要だったのではないかと思ってい ます。結果として、勝負としては既存の業者がホームの利を活かして楽々逃げ切ったと いう印象であります。

本来ならば、8年間も担当してきた大新東は、経験と学習効果を発揮して、昨年度実績値よりも、もっと低い金額を提示できるはずでありますが、強気の金額を出してきたということは、本当に選定委員会にも緊張感が感じられないし、なめられたという感が否めません……(「それはない」と呼ぶ者あり)……。いずれにしましても、プロポーザル方式を採用する以上は、もっと緊張感のある、シビアな選考会としなければ、やる意味がありません。今後の選考会に、ぜひ活かしていただきたい。

なお、選定委員会を非公開にすることの根拠を聞きましたが、総合政策部長の説明だけでは納得できません。説明された根拠の部分を配慮したうえでも、公開する手立ては十分考えられます。また参加業者にしても、公明正大な選定をして欲しいという意味では、むしろ公開を歓迎したと思うわけであります。今後の選定委員会の公開の方向を、ぜひ検討していただきたい。

最後に、大新東さんはスタッフ8名の内5名を島本町在住者が勤めているということは、大変喜ばしいと思っております。

以上、申し上げて、消極的に賛成といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第 79 号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者 の指定について、自民無所属の会を代表して討論を行います。

今回、提案されている指定管理者は、これまでも島本町のふれあいセンター及び緑地 公園住宅集会所の施設管理を運営されてきた会社であります。その間、特に運営業務に 問題もなく、管理運営をされてきたものと思っています。 一利用者としては、日頃の職員の皆様の対応につきましても、受付業務をはじめ施設の利用についても、厳格に処理されているものと思っています。また、利用者に不満を与えないよう対応されていることは、業務を円滑に進めるうえで素晴らしいことであります。企業内のことで詳細はよくわかりませんが、職員研修・指導がしっかりと行われているものと思います。

今後とも利用者の皆さんが気持ちよく利用できるよう、さらに努力していただくこと を期待しまして、賛成の討論とします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後0時11分 岡田議員・川嶋議員退席)

これより、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

(午後0時12分 岡田議員・川嶋議員出席)

引き続き、第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について、自由民主党クラブを代表して討論を行います。

島本町立やまぶき園は、障害者の自立を支援し、その福祉の増進を図るため設置されているものであり、指定管理者による施設の管理を行っているものであります。

指定管理者に提案されている社会福祉法人四天王寺福祉事業団につきましては、島本町における地域の交流とともに各種の関係団体との連携を図り、利用者の自立に向けて、個々の事情に応じた支援が行われています。また、職員全体で利用者の支援を図り、情報を共有することにより円滑な事業所運営に努められており、財政運営上も特段の問題もなく適切に運営されているものと考えますし、利用者に対するアンケートにも、良好な結果が出ています。

以前より、我々会派が求めてまいりましたが、施設の老朽化が進行していることから、

移転・建て替えの方向性が示されています。現状の施設の状況を踏まえ、早期に着手されますことを要望し、賛成の討論といたします。

伊集院議長 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

佐藤議員 第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について、日本共産党議員団を代表して賛成の討論をいたします。

この3年間で様々な事業の拡充を図られ、利用者への事業内容の充実を図られたこと、答弁でお聞きをいたしました。ただ、町立ということで、他の施設にはない約2千万円を超える、この加算、四天王寺福祉事業団という豊富なノウハウを持つ大きな法人の中の一施設として、利用者の生活全体を見通しての取り組み、これが十分であったのか、その点には疑問を禁じ得ないところがあります。特定相談も、やまぶき園利用者のみでなく、他の障がい者の相談にも取り組んでいただきたい。

前回は、これ以上の負荷をかけることは無理ということで、3年間の指定管理について賛成をしておりますが、取りあえず、あと2年の指定管理ということでは、質疑で申し上げたとおり、この2年間の特段の努力をお願いをして、やむなく賛成ということにいたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第80号議案について、賛成の討論します。

ふれあいセンターのような施設管理と違って、障害者施設の管理者というところがコロコロ替わるというのは望ましいことではないと私も考えています。そういう意味で、今回の公募はきちっと運営していなければ他者に変えられるという緊張感を持って運営していただくためにも意味があったと思っています。

しかし、残念ながら現行の1者しか応募がなかったということは、公募した以上、どこに問題があったのか、募集のあり方、告示の流布の仕方など、今後の反省として考えていただきたい。四天王寺に決まった以上は、やまぶき園の保護者会や町内の障害者施設からの要望や意見を十分汲み入れて運営されるよう、強い指導をお願いしまして、賛成といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

唯一の町立の障がい者施設であり、島本町の障がい者の日中支援活動を支える施設であります。今回の選定におきましては、現行の指定管理者である社会福祉法人四天王寺福祉事業団が選定されました。

選定の過程におきまして、幾つか質疑の中でも指摘しましたが、選定委員さんですけれども、社会保障、福祉施設の経営にも精通する人が委員さんとして入っておられると

いうことでしたが、選定委員会の会議録要点録を見ましても、正直、障がい者施設であるということの視点、障がい者福祉はどうあるべきかという視点からの審議というんですか、ちょっと不足していたのではないかというふうに思っております。できれば外部委員、この選定委員の6人の内の半数は外部委員にして、さらに障がい者福祉などに精通する方々を入れられると、より良かったのではないかなというふうに申し上げておきたいと思っております。

選定委員会で、今回はプレゼンテーションを取り入れられたということについては、 一定、審査を深めるという意味では評価しておきたいというふうに思っております。

前回の指定の中で、重複障がいの方の受け入れ、また新たなプログラム、作業療法などのプログラムの導入、そして特定相談などをされるということで、充実を図られております。今後2年間ありますが、現行よりも、より充実した内容で地域生活を送る障がい者の在宅支援を支えていただきたいというふうに思っております。

ほかの町内の、財源に非常に不安定な作業所や事業所があります。そういうところもかなり努力をされていますので、そういう方々以上のことを、やはりしていただきたい。特に障がい者のニーズといいますのは、つまり、障がいを持っている人の自己決定とか自己選択とか、そういうところを重視したような形での支援を私は求めていますので、その点を今後の2年間の指定管理の中で、運営の中で、活かしていただきたいということを申し上げまして、賛成といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時19分~午後1時20分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)までの6件を一括議題といたします。

なお、本案6件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い

たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一 部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成28年人事院勧告の改正内容に準じて、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、81 の 14 ページの次のページに添付いたしております議案資料に基づき、ご説明を申し上げます。

「2 議案の概要」を、ご覧いただきたいと存じます。今回の改正につきましては、 第1条から第4条までの4条立てといたしております。

第1条の改正内容でございます。

まず、(1)給料についてでございます。給料表につきましては、若年層に重点を置いて、平均0.21%の引き上げの改定を行うものでございます。

次に、(2)期末手当及び勤勉手当についてでございます。平成28年度の期末勤勉手当につきまして、一般職員、再任用職員及び特定任期付き職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり、改正するものでございます。

まず一般職につきましては、12 月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の 0.80 月から 0.90 月へと 0.1 月を加え、年間支給月数を 4.2 月から 4.3 月へ改正するものでございます。続きまして、次のページの再任用職員でございます。12 月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の 0.375 月から 0.425 月へと 0.05 月を加え、年間支給月数を 2.2 月から 2.25 月へ改正するものでございます。次に特定任期付き職員でございますが、12 月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の 2.075 月から 2.175 月へと 0.1 月を加え、年間支給月数を 4.15 月から 4.25 月へ改正するものでございます。

この第1条の改正内容につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から 適用することといたしております。

続きまして、第2条の改正内容でございます。

まず、(1) 扶養手当についてでございます。扶養手当につきましては、現在、配偶者にかかる手当額を月額1万3千円、子や父母等にかかる手当額を月額6,500円としておりますが、国の「一般職の職員の給与に関する法律」の改正と同様に、配偶者及び父母等にかかる手当額は月額6,500円とし、子にかかる手当額を月額1万円に改正するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、平成29年度につきましては配偶者にかかる手当額を 月額1万円、子にかかる手当額を月額8千円といたしております。

次に、(2)期末手当及び勤勉手当についてでございます。平成28年度支給分につき

ましては、「一般職の職員の給与に関する法律」の改正と同様に、12月期において支給 月数の増加を行っておりましたが、平成29年度以降につきましては、その増加分を6月 と12月で按分し、一般職員、再任用職員及び次のページの特定任期付き職員の支給月数 を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

第2条の改正内容の施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。 続きまして、次のページの第3条の改正内容でございます。

55 歳を超える職員で、給料表 6 級以上の職員につきましては、平成 30 年 3 月末まで 給料、地域手当、期末手当、勤勉手当について、100 分の 1.5 を減額し支給しております。第 1 条の改正内容による勤勉手当支給月数の改正に伴い、55 歳を超える職員で給料表 6 級以上の職員に対し、12 月期における勤勉手当からの減額分に関する規定について 100 分の 1.2 月から 100 分の 1.35 月へ改正し、結果として、減額対象となる職員の 12 月期における支給月数を 0.788 月から 0.8865 月へ改正するものでございます。

第3条の改正内容の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することといたしております。

続きまして、次のページの第4条の改正内容でございます。

第3条の改正内容の対象者である55歳を超える職員の平成28年度支給分につきましては、12月期において勤勉手当から減額分の増加を行っておりましたが、平成29年度以降につきましては、その増加分を6月と12月とで按分し、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

第4条の改正内容の施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上の給与改定の実施によりまして、正職員全体では、平成28年度において、およそ1,216万円の増額を見込んでおり、1人当たりの平均年間給与はおよそ4万9千円の増額となるものでございます。

最後に、職員団体との交渉状況でございますが、本町の二つの職員団体とは労使合意を基本とし、交渉を行ってまいりました。その結果、11月24日付けで一方の組合と、また12月1日付けでもう一方の組合と合意に至り、いずれの職員団体とも12月1日付けで協定書の締結に至っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について、 ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「雇用保険法」の一部改正に伴い並びに調整額を改定し、 並びに新たな支給制限及び返納等の制度を設けるため、所要の改正を行うものでござい ます。

まず、「雇用保険法」の一部改正に伴う改正内容でございます。

平成28年3月31日に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」におきましては、65歳以降に新たに雇用される者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充といった失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当に定めた本条例の第10条を改正するものでございます。

続いて、調整額についての改正内容でございます。

退職手当制度における調整額につきましては、平成20年度から「国家公務員退職手当法」の改正に伴い、年功的な賃金体系から、職務・職責と実績を考慮した賃金体系へと見直しを行っております。「国家公務員退職手当法」におきましては、給与制度の総合的見直しが退職手当の支給水準に及ぼす影響に鑑み、それまでの退職手当の支給水準の範囲内で、平成27年度から、今回提案させていただいた調整額に改定されており、大阪府内でも大部分の団体が国と同様に、平成27年度から改定されております。

本町では1年遅れの改定となりますが、これは平成27年度に地域手当を6%に改定した際、国の示す基準では地域手当を段階的に引き上げ、平成30年度に6%にするものとなっておりましたが、これを前倒し実施していたことから、調整額の改定を見送ったことによるものでございます。しかしながら、昨年の人事院勧告で、本年度から地域手当を6%にすることの勧告があったことにより、本町の地域手当が国基準に並んだことから、調整額につきましても改定を行うものでございます。

最後に、新たな支給制限及び返納等の制度の設定の改定内容でございます。

「国家公務員退職手当法」におきましては、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとするなど、退職手当について支給制限及び返納等の制度が設けられておりますので、本条例におきましても同様の制度を設けるため、改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、調整額の改定につきましては公布の日からとし、平成 28 年4月1日に遡及して適用することといたしております。また、「雇用保険法」の一部 改正に伴う改正、新たな支給制限及び返納等の制度を設けるための改正の施行期日につ きましては、平成 29 年1月1日といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総務部長(登壇) それでは、第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の83の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の確定、国・府支出金の確定並びに国の補正予算(第2号)に基づく国庫補助金の増額などについて、補正させていただくものでございます。歳出では、繰出金の確

定、国の補正予算(第2号)を活用した学校施設の耐震補強等工事並びに公債費の確定 などについて、補正させていただくものでございます。また人件費の補正につきまして は、人事院勧告に伴う給与改定などの補正をお願いするものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4,583万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億590万2千円とするもので、款項別の内容は、83の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の「繰越明許費」は、83の6ページの「第2表 繰越明許費」にお示ししております。

なお、83 の 36 ページの次に添付しております議案参考資料の1ページに、繰越明許 費に関する資料で、お示しさせていただいておりますとおりでございます。これにつき ましては国の補正予算(第2号)を活用し、第三小学校のうち、耐震補強工事等で対応 するB棟・C棟の施設整備を行うため、設定させていただくものでございます。なお、 本年度中に契約締結し、翌年度に実施する予定でございます。

次に、第3条の「債務負担行為」の補正につきましては、83の7ページからの「第3表 債務負担行為補正」にお示しさせていただいているとおりでございます。

内容につきましては、83 の 36 ページの次に添付させていただいております議案参考 資料の2ページ以降に、それぞれ債務負担行為に関する資料をお示しさせていただいて おります。

なお、事業の内容及び追加設定の理由につきましては記載のとおりでございますが、 それぞれ、平成29年度当初より事業を円滑に進めることができるよう、追加設定させて いただくものでございます。

次に、第4条の「地方債」の補正につきましては、83の9ページの「第4表 地方債補正」にお示しさせていただいているとおりでございます。

まず、上段にございます「一般廃棄物処理事業債」の追加でございます。本年度の清掃工場施設改修工事の実施にあたりまして、内容を精査した結果、その一部分が資本形成にあたると判断いたしましたので、財源の一部を一般財源から町債に振り替えるため、町債を増額させていただくものでございます。

なお、本町債につきましては、後年度に発生する元利償還金の30%が、普通交付税で 措置されることとなっております。

次に、下段の「学校教育施設等整備事業債」の変更についてでございます。

まず、第2条の「繰越明許費」でご説明申し上げましたとおり、第三小学校のB棟・ C棟について耐震補強工事等の施設整備を行いますが、当該事業の財源として、国庫補助金を除く地方負担額について町債を増額させていただくものでございます。なお、当該事業にかかる町債のうち、国庫補助事業にかかるものにつきましては、後年度に発生 する元利償還金の60%が普通交付税で措置されることとなっております。また、第二小学校西館便所改修事業につきましては、事業費の確定に伴い、特定財源である町債もあわせて減額させていただくものでございます。

続きまして、「臨時財政対策債」の変更につきましては、本年度の発行可能額が確定 いたしましたので、補正させていただくものでございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、後年度に発生する元利償還金の全額が普通交付税で措置されることとなっております。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。 83の13ページからの「歳入」でございます。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金 212 万 7千円の減額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税 5,657 万円の減額につきましては、普通交付税の交付額の確定によるものでございます。

なお、議案書83の36ページの次に添付させていただいております議案参考資料の8ページに、普通交付税に関する資料をお示しさせていただいておりますので、その資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

8ページの資料の上段にございます枠内のご説明なんですが、まず、当初予算で試算をしておりました部分が上段、それから下段に「交付決定結果」というのがございます。 これは算定結果でございます。

なお、普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を財源不 足額として普通交付税が交付されるような仕組みになっております。本年度につきまし ては、これだけの減額という部分につきましては、主に基準財政収入額のうち、一部の 税目が、算定結果が当初予算での我々の見込みを上回っていたということで、最終的に は普通交付税が減額となったものでございます。

次に、また戻っていただきまして、83の13ページの中段でございます。第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金261万8千円の減額につきましては、金額の確定によるものでございます。第2項 国庫補助金、第5目 教育費国庫補助金3,258万4千円の増額についてでございます。これにつきましては、先ほどからご説明させていただいております第三小学校のB棟・C棟の耐震補強工事等にかかる財源として、増額させていただくものでございます。

続きまして、第 15 款 府支出金、第1項 府負担金 第1目 民生費府負担金 104 万2千円の減額につきましては、それぞれ金額の確定によるものでございます。83 の 14 ページでございます。第3項 府委託金、第4目 土木費府委託金 66 万7千円の減額につきましても、事業の完了により金額が確定したものでございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金5,480万7千円

の増額につきましては、歳入と歳出の財源調整として補正させていただくものでございます。

第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入2万5千円の増額につきましては、職員懲戒免職処分取消請求訴訟の判決確定に伴い、弁護士事務所に対し、事務費分としてあらかじめ支出していた預り金について、精算するものでございます。第5目 過年度収入2,736万7千円の増額につきましては、前年度の負担金の精算によるものでございます。

83 の 15 ページでございます。第 20 款 町債、第 1 項 町債、第 3 目 衛生債 2,340 万円の増額、第 6 目 教育債 1 億 9,430 万円の増額、第 7 目 臨時財政対策債 2,812 万 1 千円の減額につきましては、第 4 条の「地方債補正」でご説明させていただきましたとおりでございます。

続きまして、83 の 16 ページからの「歳出」でございます。人件費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 財産管理費、第13節 委託料134万1千円の増額につきましては、地域生活支援拠点の機能をあわせ持つ新施設の整備に向けて、ふれあいセンターの敷地の現況を測量するものでございます。

83 の 17 ページの下段でございます。第 3 款 民生費、第 1 項 社会福祉費、第 1 目 社会福祉総務費 64 万 9 千円のうち第 1 節 報酬 9 万円の増額、それと 83 の 18 ページの 第 9 節 旅費 1 万 2 千円の増額、第 11 節 需用費 2 千円の増額までにつきましては、やまぶき園の移転建替えとあわせて地域生活支援拠点機能を備えた新施設の整備を行うため、同施設を整備する法人を選定する社会福祉施設整備審査委員会を開催するにあたり、必要な経費を計上させていただくものでございます。

第5目 国民健康保険費 167 万8千円の増額につきましては、同特別会計における人件費の増額にかかる財源及び財政安定化支援事業費並びに基盤安定にかかる繰出の確定によるものでございます。第6目 後期高齢者医療費 21 万8千円の増額につきましても、同特別会計における人件費の増額にかかる財源として繰り出すもの及び基盤安定にかかる繰出の確定によるものでございます。第7目 介護保険費 25 万2千円の増額につきましては、同特別会計における人件費の増額にかかる財源を繰り出すものでございます。

83 の 20 ページの中段でございます。第4款 衛生費、第1項 保険衛生費、第2目保健ヘルス事業費138万6千円の増額につきましては、育児休暇を取得している職員の期間延長に伴いまして、代替のための保健師の臨時職員賃金を増額するものでございます。

83 の 22 ページの中段でございます。第7款 土木費、第3項 河川費、第1目 河川維持費 66 万7千円の減額につきましては、歳入でもご説明いたしましたとおり、事業

費の確定による金額の確定でございます。

続きまして、83 の 23 ページでございます。 第 8 款 消防費、第 1 項 消防費、第 2 目 常備消防費 260 万 1 千円のうち、第 11 節 需用費 32 万 9 千円の増額につきましては、当初の見込みよりも公用車等の修繕が多かったため、増額させていただくものでございます。

第9款 教育費、第1項 教育総務費、第2目 事務局費400万1千円の増額のうち、第7節 賃金48万1千円の増額につきましては、教育委員会事務局に勤務する臨時職員の栄養士について管理栄養士の資格を有する者を任用したことから、時間単価の増額分を計上させていただくものでございます。第13節 委託料378万円の増額につきましては、職員懲戒免職処分取消請求訴訟の判決確定に伴い、弁護士事務所に対し委託費用を支払うものでございます。

83 の 24 ページでございます。第 2 項 小学校費、第 1 目 学校管理費 2 億 5,430 万 3 千円のうち、第 7 節 賃金 80 万 3 千円の増額につきましては、小学校の臨時職員である介護員について、支援を要する児童の増加により 1 名増員するものでございます。また、小学校の臨時職員である栄養士につきましては管理栄養士の資格を有する者を任用したことから、時間単価の増額分を計上させていただくものでございます。第 11 節 需用費 26 万 4 千円の増額及び次のページ——83 の 25 ページでございますけども、そちらの第 18 節 備品購入費 180 万 8 千円の増額につきましては、第四小学校において、児童数の増加により平成 29 年度から学級数が 1 クラス増となることに伴い、机・いすなどの備品及び給食用の備品・消耗品を購入するものでございます。

次に、83の24ページにまた戻っていただくんですが、第13節 委託料3,595万6千円のうち、小学校耐震補強等工事監理業務1,046万3千円の増額につきましては、第三小学校のうち、B棟・C棟の耐震補強工事等について工事監理業務を行うものでございます。第四小学校校舎等設計業務518万9千円の増額についてでございます。当該業務につきましては、6月の定例会議の補正予算(第1号)でご可決いただきましたが、今後さらなる児童数の増加とクラス数の増加が見込まれ、普通教室が不足するとともに給食室も手狭になる見通しとなったことから、設計内容の変更を行い、増築部分の1階に給食室を新設し、当初2階建てを予定していたものを3階建てに変更するものでございます。第四小学校校舎改修等設計業務2,030万4千円の増額につきましては、新たな校舎の建設に伴い、既存校舎について、大阪府のまちづくり条例に適合させるための工事が必要となり、エレベーターの新設も必要となることから、新たに工事のための設計を行うものでございます。83の25ページでございます。第15節 工事請負費2億1,544万9千円のうち、小学校耐震補強等工事2億2,000万円の増額につきましては、第三小学校のうちB棟・C棟の耐震補強工事等を行うものでございます。第二小学校西館便所改修工事455万1千円の減額につきましては、事業の確定により減額させていただくも

のでございます。

第3項 中学校費、第1目 学校管理費11万7千円の増額につきましては、3学期から運用を開始する第一中学校エレベーターについて、保守点検費用を増額するものでございます。

83 の 26 ページの下段でございます。第 11 款 公債費、第 1 項 公債費、第 1 目 元金 199 万 7 千円の増額につきましては、元利均等償還を行っている臨時財政対策債について、借入れ 10 年目の利率見直しに伴い、見直し利率が当初借入利率より低くなったため、元利償還のうち本年度の元金償還額が当初予算の見込みよりも増額となるため、補正をさせていただくものでございます。第 2 目 利子 3,013 万 4 千円の減額につきましては、元金でご説明させていただいたとおり、10 年目の利率見直しがあったことによる臨時財政対策債の分の減額、それと平成 27 年度分として借り入れた町債の利率が確定したものによる、主に減額でございます。

続きまして、83の28ページからの「人件費」の補正についてでございます。

今回の人件費の補正につきましては、社会福祉施設整備審査委員会の委員報酬の増額 のほか人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する条例」等の一部改正によるもの、 人事異動によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)の説明 を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し 上げます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、特定健康診査等負担金の確定に伴います国庫支出金・府支出金の増額、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金等の確定、また人事院勧告等に伴う人件費の増額並びに特定健診等業務委託及びレセプト点検業務委託の債務負担行為の設定でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ206万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億1,616万2千円とするもので、款項別の内容は、84の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条は債務負担行為の設定で、84の5ページ「第2表 債務負担行為補正」にお示ししているとおりでございます。

特定健診等業務委託及びレセプト点検業務委託につきましては、平成29年4月1日から事業を開始することから、本年度中に新たな委託業者の選定を行うなど事務を進める ものでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

84の9ページの「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費等負担金62万2千円の減額につきましては、介護納付金及び後期高齢者支援金の確定に伴うものでございます。次に、第3目 特定健康診査等負担金31万5千円の増額につきましては、前年度特定健康診査等負担金の確定に伴うものでございます。次に、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金17万6千円の減額につきましては、介護納付金及び後期高齢者支援金の確定に伴うものでございます。

次に、第5款 前期高齢者交付金、第1項 前期高齢者交付金、第1目 前期高齢者 交付金81万5千円の増額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの平成28年 度前期高齢者交付金の確定に伴うものでございます。

次に、第6款 府支出金、第1項 府負担金、第2目 特定健康診査等負担金23万4 千円の増額につきましては、前年度特定健康診査等負担金の確定に伴うものでございま す。84の10ページをお開きください。第2項 府補助金、第2目 調整交付金17万6 千円の減額につきましては、介護納付金及び後期高齢者支援金の確定に伴うものでございます。

次に、第9款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金 167 万8 千円の増額につきましては、保険基盤安定の確定に伴い保険基盤安定繰入金 499 万円の減、人事院勧告等に伴う人件費 24 万6 千円の増、交付税参入されております財政安定化支援事業繰入金 642 万2 千円の増、合算いたしまして 167 万8 千円の増額によるものでございます。

次に、84の11ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費24万6千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきました人事院勧告等に伴う人件費の増でございます。

次に、第3款 後期高齢者支援金等、第1項 後期高齢者支援金等、第1目 後期高齢者支援金 132万6千円の減額及び84の12ページの第4款 前期高齢者納付金等、第1項 前期高齢者納付金等、第1目 前期高齢者納付金3千円の増額並びに第6款 介護納付金、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金61万2千円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金への拠出金確定に伴うものでございます。

次に、第10款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 財政調整基金積立金375万7千円の増額につきましては、歳入超過に伴う財源調整のため基金に積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第

2号) につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費 及び保険基盤安定負担金の増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,362万5千円とするもので、款項別の内容は85の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

85 の 7ページの「歳入」でございます。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金10万8千円の増額につきましては、人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。次に、第2目保険基盤安定繰入金11万円の増額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

次に、85の8ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費10万8千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金11万円の増額につきましては、保険基盤 安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額並びに「保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定業務委託の債務負担行為の設定でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,647万1千円とするもので、款項別の内容は、86の3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の設定で、86の5ページ「第2表 債務負担行為補正」にお示しているとおりでございます。「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」につきましては、平成29年に計画期間が満了となることから、平成30年度からの次期計画を策定するにあたり、本計画策定の基礎資料として従来の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に加え、今回から在宅介護実態調査を行う必要があり、本年度から計画策定

のための調査を開始するため、本年度中に委託業者の選定をおこなうものでございます。 それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

86の9ページの「歳入」でございます。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 地域支援事業交付金3万8千円の増額及び第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金1万9千円の増額及び第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 地域支援事業繰入金1万9千円の増額並びに第2項 基金繰入金、第1目 介護保険給付準備基金繰入金2万2千円の増額につきましては、人事院勧告に伴う包括的支援事業費の人件費の法定割合分を増額するものでございます。

次に、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第3目 職員給与費等繰入金 23 万3千円の増額につきましては、人事院勧告に伴う一般管理費の人件費を増額するもの でございます。

次に、86の10ページの「歳出」でございます。

いずれも、人事院勧告に伴い人件費を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

伊集院議長 これより、本案6件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

佐藤議員 一般会計補正予算に関して、質疑をさせていただきます。

まず、第三小学校と第四小学校、第三小学校の建て替え、第四小学校の校舎・給食室の増設、これについての各保護者への説明会等、そういう予定はあるでしょうか。お訊きをいたします。

それと、やまぶき園の施設整備審査委員会の委員報酬についてですが、私の会派が、 やまぶき園の民設民営について町当局から説明を受けましたのが 10 月の末でございま した。国の補助を受けるために民営化すると、施設の老朽化が激しく非常に急ぐので、 今年度中に整備法人の公募選定までしたい、そのために 12 月議会に審査委員会の委員報 酬の補正予算を出したい、とのことでした。利用者や各施設にヒアリングをしてこられ たこの間の努力について評価をするものですが、町立やまぶき園は町民の施設です。や まぶき園の老朽化についてはすでにわかっていたことでもあります。なぜ、説明が 10 月末になったのでしょうか。

この点、二つ、お訊きいたします。

教育こども部長 まず、第三小学校、第四小学校の工事に関する説明会ということでございます。

第三小学校につきましては、今回、耐震補強をする部分のB棟・C棟の事業を進める ということで進めさせていただきたいと思っておりますが、まだ全体の部分、保育所と、 あとA棟の建て替えですね。そこがまだ最終的な詰めができておりませんし、形ができ あがっておりませんので、その部分についての説明はできないんですが、一定、耐震補 強に関しましては保護者の皆さんに、どういった形で進めていくということについては お示しをしていきたいというふうに思っております。また、今後、ちょっとPTAの役 員の方ともご相談をしていきたいと思っております。

第四小学校につきましては、来年の1月、年明けの1月に保護者説明会を予定をして おります。

以上でございます。

健康福祉部長 やまぶき園の予算にかかるご質問でございます。

なぜ、今になったのかということでございますが、このやまぶき園移転建替え等につきましては、昨年度から障害者施策推進協議会のほうでご議論いただいておりました。機能・サービス等について、ここで意見集約を行った後、土地の選定作業に入り、整備の際には必要な様々な条件がございまして、その手続き等に調整・確認に時間がかかったものでございます。これはあくまでも内部調整だけではなくて、そこを開発するにあたっては、当然、大阪府に法的な問題点等はないかというクリアも含めて、調整は行っておりました。

また、今回、11月1日の障害者施策推進協議会で初めて方針をオープンにさせていただいたわけでございますが、その前に私どもといたしましても、利用者の皆様のお声を聞きつつ、今回、どのようなサービスが施設に必要かというのを考えていったわけですが、私どもとしても同様の施設というのを見学しに行って、その運営状況を見に行った。そういう現地視察もやったりしておったので、お示しさせていただいたのが11月1日になったというところでございます。

以上でございます。

佐藤議員 私の手元に、私たちがいただいた「平成28年10月31日時点」という、この基本方針案、これと同じ様式の「8月22日時点」という資料がございます。これは河野恵子議員の議員ポスト宛てに届きましたもので、それには告発状がついております。これ、(封筒)に入って届きました。告発状がついております。

やまぶき園の部分について読み上げますと、「やまぶき園の移設について、既設の場所からふれあいセンター敷地内への移設案があり、すでに与党には説明済みです」とあります。この「8月22日時点」とあるのと、私たちがいただいた「10月31日時点」という、この基本方針案、内容は少し違いがありますが、ほぼ同じものになっています。この資料には、あわせて人件費6,602万9,321円の資料がついております。私たちが資料請求、今回いたしました、10番でいたしました資料請求では、人件費については「資料なし」という説明になっておりました。

この「8月22日時点」の資料は、町が作られたものと思われますが、これは何に使わ

れたものでしょうか。

健康福祉部長 今、どのような資料をお持ちか、私は存じ上げません。ただ、当然、これは資料を作るまで、基本方針を策定するまでの間は、何度も何度も修正をして作り上げてきております。それを内部の中で調整をして、今回、基本方針(案)としてお示しするまでの段階に至ったということでございますので、それがどのような段階で、その手元にあるかは、私は存じ上げません。

そして、一部の議員の方だけに先にご説明させていただいたという、私には認識は一切ございません。

以上でございます。

佐藤議員 今、はっきりと、一部議員に先に説明したということはないというふうなお返事をいただきました。けれど、必要ならば全議員、あるいは部長に、コピー取る必要がございますでしょうか、「8月22日時点」の資料について、別に……。

(「私たちの勝手な申し出じゃありませんので」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時14分~午後3時15分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長 先ほど佐藤議員のほうから、共産党議員団のほうに文書が届けられて、8月22日時点の「やまぶき園移転建替え及び地域生活支援に関する基本方針(素案)8月22日時点」というものが届けられたということでございます。今、確認いたしましたら、「8月22日時点」の更新したデータというのはあります。ただ、これが一つだけあるんじゃなくて、この11月1日に障害者施策推進協議会に提出するまでの間、何度も何度も繰り返して基本方針というのは作り直しておりまして、その記録ごとに残しております。そのほかに、中に綴じられている一つの資料があります。それは、やまぶき園の人件費という資料でございますが、これは担当部長であります私も初めて見る資料でございます。今、担当課長に確認いたしましたところ、この資料は担当課長の手持ち資料で作ったものであるということは確認いたしましたので、この部分については人事とも調整しながら、一度確認はさせていただきたいと思います。

それとあともう一つ、与党と言われる会派の方々に先に説明したのではないか、という疑念をされましたが、そういうことは一切ございません。私は、そういうことは一切しておりませんし、このような場で、私、健康福祉部次長、そして担当課長とともに、なんとか、このやまぶき園の移転建替えの事務を前に進めたいという思いで、そして保護者の声もまず聞かなければならないということで、私自身も一つひとつの保護者団体、事業者にも足を運んで聞いて、ここまで持ってまいりました。

この場で、整備事業者を決める補助金の補正予算も計上させていただいたということで、ここから3月までに事業者を決めるという、まだ道半ばですが、何とか事業を進め

ていきたいという思いで、ここまで、みんなで協力してやってきた中のことを、「告発文」という名のもとで出てきたのかも知れませんが、ただ、それがどれだけの信憑性があるかということも確認をされず、この場で言われるのは、私、担当部長として、部課を預かる身としては大変心外であると考えております。

以上でございます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

岡田議員 今の問題はね、簡単に済ますということは大きな間違いだと私は思いますよ。 町長、どうですか。今、健康福祉部長、発言されてますが、何か議場の中での告発文と か、聞いたことのないような言葉を発せられておりますが、町長、こういう問題に関し て、どういうふうに思われますか。私はね、議会をこのまま進めるというのは大変心苦 しいと思っております。町長の答弁をお聞かせいただいていいですか。

川口町長 告発状の中に入っていたという、やまぶき園の件でございますけど、私として は真偽を明らかにしたいという思いは強くございます。それと、その告発状の中には、 昨日でしたか、酒席をともにしている、頻繁に業者と酒席をともにしている職員がいる とか、そういうふうな話もチラッとお聞きしたので、その点もあわせて明らかにしてま いりたいと思っております。

以上でございます。その告発状、しっかりとご紹介いただいて、その中身について精査を、よろしくお願いいたします。

(「議長、休憩していただいて」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時19分~午後4時04分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。 他に質疑ございませんか。

戸田議員 まず、一般会計補正予算を主に質疑をいたします。

訴訟に伴う弁護士費用 378 万円です。懲戒免職処分取消請求控訴につき人 18 (平成 28 年 8 月 30 日判決言い渡し文)をご提示いただきました。控訴は棄却されました。控訴費用は控訴人が負担、すなわち元教育委員会職員の主張は認められず、島本町教育委員会が平成 24 年 10 月 12 日付けで行った懲戒免職処分が妥当なものであったと認められたということになります。正直申し上げまして、安堵しております。平成 24 年 12 月 19 日でしたでしょうか、公平委員会における不利益処分不服申し立ての受理からおよそ 4 年間にわたり、当該業務に携わった職員の皆さんの労をねぎらいたいという思いは個人的にはある反面、やはり、ここでどうしても質しておきたいことがございます。

判決文の2ページの下段です。読み上げます。「人権文化センターには管理職がおらず、日常的な労務管理は1ヵ月に1回、徒歩15分程度の距離にある本庁にいる生涯学習

課長が出勤簿に確認印を押印するというに止まる職場慣習が少なくとも 32 年間継続しており、そこで執務する生涯学習課ないしその前身である社会教育課職員の労務管理は現場判断に委ねられており、休日の振り替え休暇の取得や職務免除は、控訴人が時々の仕事量を勘案しながら自分で判断して行っていた。」、ここのところが、私はやはり問題である、見逃すわけにはいかないと思っております。

32年間継続して、このような労務管理であったということ、ここに問題があるのは明白であり、休日の振り替えや取得、職務免除、あるいは仕事量を自分で判断して報告もしないという状況を長年にわたり許してきた。見て見ぬ振りをしてきた、あるいは、おかしいことがおかしいと言えない環境、これは非常に問題。この職員の個人の問題には止まらないガバナンスの問題、労務管理の問題、また結果的に同和行政、部落差別解消という大きな課題に残念な影響を与えることにもなってしまったのではないかと、私はこのように考えています。

本来あるべき部落差別解消への取り組みについて、また訴訟に至った当事案から得た 教訓が多くあると思います。労務管理も含めて、町長、教育長、お二人のご答弁、いた だきたいと思います。これが1点目です。

それから二つ目、民生費社会福祉総務費、社会福祉施設整備審査委員会の委員報酬で すか、並びに総務費財務管理費公有財産測量委託料、この2点に関わって質問します。

やまぶき園を、ふれあいセンター敷地内に移転・新築する計画に関わって、まず、移 転建替え及び地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針案を作られました。新たに必 要な機能・サービスとして、短期入所(ショートステイ)と一般相談支援事業を明記さ れています。

一般相談支援事業について問います。島本町からの委託事業と認識していますが、必ず専任で、正職であることを明記する必要があると考えています、募集要項に。その必要があると考えます。少なくとも1名、できれば2名、専任で担当していただく、そして正職であることが望ましい。経験豊かな、信頼できる相談員をしっかりと育て、島本町の障害者施策を充実させるという心意気のある団体に担っていただかなければならない、そのように考えるからです。公募に際して、この点はどのように考え、要綱にどう表現していかれるのか、確認します。

次は、ショートステイ(短期入所)についてです。夜間、1人のスタッフでは緊急時の対応が困難となるのみならず、利用者の方が、万が一パニック状態に陥ってしまった、あるいは体調を著しくこわされた場合に、適切な対応を取ることができない。不審者の侵入という大きな課題もございます。もう一つ、同性介護という視点も欠かせないものです。複数名による体制を条件としていただきたいと思いますが、この点につき、町の見解をお示しください。

さらに、今度は一定の期間の貸与を考えておられると思うんですが、この「一定の期

間」というのはどれぐらいなのか。土地貸与期間について、募集要項に明記する必要があると思いますが、他市の事例によると概ね30年とおっしゃっていたように思いますが、同様に町有地を貸与しているわくわく、それから山崎保育園の場合は、現状、どのようになっているのですか。他の福祉施設との整合性を考えておられますか。わくわくの場合は、確か3年契約で更新されているはずです。行政財産の目的外使用を許可するという、例えばふれあいセンターの地下レストラン、あるいは社会福祉協議会のような位置づけになるのか、あるいは普通財産として一定の期間を定めて貸与するのか。この点の整理はできているのでしょうか。どのような事務を要するのか、確認します。

最後に、第一小学校の給食室の課題について問います。これは第四小学校の学童保育室の新たな棟の1階に給食室を設けるという、今回、計画の変更による補正があがっています。これに関連して、第一小学校の給食を第四小学校の給食棟でともに調理して、そして親子方式で運ぶという、そういう計画を持っておられます。第一小学校の給食室については、耐震化完了後すみやかに課題解決を図っていただきたいと、かねてより求めておりました。しかしながら、学校給食室がない小学校というものが、島本町で最も歴史のある第一小学校、そして町内の多くの方がOB、卒業生の方が、第一小学校を卒業されているわけです。その地域の歴史ある小学校に給食室がなくなるということ。これは私たちが思っている以上に重い課題だと思います。

今現在いる子ども達を最優先に考えて、今、取れる最善策を取られたと私は思っています。ドライシステムに変えていかなければならない、それから空調の問題もある、食器の問題もある、食洗機の問題もある。そして何よりメニューの統一性が全町的に図れていない。このような課題を解決するのに、やむを得ない、今しかできない措置を取られると私は思っています。しかしながら、第一小学校の保護者並びに第一小学校を卒業された多くの皆さん、地域の皆さんが、ここを納得してくださるかどうか。丁寧な説明が必要かと思いますが、そういったことを認識されているか、今一度、ご説明をいただきたいと思います。

岡本教育長 一番最初の裁判に関わるご質問でございますが、戸田議員がお読みになった 部分は、判決文でいきますと、「答申における控訴人の主張」という欄をお読みになっておられるので、裁判所の判断ではございません。裁判所の判断としては、4ページに なりますけども、「控訴人が主張するような職場習慣が存在したことを認めるに足りる 証拠もない」、またちょっと飛びますけども、「休暇等は個別に生涯学習課長の承認を 受けていたことが認められ、控訴人自身も実際に事前に休暇申請を行い、課長の指示を」 云々とありまして、それから少し飛びまして「長年、教育行政課題に取り組んできたことに対する慢心や甘えから、適正な休暇申請手続きを経ることなく、自らの判断のみで 自由に休暇を取得することが許されると考えるに至り」ということで、そのことにつきましては、そういう理由をもって原判決を支持し、控訴を棄却するということでござい

ますので、その点はしっかり抑えておいていただきたいというふうに思います。

もちろん、労務管理上の問題として、こういうような気運を許すような環境にあったことにつきましては、私も処分を受けておりますので、それ以降の対応につきましては、朝の全体の集まりの段階のときから、人権文化センターの生涯学習課職員に関わる分につきましては、本庁にいったん出勤をして、それから執務に出る。それ以降につきましても、生涯学習課長のほうで適時、人権文化センターにおける生涯学習課職員のことにつきましてはチェックを入れるというふうに改善をいたしてきております。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、やまぶき園の移転建替えについての、補正についてのお尋ねでございます。

まず、一般相談支援事業の人員配置についてでございますが、総合相談のほかケース ワークやコーディネートなどの頻回な面接、訪問、地域移行への取り組みなど、拠点施 設に求められる役割を果たしていっていただくわけですから、専任スタッフの配置は必 要であると考えております。具体的な人数については、慎重に検討して配置基準等を定 めていきたいと考えております。

次に、ショートステイの人員配置でございますが、夜間の職員配置につきましては、 国基準では6人に1人となっております。ただ緊急時の対応や、昨今の、相模原で起き ました事案などを受けまして、複数の対応が望ましいものと考えております。いずれに いたしましても、他団体の事例などを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

土地の賃貸借の期間でございますが、「一定期間」というのは、私どもで考えてますのは30年程度、近隣でも、このような法規の中での30年という賃貸借で定めておられます。作業所わくわくは現在3年で更新、そして山崎保育園についても3年で更新をされていると認識をいたしております。ほかの類似施設とあわせまして、今後の年数にあわせた契約の形態については総務・債権管理課と調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

川口町長 裁判に関わってのご質問でございますけど、今回、懲戒免職処分をした事件が発生したということは大変残念なことでございます。こういう事件を職員が起こしましたが、職員を信用し信頼するという、そういう気持ちには変わりはございません。ただ、制度・システムとして、しっかり職員を管理していく必要がある、そのように反省しているところでございます。

以上でございます。

総務部長 それでは、行政財産と普通財産の違いの部分でのご質問だと思うんですけども、 行政財産の場合は、あくまでも、その用途または目的を行政で縛っておるわけですけど も、その目的を妨げない限度において、いわゆる「使用許可」、許可でございます。

普通財産の場合は、行政財産と異なり一般司法的な適用を受けます。ただ、「自治法」

の第238条の5の第4項におきまして、「普通財産を貸し付けた場合は、その貸付期間中に国、地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合は、普通地方公共団体の長はその契約を解除することができる」というふうな取り決めになっております。従いまして、普通財産のほうが、どちらかというと司法的な部分での位置づけで、ある程度、長期間というのは貸すことは可能でございます。

ただし行政財産のほうは、財務規則の第126条の第3項に「行政財産を使用させる場合は3年を超えることはできない。ただし、更新は妨げない」というふうな取り決めになっております。

以上でございます。

教育こども部長 第一小学校の給食室の件でございます。

これまでも第一小学校の給食室につきましては課題が明らかになってまいりましたが、なかなか、その対応策というのが見いだせない中、今回、苦渋の決断ではございますけども、第四小学校との親子という形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

当然、これまでの長い歴史がございますので、その点については丁寧に対応していく 必要があるというふうに考えておりますので、今後、具体的にどういうふうに進めるか ということが、もう少し決まってまいりましたら、保護者のほうにも説明を十分してい きたい、そして丁寧な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 先ほど戸田議員のご質問に対して、ちょっと説明が異なっていたかと思います。 現在、ふれあいセンターは行政財産でございますので、今回、この予算をもって、まずふれあいセンター全体の面積の確定、いわゆる境界明示をして面積の確定をする業務の予算を、今回、計上させていただいております。その後、確定をして、やまぶき園の予定としているブロックの部分を分筆をして、その部分を普通財産に切り替えるというふうな予定をしております。

以上でございます。

戸田議員 まず初めに、一番初めの読み上げたところは答申における控訴人の主張であると、それは教育長のおっしゃるとおりなんです。ただし、ここを私は大変問題というか、共感できるとまでは言えないけれども、おそらく長期間にわたり誰も気がつかなかったということはなかったのではないか、見て見ぬ振りをしたり、それから、おかしいことをおかしいと言えない雰囲気、そういったことがないよう、そして本来の同和行政、部落差別解消問題にしっかり取り組むべきところを、違う形で、このようなことになってしまったということを、非常に残念に思っているわけです。町長も、制度・システム管理の問題でもあり、反省しているというふうにおっしゃっています。制度やシステムだけではなく、あり方、それも大いに影響していると、この島本町の大きな課題だと思っ

ております。

それから、民生費についてです。一般相談支援事業について問いました。これについては、この一般相談支援事業の人員配置については、障害者施策推進協議会においても、必ず専任でお願いしたいという発言が、当事者のご家族からあったと私、認識しています。傍聴しておりました。

高槻市の施設、ぷれいすBeというところを訪問させていただきましたが、その中で、 あんだんてという相談事業を行っているところは複数の専任の職員さん、正確には3名、 置いておられました。きっちりと、しっかりと育てていきたい、有資格者で……。

伊集院議長 質疑をお願いします。

戸田議員 対応されていました。ですから、せめて1名は専任に、正職でという、ここのところを募集要項の条件にしていただきたいと、再度の質問をさせていただきます。

それから、ショートステイ(短期入所)についてです。6人に1人というのが夜間の 基準であると。しかし、この島本町で、そして施設規模で、6人のショートステイが置 けるのか。6人でも1人であるという問題。しかしながら、先ほど申し上げた理由によ り、やはり対応が必要だと。そのことは部長も認識しておられる。もう一つ、私は、難 しいことですが、障害者の方の性の問題もあると思います。女性の障害者の方が性的被 害にあわれて、そのことを理解できなかったり声をあげられなかったり、そういうつら い事件が実際に起こっています、世間では。夜間の複数の体制が必要と考える理由は、 ここにもあります。見逃せない視点だと思いますが、この点について見解を問うておき たいと思います。

土地の貸与に関わることです。普通財産に変更されて、そして要領等でしっかりと規定して、明確な基準で貸与する必要があると思います。そして、なおかつ他の福祉施設との整合性を図る必要がある。わくわくさん、あるいは山崎保育園だけ3年更新を続け、やまぶき園は30年というのは、これはちょっとバランスが悪いなと。ここの是正を求めたいと思います。

一方で、30 年契約にした場合、30 年後には、今回の事情をわかる職員、そしてここの 議員も検証できないという、30 年後には、更新の際に。ですから、要領等の基準には一 定、ここのところをどうカバーするか。見直しをするような文言が必要ではないでしょ うか。

以上です。

総務部長 先ほど、若干ご説明させていただきましたように、今、ふれあいセンターの行政財産の部分を最終的には分筆をして、一部を普通財産にして、それで貸与する。ご指摘の、他の普通財産で貸し付けしている部分との整合性でございますが、今現在、作業所わくわく、それから山崎保育園用地というのは3年契約をやっております。ですから、その辺の整合性は整理をして図っていきたい。区別というか、そちらの3年というのは

現実的に建物が建ってますので、3年で契約を切るということは物理的にあり得ません。 地上の上に建っている部分で、それを撤去せえというふうな、そんなことにもなりませんので、今回、やまぶき園と同等の取り扱いができるような形で整理して、基準を作りたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 それでは、地域生活拠点施設等整備に関するお尋ねでございますが、一般相談に関しての専任の必要性ということは、先ほどご答弁させていただきましたように、私どもといたしましても専任スタッフの配置は必要であろうというふうに考えております。そこに対する具体的な人数というものにつきましては、今後、慎重に検討して、募集要項等で示していきたいと考えております。

また、ショートステイに関する人員配置でございますが、こちらのほうも先ほどお話しさせていただきましたように、複数での配置が望ましいという考えを持っております。 男性・女性1人ずつ、その辺の部分については、改めて募集要項の中で示していきたいと思っております。

以上です。

平野議員 一般会計補正予算に関わって、やまぶき園の移転建替え及び地域生活拠点施設等整備に関わること、それから四小の校舎整備設計業務の変更について、特に一小の給食室廃止に関わって、お尋ねします。もう一つは、第三小学校耐震補強等工事がされるということで、基本構想そのものに関わりますけども、今、A棟、それから保育所に関しても調整しておられるということですので、その点、保育所に関して1点、ここでお尋ねしておきたいと思います。

やまぶき園移転建替え及び地域生活拠点施設等の整備基本方針、私たちは11月1日の障害者施策推進協議会で初めて、この基本方針案を知ることができました。先ほど共産党の議員のほうから非常に唐突というんですか、もっと早くに説明がなかったのかなというふうに質疑があったと思いますけど、私もそう思います。27年度、3回、協議会で審議されて、なかなか情報がないというふうに私も思っておりました。少なくとも12月議会に関連予算を出すということであれば、予算要求をされますでしょ。予算要求をされる段階で、私は一定、基本方針案については固まっていると思うんですね。その段階で説明できたのではないかと思っているんですけど、いかがでしょうか。

それから、具体的には先ほど新しい機能、地域生活支援拠点施設という形で、これから島本町における障がい者の地域生活を支えるということで、大きな役割を果たしていただけるわけなんですけども、今の機能に加えまして、短期入所(ショートステイ)、一般相談支援事業というのが入る。または新たな提案事業が入るということで、より充実していくというふうには思っております。

それぞれ協議会での意見、それから人 15・日 12 で資料請求しました「町内の関係団

体の意見聴取、懇談内容のわかるもの」「福祉事業所と団体への説明及び意見交換の内容のわかるもの」ということで資料をいただいておりますので、いろいろな意見があるということについては、これでほんとによくわかりました。また、日本共産党島本町会議員団のほうで出された質問、これもほんとに専門的に、非常に良く障害者施設のことに十分精通しておられる内容の質疑になっておりますので、ほんとによくわかるということですが、この二つの資料から具体的にお訊きします。

短期入所(ショートステイ)では重度障害者も受け入れる体制を作って欲しいということでしたが、協議会でも発言がありました。特に行動障がいを持っている方、障がい者がおられるご家族の方からも強い要望があったと思いますけど、その点はどうでしょうか。当然、受け入れていただけるものというふうに思っておりますけど、そうですか。それから緊急時の受け入れというのも、一応、基本方針には書かれています。ニーズが非常に多いというか、ニーズが強いというんですか、ということだと思うんですね、緊急時。24 時間、困ったときに夜中でも緊急時に受け入れてくれるという場所として、ショートステイというのは機能するのでしょうか。その点、お聞かせください。

それから、相談支援に関しましては専従配置をしてくださるということでしたよね、 よろしくお願いします。

相談支援に関しましては、基幹相談、役場としっかりと連携を取っていただけるものというふうに思いますけれども、今後、その基本方針の中にある一般相談支援事業の内容として、例えば長期入院・入所からの地域生活移行への支援――地域移行支援・地域定着支援、そして就労した障がい者へのフォロー――就労定着支援、これは新たな「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、この改正があるということで、将来的にはこういう就労定着支援もやっていかれる、取り組まれるということですけど、かなり範囲が広いと私は思うんですけどね。これはほんとに1人で、専任で大丈夫なのかという思いもあります。知的だけではなくて精神または身体の障がいを持つ方々への支援ですから、それぞれの特性に応じた形での支援が必要だなというふうに思っております。1人で可能でしょうか。

また、その雇用ができない場合はね、私は町の職員が、共産党議員団の文書にもありましたけど、役場の職員が、福祉事務所の職員が、ここに出張する。一般相談支援事業に出張するという方法も、私もあると思っています。本当に島本町の拠点施設というならば、そうして欲しいと私も思っております。その点はどうでしょうか。

それから、団体から、やまぶき園の保護者会などからの質問・要望で、将来的に定員は増えるのか、というのがありました。ショートステイは3人~4人ということでしたけども、やはり要望が多かったですね。非常にショートステイのニーズが多い。今でも町外のところを利用されてますけれど、利用できないときもあるというふうにおっしゃってましたので、この定員についてはマックスが4人なのか、6人では、やはり駄目なの

か、駄目な理由は何なのかということを教えていただきたい。

それから、協議会でも非常に議論になりました。今度は民設民営にするということなので、そうであったとしても町がきっちりと関与し、町が責任を持って欲しいということをおっしゃっておりましたけど、どういう形で町が関与するのか、責任持つのかということをお示しいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

それから、四小の教室増設・学童保育室増設に関わって、給食室も整備する、給食棟を新設するということですね。四小に関わっては、児童数も増えるから給食棟の新設は必要だということは、これはよくわかりました。ただ一小のほうがね、改修が必要であるということは以前から問題にもなっておりましたし、昨年の民生教育消防委員会でもそのことの質疑があって、最短で2016年度で設計、2017年度に工事、2018年度に開設したいという気持ちはある、というような答弁がありましたので、私は当然、それに向けて検討が進んでいるものというふうに思っておりましたが、突然、11月25日の12月会議の議案説明で、いや一小は給食室廃止、四小に親子方式で給食を運搬するということをお聞きして、正直言って、ほんとにびっくりしたものです。

親子方式は、もちろん中学校ではこれから実施されますね、1月から。ですけれど、今ある小学校を廃止するというのは非常に私は大きいと思っているんですね、給食室廃止というのは。学校内の敷地に調理場があるから、やっぱり調理をしている様子、それから調理員さんとの交流、これは民間委託になりましたので、なかなかそれは難しいかも知れませんけど、少なくとも作る人がいる。作る人と食べる人が交流ができるとか、温かいものを食べることができるとかいうことはメリットだと思うんですけどね。そういったことが、できるだけ、この辺の、どう対応したらいいのかなというふうに思っているんですけど、そのあたりのことをどうカバーしていくのかなというふうに思っております。何か考え、工夫したらできることがあればお聞かせください。親子方式でも温かいものを食べることができるとか、何か給食を作る人との交流だったりができるのかどうか。そういうことも考えておられますかということ、教えていただきたいと思います。

伊集院議長 時間が押しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

平野議員 はい。それから、保護者への説明ということですけど、議案前にはされてないと思うんですけど、ただ、この前、私たちは課長と、それから栄養士さんと一緒に現場に行って説明をしていただいたわけなんですけど、それは12月7日でしたから、12月8日に業者委託のことで、そういう協議会というんですか、学校給食の委員さんと話す機会がありますとおっしゃいました。その際にお伝えしておきますとおっしゃったんですけど、それは実際はどうされましたか。本当にお伝えされたのかどうか、お聞かせください。

それから、第三小学校の耐震補強等の工事に関わってですけれど、その補強工事その

ものについて質疑するわけじゃありませんけれど、今、A棟の建て替え、それから保育所の建設のほうの設計業務が行われているということですけど、現場の意見を資料として共産党のほうで求められましたので、お示ししていただきました。そこにはね、実は非常に大きな問題が書かれてないと思っているんですよ。現場の方々からお聞きしていることですけれど、保育所の乳児の園庭は取れるが、幼児の園庭が取れないんだということをおっしゃっていました。これは大きな問題だと思うんですね。幼児が遊ぶ園庭が十分取れないということは、どういうことでしょうか。これは今しか訊く機会がないので、ぜひ、お答えいただきたいと思います……(「もっと簡潔にしてください」と呼ぶ者あり)……。

健康福祉部長 それでは、数点のお尋ね、いただいております。

基本方針について、もう少し早い説明ができなかったのかということでございますが、 11月1日に障害者施策推進協議会、そこで初めて、この基本方針をオープンにさせてい ただいたわけでございますが、今、ちょっと手元に正確な日にちはないですが、約1週 間ほど前に、初めて委員の皆様に資料をやっと送れた。それもギリギリまで資料の作成 にあたっておりましたので、説明がその前後になったというのは、私どもといたしまし てはやむを得なかったということでございます。

また、ショートステイの重度障害者の受け入れでございますが、今、ショートステイに関しましては知的障害者――身体重複障害者も含むですが――を中心に、今現時点では考えております。そのほかの重度障害者の方々についての対応については、今後、町内外の事業所の連携により資源の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、相談支援の人員配置の対応についてでございますが、先ほど一般相談については専任が望ましいという話をさせていただきましたが、人数については、今後、検討してまいりたいと考えております。役場の職員が出張してということでございますが、役場の職員については基幹相談支援センターということで相談も受けてやっておりますので、その役場としての機能と連携して、今後も対応してまいりたいと考えております。

また、基本方針に定めております、お示しした定員でございますが、これはあくまでも最低基準を定めさせていただいたもので、今後、提案の中では、この最低基準以上のものを提案いただくという定員見込みでございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、町の関与ということに関しましては、保護者の皆様、相談させていただいている中では、そのようなご意見が何点か出たというのは私も記憶いたしております。新施設は、やまぶき園の機能のみならず、新たな町の障害者福祉サービスの新拠点となる施設でございますので、施設を整備する事業者と町で協定等を締結したうえで町有地の貸与等、支援を実施する予定にしております。障害者の地域生活をサポートする拠点としての役割等については、協定書等に基づき、必ず担保するように働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 第四小学校の給食棟建築に絡んでの第一小学校との親子方式ということで、今回、提案をさせていただいております。

第一小学校の給食室の課題については、もう議員もご承知のとおりだろうと思います。 現状の給食室で改修をするとなると、隣接する教室として図工室があるわけですけども、 それを潰さなければならないというようなことが起きたり、それがかなわなければグラ ウンドに新たなものを造るということで、グラウンドがまた狭くなるということ。課題 がたくさんある中で、なかなか前に進めないという状況にあったという中で、第四小学 校で新たに給食室を造らなければならないという状況も出てきましたので、その中では、 一体的に親子方式でという方法も考えられるんではないかということで、今回、ご提案 をさせていただいてます。

第一小学校には今、給食室がありますので、すべてを第四小学校でという――調理は 第四小学校でやろうと思ってますけども、当然、配膳であったり食器の洗浄、そういっ たことについては第一小学校で継続してやっていこうと思ってますので、そこで作業さ れる方々との、交流というとあれですけども、そういったことはまだ残っているかなと 思います。それと、当然、栄養教諭も学校にはいてますので、「食育」という点では他 の学校と同様に、食育というものは実施していけるというふうに思っております。

あと、保護者への説明ということですが、先ほどのご質問にもありました 12 月 9 日の日に、給食の調理業務委託に関しての関係者、保護者も入っての意見交換会がございました。そこでは、保護者の方には第一小学校での給食、第四小学校との親子ということは一定お伝えをさせていただいて、今後、保護者の方に説明会なりをしていくということでお伝えをいたしております。日程についてはまだ調整中ということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、第三小学校についての保育所の関係ですが、基本構想の段階から、やっぱり第三小学校のグラウンドの問題が非常に大きい問題でございました。できるだけグラウンドを残すということを考えていった中で、保育所の園庭が思うように取れないという状況も出てまいりました。ただ、小学校のグラウンドを保育所の子どもが使えないということではございませんので、その辺は工夫をしながら、当然、体育の授業等もございますので、危険な場合、混同することがないように対応する必要はあると思いますけども、大きな行事であったり多くの子ども達が一度に何かをするというようなことであれば、小学校のグラウンドも活用ができるということですので、その辺の安全対策という部分については課題はございますけども、そういったことも考えつつ、今、検討しているということで、まだ最終的な形にはなっておりませんので、それは改めて決まりましたら、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊集院議長 質疑は簡潔にお願いいたします。

平野議員 はい。ショートステイですけれど、 身体と知的障がいの方は受け入れるけど、 重度者の方については、結局、受け入れることができないということですか。この基本 方針の中には、短期入所については「新拠点施設においては緊急時の受け入れ、重度障 害者への対応」というようなことも書かれているので、私は当然、重度障がい者の方、 それから行動障がいのあるような方についても、ショートステイ受け入れられる、受け 入れるものというふうに思っておりました。私は、ここに一番のニーズがあるんではな いかというふうに思っておりました。私は、ここに一番のニーズがあるんではな いかというふうに思っているんですね。ですから、それこそが、このことができなけれ ば、私は地域生活支援拠点としての役割は十分果たせないのではないかと思うんですけ ど、その点、ちょっと、はっきりお答えください。

続きましてですけれど、整備費用にかかることですけれど、基本方針の中では、公設による場合は国庫補助が使えない。しかし、民間法人が整備する場合は社会福祉施設等施設整備費補助金、補助率、国2分の1・府4分の1を利用することが可能だということですね。具体的には、もちろん設計とか整備内容とかが明らかにならなければ、なかなか、この事業費というか、この施設にどれぐらいお金がかかるかというのはわからないかも知れませんけども、概算で、この施設整備にどれぐらいお金がかかって、国や府の補助金が幾らになるのか、また島本町の補助金は幾らになるのかということについてもね、私は当然、募集要項に明記されるというふうに思うんですね。そしたら、今の段階で、やはり概ねどれぐらい、町の負担があるのかということについては議会としては知る必要があると思うんですよ、どれぐらいの費用負担が発生するということは。だから、そこははつきりお答えください。

もう一つは、法人の持ち出しが多いと、また応募者が少なくなるんではないかという 心配もあるんですね。できるだけたくさんのところに応募していただきたいということ もあります。それについても、できるだけ質の良いというか、障がい者の人権とかも十 分尊重していただける法人に来ていただかないといけませんから、多くの法人に応募し ていただく工夫というものは、どういうふうにされるのでしょうか。それについても、 お聞かせいただきたいというふうに思います。

保育所の園庭が、やはり取れないということなのですね。結果的には小学校のグラウンドを使わなくてはいけないということで。これは非常に大きな問題ではないかと思うんです。保育所の子ども達が園庭を日常的に使えないというのはね、小学校のグラウンド、つまり、協議しながら使わなくちゃいけないわけでしょ。今日の1時間目は体育があったら使えないとか、そういうことを協議しながらしか使えないわけですから、非常に保育としては支障があると私は思っているんですけれど、このあたり、幼児の園庭が取れないということについては、何か対策が取れないのでしょうか。お聞かせください。それから、一小の給食室の問題です。新しく給食室を造るということについてはグラ

ウンドが狭くなる、というふうにおっしゃっていました。私も、それは困るなというふうに思っているんですよ。そんなに大きなグラウンドじゃないのでね。ですから、もう少し具体的に、給食室をグラウンドのところ、ちょうど玄関の横ですかね、造るとしたら、どれぐらいの面積が必要なのか、グラウンドがどれだけ狭くなるのかということです、結局。どれぐらいの面積が必要なのか、だから四小で親子方式にするんですよという説明を、私も、もしこれ議決したら説明しなくちゃいけませんので、その点、お聞かせいただきたい。

それからもう1点は、親子方式にすることによって給食室で調理業務をしなくていいということですので、建設の費用、それから給食の業務委託費用が削減できるということもおっしゃっています。具体的には、どれぐらい削減できるということでしょうか。 健康福祉部長 数点のお尋ねでございます。

ショートステイの重度障害者の受け入れにつきましては、主たる対象者としては知的 障害者を考えてます。その中で、基本方針の中で身体重複障害者を含むということでご ざいますので、重度障害者についても受け入れはしますが、知的障害者が中心になって こようかと。また、医療的ケアを必要とする重症心身障害者等については、町内外の事 業所の連携により支援の確保を図っていく必要があろうというふうに考えております。

もう1点、整備費、国庫補助等のお話でございますが、整備費については、今後、応募されてくる法人によって、何階建てにされるのか、どのぐらいの面積にされるのか、それによって変わってくるとは思います。国庫補助の、今現在で出されている基準額でいきますと、今の施設サービスを満たすような施設を建設していけば、その施設全部に対する費用ではありませんが、整備の補助基準額というものがありますが、それに対する4分の3が、国・大阪府の補助としていただけるということでございます。他団体の事例を見ておりますと、当然、その部分については、それ以外は法人で持つという団体ではなくて、ほかは各市町村が補助するということも想定されておりますので、その辺は、他団体の事例も踏まえて検討してまいりたいと思っております。

また、多くの法人に応募いただくための工夫ということでございますが、事業者の募集につきましては、年明け以降の実施を想定をしております。一定期間の周知、受付を行った後、評価・選定、そして年度内に整備運営事業者を決定していくわけでございますが、それを待たずして、先ほどの基本方針が定まりましたので、周知は広報・ホームページでしていきますが、それまでの間に、基本方針が策定できておりますので、年内に募集要件を満たすと思われる近隣事業者には基本方針をお送りして、このような計画を島本町では考えているという案内を事前に送らせていただいて対応しようというふうに考えております。

以上でございます。

教育こども部長 第三小学校への第四保育所の移転に関しての園庭ですけども、全く園庭

なしということではなくて、今の第四保育所ほどの園庭を確保することは難しいですけども、ある程度の園庭を確保したうえで、多くの子ども達で活動する場合には運動場を活用するということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、給食室の件ですが、第一小学校に仮に給食室を造るとすれば、グラウンド全体で1万平米ぐらいの大きさですので、そのうちの建物だけで300平米ぐらいのものが要ります。当然、建物だけというわけにいきませんので、その周辺も含めると、かなりグラウンドを削らなければならないという状況になります。

あと費用的には、当然、親子にすると配送費用がかかります。ただ、調理にかかる費用については特段、そんなに減るわけではございませんし、先ほどご答弁申し上げましたように、配膳であったり食器の洗浄・保管というのは第一小学校でやっていきますので、それは当然、これまでとは変わらないというか、さらに食器が変わりますと、保管庫であったり洗浄の手間というのも増えると思いますので、費用的には、親子にしたから特段費用が減るということにはならないというふうに考えております。ただ、また具体的に幾らというとこら辺までの費用は出しておりませんので、また今後、積算をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

平野議員 最後の、給食室を一小に、もし造った場合の建設する費用は幾らぐらいですか、 という質問の答えがなかったと思います。もし造れば、ということです。今回は造らな いということになったわけですから、それだけ行政コストとしては減るということなの で、その点についても、お示しをいただきたいというふうに思っております。

12月の9日に、調理業務委託に関して保護者との意見交換会が開かれて、そこで伝えられたということですけれど、保護者からの何か意見とか、それについて感想とかがありましたでしょうか。もし、ありましたら、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、やまぶき園のほうですけれど、知的と身体、それから両方重複の人は受け入れる、医療的ケアの必要な方はちょっと難しいというようなことだったと思いますけど、いわゆる行動障がいと言われる方、特に協議会で、私は意見をおっしゃっていたと思うんですよ、保護者の方が。行動障がいのある障がい者は受け入れられますか、というふうに訊かれてましたのでね。非常にそれは、とても強い要望があるのだなというふうに思いましたから、そういう方々の受け入れは必要だと思うんですけど、その点はどうでしょうか。緊急的に対応が必要な場合もあると思うんですね。そういう場合も可能だということでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどショートステイの定員についてですけれど、もし、例えば4人が6人になるということになりましたら、つまり整備費がかかる、また人の配置が増えるということかと思うんですけど、その点が私、4人が6人になるということについて、ニ

ーズがあるわけですから、ニーズがあるのでしたら受け入れるという体制を作るべきではないかと思うんですけれども、整備費用がかかるからとおっしゃるけど、整備費用は補助金も出るし、町も負担する。法人の負担もあるということですけれど、その点はやはり要望に応える、地域で暮らしていく在宅支援を保障するのですから……。

伊集院議長 質疑をお願いします。

- 平野議員 ぜひ、その点はきちんと、やっぱり4人までなんだとおっしゃるんだったら、 なぜ4人までなのかということを、きちっとお答えいただきたいと思います。
- **教育こども部長** 仮に、第一小学校に給食棟を造った場合ということですが、給食棟を造るにあたっては、また既存不適格という、今の校舎自体の改修であったりエレベーターを造ったりという費用も入ってきますので、1億ではすまないというふうに思っておりますので、相当費用がかかると思っております。細かい計算をしてませんので、ただ、第二中学校に造った給食棟は4億かかってますので、それ以外にエレベーターを付けたり既存の建物の改修、諸々入れていくと相当な金額になってます。そういうことを考えると、相当な費用が必要になってくるということでございます。

それから、12月9日の日に保護者の方に意見交換会の中でお話をさせていただいたんですが、詳細まではなかなか、全員の方が来られているわけではありませんので、説明をしてませんので、その点についてはまた今後、ほかの方にも丁寧な説明をお願いしたいというようなご意見がございましたので、日程を調整して、今後、説明をしていくということでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 平野議員からの2点ほど、再質問でございますが、後段のほうの答弁から させていただきます。

ショートステイ、ニーズがあるんであれば6人以上の定員にしてはどうかということでございますが、先ほど申しましたように、あくまでも基本方針で示しておりますのは最低基準でございまして、それを超える提案をいただきましたら、当然、事業者決定の際には、その分を評価をしていきたいというふうに考えておりますし、4人の設定には、これまでの実績を踏まえて、ならして考えると4人程度で対応できるかというふうに考えております。ただ、ならせば4人ですけども、やはり休前日になると非常に多くの申し込みがあって、ウィークデイになると、その分が減るということで、必ずしも、それですべてが満たされるかということであれば、そういうことではないんですが、ただ、過大なショートステイの枠を抱えることは稼働率が落ちるということで、整備事業者を今後応募していただくには大きなハードルになってくるものと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

福祉推進課長 1点目の再質問の、ショートステイの行動障害等の受け入れでございます。 主たる対象は知的障害者、また知的障害と身体障害の重複障害者を想定しているわけ

でございますけども、もちろん行動障害につきましても、受け入れについては、そのときどきの混み具合とか状況にもよるかと思います。基本的に受け入れを図ってまいるものと考えております。また緊急時対応についても、緊急に何らかの理由で、その日とか緊急に利用が必要だということになれば、当然、調整して受け入れの対応を図っていくものと考えております。

以上です。

岡田議員 町債の衛生債について、お訊きいたしますね。議案説明のときには、清掃工場 の施設整備事業債として 2,340 万とお聞きしているんですけども、実際、議案の中では 2,790 万と、金額が変わっているんですけどね。これは金額が変わった理由というのは、 どこがどういうふうに変わって金額が変わったのかということが 1 点ですね。

そして、やまぶき園の件なんですが、パブコメについて質問させていただきますね。 ある議員のチラシの中には、このパブリックコメントが必要ではないかということが書いてますし、また共産党の要望書におきましても、このことを「実施もないまま」というような表現が出てるんですね。私たちは、これはもう担当のほうが保護者会とか、手をつなぐ親の会とか、4団体、丁寧に1件、1件、意見を集約されたということをお聞きしておりますので、パブコメ以上にしっかりと回ってくださっているんじゃないかなと思ってますので、今後、これが必要かどうかということも含めて、お聞かせいただけますか。

3点目です。「ふれあいセンター条例」の中には、ここはゲートボール場の規定になっておりますね。それと、今回、この補正予算であがっております公有財産の測量があがっておりますが、これは測量の方が先なのか、条例の改正がその後になるということでよろしいんですか。これは条例改正しなくっても、測量を先に実施するというような取り方でよろしいんでしょうか。

3点、お聞かせいただけますか。

財政課長 衛生債についてのお尋ねでございます。事前に説明させていただいていたときから起債の金額が変わっているのではないか、とのお尋ねだったと思うんですが、担当課、原課のほうと工事の内容について詳細に打ち合わせ、調整をする中で、当初、考えておりました工事内容に加えて、さらに別の工事内容についても資本形成にあたるとして起債対象とできるというふうに見込まれる部分が新たにわかりましたので、このあたりについては大阪府の担当部局とも調整をしております。その結果、交付税措置のある起債をできるだけ確保したほうが良いとの判断から、最終的には、今回、予算にあげさせていただいております2,790万円というふうにさせていただいたものでございます。

具体的に、追加といいますか、見込んでおります工事の内容としましては、ごみのクレーンデータ処理装置の更新工事、それからパケット更新工事、スラリーポンプ更新工事を最初は見込んでおりましたが、それに加えてアルミ選別機の回転子の取り替え工事

についても起債対象とできるとの判断から、最終的に予算額を決めさせていただいたも のでございます。

私のほうからは、以上でございます。

健康福祉部長 パブリックコメントについてでございますが、パブリックコメントにつきましては「パブリックコメント手続実施要綱」に基づき実施するものでございまして、同要綱第3条において手続きの対象となるものとして、町の基本的な施策に関する計画指針等と規定されております。この「町の基本的な施策に関する計画指針等」とは、同要綱の解説におきまして、総合計画及びそれに準ずる計画等として定義されておりますので、今回の基本方針については対象となるものではないと判断をいたしました。

しかしながら、障害者の皆さんの地域生活支援拠点の整備でございますので、障害者、家族の当事者の皆様や、関係事業者のお声をお聞きする必要があるとの判断から、基本方針のまず策定時――昨年度ですけれども――から話をお聞きする機会を設けて、また基本方針(案)が作成後も、丁寧にご説明させていただいて、ご意見を頂戴したところでございます。

以上でございます。

総務部長 それでは、「ふれあいセンター条例」の関係で、ご質問でございます。

前後関係で申し上げますと、今回の補正予算であげさせていただいているのは、ふれ あいセンターの外周全体の境界明示、それから測量のみでございまして、今後、やまぶ き園が移転をするということになりますと、そのときに「ふれあいセンター条例」の中 でゲートボール場の規定がございますので、そちらのほうの削除の条例改正が必要とな ってまいります。

以上でございます。

岡田議員 じゃ、最後ということで。その条例改正をされるんですが、結局、いつ、これはされるということになっておりますか。これはまだ決められてなかったら決めてないで、それは結構です。

それと、パブコメを実施しないというような理解をして、それでよろしいんでしょうか。

それともう一つ、町債ですけれども、やっぱり議案説明のときと金額が変わったということは、今回の補正予算のときに説明が必要かなというふうには思いますので、すみません、今後のためにも、ぜひ変わった内容に関しては説明をお願いしたいかなと思いますが、ご意見があったら言ってください。

以上です。

総務部長 「ふれあいセンター条例」の改正の時期でございますが、まだ決定はしておりませんが、今後、させていただく形になります。

それと、町債の清掃債でございますが、公式の場での説明というのは今回でございま

すので、事前の説明は一応、予定という形でお願いしたいというふうに考えております。 すみません。

以上でございます。

健康福祉部長 パブリックコメントの再度のお尋ねでございます。基本方針はすでに策定 をいたしております。パブリックコメントの実施予定はございません。 以上でございます。

外村議員 第83号議案 補正予算について、ちょっとお伺いします。

やまぶき園の移転に関してですけども、もうすでにいろいろ出てるんで、回答は、答 弁出てたかもわかりませんが、私としてはちょっと。

今回、町立から民間立に変わるということの認識でいいと思うんですけども、そのことによって、島本町の財政面でどういうふうに変わるのか。指定管理料が要らなくなるだとか、いろいろあるんですけども。それと運営面、町の監督・関与の度合いがどういうふうに変わるのか、これがお訊きしたい。それと、その他考えられるメリット、あるいは懸念される項目、デメリットはどんなことがあるか、想定されるか。これについてお伺いしたい。わかりやすく教えてください。あと、土地の貸与については30年という話出てましたけども、返すときはどういう条件で返すというふうになっているのか。ちょっと、それがきちっとできているか、お聞かせください。

もう1点は、訴訟にかかる弁護士費用のことでございます。今回、378万という報酬を払うということになってますけども、それまでに過去、着手金を3回で234万3,240円払っているということですけど、この着手金というのは一つの裁判で、確かに公平委員会と、私の資料請求では分かれてますけども、一つの裁判で3回も着手金を払わなきゃならないというのは私ちょっと、素人としてはわかりにくいんで、これはどういうふうに理解していいのかということと、報酬金、これは報酬金は成功の度合いによって変わるというふうに言われてますけども、人びとさんが請求された人17の資料で、るる、俵弁護士事務所から書いてますけども、よくわからない。500万円がなぜ出てくるのか、わからない。これは教育委員会としては正当な要求だというふうに理解されていると思いますので、これについて、378万の根拠を簡潔に、わかりやすく、妥当だということを説明していただきたい。それと、最終的には615万円何がしかかったということですから、具体的に退職金を払わなくて済んだというんであれば、プラマイどれだけ、3年ほどかかった裁判によって労が報われたのか。その費用対効果も示していただきたい。

もう1点は、この俵法律事務所というのはいつ頃からのつきあいなのか、島本町としては、ここの弁護士事務所以外はないのか。それと、かなり高額な請求をされているということで――高額かどうかは私もわかりませんけども、昨今、弁護士もいろいろとフレンドリーで、安価で、かなり親身にやってくれるという弁護士事務所が増えているとも聞いてますんで、なんだったら、もっと安いところを探すとか、そういう努力は日頃

されているのか。ぜひ、その辺の何か、昔から俵だからそこにやっているというんだったら、私はちょっと努力してもらいたい。その辺の考え方を教えていただきたい。

それと、債務負担行為で、たくさんの来年に向けての入札案件があるわけですけども、 その入札に際して、現状での業者の決めたときの入札資料をずっともらいました。 資料 請求でもらいました。 その中で何点か、ほんとにこれ、まじめな競争しているんかいな というのが幾つかあります。

一つは、島本町役場の電気設備管理業務、これは予定価格が3,988万2千円に対して、落札業者は3,983万、あと2番手は2千円アップ、次は8千円アップ。極めて、もう話し合いが行われたかのような数字が並んでいる。3,900万の案件で、これだけの微差で並んでるというのは、何か、私はちょっと疑いを持ってしまいます。もう1点は、不法投棄パトロール及び清掃工場、これも1,520万4千円のやつに対して、もうほとんど誤差のない金額で5社がやっていると。あと町立小・中学校警備及び維持管理業務、これも数字を見れば、もう明らかにそういう類いだなと。これなんかは、4社は予定価格そのとおりで、全く入札、取る気もなければというような感じを受けます。

いずれにしましても、これ全部、指名競争入札されているということですから、業務によっては指名でないとまずい、品質が保てないとかあるんでしょうけども、別にそんなことはないような業務もあると思いますんで、指名じゃなくて一般でやってみるとか、やはり工夫をしていただきたいなと思うんですが、この辺の入札に関して、これから1月からかけてやられるんでしょうけども、ぜひ、何か改善の余地があると思うんですか、それに対する見解と気構えをお願いしたいです。

以上です。

健康福祉部長 外村議員からの、数点のお尋ねでございます。

まず、公から民に変わることによって、財政面、運営面、どう変わるのかということでございますが、財政面では、民設民営に変わることで、これまで指定管理協定に基づいて支出しておりました指定管理委託料、今回、第4期では2,204万円ということになりますが、この支払いがなくなります。また、整備費についてでございますが、町が公で施設として単独で整備をいたしますと、国庫補助制度が活用できず、全額、町が負担することになります。一方、民設施設として整備する場合は、先ほどお話しさせていただいた補助基準額に対して4分の3が国と大阪府からまかなわれるということでございますので、それにプラス町の単独補助や法人の負担など、4者で整備費を分担することによって、町単独で整備するよりも充実した設備、施設か可能になるものと考えております。

運営面については、当然、設置者が島本町から民間法人に変わる。個々のご利用に対する支援につきましては、今まで同様、事業者を中心に行い、必要に応じて町が支援の調整やバックアップを行う体制となりますから、この点は何ら変わるものではないとい

うことでございます。

また、新施設になりましたら町が関与がなくなるんではないかという面につきましては、先ほど来、ご答弁させていただいてますように、事業者と町で協定等締結していき、町としての一定の関与はしていきたいと考えております。

メリットでございますが、今までやっておったサービス以外に、今回はショートステイ、一般相談支援事業を実施いたしますし、今後、提案いただく事業者の提案においては、これにプラス新たなサービスも追加されると考えております。また財政負担の削減、先ほどご説明させていただいた財政負担、指定管理料・委託料の支払いがなくなるとか、そういう面がメリットだろうと。デメリットについては、現時点では考えておりません。あと、土地の一定期間過ぎた後の返却でございますが、一定期間としては30年と考えているとお話をさせていただきました。この30年後、今後については、そこで切るということではなくて、また更新ということも当然あり得ますが、もし、30年程度で、その賃貸の期間が終われば、当然、原状回復が基本だろうというふうに考えております。以上でございます。

教育こども部長 裁判費用に関してでございます。

弁護士の報酬につきましては、平成 16 年までは、一定、弁護士会のほうで、そういう 基準があったようでございますが、その後、各法律事務所のほうで一定の基準額という のが定められているというふうにお聞きをしています。その中で、俵法律事務所のほう で定められた額と、あと、町村長会のほうの顧問弁護士をされてますので、それとのお つきあいといいますか、本町も町村長会に入ってますので、その関係で、俵法律事務所 にお願いをしているということでございます。

金額につきましては、本来ですと公平委員会、それから一審、二審、それぞれ着手金は払っていますけども、成功報酬という形で精算するのが通常だと思うんですが、関連するものであるということで、最終的な精算でいいということで、法律事務所のほうと協議をこれまでやってきました。その中で、着手金を見ていただいたらわかるんですが、公平委員会のときに126万円という着手金になっておりますが、一審ではその半額ぐらいになってます。その辺は同じ案件でという中で、金額を下げていただいている。これは協議でこうなっているということでございます。文章では書いていただいてますけども、そういった交渉の経過の中でそうなってきているということで、ご理解をいただきたいと思います。

最終的に518万というのが出てくるんですけども、これについても町と、これまでの 長年の準顧問というような関係にあるということで、30%を減額をしていただいて、最 終的には成功報酬としては350万円、それに消費税を加えて378万ということで、協議 をさせていただきました。そういった経過の中で、今回の金額が出てきたということで ございます。 俵法律事務所とのおつきあいと言いますか、関係につきましては、いつからというのが、ちょっと定かにデータはございませんけども、20年以上はおつきあいをさせていただいている事務所でございます。

それと、今回の裁判費用と、実際にこれ、負けてたら退職金であったり、それまでの給料を払う必要が出てくるんですが、それが大体 3,500 万ぐらいになりますので、今回の着手金、それから報酬金、事務費も含めまして 615 万かかっているんですが、これを差し引きますと、2,860 万ぐらいは、その差があるということをご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

財政課長 まず、債務負担行為の資料としてお付けいたしました過去の入札結果についての一部で、落札率が高いのではないかという点のお尋ねだと思います。

まず、一般論として申しますと、落札率が高いからと言って、それだけの理由で何かしら話し合いが行われているというふうな証拠にはならないとは思っております。ただ、いずれにしましても、そういう入札にあたって不公正なことが行われているというふうな疑念を抱かれることがないように、対応のほうは考えてまいりたいと思っております。対応につきましては、やはり決まった答えというか、やり方というのはありませんので、他団体の例等も研究しながら、具体的な対応については考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

人事課長 お尋ねの俵法律事務所との顧問契約についてでございますが、町村長会のほうで一括して契約をしており、またその中で常日頃の法律相談等、法律問題の相談などは、その中で契約の中でまかなっているというような状況でございます。また、先ほど教育こども部長からありますとおり、20 年以上のつきあいと言いますか、契約している中で、島本町の状況もよくわかっていただいているというようなこともございますので、現在のところ、変更するであるとか、そういったことは考えておりません。

以上でございます。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後5時28分~午後5時40分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

外村議員 2問目、行います。先ほどの顧問弁護士の件。町村長会が使っている法律事務 所やということですけど、大阪の10町村すべてが、ここと契約しているということなん でしょうか。その辺、教えてください。それと私が言いました、20年来のつきあいか知 れませんけども、ほかに顧問弁護士として探すという気は全くないのか。それをお答え ください。 もう1点、先ほどの入札に関してですけども、何も問題はないというご答弁でしたけども、ぜひ、業者を入れ替えるとか一般競争の区分を導入するだとか、そういうお考えは全くございませんか。その辺について、決意をお願いします。

以上です。

総務部長 入札の件でございます。債務負担行為の資料で、外村議員からいただいている ご質問でございます。

業者を入れ替えるというふうな、いろんな手立てはあるかとは思います。27 年度に入りまして、ここの庁舎の警備・清掃については、大体 10 者ぐらいを入れております。新しい業者が 27 年度にやってるというふうな実績もございますので、その辺、工夫して、できるだけ住民の方々に疑念を抱かれることのないように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

以上でございます。

以上でございます。

- 人事課長 顧問弁護士に関わっての再度のご質問でございますが、町村長会の中で、島本町と忠岡町、千早赤阪村、豊能町、能勢町、岬町、この6団体で一括して顧問契約をしているというようなところでございます。そして、1団体当たりの年間の費用というのは12万円となっておりまして、月に直せば1万円。その中で電話相談、それから実際に出向いて行います法律相談、法的な文書の作成、そういったものを踏まえて契約しておるような状況でございまして、そういうことを考えれば、金額的にはそれほど高いというようなことはないというふうに判断しておるところでございます。
- 外村議員 弁護士の件はわかりました。一括でやってるから安い、月1万円。これは一般的な顧問としての普遍的な顧問契約ですから、何か事件が発生した場合は別の弁護士に委託するというのは何ら問題ないと思うんですが、その辺の疑義があるんでしょうか。それと、先ほどきちっと訊くの忘れたんですけど、今回、成功したから成功報酬がちょっと高くて378万というふうに回答されているわけですけど、失敗してたら、どれぐらいだったんでしょうか……(「答弁出ていた」と呼ぶ者あり)……。
- **教育こども部長** 今回、成功報酬ということで計上させていただいてますけども、この金額も資料請求でいただいたように、計算書というのが出てますけども、協議の中で決まってきた金額ですので、負けた場合の部分については協議も何もしてませんので、金額は幾らということは、この場で申し上げる金額は持ち合わせておりません。
- **戸田議員** 最後です。やまぶき園の民設民営化という計画について、パブリックコメントをしないと断言されましたね。就学前の子ども達に関わって、保育所民営化の基本方針を出されたときは、パブコメをされたのではないかと記憶しております。当時、市民として、ああ、そうなのかと思った記憶があるのですが、間違っているでしょうか。いず

れにしても、条例を廃止して、町立の福祉施設を廃止するのです。町立ではなくなる、これは大変大きな施策の変更です。パブコメをしないと断言されるというのは、ちょっと理解しかねます。まず、パブリックコメントに関する認識として、住民に説明責任を果たして周知を図り、意見を求めるという、この感覚を欠いておられるのではないですか、というのが1点。

もう一つは、障害者施策の問題です。関係団体への丁寧な説明を繰り返しされ、ヒアリングを重視されたということは良く理解しました。しかし、障害者施策を障害者だけの問題として狭く認識されているように思えてなりません。誰もが、自分が当事者になり、あるいは家族になるということがあり得るのです。ある日、障害者になれば、あるいは障害者の家族になれば、そして地域で暮らしていくということは、地域の皆さんに支えていただき、互いに支え合い、そして地域で頑張って暮らしていかなければならない。この重たい課題に、どう向き合っていくのか。私、一般質問でも申し上げました。こういう視点があれば、関係団体に説明したからパブコメは行いません、と断言されるということはあり得ないと私は思います……(「あり得ない」と呼ぶ者あり)……。しかし、断言された。発言を撤回されるお気持ちはありませんか。今からでも遅くありません。ここ、すごく重要だと思います。

もう1点です。小学校の給食です。第一小学校、これについては第一小学校の課題は全町的な課題であると。それはメニュー・献立の問題ですと、私、申してました。従って、給食については、第一小学校はもちろん全小学校の皆さん、保護者の皆さんと、そして高学年の児童に対してアンケートを取っていただきたい。献立やメニューには課題があります。「食」の乱れが給食にあるというふうに指摘されてもいる昨今、和食を中心として、お膳の献立に少しずつ戻していくことが私たち日本人の大きな課題だと、そういう指摘があちこちでされています。子育て世代の今のニーズをしっかりと拾うアンケート、そして「食」を考えるという視点から、高学年の生徒へのアンケートを取って、そして、これを実施することによって一小・四小の給食室の課題をちゃんとお伝えして、親子方式について説明責任を果たす。こういったことで理解を求めていくという手法もあるのではないですか。

第一小学校の給食を廃止するということは、町立プールを廃止したときと同じように…… (「廃止じゃない」と呼ぶ者あり)……、給食室をなくして…… (「なくならへん」と呼ぶ者あり)……。

第一小学校の給食調理室をなくして第四小学校で調理するということは、給食に取って給食室がなくなるのです。そして……。

伊集院議長 質疑してください。そこを確認してください。

戸田議員 食洗だけ残すということなんですね。町立プールを廃止したときも説明責任が果たされませんでした。今回、町立の福祉施設やまぶき園を民営化するときも、パブリ

ックコメントを取らないとおっしゃる。

この2点の本質は同じだと思います。それぞれにご答弁を求めて、私の3回目の質問 を終わります。

健康福祉部長 戸田議員からのお尋ねでございます。

一般質問でありました「障害者差別解消法」が、平成28年4月に施行されました。障害を理由とする差別の解消に関する法律でございまして、障害のないまちをつくっていくということで、当然、行政として率先して取り組むという姿勢で、これまでも障害者施策に取り組んでおりますので、私どもとしては、狭い認識で障害者施策を推進しているつもりは一切ございません。

パブリックコメントにつきましては、パブリックコメント実施要綱に基づき、今回は対象外だろうというふうに考えております。また、関係者団体の皆様、保護者の方々のご意見も十分聞かせていただきましたし、それ以外にも、障害者施策推進協議会の中でご議論をいただいております。ここには住民代表として公募委員の方々も入っていただいてますし、各大学の学識経験者の方々、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会や、また民生委員児童委員の皆様も入っていただいてますので、様々な方面からのご意見は十分聞かせていただいていると思っております。

以上でございます。

教育こども部長 給食に関してでございますが、アンケートについては、給食全体的なことだと思ってますので、今回の親子方式という部分ではどうなのかなというふうに思います。

それと説明については、先ほどご答弁申し上げましたように、保護者会の方にもお伝えをしてますように、今後、説明責任を果たしていくということで日程調整も進めておりますので、十分に説明はしていきたいと思っております。

以上でございます。

河野議員 1回目の質問になります。ほんとに、特に教育こども部、健康福祉部におかれては懸案の課題が集中しているということでは、議員の私自身も、その課題についていけないぐらいの今回の提案もあったと思いますが、ただ、大きな分岐点というか、町の財産、町民の財産をどうするのかという点では、いろいろと問わなければいけないと思ってます。

まず、81 号議案・82 号議案については、一切異議なり疑問等はございません。

83 号議案の一般会計補正予算では、いろいろ資料を請求させていただきました。まず、ちょっとこれは、改めて本会議場での総務部長の説明を聞いておりまして、再度、説明を求めたい点としましては、歳入の普通交付税の補正について、一定の税目、一部の税目が町の算定を予想よりも上回ったということですかね。それによるマイナス補正である、というふうに説明を聞いたように記憶しておりますが、その点について、その税目

についての細部の説明を求めておきたいと思います。

それから、教育こども部所管で、第四小学校を校舎の増築、2階建てを3階建てに改められたと。これはほんとにいろいろと構想を立てられておられた矢先に、次々と開発の計画が明らかになり、2階建てのまま突っ走られなかったということについては、非常に大変だったとは思いますが、3階建てにするということで、改めてまた業務はしなければなりませんが、賢明な判断であったと思って、その点では多少安堵しております。

ただ、前会の議会で、この増築に関しては学童保育室も含まれているということです。これから、第四小学校は教室も増えますが、学童の使用と4年生以上も増えますので、増えていくということですが、前回、可決した新築の鉄骨の第四小学校の学童保育室において、後々になってということで、ほんとに私自身も不備を感じておりますが、あの鉄骨の学童保育室は、トイレの設備はあるが水屋というか、シンクがないということと、ガスで湯沸かしをする設備がないということで、改めて、この3階建ての学童保育室においては、そういったものを担保しなければ、夏休み1日の相当な量のお茶を飲まれますし、飲み水の確保ということでは、この新たな実施設計をなさる第四小学校の校舎については、どの程度のものを考えておられて、この間の新築の鉄骨の学童保育室にはない部分をどう担保されるのかということについては、改めてお訊きしたいと思いますし、これは保護者会からも重ねて尋ねられているところで、この議場で確認ができていなかったというふうに思っております。答弁を求めます。

ですので、来年4月から、今の新築の鉄骨は開始されるわけですけども、その時点では、まだ旧のプレハブの学童保育室が残っているので、そこでお茶などの湯沸かしができる。新たな校舎ができたときには、シンク、ガス設備があるので、そこでの移行期間の間、特段、その点では問題はないと思っていいのでしょうか。答弁を求めます。

それから、それは債務負担行為と予算書においてということでお訊きしております。 次には、一般会計予算において、測量や、あるいは選定委員会の報酬という点で、金 額としては大きくありませんが、ここのところを認めるかどうかということは、すなわ ち町立やまぶき園の民営化に向けて、受けられる法人を選定するということに一歩を踏 み出すということですから、実は、この9万円の中には大きな意味があると。はたして、 では、町立やまぶき園の選定委員会を経た後、来年7月の国庫負担、国庫補助の採択を 受けて建設に入られると仮定しまして、想定して、町立やまぶき園の廃止条例というの は、どのあたりで議会に提案される予定なのか、答弁を求めます。

それから、パブリックコメント等のことが、議会への説明責任や住民への意見聴取ということが議論になっておりますが、私たちも10月31日に、初めてといいますか、施策推進協議会で議論されていることや、民営化ということも視野に入れておられるということは、事前にそのあたりは十分に情報提供いただいておりました。しかしながら、場所をふれあいセンターの敷地内に置くということと、あと基本方針案というものは、

10月31日の段階で、初めて全容をお聞かせいただいたということになります。

その時点でも申し上げましたが、本来であれば、8月の下旬に説明をいただいて、9月の一般質問及び決算の審査などにおいて、一定方向、障がい者施設のやまぶき園の民営化については、やはり議会の議論を経て、その後に方針案として施策推進協議会に付すと。施策推進協議会にも私たちと同様に説明が必要だったと思いますが、それを経た後に、今回、提案をされるということであれば、まだ住民の代表である議員としては、住民全体の意見を推し量りながら今回の議案に望むことができたと思っておりますが、10月31日の段階で言えば、もう一般質問しても、この選定委員会の報酬が提案されているのがわかっていて、一般質問にはかなわないという意味では、多少、ちょっと絶望的な気持ちで、この議会を迎えるということを思っておりました。ただ、絶望だけはしておりませんので、25項目の質問状という形で、原課は大変だったと思いますが、しかし、議員としては、やはりその点は質さないといけないということで質問状を出し、今回、資料にも出されています。

その中の回答として、すでにいただいておりますが、回答の中で多少疑問が残る点について申し上げますと、やはり一般相談支援事業について、先ほどもありました、一定精神保健福祉士、社会福祉士などの資格を持ち、相談業務5年以上の経験を持つという人がいなければ、今のやまぶき園の流れでいくと、利用者以外の相談に乗る、あるいは重度重複、強度行動障がい、重症心身障がいの方の対応とともに、精神疾患の方の病院からの退院後の地域生活の移行とか、身体障がい者の方が施設から地域に移行するための一般相談支援をするということは、ほぼ無理だと思われます。

そういう意味で、事業者、保護者の聞き取りの中でもおっしゃってました、やまぶき園の利用者だけでショートステイや一般相談が独占されるのではないかという懸念を持っておられる。これはかなりの方が持っておられます。また一方では、保護者の方は、そういった相談支援やショートステイは自分達が使える、自分達の施設であるという意識も強く持っておられる方もおられますので、ここは、やはり厳然たる専門職を置かなければ、ショートステイも一般相談支援も、早晩、やまぶき園の利用者で埋まってしまうということになりかねません。

その点は、やはり島本町の福祉事務所自体が、実はこの求めるスキルを持っておられるわけです。これは保護者の皆さんもおっしゃっておられます。精神保健福祉士、社会福祉士の資格も持ち、実務経験のある方が、今、相当数、福祉事務所で配置されてますので、そういったスキルを民間の、これからの拠点施設であるやまぶき園にも当然持つべきであると。そういう能力を保護者は期待をされるということですが、その点の担保は、やはり、しっかりと募集要項に明記をされる必要があります。それが持てない場合は、島本町の職員が出向するというような形も担保しなければ、拠点施設とはなれないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、一般相談支援で言いますと、今、大阪府のほうが「第4期福祉計画」に盛り込むための地域生活拠点整備について報告書を取りまとめ、一部は厚生労働省にも提言をされています……(「質問して」と呼ぶ者あり)……。その中に、地域生活支援拠点に求められる機能として、24時間相談の受付ということについて非常に強調されています。この24時間の相談支援についての担保は、募集要項に位置づけられるのか。様々、携帯電話などを活用して、施設におられなくても、夜間、時間外の相談に対応できるような担保を島本町として持つのか、法人の能力に問うのかという点ですね。その点について求めておきます。この点は特に福祉事務所など、役所では対応しづらいところで、民間の拠点施設に期待される機能だと思いますので、その点はいかがでしょうか。答弁を求めます。

それから、やまぶき園の保護者会から、このいただいた資料の中で、今年の……(「時間もあるから質問してよ」と呼ぶ者あり)……、質問ですよ、資料に基づいて質問しております。今年の3月の28日ですかね、やまぶき園の保護者会から要望書が出ております。このやまぶき園の耐震化・新築についての要望とともに、就労支援Bの指導員さんを2人から3人に増やして欲しいという要望が出ていることが明らかになっております。この要望に対しては、町はどのようにお答えになっているのか、答弁を求めます。

同時に、新たな民間施設には加算金が、原則的には 2,300 万相当の加算金はつかない 前提で、ほんとに民間としての経営を求められるということを、保護者には十分に説明 なさっているでしょうか。その辺について、答弁を求めます。

すいません、あともう1点、介護保険の特別会計です。今回、「第7期介護・地域福祉計画」策定についての債務負担行為が示されておりますが、年度内に入札をされ、実態調査に運ばれるということになります。この実態調査については、かねてから高齢者の一般調査と、介護保険の未利用者、そして利用者の3種類のアンケートを取っておられますが、私自身、このアンケートの結果を毎度拝見するときに思いましたのが、住宅改造助成や福祉用具の利用については、概ね未利用者のほうで集計を取られている。しかし、これから始まる総合支援事業では、この二つの事業利用については、はっきりと介護保険の範囲内で対応されるという方向性で町は対応されています。

そういう意味では、実態調査のやり方によっては、正確な事業ニーズが得られない、 集計できないということにならないのか。この点では厚生労働省の見解も聞きたいとこ ろなんですが、町としてはどのような見解を持っておられるのか。また、今度の第7期 においては、そういった調査が続行されるのか。現時点でわかっておられることがあれ ば、お答えください。これは介護保険料の算定にも影響しますので、訊いております。

それから、実態調査をされる時期は、厚生労働省としては3月頃に課長さんに対して 説明会があるように示されていますけども、島本町としては、この実態調査の時期、ど の時期を考えておられるのか、答弁を求めておきます。 もう1点は、実態調査はあくまで第7期に向けての実態調査ですが、その時期にほぼ同じくして、第6期で完結しなければいけない総合支援事業の説明会が、来年以降、保険年金課で予定されていると、議員のほうは説明を受けております。この説明会の時期はいつ頃を想定されているのか、いつ頃を予定されているのか。もうそろそろ決まっている頃だと思いますので、補正ですから、明らかにしてください。答弁を求めます。

財政課長 まず、歳入におきまして、普通交付税の補正についてのご質問でございます。

一部税目におきまして、当初予算の調整時点における試算を算定結果が上回った、その一部税目は、というご質問だったと思いますが、市町村民税の法人税割におきまして、 当初予算時点で試算しておりました額を算定結果が大きく上回りました。これが今回、 補正をさせていただく最も大きな理由となっておるものでございます。

私のほうからは、以上でございます。

教育こども部長 第四小学校の校舎増築に関わって、学童保育室のご質問でございます。

今、建設しております学童保育室につきましては、ほんとに限られたスペースの中で建築を考えました。その中で要望が多かったのが、やはりトイレを中に造って欲しいという要望が強くございましたので、それは何とか入れ込むことができたんですが、ご指摘のシンク、それからガス給湯、そういう部屋を造るということが難しかったものですから、現在の形になってます。ただ、今後、増築する校舎の中には、当然、そういった設備を備えた教室にする予定にしています。

今あるプレハブを使いつつですが、新しい校舎を増築するにあたっては、プレハブを 潰さなければならない時期がありますので、その空白期間をどういうふうに乗り切るか ということで考えてますけども、一定、不便ではありますけども、校舎内にある給湯室 なんかを活用して対応をせざるを得ないかなというふうに、現時点では考えております し、そういうお話を学童保育室指導員のほうにはさせていただいております。

以上でございます。

健康福祉部長 河野議員からの数点のお尋ねでございます。

まず、やまぶき園廃止条例はいつ上程されるのかという件につきましては、整備し、 開設の目途が立った時点で提案をさせていただきたいと考えております。

また、基本方針、8月下旬に説明ができたのではないかということでございますが、 基本方針(案)につきましては、先ほど来ご答弁させていただいてますように、11月1 日に障害者施策推進協議会にご提示をさせていただきました。その資料発送が1週間前 として、そのギリギリまで調整を続けておったのが事実でございます。それからすると、 8月下旬にお示しする段階ではなかったというふうに考えております。

またもう1点、やまぶき園の利用者で今後のショートステイ等が独占されるのではないかということにつきましては、当然、今度、整備する施設については拠点として整備する施設でございますので、やまぶき園利用者の方が、この新拠点施設のショートステ

イを独占するということではございません。また、24 時間体制の相談体制ということで ございますが、夜間・休日等における対応につきましては、事業者からの提案内容を適 切に評価して選定を行ったうえで、整備運営事業者を選定してまいりたいと考えており ます。

そして、介護保険のほうでございますが、年度内に入札をする、それでアンケートの時期はということでございますが、アンケート時期は3月頃を予定をいたしております。 そして、総合事業の説明会の時期ということでございますが、説明会というか、私どもといたしましては住民向けの研修会と位置づけまして、3月に開催を、現時点では計画をいたしております。

そして、あともう1点が、サービス未利用者の中に住宅改修・福祉用具購入者が含まれているという件につきましては、「第6期計画」の中では、特定の月の給付実績をもとに対象者の抽出を行いました。介護保険サービス未利用者については、要介護認定を受けたにも関わらず介護保険サービスを利用されていなかった方として3点、恒常的に介護保険サービスを利用されていない方、当該月以外で住宅改修及び福祉用具の購入のみであった方、これまで介護保険サービスを利用されていたが当該月に入院等で介護保険サービスを利用されなかった方ということで、調査を行い、アンケートを行いましたので、第6期の中では含まれておりました。

現在、国からは介護保険サービス未利用者に対するアンケートの内容等については示されておりません。本町としても、実施の有無を、内容について検討している状況でございます。「第7期計画」におきましては、介護保険サービス未利用者に対するアンケートを実施することとなった際には、「第6期計画」同様、介護保険サービス未利用者の抽出につきましては、特定の月の給付実績をもとに行う予定でございますが、府内の他市町村の状況等も踏まえ、内容については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉推進課長 その他のご質問についてでございます。

まず、相談支援事業の資格等でございますけれども、当然、一般相談支援事業は様々な障害、3 障害、また難病、児童、様々な障害に対応していく必要がございます。その従事する相談員は、当然、様々な障害に対応する経験と資格を有する、資格は様々ございますし、経験も様々ございます。大阪府で実施する相談支援専門員については、誰でも受けられるわけではなくて、当然、資格と実務経験何年間以上というのが決められておりまして、それらを有する方が大阪府の研修を受講して、相談支援専門員になる。一般相談支援、その他相談に従事するということで、同様の要件での配置というものを考えております。先ほど来申し上げてますように、専従を含めた配置というのも考えておりますが、また人数等につきましては、今後、詳細に検討してまいりたいと考えております。

また、もう1点、就労継続支援B型についての、やまぶき園保護者会からの要望についての件でございます。確かに、やまぶき園保護者会から就労継続支援B型の担当者、支援員は現在2人ということでございます。その利用者は9人でございます。9人に対して2人。一方、もう一つの生活介護というサービス区分におきましては、現在、23人に対して8人の支援員を配置しているところでございます。その割り振りにつきましては、もちろん、それぞれのサービス内容・区分ごとに障害程度でありますとか年齢、またプログラム内容自体が全然違いますし、実施する人数規模、その部屋の数とかも違いますので、一概に比較はできないものと考えておりますが、その配分等につきましては事業者のほうで、法人のほうで判断されるものと考えておりますが、この要望につきましては、やまぶき園のほうには申し伝えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 時間が押してますけども、このやまぶき園の廃止条例というのは、民営化をもう前提としたような質問になっておりますけども、こういった提案が出てくるということは、可決をするということを前提に行政は進めているわけですし、耐震化はこれ以上引き延ばすことはできないということもわかっておりますし、7月の国庫補助採択が、もうお尻に火がついているということでは、ただ、今の段階で募集をかけるということについては、私自身、この間、質問状を作る前に、島本町の住民の障がい者の方と関わりの深い、一般相談支援に近い仕事をされている「らいと」、またショートステイをされている「みゆき園」、一番、島本町のその事業での住民の実態をよくご存じということで伺いましたけど、情報提供して、7月の国庫補助採択に向けての事務としては非常にタイトであるということは、いろいろな法人の方には聞いております。その辺の事前の情報提供と……。

伊集院議長 質疑をお願いいたします。

河野議員 採択をさせ、選定をするために十分な時間があるのかという点では、一定、も う参入する業者が限られてしまうということも見えてしまうというのが、今の議場、議 会での私の中での認識です。

そういう意味では、そういうことをするために結果責任というんですかね。それと、
ふれあいセンターの今、住民で使っておられる敷地を障がい者施設に使うんだということは、
やはり住民全体の理解、「障害者差別解消法」に基づく理解、ここを障がい者の
拠点施設とするんだということを理解するためにも、これは住民の皆さんに知っていた
だき、認識していただくということのためにも、本来はパブリックコメントをするとい
うこと、あるいは9月議会で一定期間議会で審議をするということは、せめてどちらか
一つは不可欠であったのではないか。どちらか、
両方ともということはこの際望みませ
んが、議会は今やってますので、そういった最大限の努力を、もう広報の発行日は決ま
ってますけども、こういった民営化をすることについての努力、どういった形で意見を

聞くのかというのは、もう行政で考えるしかありませんけど、その点の努力をなさるお つもりはありませんか。

今のところ、当事者の方から民営化そのものについて断固反対というような声は確かに聞いておりませんが、そういった手立てを取るということですね。この際、広報では間に合わないのであれば、広報に折り込みでも結構ですから、説明会を1回でも開く、一般住民に対してね。そこで質疑を受けるということを求めたいと思いますが。そういったことをやはり経て、民間法人の公募に至るということであれば、私たちは安心して、町立施設の廃止に向けての一歩を踏み出すということになりますが、その点、この辺は町長にお訊きしたいと思います。最善を尽くしていただきたい。

ここまでの道のりが間違っているとは到底申し上げません、精一杯やっていただいた。 大変、保健福祉は制度改正の中で、やまぶき園の耐震移転という独自の課題もあった中でね、非常にタイトな仕事を強要されたとは思いますけども、やはり、ふれあいセンターの敷地を活用するということも含めて周知も図ったうえで、意見を聞くということについては、担保をしていただきたい。この点は強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか……(「反対してるのか」と呼ぶ者あり)……。何か、すごいテンション下がりましたけど。

伊集院議長 質疑をお願いします。

河野議員 こちら側の今日の、ほんとに不規則発言には非常に、議会の質問というものをね……。

伊集院議長 質疑をお願いします。

河野議員 地に落とすような、反対してはりますんかと、今、野村議員から不規則発言がありましたけど、そんなことを質問しているわけではありません。質問をしております。 答弁を求めます。

あとは介護保険の問題ですけども、これはもう何度もこの議場で申し上げました、介護保険の運営協議会の場で、第6期の総合支援事業の実施はできるだけ早めたうえでしないと、第7期策定の時期と重なれば、相当現場も混乱し、住民の方からの不満も寄せられる頃に第7期の策定に入りますよと、そのことを見越して行政は対応して欲しいということを、会長さんというか、学識の方がおっしゃっておりました。

3月に、この実態調査をする時期に、第7期の介護保険の実態調査をするアンケートが送られるということは、今、すでに新聞でも毎日のように介護保険の第7期については相当な議論が起こる可能性がありますので、その点については、第6期の問題と第7期の問題を十分に住民には説明をしていただいてやっていただくということと、第7期に向けては、やはり、せめて「保険あって介護なし」ということが本当に如実になりそうな様相であります。「介護保険条例」に減免規定にその他の条項を、しっかり設けられて、せめて独自減免制度、ほかの市町村がやっているようなことぐらいは手がけられ

て救済をするということ。保険料での救済をし、滞納を減らすという方策を、今から町 は検討を始めるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか、答弁を求めます。

川口町長 やまぶき園の建て替え・移転ですけども、場所の選定に2~3年前からかかっておりまして、なかなか、いい場所が見つからない。保護者、利用者の方は、やっぱり、どこに行くんやということを大変心配していらっしゃいます。障害を持っていらっしゃる方ですので、当然のことでございます。最悪、町有地でなくって民間の土地を購入するという、そういうところまで行くのかなと思っておりましたが、最終的に、ふれあいセンターの一部の土地でやるのが一番いいのだろうというふうな結論に達しました。

その用地は、今、ゲートボールで使われたり、健康のためのそういうスペースがございますので、そういった利用者の方にはご理解いただくように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

健康福祉部長 募集から決定までのプロセス、短いんじゃないかということでございますが、他自治体の同様施設の整備事業者の決定までのスケジュールを見ても、今回の本町の取り組みとほぼ同様のスケジュールとなっております。ただ、多くの事業者には応募いただきたいという思いがございますので、広報誌、ホームページには当然掲載いたしますが、先ほどもご答弁させていただきました、基本方針が策定できましたので、年内には募集要件を満たすと思われる近隣事業者には通知を送って、年明け以降に、このような整備事業にかかる公募をさせていただくという周知をしていきたいというふうに考えております。

また、介護保険の住民の皆さんへの周知については、先ほど申しました住民向け研修会というのを行いますので、その中で十分、皆さんに周知できるように、研修会の内容も十分検討して実施していきたいと考えております。

また、独自減免制度につきましては、これは全く島本町として検討していないという わけではなく、定期的に他市町村の状況も踏まえながら検討しておるところでございま すので、また一定、次期の中で検討は図っていきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてに対する計論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平野議員 第83号議案 一般会計補正予算(第3号)に対して、人びとの新しい歩みを代表いたしまして賛成の討論をいたします。

今回の補正予算には、やまぶき園の移転建替え及び地域生活拠点施設等の整備に関わる公有財産測量委託料、それから社会福祉施設整備審査委員会の報酬の費用があがっておりました。このやまぶき園移転建替え、地域生活拠点施設、非常に重要な課題であったというふうに思います。

やまぶき園については、施設の老朽化、耐震化、またアスベスト問題等があり、ようやく移転・建て替えということになることについては、非常に待ち望まれていたことだというふうに思っております。しかし、指定管理者制度であれ町営から民設民営に移行という大きな制度変更については、やはり住民への周知が必要であったというふうに思っております。それは案の段階でということですね、基本方針(案)というのを作られましたので、その案の段階でパブコメが必要であったということについては、先ほど、同会派の戸田議員が述べたところです。

また、障がい者の地域生活を支える地域拠点施設と一体化して整備する、このことについても重要な問題です。障がい者の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え障がい児者の地域生活支援を推進するという観点で、この拠点施設を造られますので、すべての住民が私は関わることだというふうに思っております。町の財産の廃止にも関わるということですので、十分な、提案にあたっては説明責任を果たす、意見を聞くということは必要であったと思います。

もちろん、関係者、やまぶき園の保護者会だとか、障がい者団体や事業者などから十分なヒアリングをされていたこと、毎日毎日、ほんとに足を運んでヒアリングをされたということについては、本当に努力していただいていたというふうに思っております。 その点については、非常に評価しております。

そのうえで、この拠点施設の内容につきましては、数々、一般相談支援の職員配置とか、専任の職員を求めるとか、またはショートステイに夜間の複数の職員の配置、それから同性介護ができるような形での配置なども求めてまいりました。また、公的施設から民設民営になることで町の関与、公的責任が後退してはいけないということを申し上げました。それは協定書の中にどういう形で盛り込まれるかわかりませんが、一定、何らかの形で担保するようなことが盛り込まれるというふうに私も期待しております。よろしくお願いしたいというふうに思っているところです。

次に、幾つかの小学校の施設に関わることで提案されております。三小の耐震補強等工事ですね。これも学校施設としては最後になる第三小学校の耐震補強工事、ようやく着手されるということで、工事請負費の提案がされました。これも本当に、やっと着手ということで期待しております。しかしながら、その基本構想の中で保育所との併設ということが計画されております。そのことでの支障というのが、やっぱり大きく出ていることについては、ほんとに何か方法はないのかと、未だに思っております。保育所の幼児の園庭が取れないということについては、やはり、本来は保育所をまた別のところに造るということを再考できないのかということは、本当にこの議場でお伝えしたいと思います。いや、それは無理だというふうにおっしゃるかも知れませんけれども、そういうことも、ほんとに何か方法がないのかなという思いがいっぱいであります。現場の声も、そういう声が強いというふうに思っております。

それから、第四小学校の校舎整備、教室の増設、学童保育室の増設、また給食棟の新設、これについては児童の増加ということについて対応していかなければならないということはよくよくわかっておりますが、一小の給食室を廃止して親子方式にするということについては、やはり十分な説明が必要であった、提案前の保護者への説明が必要であったということについては、その点については欠けていたということは、厳しくお伝えしたいというふうに思っております。今後の説明責任を十分果たしていただくということを要望したいというふうに思っております。

それから最後に、元町職員から提起されました教育委員会に対する懲戒免職処分取消訴訟、結果的には町側の主張が認められた、つまり、元職員の訴えは棄却されたということなんですけれど、結果的に600万にも及ぶ弁護士費用が必要だったということですね。やはり、この懲戒免職処分という重い処分を当事者も受けなければならなかったということについてはね、判決文だとか訴状とかいうことを見れば妥当だというふうには思いますが、本来ならば、町の職員がここまで、懲戒免職になるまで、幾ら勤務態度が問題であったとしても、本来はそういう職員を生じさせてはいけないというふうに私は思っていますので、やはり監督責任のある管理職、それから全庁的に職員の業務のあり方、勤務のあり方について、監督責任が十分果たせてなかったというふうに思います。

このことは、結果的には同和行政に対する不信感、青少年・人権教育への評価を私は 貶めたと思っておりますし、その責任は非常に重いと思います。当事者だけの問題では なかったというふうに申し上げたいと思います。

ほかにも幾つかの補正予算があがっておりましたけれども、必要な予算であるという ことを認めまして、賛成の討論といたします。

- **伊集院議長** 反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。
- 野村議員 第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)について、自由 民主党クラブを代表し討論を行います。

今回の補正予算については、歳入歳出それぞれ2億4,583万8千円を追加し、歳入歳 出の総額それぞれ110億590万2千円とするものとなっています。その中の主な内容は、 人事院勧告による人件費の補正予算です。

なお、繰越明許費においては、特定財源として国の補正予算(第2号)を活用し、第三小学校耐震補強等事業として2億3,046万3千円が計上されております。第三小学校の耐震補強等工事については、第四保育所の新築工事との関係から調整に時間を要しているとのことですが、第四保育所とともに早期着手に向けて事務を進められますよう、要望しておきます。

また、学校管理費においては、第四小学校の校舎等設計業務に関する補正予算が計上されていますが、ライオンズガーデン水無瀬グランリバーが建設され、児童数の増加が

見込まれることや、校区内に大型マンションの建設が計画されていることなどが見込まれています。さらには、近隣の大規模工場の移転が明らかになったことから、跡地の活用次第によってはさらに教室の拡充等、義務教育施設の整備は必要となりますことから、これらのことを踏まえた対応が必要と考えます。

以上、他の補正予算についても適正に計上されているものと考え、第83号議案、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第83号議案 2016年度島本町一般会計補正予算に対しまして、日本共産党島 本町会議員団を代表し賛成の討論を行います。

主な賛成の理由としましては、先ほどの条例改正にありました人事院勧告及び人事異動に関わる職員の人件費の増減額の点、また、ふれあいセンターの指定管理者制度、やまぶき園の指定管理者制度に関わる債務負担行為と、また教育予算の関連では、第二・第三・第四小学校の関連補正予算と、第一中学校の耐震化を終えることによってのエレベーターの保守点検業務の委託等が、主な賛成理由、必要不可欠な予算として賛成するものです。

ただし、検討を加えるべき点としましては、質疑もいたしましたとおり、やまぶき園の民営化、町立施設から民営化に移行するための民間法人を選定するための選考委員会、この委員報酬があがっております。私たちとしては、この方針そのものについて、確かに10月31日の説明を受けて、それからの調査ということで非常に時間に限りがあり、住民全体の意向を推し量るという調査期間はかなわないものでありましたが、近隣住民の方、自分のできる範囲の住民からのヒアリング及び障がい当事者団体の個人・団体の方への聞き取り、また島本町でより多くの相談事業をされている、島本町民対象の多くの相談活動をされている支援センターらいと及びショートステイで対応されているみゆき園などを尋ねましてヒアリングを行い、2016年11月14日付けで25項目の質問状という形で質問をさせていただきました。これが私たちの把握している一般住民及び関係当事者の声として届けさせていただき、回答を12月8日付け島健福第2812号としていただいております。

その点について、本会議場で質しましたことは、ショートステイ事業についての複数配置を可能とする体制、あるいは重度の方への加算ということを担保するか、もしくは何か緊急事態があったときに 10 分~15 分の間に駆けつけられるような、そういった複数法人を近隣に持つ、そういった社会福祉法人をということで、どちらかを必ず担保することを強く求めておきます。それがなければ、昨今の 24 時間施設への防犯上の問題、あるいは重度を受け入れるということについてはかなわないというふうに思いますので、その点は障害者施策推進協議会でも声があったとおり、しっかりと担保していただきたいと思います。

また、一般相談支援に関わっては、もう、それは福祉事務所での職員配置にも島本町がかねてから努力をされていたとおり、実務経験のある職員及び有資格者ということを福祉事務所でも配置をし、3 障がい及び児童の障がいの問題に対しては専門性の高い相談機能を発揮してこられた。このことをしっかりと新施設に対しても位置づける。位置づけができない場合には、島本町の職員による指導をしっかりと位置づけるということを求めておきたいと思います。その点がなければ、本来の拠点施設としての機能は果たせないということは、これはやまぶき園の利用者以外の方からの強い希望であるというふうに考えます。

また、加算金 2,300 万円がなくなっていくということについては、引き続き四天王寺 福祉事業団及びやまぶき園の保護者会からも、十分に説明をし、また要望を聞く中で、 募集要項を策定していくということを、強く求めておきます。

就労支援Bに職員増員をして欲しいという保護者会の要望は至極当然のものであって、これを担保するということは、当然、ほかの福祉法人の作業所にも同様の手当てをするということを意味しますので、その点も含めて、来年度予算以降の検討を求めておきます。

最後に、町長から答弁をいただきました。住民に丁寧に今後説明をしていきたいということをおっしゃったように私たちは認識しておりますので、今後、でき得る限りの広報、あるいは様々な場において……(「言ってない」と呼ぶ者あり)……、このやまぶき園の民営化方針、民営化方針ですよ、そのことについて十分に住民に知らせていく。そして、そのうえでの意見を聴取する中で募集要項に加味をする、そういうことは実施するまで精一杯努めていただきたい。

このことは強く求めまして、検討を加えるべき点としては、この点を申し上げまして、 賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

田中議員 第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)について、討論 をいたします。

当補正予算の主たるものは、1. 第三小学校耐震補強等工事・工事請負費 2 億 2 千万、2. 同工事監理業務委託料 1,046 万 3 千円、3. 第四小学校校舎等設計業務委託料 518 万 9 千円、4. 第四小学校校舎改修等設計業務 2,030 万 4 千円の、4 点であります。

いずれも早急に進めなければならない業務であります。従って、賛成の討論といたします。

伊集院議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第83号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第83号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後6時40分~午後6時42分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、採決を行います。

第84号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第84号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第85号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第85号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第86号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第86号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後6時43分~午後6時55分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別 会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の87の1ページでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億695万8千円とするもので、款項の内訳につきましては、87の3ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」でお示しをさせていただいておりますとおりでございます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う人件費等の補正をお願いするもの でございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

なお、人件費の補正につきましては、科目がまたがっておりますので、最後に一括し

て、ご説明申し上げます。

87の7ページ、「歳入」でございます。

第5款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金、第1節 財政 調整基金繰入金 78 万円の増額につきましては、収支の調整を図るものでございます。

続きまして、人件費の補正についてでございます。

87の9ページから12ページにかけての給与費明細書でございます。

人事院勧告に伴う給与等の改正のほか、時間外勤務手当 51 万 3 千円の増額補正をお願いするものでございます。時間外勤務につきましては、平成 26 年 10 月 24 日に策定されました「時間外勤務の適正化方針」に基づき事務を進めておるところでございますが、今回、高浜地区の汚水整備に伴います夜間工事におきまして、監督職員の待機時間の増加によりまして、予算に不足が生じることになったものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第87号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)を議題 といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の88の1ページから2ページにかけてでございます。

第2条の「収益的収入及び支出」につきましては、収益的支出で193万6千円を増額するものでございます。

第3条の「資本的収入及び支出」につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てん財源を示しており、資本的支出で31万4千円を増額するものでございます。

第4条の「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、 職員給与費で225万円を増額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の補正をお願いするもの でございます。

それでは、人件費の補正についてでございます。88 の 7 ページから 10 ページにかけての給与費明細書でございます。

人事院勧告に伴う給与等の改正のほか、時間外勤務手当 24 万 7 千円の増額補正をお願いするものでございます。時間外勤務につきましては、平成 26 年 10 月 24 日に策定されました「時間外勤務の適正化方針」に基づき事務を進めておりますが、今回、青葉地区における老朽配水管の更新に伴います布設替え工事におきまして、当初は昼間での施工を予定しておりましたが、工事区間における交通状況や周辺住民の交通への支障等を勘案した結果、夜間施工にて実施することとなり、夜間における監督職員による現場立ち会い等のため、時間外勤務手当の予算に不足が生じることとなったものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)の 説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い 申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第88号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第88号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を、一括議題といたします。

なお、本案 2 件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行い たいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が本年12月2日に公布され、平成29年1月1日に施行されることに伴い、介護休暇を分割して取得できることとするなどの措置を講じる必要があることから、一部改正を行うものでございます。

具体的には、介護を行う職員の超過勤務の免除規定を新設すること、育児を行う職員の深夜勤務等の制限にかかる子の範囲について、「特別養子縁組の監護期間中の子」「養子縁組里親に委託されている子」を規定するものでございます。また、介護休暇制度について、3回を上限として、合計6ヵ月の範囲内で介護休暇を分割取得することが可能とすること及び連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間を取得できる制度を新設すること等の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正」に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が本年12月2日に公布され、平成29年1月1日に施行されることに伴い、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲の拡大などがあったことに伴い、一部改正

を行うものでございます。

具体的には、法律に規定されております子の範囲のほか、条例委任されております育児休業等の対象となる子について、「将来的に養子縁組里親になることが見込まれる里親に委託されている子」を、本条例に規定するものです。また、子の範囲の拡大に伴う再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情として、「特別養子縁組の成立にかかる家事審判の終了等」を追加し、今般、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において介護時間制度を新設することから、育児時間と介護時間、または部分休業を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までとすることの改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成29年1月1日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案2件に対する質疑を行います。

岡田議員 今回の議案に関しましては、国のほうで「介護のための離職者ゼロ」を目指す ということで、今回、この議案、提出されていると思います。来年の1月から実施とい うことで、各自治体にお訊きしましたら、まだ各自治体では12月議会に提出されていな いにも関わらず、いち早く島本町のほうでは12月議会に提出していただきましたこと は、私は大変評価したいと思っております。

質問なんですが、介護休暇を今回取りやすくなっているんですが、報告は、これに関しては1週間前ということでお聞きいたしておりますが、職員が抜けますよね。6ヵ月という形の連続、これは3回までということなんですが、職員少ない中、今、頑張っていただいておりますが、こういうふうにして例えば職員が抜けた場合、私は現場が大丈夫かなということを一番心配しておりますが、現場のほうはどのように手を打たれていらっしゃるんですか。1週間前に報告要旨をあげて、そして、その間に大丈夫ですかね。1点、お尋ねしたいと思います。

人事課長 ただいま介護休暇が提出された、申請があったときの、その後の職員が属する 課の対応についてでございますけれども、その期間、どれぐらいの期間を取るか。今回、 提案させていただいてますのは、3回に分けて取ることができようになる。その期間が どれぐらいになるかという部分も一つ、判断するところになるかと思っております。

といいますのは、1ヵ月であれば、例えば課の中で協力してできないか、部の中で協力してできないかどうか、そういった部分を、その所属長、部長、次長、課長などと話し合いながら、できないかというところで判断してまいりたい。また、その中でも、やはり長期にわたって一度で3ヵ月、4ヵ月と、ある程度長期になってくるようであれば、例えば臨時職員なんかを配置すればできるのかどうか。そういったところ、できる限り早く、その辺を詰めて対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりますがね、1週間前ぐらいが提出ですね、書類が。この1週間前の書類の提出というのは、各課で掌握するんですか。全体的で掌握されるんですかね。最終的な判子は、やはり町長ですよね、許可というのは。その間、その1週間ぐらいの間に、すぐ臨時職員というのは見つかりますか。その辺、ものすごい心配しています。

それともう1点、お給料の割合というのは、この期間というのはどのような割合になるんでしょうか。

人事課長 臨時職員がすぐ見つかるかどうかというようなお尋ねについてでございますけれども、1週間前までにということですので、できる限り調整、もし、そういうようなことがあれば、できる限り早く相談していただいてというようなところも、一つ、今後、人事課としても、この制度が変わるときに通知して、周知してまいりたいというふうに考えております。その中で、臨時職員のほうは人事課のほう、それぞれ登録制度という形で、そういった制度を設けておりますので、確かに1週間ですぐに、確実にというところは難しいかも知れないですけれども、できる限り、そういうような要望というか調整したうえで、必要ということであれば早く対応してまいりたいと考えております。

それからもう1点、介護休暇取ったときの給与の支給でありますけれども、ここは無 給になるものでございます。

以上でございます。

以上でございます。

- **岡田議員** すいません、ちょっと1点、抜けてたと思うんだけれどもね。最終的な判断というのは、部署でするのか、あるいは最終の町長まで、それは上げるのかということだけ、お答えいただけますか。
- **人事課長** 失礼いたしました。最終的に町長、人事課ですべて取りまとめというか申請を 出していただいた後、町長まで決裁を取るという形になります。
- **外村議員** 一つだけ。この 89 号、90 号、両方とも非常に結構なことなんです。これは職員対象ということで、本町は職員の数を上回る臨時職員がいらっしゃるわけですけども、その方々に対する、これに整合性を少しでも近づけるか、そういうような何か手当てをお考えなのか。それは全くないというのか、その辺を教えてください。
- **人事課長** 現時点では、すぐに同じように改正するということは検討しておりませんけれ ども、国の動き等、また他団体の状況を見て判断してまいりたいと考えております。 以上でございます。
- **外村議員** 答弁がいつも、他団体と横にらみしながらとか、いつもおっしゃいますけども、 本町独自でどう考えているかというのが、やっぱり、そういう回答がいただきたいです が、いかがですか。

(「課長が答弁できるのか」と呼ぶ者あり)

人事課長 非常勤嘱託員の就業要綱等では、介護休暇の制度を設けております。ただ、これを同じようにするかというのは、今後、判断してまいりたいと考えております。 以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに 対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第89号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第89号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する 討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第90号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第90号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。 お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。 これをもちまして、平成28年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、来年2月27日午前10時から会議を開きます。 本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

(午後7時17分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第79号議案 島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の指定管理者の指定 について
- 第80号議案 島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について
- 第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第82号議案 島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第83号議案 平成28年度島本町一般会計補正予算 (第3号)
- 第84号議案 平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第85号議案 平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 第86号議案 平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第87号議案 平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第88号議案 平成28年度島本町水道事業会計補正予算 (第2号)
- 第89号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第90号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年12月15日

島本町議会議長

署名議員(4番)

署名議員(10番)

平成28年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

	番	号	件	名	糸	古	ļ	果
			日立金属株式会社山崎製造部	『跡地の動向について	1 村	2月 上	1 3 議	日員
般		ED.	1. 町職員の意識改革(働き 案制度について 2.「ふるさと納税」の取組		田	中"	議	皿
			1. 姉妹都市提携の候補地被2. 島本町の財政はいつまで		関	說		員
			1. 財源確保と農地に対する 2. 個性が活かされるまちて		野	// 村		員
			 子供の貧困問題や幼児原状と対応について問う 北摂7市3町による図書と課題について問う 		外	// 村		員
			公共施設の整備・改修計画に	こついて	Л	嶋	議	員
	質		 重症心身障がい児者の利 町行事や学校現場での事応、補償を問う 飲酒等にかかわる未成年間う 	事故、怪我への保険対	河	<i>"</i> 野	議	員
			1. 島本町内の農地を守るだ 2. 東大寺緊急土砂置き場の を	ために D安全をはかる取り組み	佐	藤	議	員
			 障害者が地域で安心して 市民の暮らしを支えるコーマンホールカード発行 JR島本駅西土地区画整っ「広報しまもと」に 	下水道事業 庁を提言します〜 逢理事業	戸	<i>"</i>) 田		加
			若山台調整池について			2月 水		
			 新名神高速トンネル工事 防止・環境保全について 税額通知書に勝手にマー ことを求める 戦争遺跡である「楠公・ 産」申請について 	イナンバーを記載しない	平	<i>"</i> 野		員

事件番号	件名	結	果
一般質問	マンション建設等の住宅開発が島本町に与える影響について	12月14平 井 議	4 日 員
第71号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求 めることについて	" 原 案 同	意
第72号議案	大字大沢財産区管理委員の選任につき同意を求める ことについて	" 原 案 同	意
第73号議案	島本町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全 部改正について	" 原 案 可	決
第74号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	" 原 案 可	決
第75号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	" 原 案 可	決
第76号議案	島本町税条例等の一部改正について	" 原 案 可	決
第77号議案	島本町立学童保育室設置条例の一部改正について	" 原 案 可	決
第78号議案	島本町指定地域密着型サービス及び指定地域密着型 介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例の一部改正について	原 案 可	決
第79号議案	島本町ふれあいセンター及び緑地公園住宅集会所の 指定管理者の指定について	12月1 原 案 可	5 日 決
第80号議案	島本町立やまぶき園の指定管理者の指定について	" 原 案 可	決
第81号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	" 原 案 可	決
第82号議案	島本町職員の退職手当に関する条例の一部改正につ いて	" 原 案 可	決
第83号議案	平成28年度島本町一般会計補正予算(第3号)	" 原 案 可	決
第84号議案	平成28年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	" 原 案 可	決
第85号議案	平成28年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	" 原 案 可	決
第86号議案	平成28年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	" 原 案 可	決
第87号議案	平成28年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	" 原 案 可	決

事件番号	件 名	結	果
第88号議案	平成28年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)	12月原案	1 5 日 可 決
第89号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に ついて	// 原 案	可 決
第90号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原 案	可 決